

# 資料 8

市町村連携 IF 仕様  
について  
(法務省提供資料)

# 法務省資料

市町村連携仕様

連携インターフェース仕様

(平成22年10月29日納品版)

※ 本資料は、出入国管理業務の業務・システム最適化に係る在留カード等発行システムの設計・開発・テスト等の受託事業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社から法務省に納入されたものである。

**市町村連携仕様**  
**連携インターフェース仕様**

第 2 . 0 8 版

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

(最終更新)

(平成 2 3 年 6 月 2 8 日)

## ■変更履歴

項番	版数	変更日	変更者	対象	内 容	備 考
1	2.00	2010.10.29	新居	・市町村の構成等	3. 市町村の構成の修正 8. ファイル連携レイアウト修正 9. 連携項目修正	
2	2.01	2010.11.02	新居	・全体	全体的な文言修正	
3	2.02	2010.11.10	新居	・全体	補正機能の追加, 問題修正等	
4	2.03	2010.11.11	新居	・全体	全体的な文言修正 フォルダ名変更（法務省通知取得フォルダを法務省通知フォルダ（オンライン用）に変更）	
5	2.04	2010.11.16	新居	< 参考資料1 >	回線容量見積りの試算データの修正	
6	2.05	2010.11.18	新居	・全体	全体的な文言修正（F/WをFWへ統一等）	
7	2.06	2010.12.13	新居	・全体	ファイル連携レイアウトの見直し	
8	2.07	2010.12.17	新居	・全体	既存住基システム側による特別永住者証明書の交付年月日のオンライン連携に係る追記等	

※実務研究会（第11回）以降の修正箇所については次ページ以降を参照。

## ■実務研究会（第11回）以降の変更箇所

項番	研究会	項目	変更箇所	変更ページ	内容	
1	第11回	異動事由コードの追加	8.7.6	8-9	3桁の「数字」→「アルファベット」に修正	
2			9全体	9-1～9-10	異動事由コードを追加	
3		ICチップ読取情報ファイルレイアウト	8.7.9	8-10	ICチップ読取情報ファイルレイアウトのページを追加	
4	第12回	住居地届出補正機能関連	3.1.3	3-17	異動事由コードの記載について「000」→「000」から「006」までのいずれかに修正	
5			4.1.6	4-6～4-9	異動事由コードの記載について「000」→「000」から「006」までのいずれかに修正	
6			4.2.9	4-27～4-30	異動事由コードの記載について「000」→「000」から「006」までのいずれかに修正	
7			8.7.2	8-8	法務省通知について、詳細情報（参照先）を記載	
8					異動事由コードの記載について「000」→「000」から「006」までのいずれかに修正	
9			9.2	9-6～9-10	異動事由コード（住居地を管理しない場合はこちらを使用）の欄を追加	
10			文字コードの変換方式	7.3	7-2～7-6	文字コード変換方式のページを追加
11			特別永住者証明書交付年月日入力機能関連	3.1.3	3-15～3-16	特別永住者証明書交付年月日を管理する場合のオンライン連携について、内容を修正
12				4.1.10	4-12	④の内容を修正
13		4.2.13		4-34～4-35	特別永住者証明書交付年月日を管理する場合のオンライン連携について、内容を修正（※の部分）	
14	連携ファイルレイアウト関連（氏名部分）	8.2	8-2～8-4	氏名（漢字）について、補足説明（注2）を追加		
15	国籍等コード	8.7.6	8-9	別添資料として国籍等コード表を追加		
16	第13回	システム構成	2.1	2-1～2-3	使用プロトコルについての内容を追加	

17			2.5.1	2-10	メール機能の内容を修正
18			2.5.2	2-10	NTP, HTTPS (HTTP)の内容修正
19			2.6	2-11~2-12	情報連携端末の接続構成のページを追加
20		市町村側の構成	3.1.1	3-1	文言修正
21			3.1.3	3-11, 3-14	外部記憶媒体に関する文言修正
22			3.1.3	3-19	メールに関する文言修正
23		連携方式	4.1.9	4-11	エラー情報表示の内容を修正
24			4.1.9	4-12	市町村連携サーバーエラーに関するページを追加
25		文字コードの扱い	7.1	7-1	氏名漢字に関する現時点の字数を修正
26			7.2	7-1	文字コード変換に関する補足説明(※3)の内容を修正。
27			7.3.2	7-2	市町村固有外字に関する補足説明(※2)の内容を修正
28		連携ファイルレイアウト	8.2	8-2	説明追加
29			8.3	8-4	説明追加及び住所・住居地に関する補足説明(※3)を追加
30			8.6	8-6	LASDECコードに関する説明及び市町村エラーファイルに関する説明を追加
31			8.7.2	8-8	別添資料1の異動事由コードの参照先に関する記載内容を修正
32			8.7.3	8-8	カタカナの文言を追記
33			8.7.6	8-9	別添資料2の国籍等コード表の参照先に関する記載内容を修正
34			8.7.7	8-9	別添資料3の在留資格期間コード表の追加及び別添資料2の参照先に関する記載内容を修正
35			8.7.9	8-10	国籍等コードについて「数値項目」→「文字項目」に修正
36		連携パターン別連携項目	9全体	9-1~9-10	全体的に修正
37			9.2	9-6~9-10	事由コードをまとめた
38			9.2	9-11	市町村通知に関する補足説明ページを追加

■異動事由コードのまとめについて(項番34)

複数の市町村や既存住基ベンダから異動事由コードをまとめる旨の要望があった。

# 目次

1. はじめに	1- 1
1. 1. はじめに	1- 1
1. 2. 本連携 I / F 仕様書における用語の定義	1- 2
2. システム構成	2- 1
2. 1. システム構成図	2- 1
2. 2. システム構成の説明	2- 4
2. 3. 本連携 I / F 仕様書の定義範囲	2- 6
2. 4. 情報連携端末との連携方式	2- 9
2. 5. プロトコル	2-10
2. 5. 1. データ連携内容	2-10
2. 5. 2. 使用プロトコル	2-10
2. 6. 補足（情報連携端末の接続構成）	2-11
2. 6. 1. 基本接続構成	2-11
2. 6. 2. 庁内 LAN を経由した接続構成	2-12
3. 市町村側の構成	3- 1
3. 1. 情報連携端末について	3- 1
3. 1. 1. 情報連携端末で取り扱うデータ	3- 1
3. 1. 2. 情報連携端末のシステム機能範囲	3- 2
3. 1. 3. 情報連携端末の機能	3- 4
3. 1. 4. 情報連携端末の運用管理	3-20
3. 2. IC カード取扱端末について	3-21
3. 2. 1. IC カード取扱端末で取り扱うデータ	3-21
3. 2. 2. IC カード取扱端末のシステム機能範囲	3-22
3. 2. 3. IC カード取扱端末の機能	3-23
3. 2. 4. IC カード取扱端末の運用管理	3-28
3. 3. 情報連携端末、IC カード取扱端末のセキュリティについて	3-30
3. 3. 1. 外部記憶媒体（USB メモリ等）	3-30
3. 3. 2. ファイアウォール（F / W）の設定	3-30
3. 3. 3. その他	3-31
3. 4. 庁内 LAN 等との接続について	3-32
3. 4. 1. 情報連携端末	3-32
3. 4. 2. IC カード取扱端末	3-35
4. 連携方式	4- 1
4. 1. データ連携フロー	4- 1
4. 1. 1. 法務省通知（オンライン連携）	4- 1
4. 1. 2. 法務省通知（外部記憶媒体連携）	4- 2

4. 1. 3.	法務省通知（手入力支援）	4- 3
4. 1. 4.	法務省通知（最新法務省通知取得）	4- 4
4. 1. 5.	法務省通知（過去履歴参照）	4- 5
4. 1. 6.	市町村通知（オンライン連携）	4- 6
4. 1. 7.	市町村通知（外部記憶媒体連携）	4- 8
4. 1. 8.	市町村通知（手入力）	4-10
4. 1. 9.	市町村通知（エラー情報表示）	4-11
4. 1. 10.	特別永住者証明書交付年月日入力	4-13
4. 1. 11.	ICチップ書込み	4-14
4. 1. 12.	ICチップ読出し	4-15
4. 1. 13.	ICチップ読取り	4-16
4. 2.	シーケンス図	4-17
4. 2. 1.	通信仕様	4-17
4. 2. 2.	電文仕様	4-18
4. 2. 3.	端末認証のシーケンス	4-19
4. 2. 4.	法務省通知（オンライン連携）	4-20
4. 2. 5.	法務省通知（外部記憶媒体連携）	4-22
4. 2. 6.	法務省通知（手入力支援）	4-24
4. 2. 7.	最新法務省通知取得	4-26
4. 2. 8.	過去履歴参照	4-27
4. 2. 9.	市町村通知（オンライン連携）	4-28
4. 2. 10.	市町村通知（外部記憶媒体連携）	4-30
4. 2. 11.	市町村通知（手入力）	4-32
4. 2. 12.	市町村通知（エラー情報表示）	4-33
4. 2. 13.	法務省通知（特別永住者証明書交付年月日入力）	4-35
4. 2. 14.	ICチップ書込み	4-37
4. 2. 15.	ICチップ読出し	4-38
4. 2. 16.	ICチップ読取り	4-39
5.	アプリケーションバージョンアップ方式	5- 1
5. 1.	バージョンアップ対象について	5- 1
5. 2.	バージョンアップ方針	5- 1
5. 2. 1.	アプリ更新（市町村情報連携ソフト，ICカード取扱端末用ソフト）	5- 1
5. 2. 2.	PKI失効情報	5- 1
5. 2. 3.	パッチ情報（ウイルスパターン，OSパッチ情報）	5- 1
5. 3.	バージョンアップの流れ	5- 2
5. 3. 1.	情報連携端末のバージョンアップ	5- 2
5. 3. 2.	ICカード取扱端末のバージョンアップ	5- 4
6.	テストデータ消去方式	6- 1

6. 1. テストの定義 .....	6- 1
6. 2. テストデータの定義 .....	6- 2
6. 3. 誤取込みの防止 .....	6- 2
6. 4. テストデータ消去 .....	6- 2
<b>7. 文字コードの扱い .....</b>	<b>7- 1</b>
7. 1. Unicodeと住基統一文字コードについて .....	7- 1
7. 2. 文字コード変換について .....	7- 1
<b>7. 3. 文字コード変換方式について .....</b>	<b>7- 2</b>
7. 3. 1. 概要 .....	7- 2
7. 3. 2. 文字コード変換方法 .....	7- 2
7. 3. 3. 文字コード変換テーブルの実装 .....	7- 3
7. 3. 4. 業務で使用する文字コードとフォント .....	7- 3
7. 3. 5. 文字コード変換の発生タイミング .....	7- 4
<b>8. 連携ファイルレイアウト .....</b>	<b>8- 1</b>
8. 1 基本ファイルレイアウト .....	8- 1
8. 1. 1. ファイル形式 .....	8- 1
8. 1. 2. CSVファイル基本構成 .....	8- 1
8. 2 法務省通知のファイルレイアウト .....	8- 2
8. 3 市町村通知のファイルレイアウト .....	8- 4
8. 4 テストデータ消去のファイルレイアウト .....	8- 5
8. 4. 1. テストデータのファイルレイアウトについて .....	8- 5
8. 5 その他（アプリケーションバージョンアップ）のファイルレイアウト ..	8- 5
8. 5. 1. アプリケーションバージョンアップのファイルレイアウトについて	8- 5
8. 6 ファイル命名規約 .....	8- 6
8. 6. 1. 連携データ .....	8- 6
8. 7 コード定義詳細 .....	8- 8
8. 7. 1. 異動事実コード .....	8- 8
8. 7. 2. 異動事由コード .....	8- 8
8. 7. 3. 氏名分類コード .....	8- 8
8. 7. 4. 男女コード .....	8- 8
8. 7. 5. LASDECコード .....	8- 8
8. 7. 6. 国籍等コード .....	8- 9
8. 7. 7. 在留資格期間コード .....	8- 9
8. 7. 8. 中長期在留者である旨等のコード .....	8- 9
<b>8. 7. 9. ICチップ読取情報のファイルレイアウト .....</b>	<b>8-10</b>
<b>9. 連携パターン別連携項目 .....</b>	<b>9- 1</b>
9. 1. 法務省通知 .....	9- 1
9. 2. 市町村通知 .....	9- 6

10. 連携タイミング .....	10- 1
10. 1. 法務省通知連携タイミング .....	10- 1
10. 2. 市町村通知連携タイミング .....	10- 1

<別添資料1>異動事由コード

<別添資料2>国籍等コード表

<別添資料3>法務省と市町村との情報連携に使用される在留資格期間コード

<参考資料1>回線容量見積り

<参考資料2>転入届等に係る市町村通知に関する運用

平成23年6月28日

(追加補足)

本連携インターフェース仕様中、「国籍等」とあるのは、すべて「国籍・地域」と読み替えるものとする。

## 1. はじめに

### 1. 1. はじめに

本連携 I / F 仕様書は、「出入国管理業務の業務・システム最適化に係る在留カード等発行システムの設計・開発等」における法務省と市町村とのデータ連携（通知）に関する仕様を記載するものである。

法務省と市町村との連携（通知）には、「法務省通知」と「市町村通知」の連携（通知）がある。

住居地情報等又は外国人住民の住民票の記載，削除もしくは記載の修正情報を市町村から法務省へ連携（通知）するもの。

本連携により届出義務の軽減を図り，情報の正確性の確保を実現するものとする。

## 1. 2. 本連携 I / F 仕様書における用語の定義

- ・在留カード等

在留カード及び特別永住者証明書

- ・法務省通知

改正住基法第 30 条の 50 に係る法務省から市町村への通知。

外国人住民の氏名、生年月日、性別、国籍等の変更届出または在留資格の変更や在留期間の更新等の情報を、法務省より市町村へ連携（通知）するもの。市町村では、当該通知を住基法第 8 条に基づき、外国人住民の住民票に反映させる。

- ・市町村通知

改正入管法第 61 条の 8 の 2，同法第 19 条の 7～9 又は改正入管特例法第 10 条等に係る市町村から法務省への通知。

住居地情報等又は外国人住民の住民票の記載，削除もしくは記載の修正情報を市町村から法務省へ連携（通知）するもの。

- ・法務省通知フォルダ，市町村通知フォルダ

情報連携端末の所定の場所に設定されるフォルダ。法務省通知ファイル，市町村通知ファイルは，同フォルダに格納される。なお，フォルダの詳細については，「8. 6. 1. 6) フォルダ構成について」を参照。

- ・総務省「実務研究会」

総務省「外国人に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」。

(URL : [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/daityo\\_ikou/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/daityo_ikou/index.html))

※各システムの名称と定義については，「2. 2. システム構成の説明」を参照。

## 2. システム構成

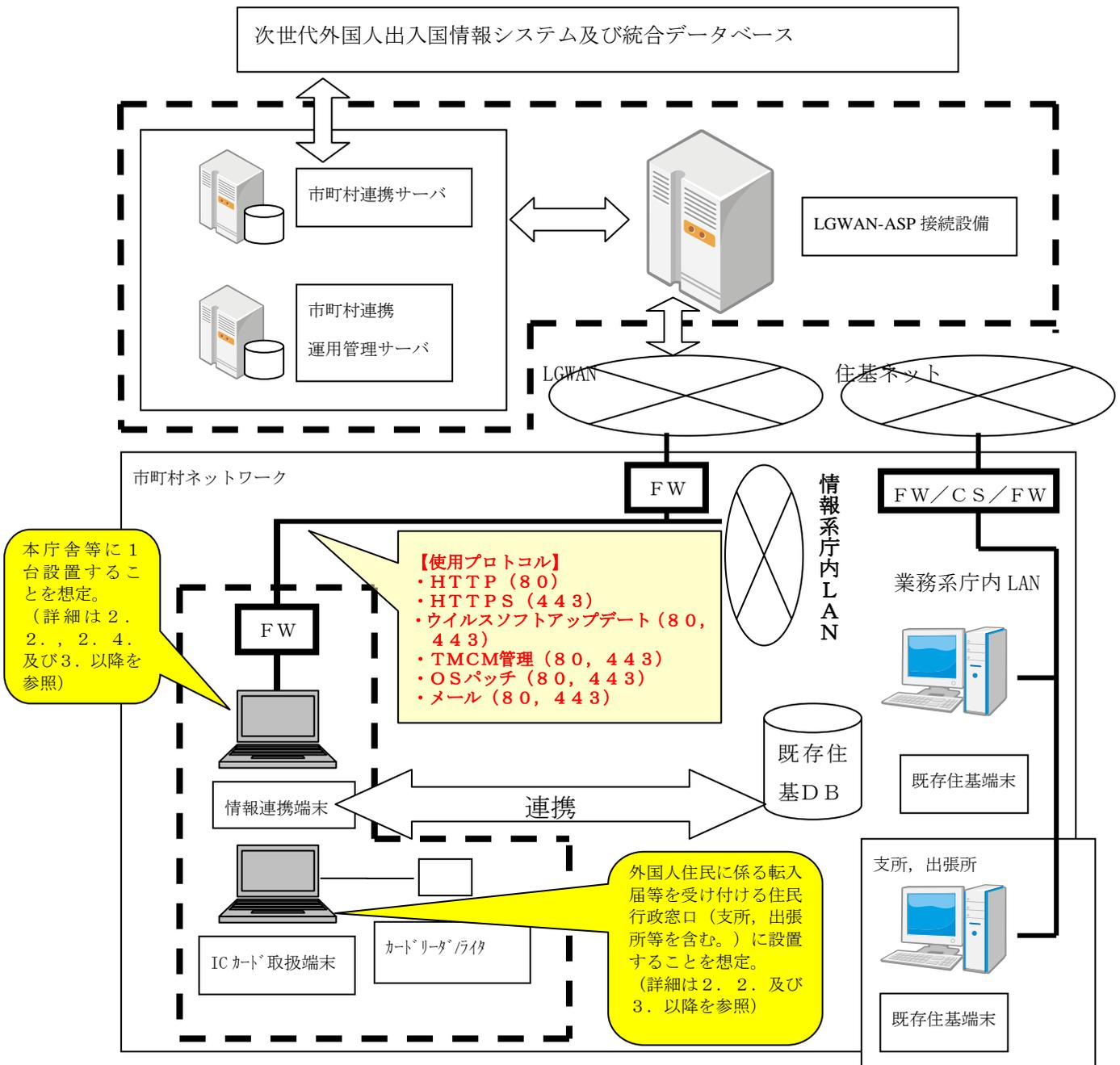
### 2. 1. システム構成図

以下に市町村連携 I / F 部分のシステム構成図を示す。

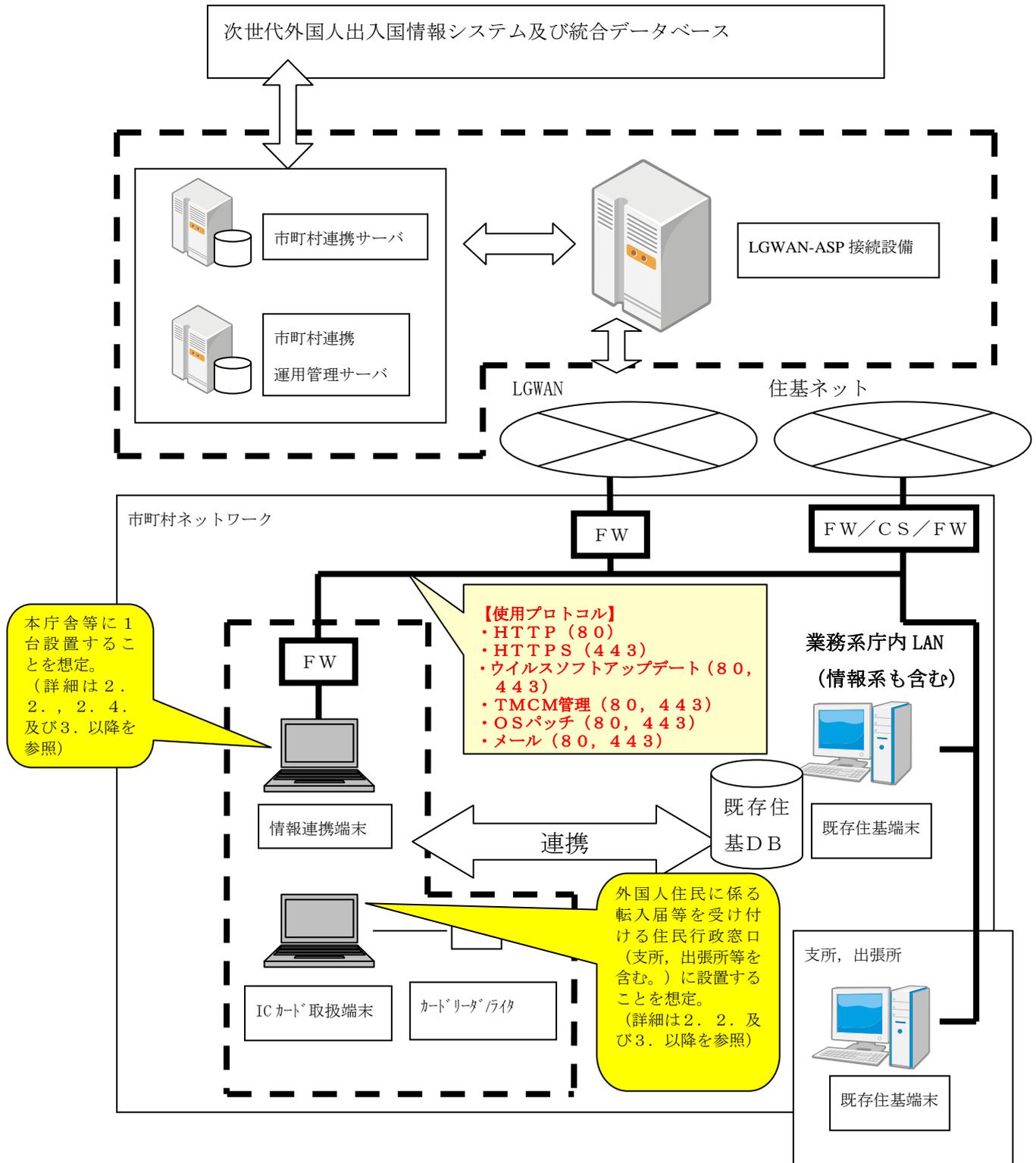
システム構成については各市町村庁内 LAN への接続形態に応じ以下の 3 つのパターン (注) が想定され、市町村ネットワーク側のシステム構成、運用方法については、各市町村 (システム管理者) による検討、調整が必要となる。なお、本連携 I / F 仕様書において、「情報系庁内 LAN」とは、主に庁内に敷設されている LAN のうち、一般に、インターネットへのアクセス、メール等の利用、イントラネットとして全庁的な情報共有などのために用いられるネットワークのことを指す。「業務系庁内 LAN」とは、主に庁内に敷設されている LAN のうち、一般に、住民基本台帳業務等に使用されている庁内 LAN を指す。

(注) 総務省「実務研究会」第 8 回 (資料 2) による。

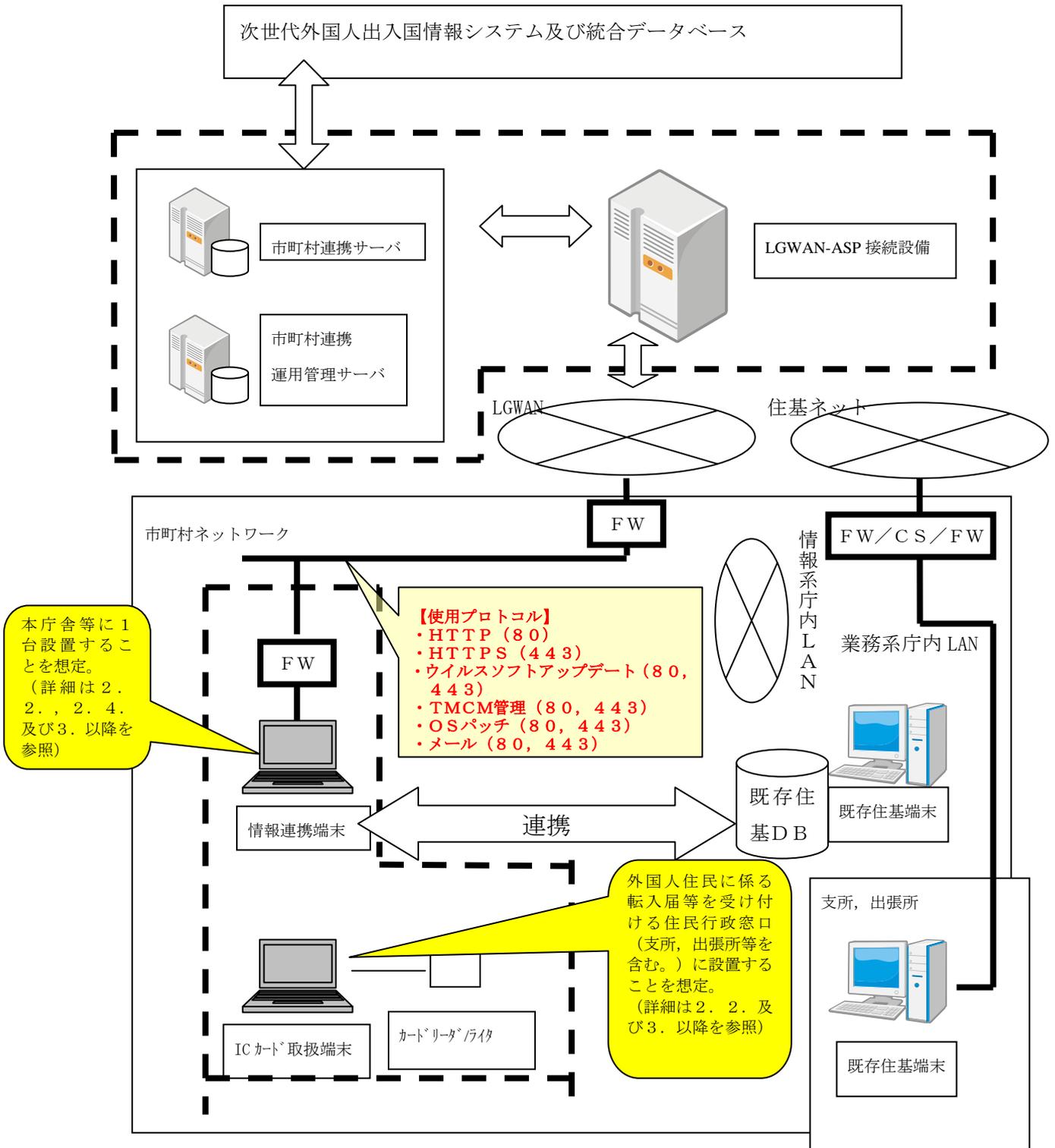
#### ① LGWAN が市町村の情報系庁内 LAN と接続している場合 (パターン 1)



②LGWAN が市町村の業務系庁内 LAN と接続している場合（パターン2）



③ LGWANが市町村の庁内LANと接続していない場合（パターン3）



## 2. 2. システム構成の説明

以下にシステム構成図の各装置の内容について記述する。

### 【市町村連携 I / F 部】

在留カード等発行システムにおける市町村連携部分の構成

で囲んだ部分が市町村連携部分のシステム構成

### 【各装置】

#### ・市町村連携サーバ

在留カード等発行システムと市町村とのデータ連携を行うためのサーバであり、法務省で調達を行い、法務省で運用／管理を行う。

市町村連携サーバに係るDBには、法務省で在留資格変更許可等の処理を行う度毎に随時情報が蓄積されることから、後述の「最新法務省通知取得機能」(3-6ページを参照)により、最新の法務省通知を取得することも可能となる。

#### ・市町村連携運用管理サーバ

メールの運用を当サーバにて行う。またウィルスパターン、OSアップデートの情報を当サーバに配置しておき、情報連携端末又はICカード取扱端末はダウンロードを行う。

#### ・LGWAN

総合行政ネットワーク

法務省側接続部分の回線帯域等について、法務省で整備、運用／管理を行う。

#### ・LGWAN-ASP接続設備

総合行政ネットワークにおけるASP提供用設備

LGWAN-ASP接続設備は、無停電電源装置(UPS)、ファイアウォール(FW)、LGWAN接続用ルータで構成され、法務省側接続部分は法務省で調達、運用／管理を行う。

#### ・情報連携端末

在留カード等発行システムと連携するために市町村に提供される情報連携端末であり、法務省で調達、初期設定、管理を行い、市町村で運用を行うことを想定(3.1.4.を参照)。

各市町村の管理する既存住基DBとの連携(2.4.を参照)を行うことから、既存住基DBが設置されている本庁舎等に1台設置することを想定している。

また、各市町村の庁内LANを介してLGWANと物理的に接続される(3.1.1.を参照)。

さらに、運用で発生する想定外の補正連絡、運用通知、システムメンテナンス情報などのメール送受信を本端末にて行う(メールは市町村側で、1日1回程度確認する運用が想定される)。

- ・ I Cカード取扱端末

在留カード等の住居地情報の変更手続による、在留カード等の書込み、読出し、読取りを行うために市町村に提供される I Cカード取扱端末であり、法務省で調達、初期設定、管理を行い、市町村で運用を行うことを想定（3. 2. 4. を参照）。

なお、在留カード等の読出し、読取り機能について、条件つきで既存の住基システム端末等でのインストールを可能とする（3. 2. 3. を参照）。

また、I Cカード取扱端末は、情報連携端末と異なり、各市町村の住民行政窓口（支所、出張所を含む。）に配布することを想定している。基本的には情報連携端末とは別配布となる予定であるが、市町村側の希望があれば1台の端末で情報連携端末及びI C取扱端末両方の機能を兼ねることも可能とする。

- ・ カードリーダー／ライター（R／W）

上記 I Cカード取扱端末により制御される在留カード等のリーダー／ライターであり、法務省で調達、初期設定、管理を行い、市町村で運用を行う。

- ・ 既存住基端末

各市町村の既存住基システムにアクセスする端末であり、市町村で既に設置／運用管理されている。

- ・ 既存住基DB

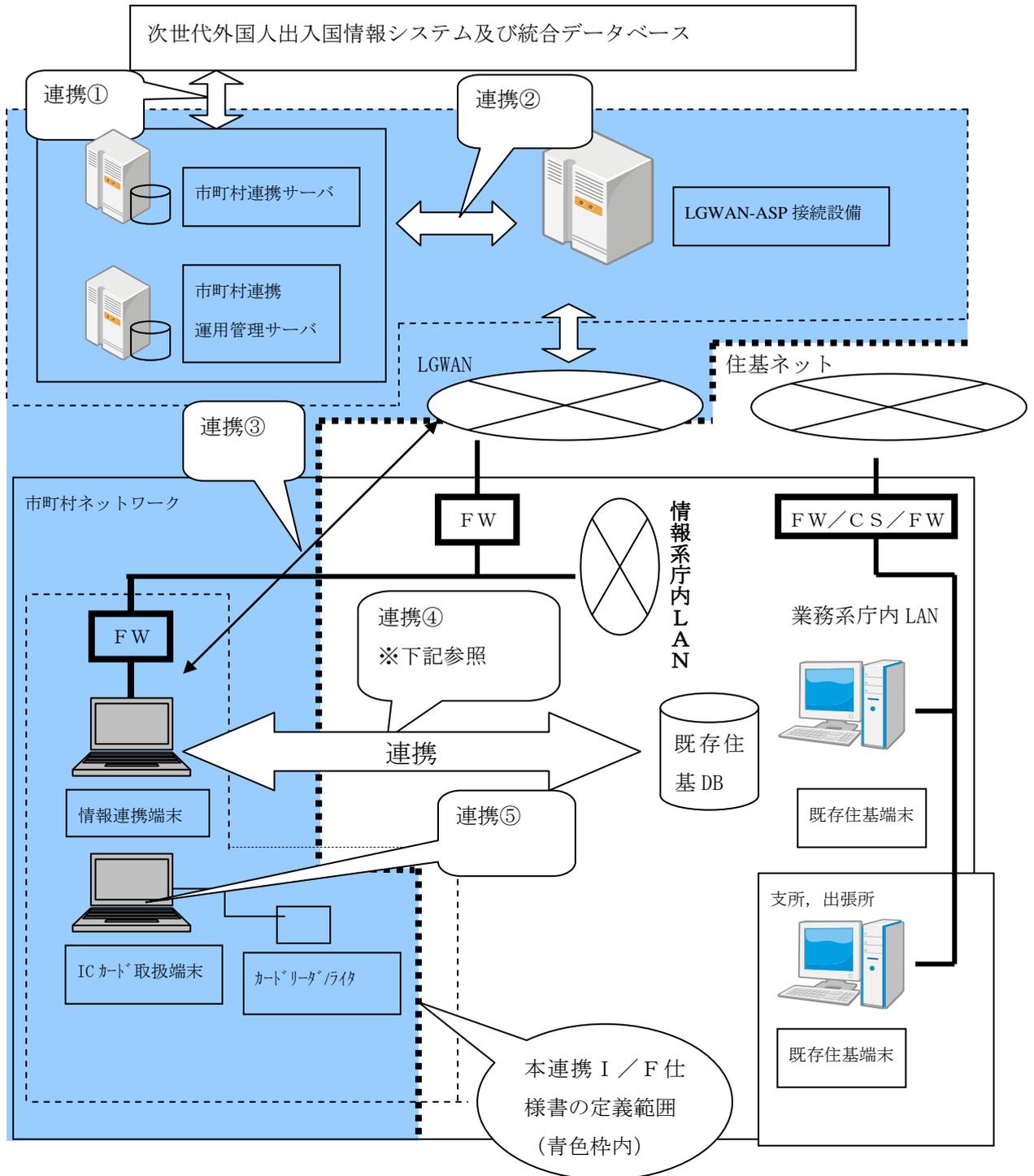
各市町村の既存住基システムのデータベース。多くの市町村ではDBサーバとして1箇所集中管理している。

## 2. 3. 本連携 I / F 仕様書の定義範囲

以下に本連携 I / F 仕様書の定義範囲について記述する。

※ パターン 1 (2. 1. ①) のシステム構成を使用して記述するが、パターン 2, 3 (2. 1. ②及び③) のシステム構成についても同様の定義とする。

連携が必要となる部分を吹き出しで表記する。



※連携④については一部本連携 I / F 仕様書で定義する (2-8 ページを参照)

以下に本連携 I / F 仕様書の定義範囲の詳細について記述する。

【本連携 I / F 仕様書の定義範囲】

- ・連携①：次世代外国人出入国情報システム及び統合データベース，  
市町村連携サーバとの連携  
→ 統合データベースから、法務省通知ファイルの作成に必要なデータを収集して同ファイルを作成し、市町村毎に分割を行う。  
市町村から送信された市町村通知ファイルを統合データベースに登録する。
  
- ・連携②：市町村連携サーバ，L G W A N の連携  
→ L G W A N - A S P 接続設備を介して法務省通知ファイルを市町村の情報連携端末に送信する。  
市町村の情報連携端末から送信された市町村通知ファイルを L G W A N - A S P 接続設備を介して受信する。
  
- ・連携③：市町村連携サーバ，情報連携端末との連携  
→ 市町村連携サーバから受信した法務省通知ファイルを、情報連携端末の法務省通知フォルダに出力する。  
情報連携端末の市町村通知フォルダに置かれた市町村通知ファイルを、市町村連携サーバに送信する。

・連携④：情報連携端末、既存住基DBとの連携

→本連携 I / F 仕様書の定義範囲

情報連携端末の法務省通知フォルダに保存されている法務省通知ファイルを既存住基DB側で取得する。

また、既存住基DB等を介して作成された市町村通知ファイルを情報連携端末の市町村通知フォルダに置く。

なお、情報連携端末での法務省通知ファイルの取得方法は市町村の実状に応じて法務省通知ファイルの取得方法を市町村の判断で選択できる。

取得方法の詳細は「2. 4. 情報連携端末との連携方式」、法務省及び市町村通知ファイルのレイアウトは「8. 連携ファイルレイアウト」、情報連携端末の機能の詳細は「3. 1. 情報連携端末について」にそれぞれ記述する。

→本連携 I / F 仕様書の定義範囲外

情報連携端末から取得した法務省通知ファイルを既存住基システムのDBに連携を行う上で、必要となるFW・外部記憶媒体等のハードウェアの調達、それらの設定作業、ネットワーク及び既存住基システムの改修の要否等については、本連携 I / F 仕様書の定義内容を踏まえて、各市町村の実状に応じ各市町村の判断により検討・決定される必要がある。

・連携⑤：ICカード取扱端末との連携

→市町村の窓口におけるICカードの取扱業務を行い、各業務については以下の業務が想定される。

・ICチップ書込み機能

ICチップへの住居地情報の書き込み

・ICチップ読出し機能

ICチップの読み出しによる偽変造確認のための情報確認

・ICチップ読取り機能

ICチップの読み取りによる住民票作成支援のための情報活用

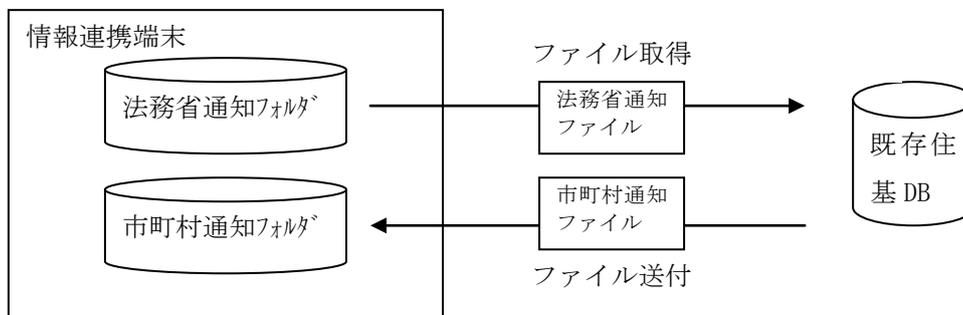
なお、ICカード取扱端末の機能の詳細は「3. 2. ICカード取扱端末について」に記述する。

## 2. 4. 情報連携端末との連携方式

以下に情報連携端末との連携方式について記述する。次の3つの連携方法が想定される。(注)

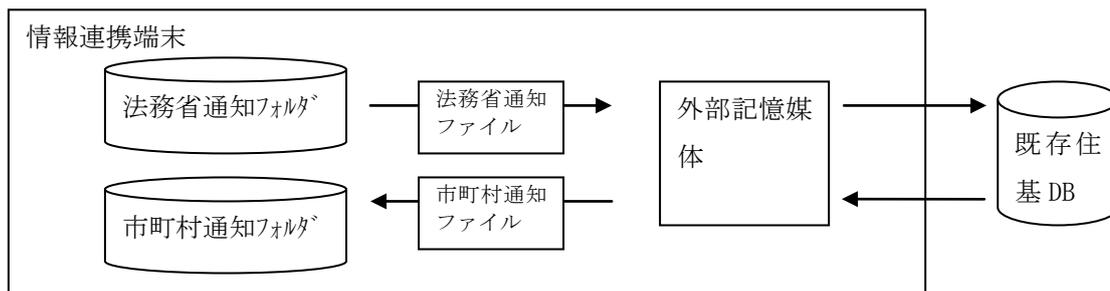
(注) 総務省「実務研究会」第9回(資料3)による。

### (1) 連携方法1：オンライン連携



※オンライン連携は、FTP（ファイル転送）による受け渡しを想定する（3. 1. 3を参照）。

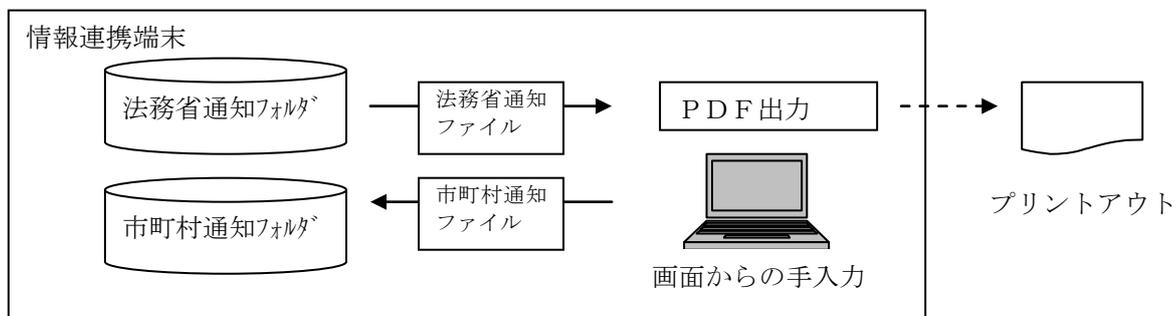
### (2) 連携方法2：外部記憶媒体（USBメモリ等）連携



※法務省通知フォルダに蓄積された法務省通知ファイルを外部記憶媒体（USBメモリ等）に出力し、外部記憶媒体（USBメモリ等）に蓄積された市町村通知ファイルを市町村通知フォルダに入力する。

これらの機能は、法務省から提供されるものとする（3. 1. 3. を参照）。

### (3) 連携方法3：プリントアウト・手入力



※法務省通知フォルダに蓄積された法務省通知ファイルをPDF出力する機能及び市町村通知用の手入力機能は法務省から提供されるものとする（3. 1. 3. を参照）。

## 2. 5. プロトコル

### 2. 5. 1. データ連携内容

市町村連携 I / F では以下のネットワーク，データ連携を行う。

- ① 法務省，市町村間のドメイン名によるネットワーク接続
- ② 時刻補正
- ③ 在留カード等発行システムに関するデータ連携
- ④ 在留カード等発行システム関連でのメール機能 (WEBメール)

③の市町村連携で発生するデータ連携について以下に記述する。

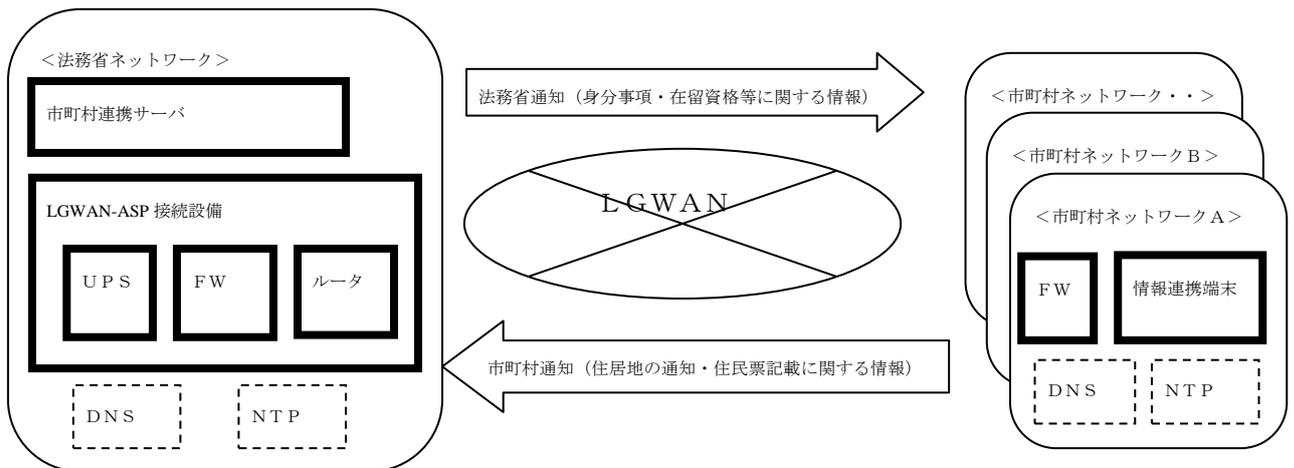


図 2.2.1 市町村連携 I / F 部 データ連携の流れ

データ連携についてはHTTPS又はHTTPプロトコル等を使用して行う。

### 2. 5. 2. 使用プロトコル

データ連携内容を実現するために，以下の通信プロトコルを使用する。

- ・DNS

情報連携端末から市町村連携サーバへアクセスする際のドメイン名の解決に使用する。

- ・NTP

情報連携端末の時刻同期に使用する。

- ・HTTPS (HTTP)

法務省通知時のデータダウンロード及び市町村通知時のデータアップロードに使用する。また，アプリケーションバージョンアップ，ウイルスソフトアップデート及びOSパッチ時の情報連携端末へのファイルダウンロード，市町村連携運用管理サーバと情報連携端末・ICカード取扱端末間でのメールのやり取りのために使用する。

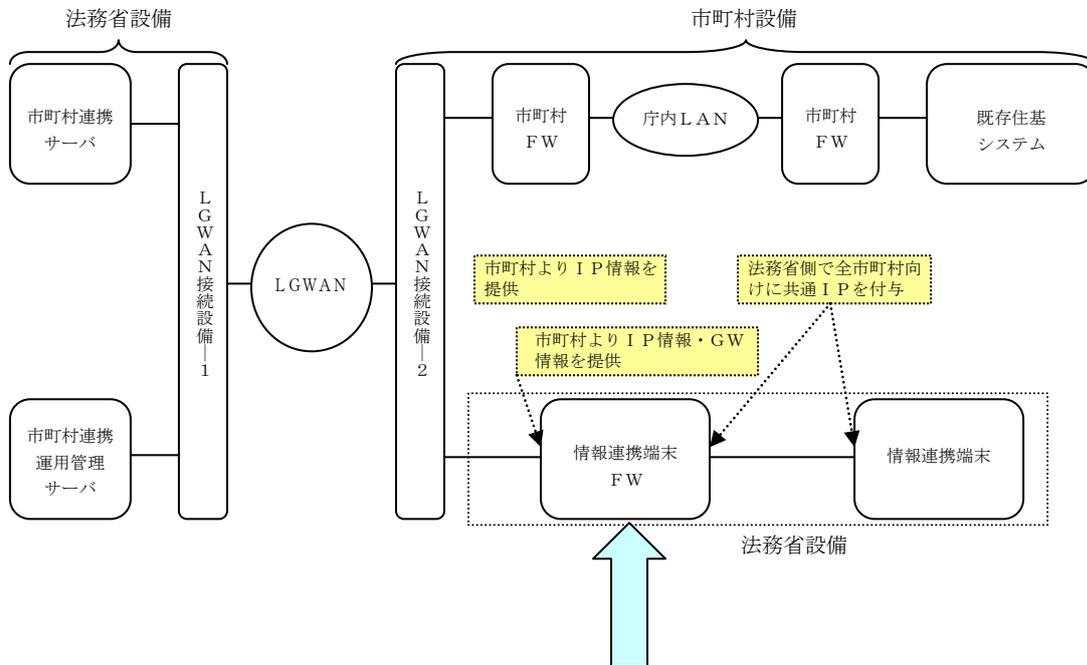
- ・FTP

情報連携端末と既存住基DBとの法務省通知・市町村通知等のオンライン連携に使用する。

## 2. 6. 補足（情報連携端末の接続構成）

### 2. 6. 1. 基本接続構成

以下に基本的な接続構成図とFW（法務省配布）の設定内容（例）を示す。

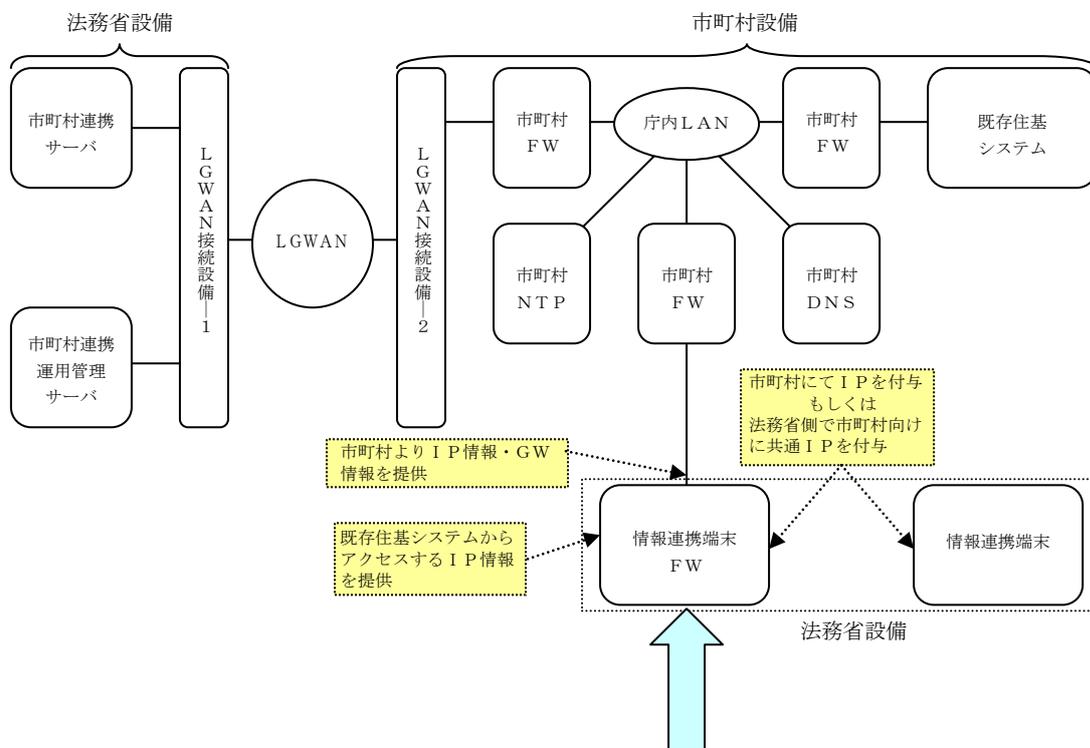


#### 【アクセス制御】

- ◆FTP (20, 21) : 既存住基システムとのオンライン連携の場合に使用 (既存住基システム⇔情報連携端末)
- ◆HTTPS (443) : 法務省通知, 市町村通知等 (市町村連携サーバ⇔情報連携端末)
- ◆HTTPS (443) : アプリケーションバージョンアップ, ウイルスソフトアップデート, OSパッチ, Webメール (市町村連携運用管理サーバ⇔情報連携端末)
- ◆HTTP (80) : アプリケーションバージョンアップ, ウイルスソフトアップデート, OSパッチ, Webメール (市町村連携運用管理サーバ⇔情報連携端末)
- ◆DNS (53) : 名前解決 (LGWAN接続設備-2⇔情報連携端末)
- ◆NTP (123) : 時刻同期 (LGWAN接続設備-2⇔情報連携端末)

## 2. 6. 2. 庁内LANを経由した接続構成

以下に庁内LANを経由した場合の接続構成図とFW（法務省配布）の設定内容（例）を示す。



### 【アクセス制御】

- ◆FTP（20，21）：既存住基システムとのオンライン連携の場合に使用（既存住基システム⇔情報連携端末）
- ◆HTTPS（443）：法務省通知，市町村通知等（市町村連携サーバ⇔情報連携端末）
- ◆HTTPS（443）：アプリケーションバージョンアップ，ウイルスソフトアップデート，OSパッチ，Webメール（市町村連携運用管理サーバ⇔情報連携端末）
- ◆HTTP（80）：アプリケーションバージョンアップ，ウイルスソフトアップデート，OSパッチ，Webメール（市町村連携運用管理サーバ⇔情報連携端末）
- ◆DNS（53）：名前解決（LGWAN接続設備-2⇔情報連携端末もしくは区市町村DNS⇔情報連携端末）
- ◆NTP（123）：時刻同期（LGWAN接続設備-2⇔情報連携端末もしくは区市町村NTP⇔情報連携端末）

### 3. 市町村側の構成

市町村連携を整備するにあたり、法務省より各市町村に対して、法務省通知、市町村通知等の連携を制御する情報連携端末、ICカード情報の書込み、読出し及び読取りを行うICカード取扱端末並びにICカードR/Wを配布することを想定している。また、情報連携端末及びICカード取扱端末のセキュリティを確保するためのFWを配布することを想定している。

情報連携端末とICカード取扱端末は、原則として別機器として配布するが、同一の場所に設置が可能等の理由により、1台の端末に両端末の機能をまとめて持たせることを市町村が希望する場合は、別途、個別に検討するものとする。

なお、情報連携端末については、LGWANに接続することで動作するものとし、ICカード取扱端末は、LGWANに接続もしくはスタンドアローン（一部機能を除く）で動作するものとする。

情報連携端末及びICカード取扱端末を市町村に設置するにあたっては、各市町村のネットワーク接続ポリシーに準拠する必要があることから、必要となるLGWANや庁内LANとの接続における設定やネットワーク配線、市町村の運用環境に応じた設置場所や電源の確保は、各市町村の実状に応じ、各市町村の判断により検討・決定される必要がある。

また、FWについては、市町村接続環境に応じて、市町村のセキュリティポリシーに準拠したセキュリティ設定を市町村側で実施する必要があるが、設定の際には、法務省より提示する法務省側のセキュリティ設定も併せて考慮する必要がある。

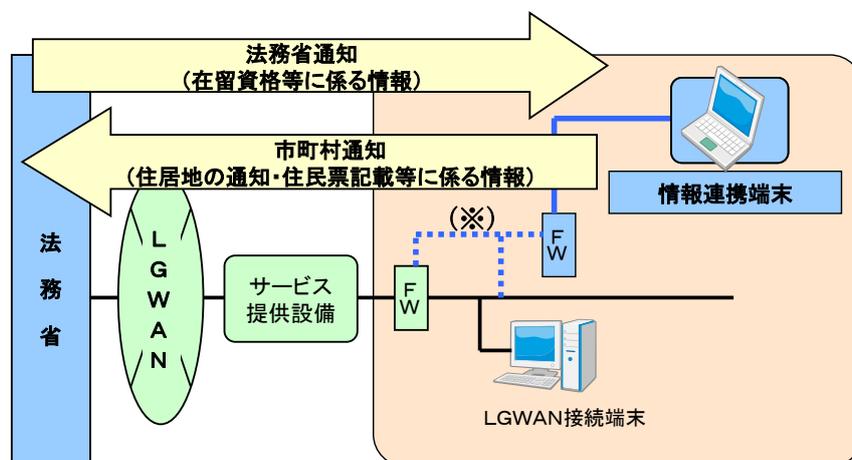
#### 3. 1. 情報連携端末について

##### 3. 1. 1. 情報連携端末で取り扱うデータ

情報連携端末は、主として以下の機能を有する端末である。

- ・市町村連携サーバからの法務省通知ファイルの受信
- ・情報連携端末に入力された市町村通知ファイルの市町村連携サーバへの送信

したがって、情報連携端末は、法務省通知、市町村通知に関する個人情報を一時的に格納するのみであり、在留カード等発行システムのデータベースに格納された個人情報を検索・蓄積する機能は有していない。



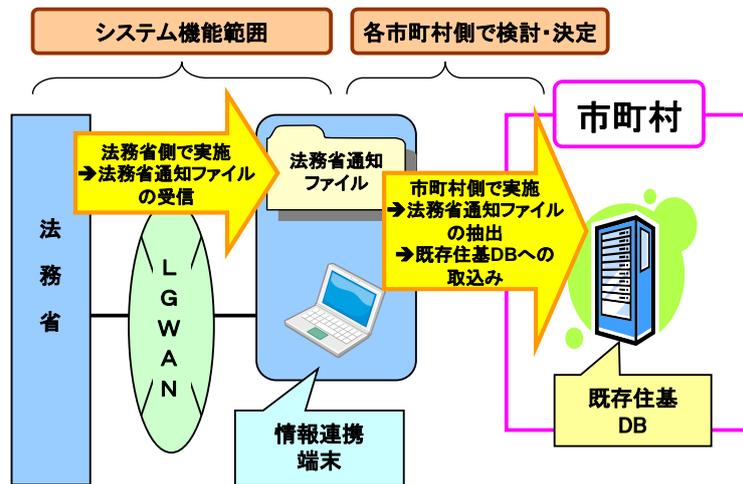
※情報連携端末を庁内LANと接続させるのか、あるいは庁内LANのFW（DMZ）等から接続させるのか等については、各市町村の実状に応じ、各市町村の判断により検討・決定される。

### 3. 1. 2. 情報連携端末のシステム機能範囲

法務省通知に関しては、情報連携端末の法務省通知フォルダに法務省通知ファイル（ファイルレイアウトについては、「8. 連携ファイルレイアウト」を参照）を受信するまでをシステム機能範囲とする。

また、市町村側で法務省通知を取り込む際に、法務省通知ファイルを抽出する機能等（「3. 1. 3. 情報連携端末の機能」を参照）についても、情報連携端末のシステム機能範囲とする。

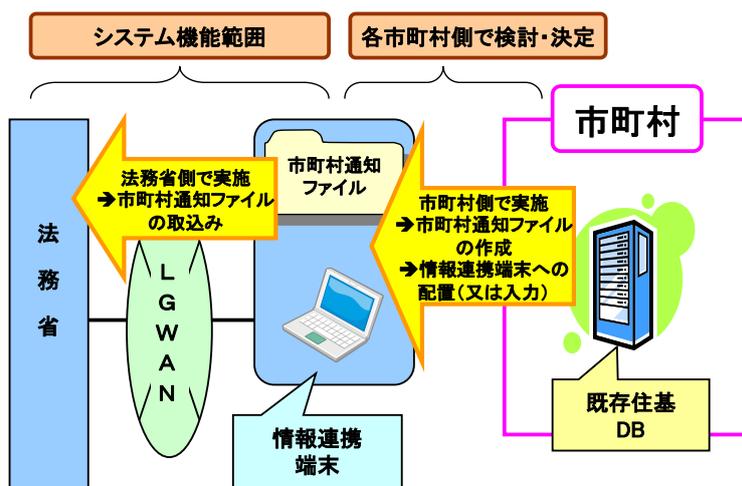
なお、情報連携端末と既存住基DBとの連携について、どの連携方式（「2. 4. 情報連携端末との連携方式」を参照）を採用するのか、あるいは、必要となるFW、外部記憶媒体等のハードウェアの調達、それらの設定作業、ネットワーク及び既存住基システムの改修の可否等については、本連携I/F仕様書の定義範囲を踏まえて、各市町村の実状に応じ、各市町村の判断により検討・決定される必要がある。



市町村通知に関しては、情報連携端末に入力された市町村通知ファイル（ファイルレイアウトについては、「8. 連携ファイルレイアウト」を参照）を在留カード等発行システムへ送信するまでをシステム機能範囲とする。

また、情報連携端末に市町村通知ファイルを入力する機能等（「3. 1. 3. 情報連携端末の機能」を参照）については、情報連携端末のシステム機能範囲とする。

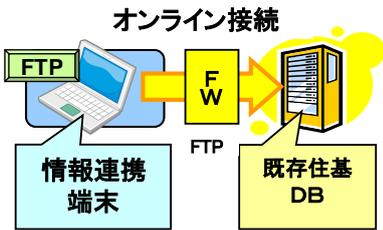
なお、既存住基DBと情報連携端末との具体的な連携方式等については、上記と同様に、各市町村側で検討・決定される必要がある。



### 3. 1. 3. 情報連携端末の機能

情報連携端末の主な業務に関連する機能を以下に示すものとする。

#### <法務省通知の機能>

機能	概要	参照フロー
<p>オンライン連携機能</p>	<p>既存住基システムとオンライン連携するための機能で、情報連携端末に、FTPサーバ機能を実装し、同機能を動作させオンライン連携するものとする。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>&lt;運用概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①別途、法務省より配布するID、パスワードにて、既存住基システムより情報連携端末へFTPアクセスし、法務省通知取得依頼フォルダに、取得依頼ファイル（CSVファイル（サイズ：0バイト））（ファイル名は、「8. 6. 1. 2）ファイル命名について」を参照）を書き込む。</li> <li>②①の処理終了から、一定時間経過後（数分程度を想定）に、既存住基システムより情報連携端末へFTPアクセスし法務省通知フォルダ（オンライン用）内の法務省通知ファイル（CSVファイル）の有無を検索し、ファイルが存在した場合、法務省通知ファイルを取得する。</li> <li>③取得が成功した場合は、取得した法務省通知ファイルと同一ファイル名のCSVファイル（サイズ：0バイト）を情報連携端末の「法務省通知取得通知フォルダ」にFTPで書き込む。</li> <li>④情報連携端末は、③で生成されたCSVファイルを検知し、連携が正常に完了したものとみなし、端末内の元の法務省通知ファイルを削除する。</li> </ol>	<p>法務省通知 （オンライン連携） のデータフロー参照 （4 - 1 ページ参照）</p>

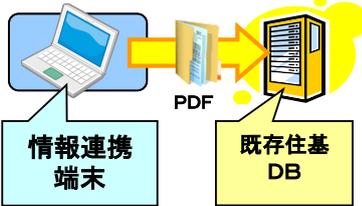
※①において、取得する情報が存在しない場合は、その時点において連携する法務省通知がないものとみなす。

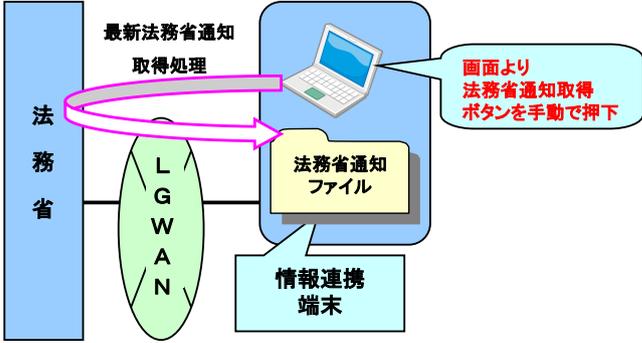
※市町村連携サーバから最新の法務省通知を取得するには、別途、市町村職員が情報連携端末を操作し、「最新法務省通知取得機能」（3-6ページ参照）により、法務省通知ファイルを取得後、本オンライン連携機能で法務省通知を既存住基DBに取り込む必要がある。

※CSVファイルを既存住基DBに反映させるためのプログラム改修等について、各市町村の判断により検討・決定する必要がある。

※情報連携端末と庁内LAN等のネットワークや既存住基DBをオンライン接続する場合は、原則として、法務省にて配布予定のFWの外側で接続するものとする。

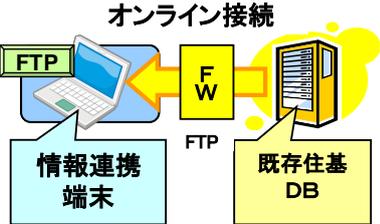
機 能	概 要	参照フロー
外部記憶媒体 連携機能	<p>既存住基システムへの連携を外部記憶媒体（USBメモリ等）経由で実施する場合の機能で、情報連携端末を用いて、法務省通知ファイル（CSVファイル）を外部記憶媒体へ書き込むことができる。</p> <p>また、外部記憶媒体への書込みにあたっては、CSVファイルに加えて、画面表示している法務省通知ファイルの内容をPDFファイルとして出力（下記を参照）することも可能とする。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p> <div data-bbox="571 734 938 974" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the data transfer process. On the left, a laptop icon is labeled '情報連携端末' (Information Link Terminal). A yellow arrow points from the laptop to a server rack icon labeled '既存住基DB' (Existing Resident Base DB). Above the arrow, the text 'USBメモリ等' (USB Memory etc.) is written, indicating the medium of transfer.</p> </div> <p>情報連携端末は、外部記憶媒体への書込みが正常完了した時点で、連携が正常に完了したものとみなし、端末内の元の法務省通知ファイルを削除する。</p> <p>※外部記憶媒体は、「3. 3. 1. 外部記憶媒体（USBメモリ等）」に留意しつつ各市町村で準備する。</p> <p>※外部記憶媒体に格納されたデータは各市町村の責任において管理するものとする。</p> <p>※CSVファイルは外部記憶媒体から既存住基システムへデータ連携するために作成される。（CSVファイルを既存住基DBに反映させるためのプログラム改修の要否等を、各市町村側の判断により検討・決定する必要がある。）</p> <p>※PDFファイルは市町村職員が法務省通知ファイルの内容を、目視で確認するために作成される。</p>	<p>法務省通知 （外部記憶媒体連携）のデータフロー参照 （4 - 2 ページ参照）</p>

機能	概要	参照フロー
<p>手入力支援機能</p>	<p>既存住基システムへの連携を市町村職員が手入力で実施するための支援機能で、法務省通知ファイルの内容を画面に表示後、必要に応じてPDFファイルを出力しプリントアウト等を行うことができる。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>プリントアウト・手入力</b></p>  <p>情報連携端末は、法務省通知ファイルの内容を画面に表示後、市町村職員が確認し、完了ボタンを押下した時点で、元の法務省通知ファイルを削除する。</p> <p>※プリンタ等により出力した情報は市町村の責任において管理するものとする。</p> <p>※情報連携端末にはプリンタ機器は実装しないため、本機能を活用して、PDFファイルをプリントアウトする場合には、市町村のプリンタ等を使用する。</p>	<p>法務省通知 (手入力支援) のデータフロー参照 (4-3ページ参照)</p>

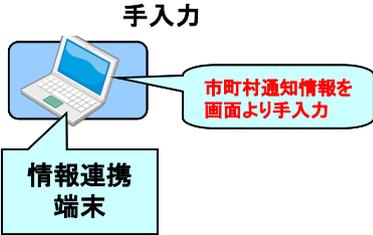
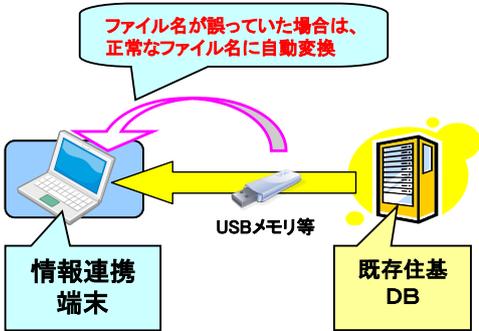
機能	概要	参照フロー
<p>最新法務省通知取得機能</p>	<p>最新の法務省通知情報を取得したい場合に、情報連携端末を管理する市町村職員が取得ボタンを押下することによって、最新の法務省通知を取得する機能。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>※法務省側では、法務省通知，市町村通知は，1日1回の自動連携を想定しており，本機能を活用するかどうかは専ら市町村側の判断に委ねられる。なお，最新法務省通知の更新頻度については，「2. 2. システム構成の説明」（市町村連携サーバの項）を参照。</p> <p>※本機能は，情報連携端末を管理する市町村職員が取得ボタンを手動で押下することによって，最新の法務省通知を取得する機能であり，既存住基システムと市町村連携サーバの間で直接自動連携を行う機能は有していない。</p> <p>※本機能で取得する法務省通知は，情報連携端末に法務省通知を受信するまでが機能範囲であるため，取得した法務省通知ファイルを出力するには，オンライン連携機能，外部記憶媒体連携機能，手入力支援機能を適宜使用する必要が生じる。</p>	<p>法務省通知 （最新法務省通知取得）のデータフロー参照 （4 - 4 ページ参照）</p>

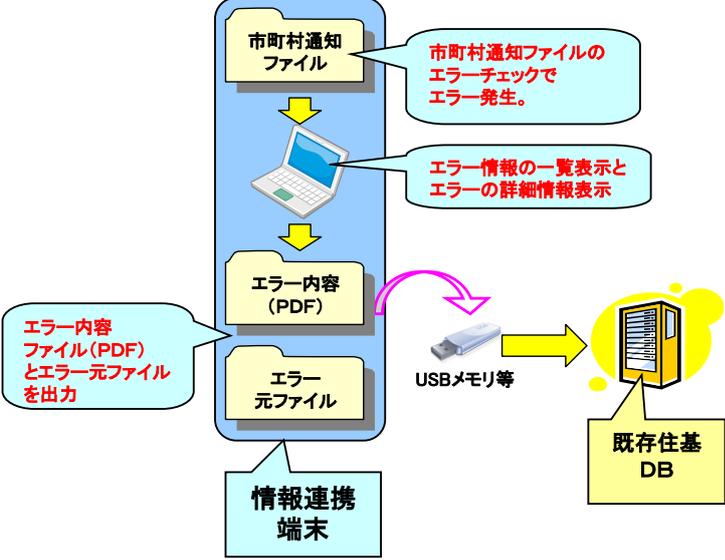
機能	概要	参照フロー
<p>過去履歴 参照機能</p>	<p>既存住基システムの障害発生時など、何らかの事情により日次連携（「10.1. 法務省通知連携タイミング」に示す1日1回の自動連携）をすることができなかった場合に後日処理を可能とするため、過去（一定期間）の法務省通知ファイルを一覧で表示し、再取得する機能。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p> <p>※本機能は、情報連携端末を管理する市町村職員が再取得ボタンを手動で押下することによって、過去の法務省通知を取得する機能であり、既存住基システムと市町村連携サーバの間で直接自動連携を行う機能は有していない。</p> <p>※過去履歴をどの程度の期間、市町村連携サーバで保有するかは、今後の検討となる。（現時点では、概ね10日間程度保有することを想定している。）</p>	<p>法務省通知 （過去履歴参照） のデータフロー参照 （4～5ページ）</p>

<市町村通知の機能>

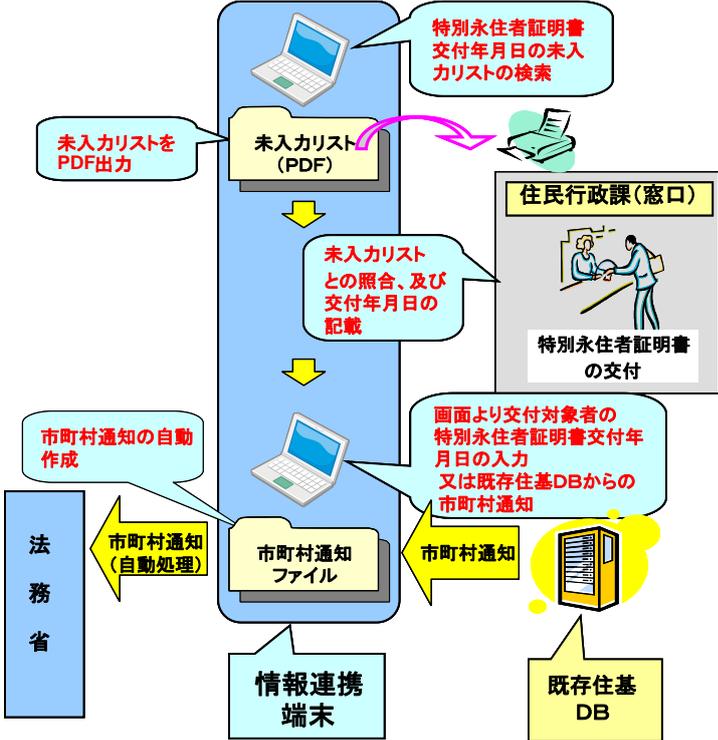
機能	概要	参照フロー
<p>オンライン連携機能</p>	<p>既存住基システムとオンライン連携するための機能で、情報連携端末上にFTPサーバ機能を実装し、同機能を動作させオンライン連携するものとする。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>&lt;運用概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①別途、法務省より配布するID，パスワードにて，既存住基システムより情報連携端末へアクセスし市町村通知ファイル（CSVファイル）を送信する。</li> <li>②市町村通知ファイルの取得が成功した場合は，取得した市町村通知ファイルと同一ファイル名のCSVファイル（サイズ：0バイト）を情報連携端末の「市町村通知送信通知フォルダ」に書き込む。</li> <li>③情報連携端末は，②で書き込まれたCSVファイルを検知し，連携が正常に完了したものとみなし，日次連携（「10.2.市町村通知連携タイミング」に示す1日1回の自動連携）により，市町村通知ファイルを市町村連携サーバに送信し，情報連携端末上の市町村通知ファイルを削除する。</li> </ol> <p>※既存住基DBから，市町村通知に係るCSVファイルを抽出するためのプログラム改修の要否等について，各市町村の判断により検討・決定する必要がある。</p> <p>※情報連携端末と庁内LAN等のネットワークや既存住基DBをオンライン接続する場合は，原則として，法務省にて配布予定のFWの外側で接続するものとする。</p>	<p>市町村通知 （オンライン連携） のデータフロー参照 （4～6ページ参照）</p>

機 能	概 要	参照フロー
外部記憶媒体連携機能	<p>既存住基システムから情報連携端末への連携を，外部記憶媒体（U S Bメモリ等）経由で実施する場合の機能で，市町村通知ファイル（C S Vファイル）を外部記憶媒体（U S Bメモリ等）から情報連携端末の市町村通知フォルダへ書き込むことができる。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p> <div data-bbox="576 593 938 831" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the data transfer process. On the left, a blue box labeled '情報連携端末' (Information Terminal) contains a laptop icon. On the right, a yellow box labeled '既存住基DB' (Existing Resident Basic DB) contains a server rack icon. A yellow arrow points from the server to a USB drive icon labeled 'USBメモリ等' (USB Memory, etc.), which then points to the laptop. This indicates that data is extracted from the database, stored on a USB device, and then transferred to the terminal.</p> </div> <p>情報連携端末は，法務省通知ファイルの場合と同様に，外部記憶媒体から書込みが正常に完了した時点で，連携が正常に完了したものとみなす。</p> <p>※外部記憶媒体は，「3. 3. 1. 外部記憶媒体（U S Bメモリ等）」に留意しつつ，各市町村で準備する。</p> <p>※外部記憶媒体に格納されたデータは，各市町村の責任において管理するものとする。</p> <p>※既存住基DBから，市町村通知に係るC S Vファイルを抽出するためのプログラム改修の要否等について，各市町村の判断により検討・決定する必要がある。</p>	<p>市町村通知 （外部記憶媒体連携）のデータフロー参照 （4 - 7 ページ参照）</p>

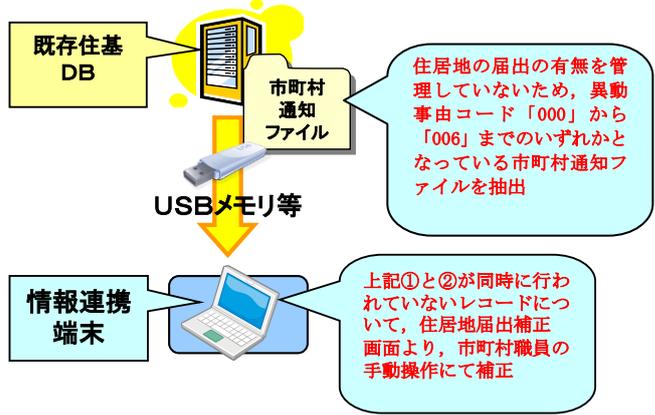
機能	概要	参照フロー
<p>手入力機能</p>	<p>市町村通知ファイルの作成を情報連携端末の画面から市町村職員が手入力で実施する機能。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>情報連携端末での画面入力においては、市町村職員の入力業務を簡素化するため、LASDECコードからの住所の自動変換等の入力支援機能を実装する予定。</p> <p>なお、手入力機能を用いた場合は、ファイル命名規約に準拠したファイル名（「8. 連携ファイルレイアウト」を参照）が自動的に付与される。</p> <p>※手入力画面における入力操作が正常に完了した時点において、連携が正常に完了したものとみなす。</p>	<p>市町村通知 （手入力） のデータフロー参照 （4-10ページ参照）</p>
<p>市町村通知ファイル名変換機能</p>	<p>市町村通知ファイル名に関しては、ファイル命名規約（「8. 連携ファイルレイアウト」を参照）に準拠したファイル名を付与する必要があるが、オンライン連携又は外部記憶媒体連携では誤ったファイル名が付与されることを防止するため、オンライン連携等により情報連携端末に取り込む際に、ファイル命名規約に準拠したファイル名に自動的に変換する機能。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>※市町村通知ファイルが複数ファイル存在する場合は、市町村通知ファイルの最終更新日時の古いものから順に、ファイル名の変換を実施する。</p>	<p>市町村通知 （オンライン連携又は外部記憶媒体連携） のデータフロー参照 （4-6ページまたは4-8ページ参照）</p>

機能	概要	参照フロー
エラー情報表示機能	<p>市町村通知ファイルの内容をチェックし、エラーが存在した場合に、エラーを表示する機能。</p> <p>エラー確認は、次の2箇所で行われる。</p> <p>◆情報連携端末でのエラー確認</p> <p>【確認内容】：            カラム数，文字種，日付，在留カード等番号，異動事由コードに対応する必須項目のチェック</p> <p>◆市町村連携サーバでのエラー確認</p> <p>【確認内容】：            在留カード等番号，氏名，性別，生年月日，国籍等の法務省のDBとの突合，異動事由コードに対応する必須項目のチェック</p> <p>また，本機能はエラー内容の表示だけでなく，エラー内容のPDFファイル及びエラーとなった元ファイル（CSVファイル）の外部記憶媒体（USBメモリ等）への出力も可能とする。</p> <p>&lt;市町村において想定される運用イメージ&gt;</p> 	市町村通知 （エラー情報表示） のデータフロー参照 （4-11ページ参照）

- ※エラー元ファイル（CSVファイル）は、エラー用のファイル名に変更されている。（8. 連携ファイルレイアウト参照）
- ※エラー内容ファイル（PDF）はエラー用のファイル名と同一のファイル名とする。
- ※外部記憶媒体は、「3. 3. 1. 外部記憶媒体（USBメモリ等）」に留意しつつ、各市町村で準備する。
- ※外部記憶媒体に格納されたデータは各市町村の責任において管理するものとする。
- ※各市町村では、1日1回程度、定期的にエラー情報の発生有無を確認する運用が想定される。
- ※エラー元ファイル（CSVファイル）は外部記憶媒体から既存住基システムへデータ連携するために作成される。（CSVファイルを既存住基DBに反映させるためのプログラム改修の要否等を、各市町村側の判断により検討・決定する必要がある。）
- ※PDFファイルは市町村職員がエラー元ファイル（CSVファイル）の内容を目視で確認するために作成される。

機 能	概 要	参照フロー
<p>特別永住者証明書交付年月日入力機能</p>	<p>特別永住者証明書の交付年月日を情報連携端末で入力する機能。</p> <p>特別永住者証明書の交付年月日が未入力となっている対象者一覧の検索や検索結果のPDF出力を可能とする。</p> <p>&lt;市町村において想定される運用イメージ&gt;</p>  <p>&lt;運用概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①特別永住者証明書の交付に係る法務省通知が情報連携端末に情報連携される際に、「特別永住者証明書交付年月日未入力リスト」が市町村連携サーバ側に作成される。</li> <li>②同リストには特別永住者証明書番号、発行年月日が記載されており交付年月日については空白である。</li> <li>③市町村において特別永住者証明書を交付後、本機能を用いて、空白の交付年月日の入力を行う。</li> </ol> <p>※特別永住者証明書の交付年月日を、市町村長から法務大臣に報告する旨の規定を入管特例法の下位法令（政令）に設けることを想定している。</p> <p>※特別永住者証明書に関する法務省通知ファイルは、1日1回、情報連携端末起動時等に法務省から受信する。</p> <p>※画面から特別永住者証明書の交付年月日入力が完了すれば、市町村通知の連携が完了したものとみなす。</p>	<p>市町村通知 （特別永住者証明書交付年月日入力） のデータフロー参照 （4-12ページ参照）</p>

	<p>※既存住基システムとオンライン連携を行っている市町村は、各市町村の判断により既存住基システム側で特別永住者証明書交付年月日の管理を行う場合、「8. 3 市町村通知のファイルレイアウト」を用いてオンライン連携を行うことができる。</p>	
--	--	--

機 能	概 要	参照フロー
<p>住居地届出補正機能</p>	<p>既存住基システムで住居地の届出の有無を管理しない場合において、①住基法に基づく住所の届出と、②入管法等に基づく住居地の届出が同時に行われないうちに、市町村通知ファイルの補正を行う機能。</p> <p>市町村通知ファイルの転入届に関するレコードのうち、異動事由コードが「000」から「006」までのいずれかであった場合に、転入届に関するレコードが一覧で画面表示されるので、上記①と②が同時に行われていないレコードについて補正を行う。</p> <p>＜市町村において想定される運用イメージ＞ （外部記憶媒体連携機能による運用イメージ）</p>  <p>※オンライン連携を行う市町村であっても、既存住基システムで住居地の届出の有無を管理しない場合は、本機能により補正を行う必要がある。</p> <p>※本機能を用いた転入届等に係る市町村通知に関する運用については、<u>＜参考資料2＞</u>を参照。</p>	<p>市町村通知 （オンライン連携又は外部記憶媒体連携）のデータフロー参照 （4-6ページ又は4-8ページ参照）</p>

機 能	概 要	参照フロー
市町村通知 手動送信機能	<p>市町村通知ファイルは、通常運用時、情報連携端末内に暗号化されて保存されており、定期的（1日1回程度を想定）に法務省側へ自動的に送信されるが、既存住基システムの障害発生時など、何らかの事情により日次連携（「10. 2. 市町村通知連携タイミング」に示す1日1回の自動連携）をすることができなかった場合に後日処理を可能とするため市町村職員の手動操作により任意のタイミングで情報連携端末に保存している市町村通知ファイルを自動的に復号して法務省側へ送信できるものとする。</p> <p>&lt;市町村において想定される運用イメージ&gt;</p>  <p>※本機能により、市町村通知ファイルを法務省側へ手動送信した場合、手動送信が完了した時点で、情報連携端末に保存されている市町村通知ファイルは、削除される。</p>	市町村通知 (オンライン連携、外部記憶媒体連携又は手入力)のデータフロー参照 (4-6ページ, 4-8ページ又は4-10ページ参照)

<情報連携端末共通の機能> ※「3. 1. 4. 情報連携端末の運用管理」を併せて参照

機 能	概 要
メール機能	<p>通常の業務連絡，システムでは処理できない業務用件の連絡，システムのメンテナンス情報等を市町村連携サーバ間とメールで連絡する機能。</p> <p>メールの使用にあたっては，WEBメールを使用するものとする。</p> <p>なお，市町村においては，1日1回程度，情報連携端末のメールソフトを起動し，メールの確認を実施する運用が想定される。</p> <p>※メールを使用する上で必要となる，ユーザID，パスワード及び動作環境の設定情報等は，別途，法務省より配布するものとする。</p>
ウイルスパターン ファイル連携機能	<p>市販のウイルス対策ソフトを情報連携端末に導入する予定であるが，法務省より必要に応じて，ウイルス対策ソフトのパターンファイル等を連携し，情報連携端末のセキュリティを確保する。</p> <p>※情報連携端末の起動時等，定期的に自動でウイルスパターンの連携を実施する。</p>
ソフトウェアバージョン アップ連携機能	<p>将来の機能追加，改修を考慮し，法務省との情報連携に係るアプリケーションの自動バージョンアップ連携を実施する。</p> <p>※1日1回，情報連携端末の起動時等に法務省との情報連携に係るアプリケーションのバージョンアップを自動で連携するものとする。</p>
その他連携機能	<p>市町村通知ファイルの手入力機能で使用するLASDECコード等の自動バージョンアップ連携を実施する。</p>

### 3. 1. 4. 情報連携端末の運用管理

情報連携端末は、Windows 7 (32bit版) をOSとした端末(ノート型PCを想定)として整備をする予定であり、端末の運用管理として、端末へのログイン、ログイン後の法務省との情報連携に係るアプリケーションへのログインがある。

端末へのログインについては、導入当初に法務省より、管理者ID、一般IDを市町村に付与するものとするが、その後については、各市町村におけるOS上の設定変更時やネットワークの変更時にスムーズに対応するために、市町村側で管理者ID、一般IDを管理するものとする。ただし、ログインパスワードは、定期的に変更する仕様とする。

管理者IDについては、情報連携端末の管理者権限を各市町村に付与する予定であり、上記のように、各市町村庁内LAN等のネットワーク構成の変更に伴う、ネットワーク環境やOS環境の設定変更、業務運用上必要となるシステムログ情報の確認等の操作は、各市町村において実施可能とする。ただし、法務省との情報連携に係るアプリケーションの環境変更及び関連するファイルの削除、他のアプリケーションのインストールは、市町村側では実施しないものとする。

一般IDについては、通常、情報連携端末を運用する上でログインするユーザIDであり、情報連携端末のアプリケーションが動作する上で必要となる権限のみを、各市町村に付与する予定である。

基本的な操作は、OSへのログインも含めた情報連携端末の起動、法務省との情報連携に係るアプリケーションの起動・操作・終了及び情報連携端末のシャットダウンに限定するものとする。

法務省との情報連携に係るアプリケーションのログインについては、ユーザID、パスワードを導入当初に法務省より付与し、運用開始後も法務省側で管理するものとする。

ただし、一定期間経過後に発生するパスワードの変更については市町村で変更するものとする。(パスワードポリシーの詳細は、別途後日公開予定。)

その他、ウイルス対策とOSのバージョンアップについては、市町村連携運用管理サーバから情報連携端末にパターンファイル等を自動配布するものとする。

ただし、OSのバージョンアップについては、サービスパックのように大容量のファイルをダウンロードする必要がある場合は、別途、CD-Rの配布等を個別に検討するものとする。

情報連携端末への法務省から提供される周辺機器以外(法務省及び市町村通知ファイルを出力する外部記憶媒体を除く。)の接続は、原則として認められない。

ただし、業務の運用上、例外的に法務省から提供される周辺機器以外の機器等を接続する場合は、市町村の責任において実施するものとし、法務省としては動作保証しないものとする。

### 3. 2. ICカード取扱端末について

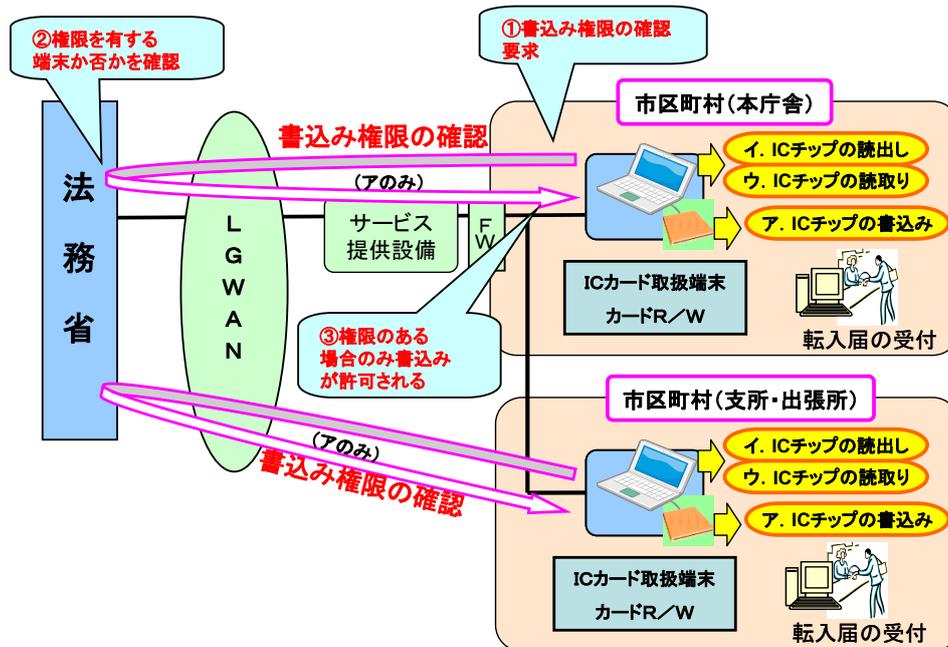
#### 3. 2. 1. ICカード取扱端末で取り扱うデータ

ICカード取扱端末は、主として以下の機能を有する端末である。

- ア. ICチップへの住居地情報の書込み。(L G W A Nとの接続が必須)
- イ. ICチップの読出しによる偽変造確認のための情報確認 (L G W A Nとの接続が望ましいが、スタンドアローン (L G W A N未接続) 運用も可)
- ウ. ICチップの読取りによる住民票作成支援のための情報活用 (スタンドアローン運用も可)

したがって、業務上の目的で取り扱うデータとしては、ICチップに読み書きするために必要な情報に限定するものとし、在留カード等発行システムのデータベースに格納された情報等を取り扱うものではない。

また、読み書きするICチップの情報についてはICカード取扱端末内で保存されることなく、ICチップの情報に関して情報連携端末との送受信も行われない。



※ ICチップの読取り、読出し機能は、権限の確認（上記イメージ図①～③）を要しないことからスタンドアローン運用も可能とする。

※ ICカード取扱端末を庁内LANと接続させる、もしくは庁内LANのFW（DMZ）等から接続させるか等については、市町村の実状に合わせた接続になると想定される。

※ ICカード取扱端末は、外国人住民に係る転入届等を受け付ける住民行政窓口（支所・出張所等を含む。）に設置することを想定。

### 3. 2. 2. ICカード取扱端末のシステム機能範囲

ICカード取扱端末は、ICチップへの書き込み機能、読出し機能、読取り機能に限定した端末として整備するものとし、既存住基システム、情報連携端末等とのオンライン接続による情報連携等を行わない。

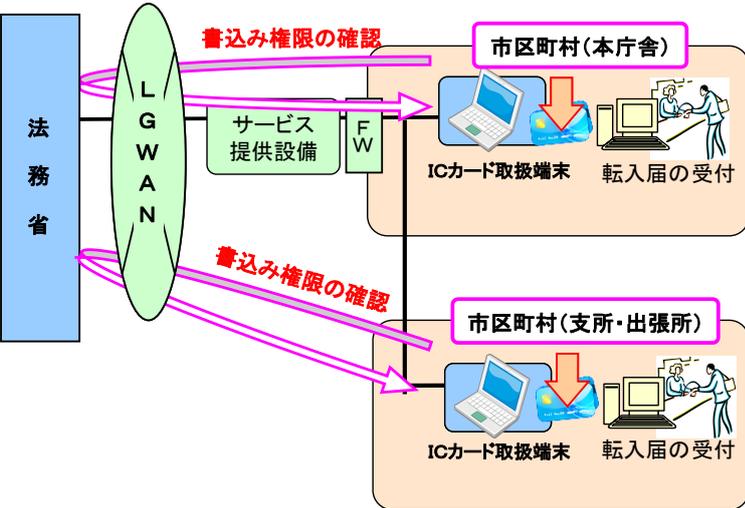
また、ICカード取扱端末のICチップの読出し機能、読取り機能については、スタンドアローン運用を可能にするとともに読出し、読取り用のアプリケーションは、一定の条件（※参照）の下で、既存住基システム端末等にもインストール可能とする。

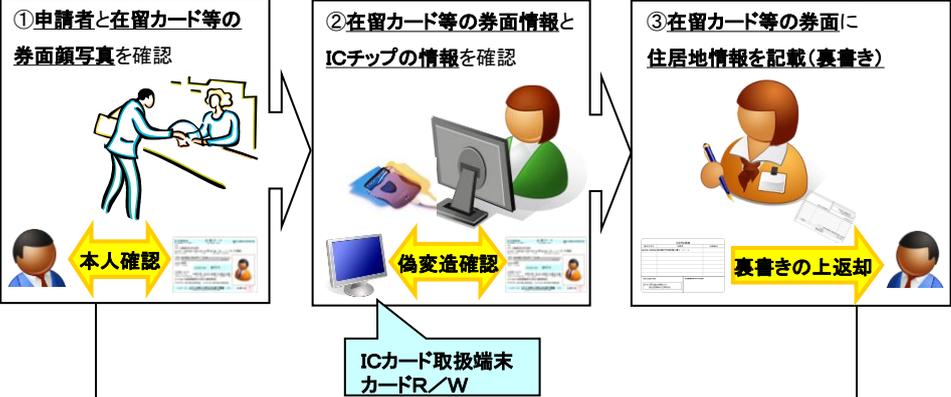
※ただし、既存住基システム端末等へのインストールは、Windows 7（32bit版）の標準環境（法務省提供以外のソフトウェアが動作していない環境）を前提としており、既存住基システム端末等での使用は市町村の責任において実施するものとし、法務省としては、動作保証しないものとする。また、既存住基システム端末等に接続するカードR/Wは市町村側で準備するものとする。

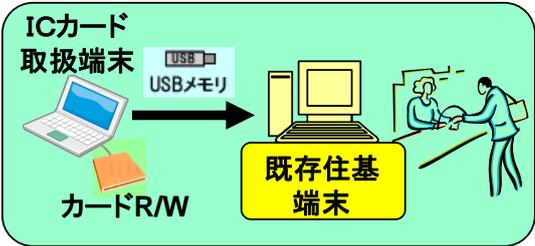
### 3. 2. 3. ICカード取扱端末の機能

ICカード取扱端末の主な業務に関連する機能を以下に示すものとする。

#### < ICカード取扱端末の機能 >

機能	概要	参照フロー
<p>ICチップ書込み機能</p>	<p>在留カード等のICチップへの住居地情報の書込みを行う機能。(L GWANとの接続が必須条件となる。) なお、ICチップに書き込む住居地情報については市町村職員がICカード取扱端末の画面から入力することを想定している。</p> <p>画面入力においては、市町村職員の入力業務を簡素化するため、LASDEC コードからの住所の自動変換等の入力支援機能を実装する予定。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>※住居地情報の書込みの際、市町村長の電子署名は付さない仕様である。</p> <p>※本システムにおいて本機能は設けるものの、法務省においては、(現時点において、必要なネットワーク等の環境整備が困難(又は不確定)な事情を抱えている市町村が少なからず存在することから)市町村における住居地情報のICチップへの書込みは、当分の間行わない方針である。</p>	<p>ICチップ書込みのデータフロー参照(4-13ページ参照)</p>

機能	概要	参照フロー
ICチップ 読出し機能	<p>在留カード等のICチップの情報を読み出す機能（スタンドアローン運用も可）で、在留カード等の券面情報との比較を行い偽変造の確認を行う機能。</p> <p>ICカード取扱端末がL G W A Nに接続されている場合は在留カード等に格納されている電子証明書の検証を行うことも可能とする。</p> <p>なお、ICチップの情報を読み出すアプリケーションは法務省において配布することとし、ICカード取扱端末にインストールされるほか、各市町村の判断により、既存住基システム端末等へのインストールも一定の条件（※参照）の下で可能とする。</p> <p>&lt;運用イメージ&gt;</p>  <p>①申請者と在留カード等の券面顔写真を確認 本人確認</p> <p>②在留カード等の券面情報とICチップの情報を確認 偽変造確認</p> <p>③在留カード等の券面に住居地情報を記載(裏書き) 裏書きの上返却</p> <p>ICカード取扱端末 カードR/W</p> <p>※本機能に係るアプリケーションは、既存住基システム端末等にインストールすることも可能とするが、Windows 7（32bit版）の標準環境（法務省提供以外のソフトウェアが動作していない環境）を前提としており、既存住基システム端末等での使用は市町村の責任で実施するものとし、法務省では動作保証しないものとする。</p> <p>※既存住基システム端末等に接続するカードR/Wは市町村側で準備する。</p>	ICチップ読出し のデータフロー参照 （4-14ページ参照）

機能	概要	参照フロー
ICチップ 読取り機能	<p>在留カード等のICチップに記録された情報（氏名、生年月日、性別、国籍等、在留資格等）をCSVデータとして抽出し、住民票の作成に資するための機能。（スタンドアローン運用も可）</p> <p>なお、本機能に係るアプリケーションは、ICカード取扱端末にインストールされるほか、既存住基システム端末等へのインストールも一定の条件（※参照）の下で可能とする。</p> <p>次の2つの運用が想定される。</p> <p>&lt;運用イメージ1&gt;：ICカード取扱端末</p>  <p>&lt;運用概要1&gt;</p> <p>ICカード取扱端末で抽出した情報を、各市町村の判断により、外部記憶媒体（USBメモリ等）を用いて既存住基端末へ移送する。</p> <p>&lt;運用イメージ2&gt;：既存住基システム端末等上</p>  <p>&lt;運用概要2&gt;</p> <p>既存住基端末に、本機能に係るアプリケーションを各市町村の判断によりインストールし、既存住基端末を用いてICチップの情報を抽出する。</p>	ICチップ読取り のデータフロー参照 （4-15ページ参照）

※外部記憶媒体は、「3. 3. 1. 外部記憶媒体（USBメモリ等）」に留意しつつ、各市町村で準備する。

※外部記憶媒体に格納されたデータは市町村の責任において管理するものとする。

※本機能に係るアプリケーションについては、既存住基システム端末等にインストールすることも可能とするが、Windows 7（32bit版）の標準環境（法務省提供以外のソフトウェアが動作していない環境）を前提としており、既存住基システム端末等での使用は市町村の責任で実施するものとし、法務省では動作保証しないものとする。

※既存住基システム端末等に接続するカードR/Wは市町村側で準備する。

< I Cカード取扱端末共通の機能>※「3. 2. 4. I Cカード取扱端末の運用管理」を併せて参照。  
以下の機能については、 I Cカード取扱端末が L G W A N に接続されている場合のみ使用する。

機 能	概 要
メール機能	<p>既存住基システムで、住居地の届出の有無が管理できない場合において、市町村の住民行政窓口（支所・出張所等を含む）で、次に示す届出を受け付けたときに、その旨を、情報連携端末を管理する市町村職員に連絡することを想定して設けられる機能。</p> <p>①中長期在留者及び特別永住者の転入届等（国内で住所を移動したときの転入届及び転居届）が行われ、住居地の届出が同時に行われなかったとき。 ②過去に転入届等（①による届出に限る）が行われた中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出が後日、行われたとき。</p> <p>※本機能によるメール送信機能は、同一市町村内の情報連携端末に限られる。</p>
ウイルスパターン ファイル連携機能	<p>市販のウイルス対策ソフトを I Cカード取扱端末に導入する予定であるが、法務省より必要に応じて、ウイルス対策ソフトのパターンファイル等を連携し、 I Cカード取扱端末のセキュリティを確保する。</p> <p>※ I Cカード取扱端末の起動時等、定期的に自動でウイルスパターンの連携を実施する。</p>
ソフトウェアバージョン アップ連携機能	<p>将来の機能追加、改修を考慮し、法務省との I Cカード取扱に係るアプリケーションの自動バージョンアップ連携を実施する。</p> <p>※ 1日1回、 I Cカード取扱端末の起動時等に法務省との I Cカードの読み書きに係るアプリケーションのバージョンアップを自動で連携するものとする。</p>
その他連携機能	<p>市町村通知ファイルの手入力機能で使用する L A S D E C コード等の自動バージョンアップ連携を実施する。</p>

### 3. 2. 4. ICカード取扱端末の運用管理

ICカード取扱端末は、Windows 7 (32bit版) をOSとした端末(ノート型PCを想定)として整備をする予定であり、端末の運用管理として、端末へのログイン、ログイン後の法務省との情報連携に係るアプリケーションへのログインがある。

端末へのログインについては、導入当初に法務省より、管理者ID、一般IDを市町村に付与するものとするが、その後については、各市町村におけるOS上の設定変更時やネットワークの変更時にスムーズに対応するために、市町村側で管理者ID、一般IDを管理するものとする。ただし、ログインパスワードは、定期的に変更する仕様とする。

管理者IDについては、ICカード取扱端末の管理者権限を各市町村に付与する予定であり、上記のように、各市町村庁内LAN等のネットワーク構成の変更に伴う、ネットワーク環境やOS環境の設定変更、業務運用上必要となるシステムログ情報の確認等の操作は、各市町村において実施可能とする。ただし、法務省とのICカード取扱に係るアプリケーションの環境変更及び関連するファイルの削除、他のアプリケーションのインストールは、市町村側では実施しないものとする。

一般IDは、通常、ICカード取扱端末を運用する上でログインするユーザのIDであり、ICカード取扱端末のアプリケーションが動作する上で必要となる権限のみを各市町村に付与する予定である。

基本的な操作は、OSへのログインも含めたICカード取扱端末の起動、法務省とのICカード取扱に係るアプリケーションの起動・操作・終了及びICカード取扱端末のシャットダウンに限定するものとする。

法務省とのICカード取扱に係るアプリケーションのログインについては、ユーザID、パスワードを導入当初に法務省より付与し、運用開始後は市町村側で管理（※参照）するものとする。

また、一定期間経過後に発生するパスワードの変更についても市町村で変更するものとする。（パスワードポリシーの詳細は、別途後日公開予定。）

その他、ウィルス対策とOSのバージョンアップについては、次のとおりとする。

#### < ICカード取扱端末がLGWANに接続されている場合 >

市町村連携運用管理サーバからICカード取扱端末に、パターンファイル等を自動配布するものとする。

ただし、OSのバージョンアップについては、サービスパックのように大容量のファイルをダウンロードする必要がある場合は、別途、CD-Rの配布等を個別に検討するものとする。

#### < ICカード取扱端末がLGWANに接続されていない場合 >

法務省から定期的にパターンファイル等をCD-R等により配布することを個別に検討する。

ICカード取扱端末への法務省から提供される周辺機器以外（法務省及び市町村通知ファイルを出力する外部記憶媒体を除く）の接続は、原則として認められない。

ただし、業務の運用上、例外的に法務省から提供される周辺機器以外の機器等を接続する場合は、市町村の責任において実施するものとし、法務省としては動作保証しないものとする。

※ ICカードの読み書きに係るアプリケーションは、一定の条件の下で既存住基システム端末等へのインストールも可能とするため。

### 3. 3. 情報連携端末、ICカード取扱端末のセキュリティについて

#### 3. 3. 1. 外部記憶媒体（USBメモリ等）

情報連携端末、ICカード取扱端末に使用するUSBメモリ等は、パスワードによるロック機能、暗号化機能が付加されたものを必須とするものとする。

さらにセキュリティを高めるために、パスワードによるロック機能、暗号化機能に加えて、ウイルスチェック機能を有したUSBメモリ等を推奨する。

上記のセキュリティ機能が付加されたUSBメモリ等の利用が困難な場合は、市町村から代替案を提示の上、法務省と協議することとする。

#### 3. 3. 2. ファイアウォール（FW）の設定

情報連携端末とICカード取扱端末を設置するにあたり、それぞれの端末のセキュリティを確保するため、法務省よりFWを配布することを想定している。

それぞれの端末のFWの設定には、市町村のセキュリティポリシーに準拠した設定と併せて、情報連携端末とICカード取扱端末のセキュリティを確保するため、以下の設定も実施する必要がある。

##### <情報連携端末>

- ・LGWANとの接続にあたっては、市町村連携サーバ及び市町村連携運用管理サーバと情報連携端末との間のアクセスに必要な通信に限定した設定とする。また、市町村においてLGWAN又は庁内LANに接続されている他の端末から情報連携端末へのアクセスは認めない設定とする。
- ・オンライン連携機能等の導入を想定し、既存住基システムと情報連携端末とを接続する場合、オンライン連携のために必要最低限の機器に限ってアクセスを許可する設定とする。また、既存住基システムに接続されている他の端末から情報連携端末へのアクセスは認めない設定とする。
- ・既存住基システムと情報連携端末を接続する場合（3. 4. 1. 情報連携端末【LGWAN接続パターン②（業務系庁内LANと接続している市町村）】において、既存住基システム側のセキュリティの確保を目的とする市町村のFWの追加的な設置の要否については、各市町村の判断により、検討・決定する必要がある。

また、庁内LANと情報連携端末を接続する場合（3. 4. 1. 情報連携端末【LGWAN接続パターン①（情報系庁内LANと接続している市町村）】及び【LGWAN接続パターン③（庁内LANと接続していない市町村）】において、庁内LAN側のセキュリティの確保を目的とする市町村FWの追加的な設置の要否については、各市町村の判断により、検討・決定する必要がある。

### < I Cカード取扱端末 >

#### ■ L G W A N と接続する場合

- ・ L G W A N との接続にあたっては、市町村連携サーバ及び市町村連携運用管理サーバと I Cカード取扱端末との間のアクセスに必要な通信に限定した設定とすること。また、市町村において L G W A N 又は庁内 L A N に接続されている他の端末から I Cカード取扱端末へのアクセスは認めない設定とすること。
- ・ また、庁内 L A N と I Cカード取扱端末を接続する場合において、庁内 L A N 側のセキュリティを確保するための F W の設置の可否については、各市町村の判断により、検討・決定する必要がある。

#### ■ L G W A N と接続しない場合

- ・ 庁内 L A N と接続を想定する場合は、庁内 L A N に接続されている他の端末から I Cカード取扱端末へのアクセスは認めない設定とすること。
- ・ また、庁内 L A N と I Cカード取扱端末を接続する場合において、庁内 L A N 側のセキュリティを確保するための F W の設置の可否については、各市町村の判断により、検討・決定する必要がある。

### 3. 3. 3. その他

法務省が配布する情報連携端末及び I Cカード取扱端末は専用端末として整備するため、法務省が配布するもの以外のアプリケーションのインストールは原則として禁止する。また、法務省から配布されているアプリケーションの削除・改造は法務省から特段の指示がない限り禁止する。

### 3. 4. 庁内LAN等との接続について

#### 3. 4. 1. 情報連携端末

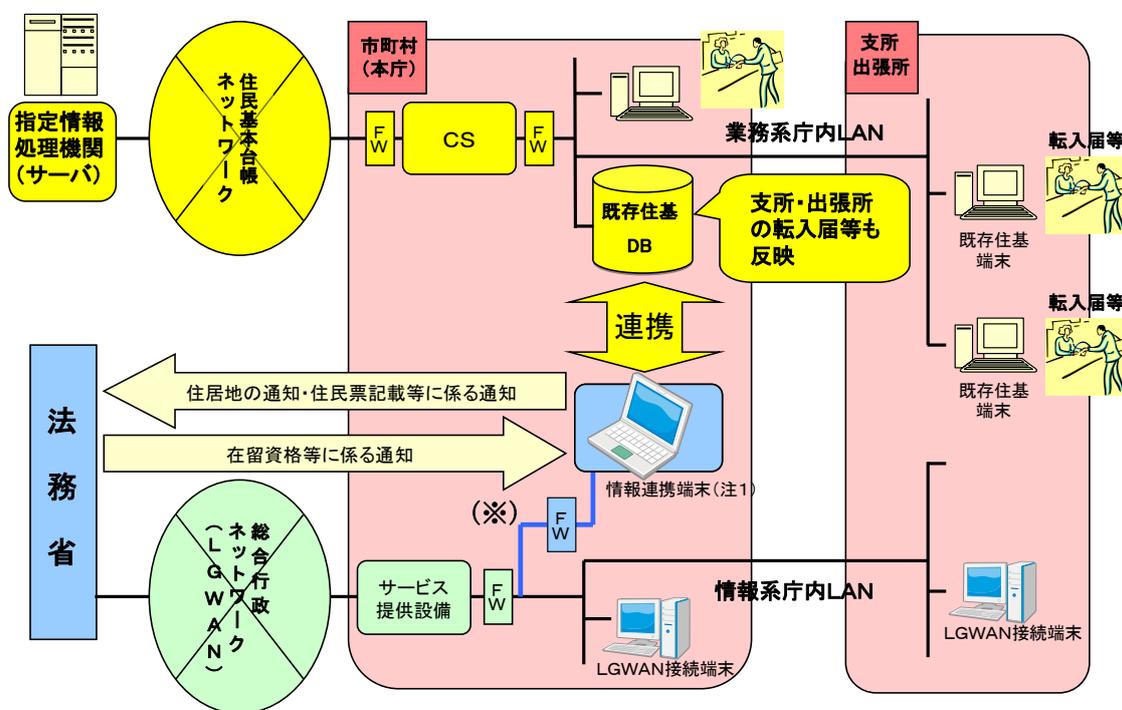
情報連携端末は、法務省通知、市町村通知等のデータ連携を在留カード等発行システムの市町村連携サーバと実施する必要があるため、LGWANとの接続が必須となる。

しかし、LGWANとの接続形態については、市町村によって異なることが想定されるため、以下に想定される接続構成を記述する。

なお、市町村の実状を踏まえ、以下の3つの想定パターン（注）以外での接続を希望する市町村については、別途、法務省と協議するものとする。

（注）総務省「実務研究会」第8回（資料2）による。

#### 【LGWAN接続パターン①（情報系庁内LANと接続している市町村）】

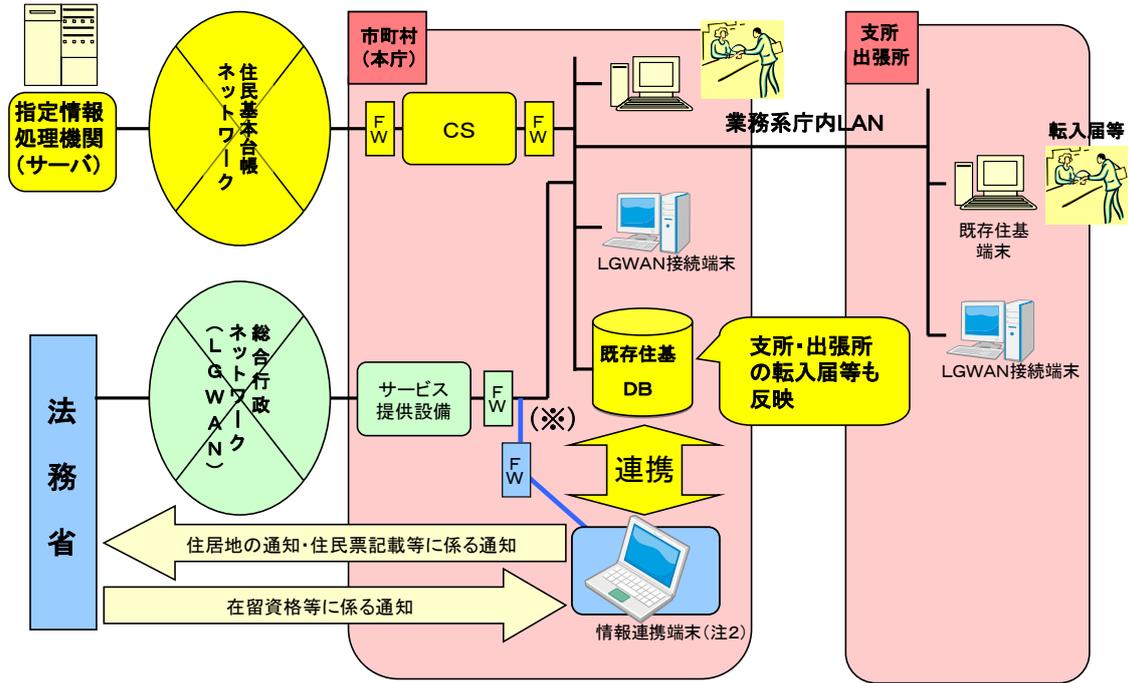


(注1) 情報の中継を目的(個人情報のデータベースを構築しない。)

※情報連携端末を庁内LANと接続させる、もしくは庁内LANのFW (DMZ) 等から接続させるか等については、市町村の実状に合わせた接続になると想定される。

※情報連携端末と庁内LAN等のネットワークや既存住基DBをオンライン接続する場合は、原則として、法務省にて配布予定のFWの外側で接続するものとする。

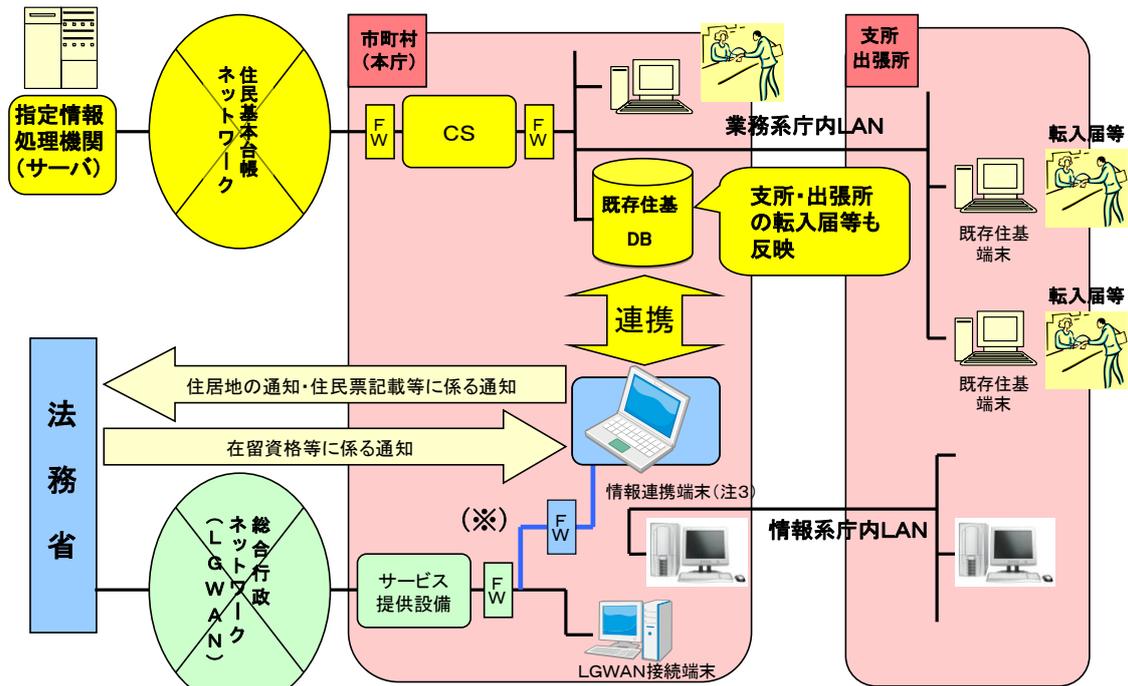
【LGWAN接続パターン②（業務系庁内LANと接続している市町村）】



(注2) 情報の中継を目的(個人情報のデータベースを構築しない。)

※情報連携端末を庁内LANと接続させる、もしくは庁内LANのFW (DMZ) 等から接続させるか等については、市町村の実状に合わせた接続になると想定される。

【LGWAN接続パターン③（庁内LANと接続していない市町村）】



(注3) 情報の中継を目的 (個人情報のデータベースを構築しない。)

※情報連携端末を庁内LANと接続させる、もしくは庁内LANのFW (DMZ) 等から接続させるか等については、市町村の実状に合わせた接続になると想定される。

※情報連携端末と庁内LAN等のネットワークや既存住基DBをオンライン接続する場合は、原則として、法務省にて配布予定のFWの外側で接続するものとする。

### 3. 4. 2. ICカード取扱端末

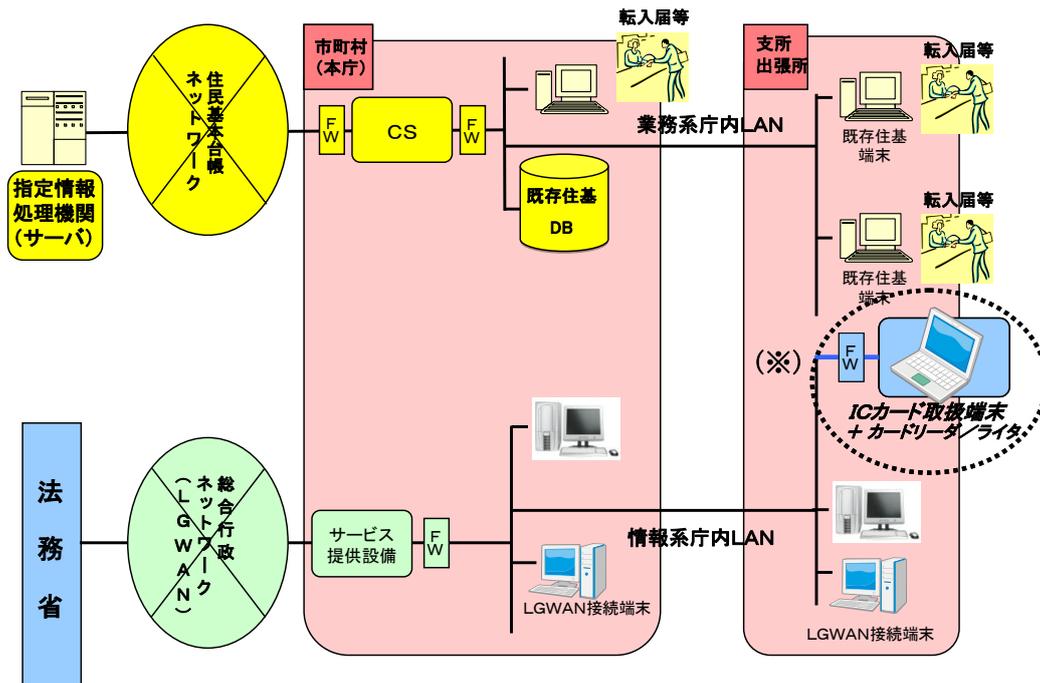
ICカード取扱端末は、在留カード等のICチップの書き込み、読出し及び読取り機能が実装される予定である。（「3. 2. 3. ICカード取扱端末の機能」を参照）

ICチップの読出し及び読取り機能は、スタンドアローンでの運用も可能とするが、ICチップの書き込み機能は書き込み権限の認証制御を行う必要があるため、LGWANとの接続が必須となる。また、LGWANと接続することで在留カード等に格納されている電子証明書の検証を行うことができる。

ただし、法務省においては、本システムにおいてICチップの書き込み機能は設けるものの、（現時点において必要なネットワーク等の環境整備が困難（又は不確定）な事情を抱えている市町村が少なからず存在することから）住居地情報のICチップへの書き込みは当分の間行わない方針である。

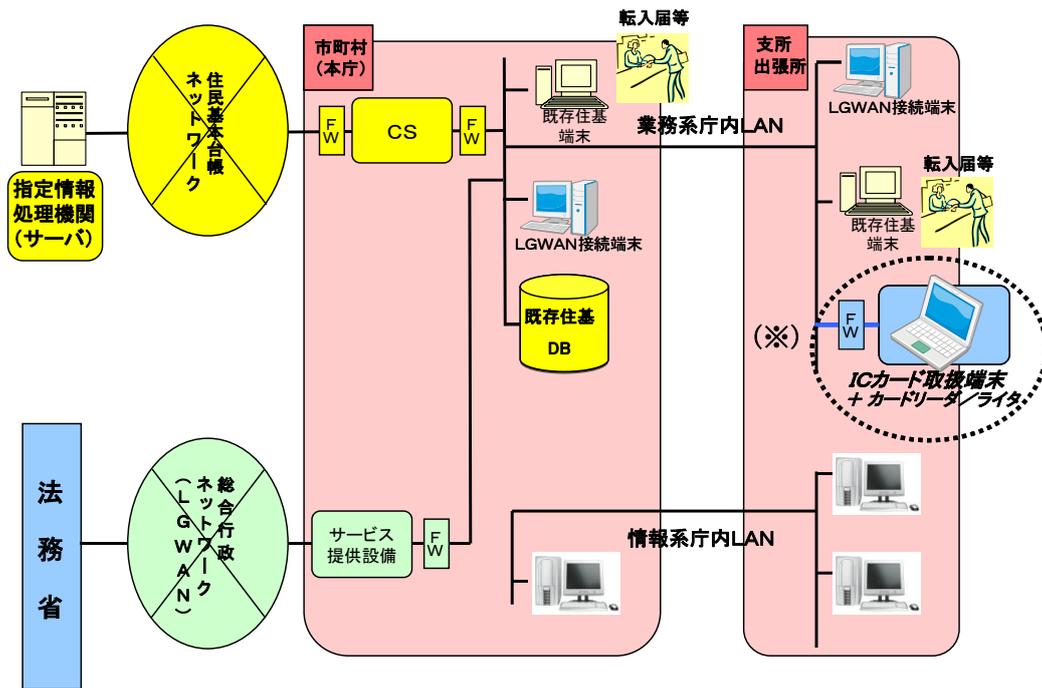
以下に、想定されるICカード取扱端末の接続構成を記述するものとする。

#### 【LGWAN接続パターン①（情報系庁内LANと接続している市町村）】



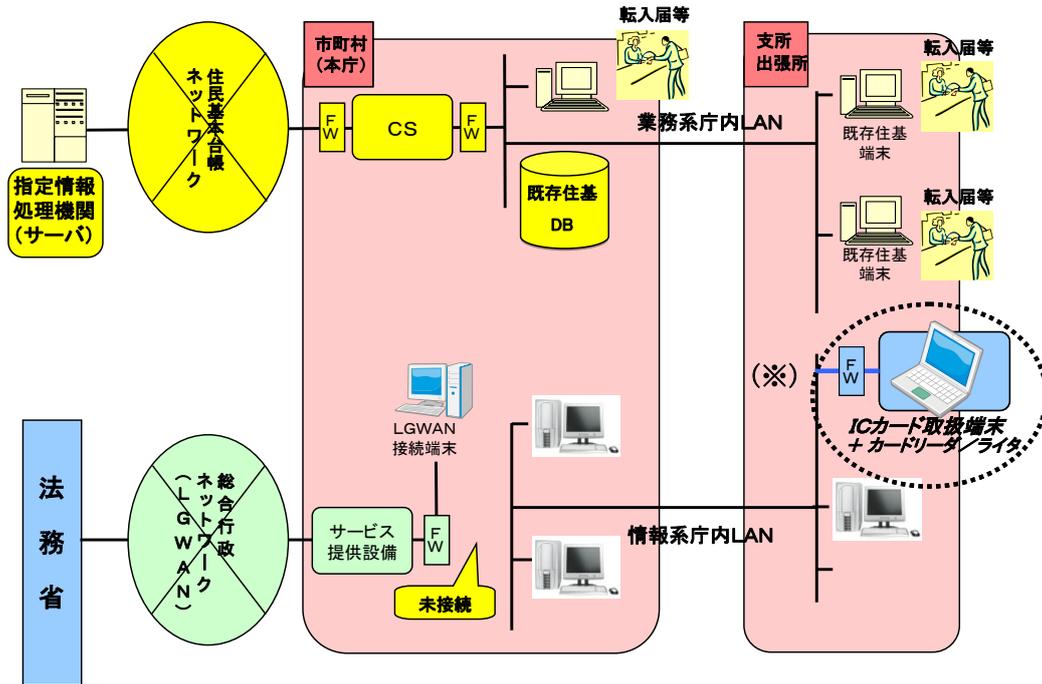
※ ICカード取扱端末を庁内LANと接続させる、もしくは庁内LANのFW(DMZ)等から接続させるか等については、市町村の実状に合わせた接続になると想定される。また、各市町村のセキュリティポリシー上、ICカード取扱端末の庁内LANへの接続が困難な場合は、同ポリシーが改正されるまでの当分の間、ICカード取扱端末をスタンドアローン運用することも可能とする。

【LGWAN接続パターン②（業務系庁内LANと接続している市町村）】



※ ICカード取扱端末を庁内LANと接続させる、もしくは庁内LANのFW(DMZ)等から接続させるか等については、市町村の実状に合わせた接続になると想定される。また、各市町村のセキュリティポリシー上、ICカード取扱端末の庁内LANへの接続が困難な場合は、同ポリシーが改正されるまでの当分の間、ICカード取扱端末をスタンドアロン運用することも可能とする。

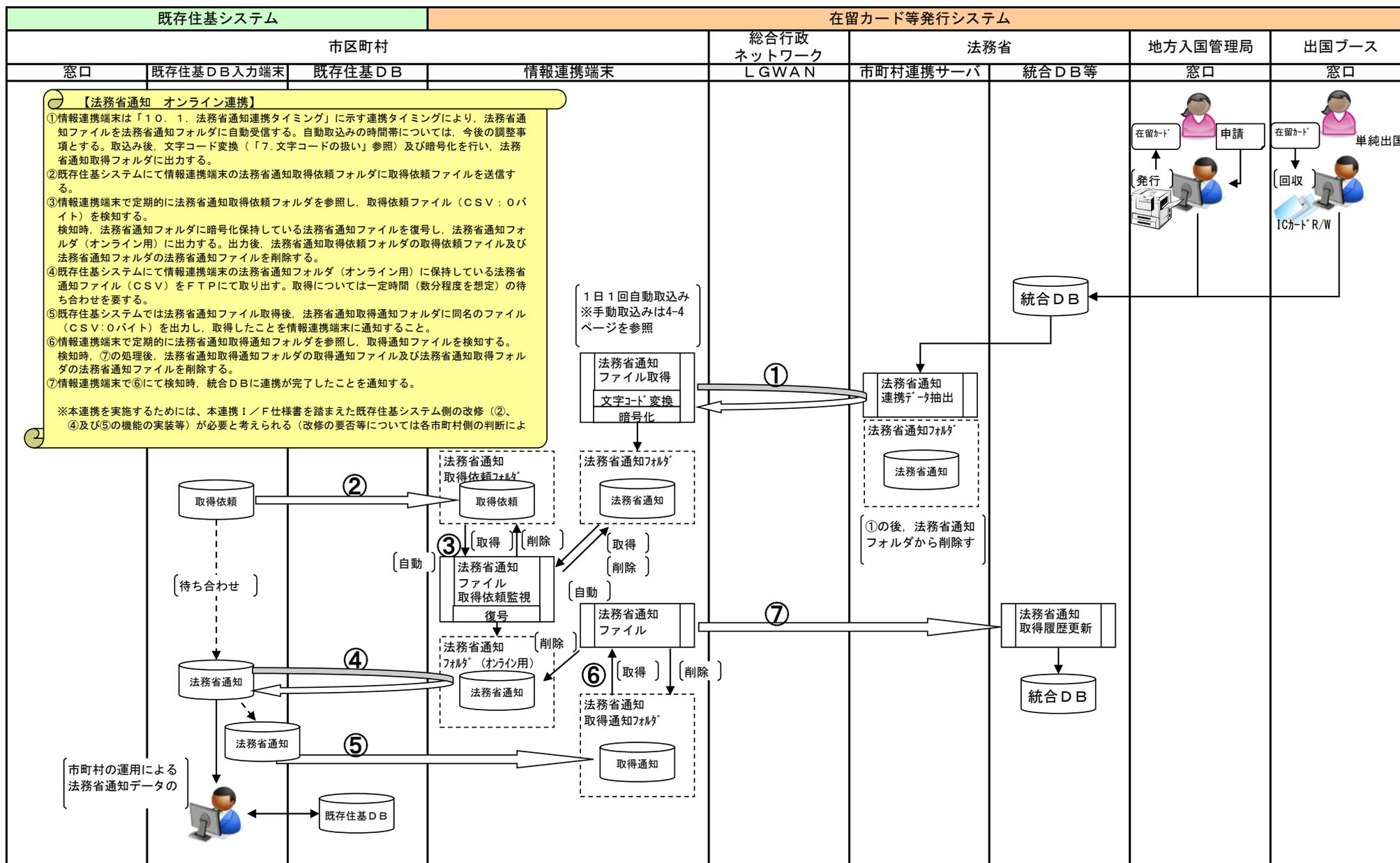
【LGWANと接続できない場合（庁内LANと接続していない市町村）】



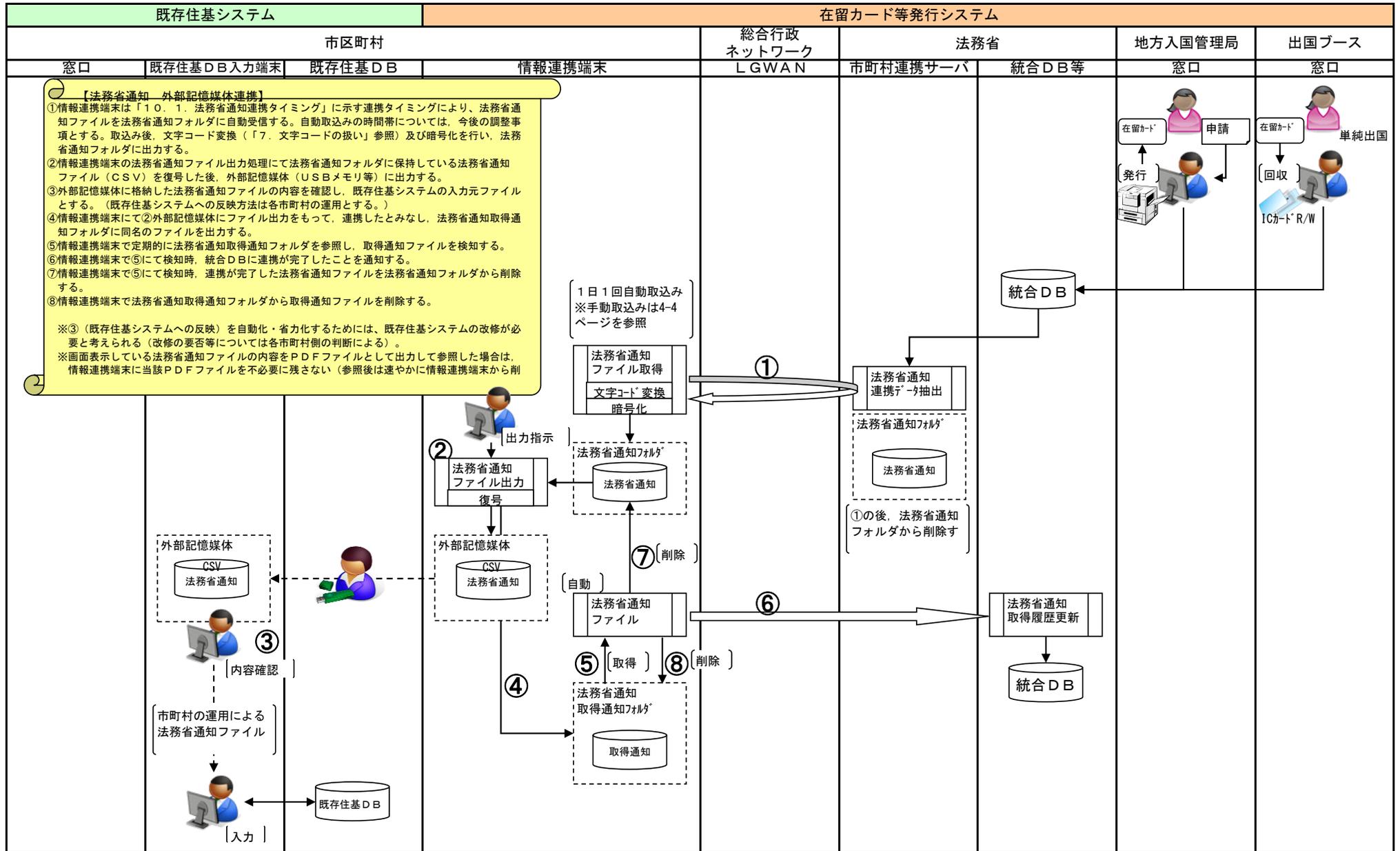
※庁内LANがLGWAN未接続であるため、ICカード取扱端末を庁内LANに接続してもLGWANと繋がらない。

※庁内LANがLGWANに接続されるまでの等分の間、ICカード取扱端末をスタンドアロンで運用することも可能とする。

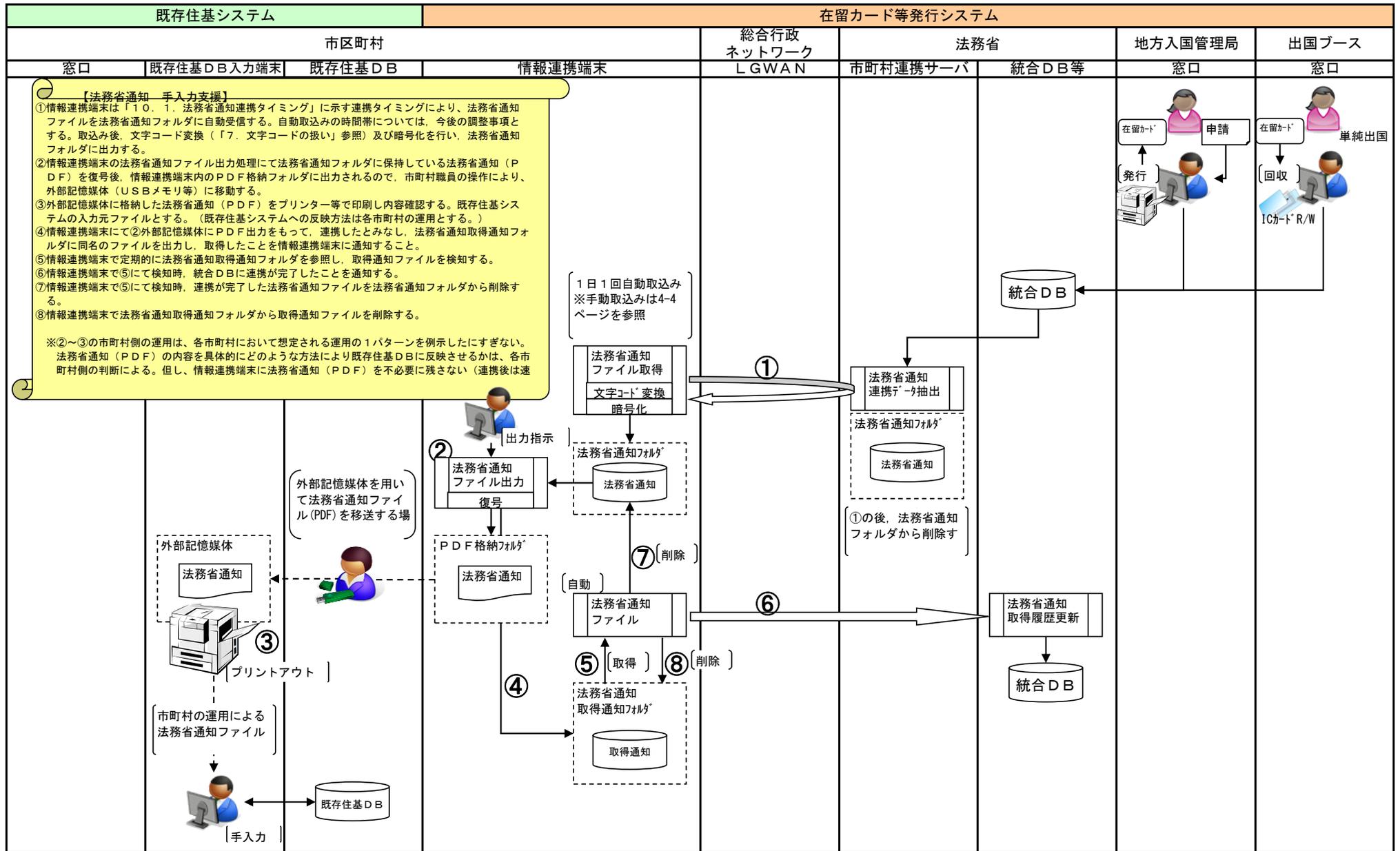
4. 連携方式  
 4. 1. データ連携フロー  
 4. 1. 1. 法務省通知（オンライン連携）



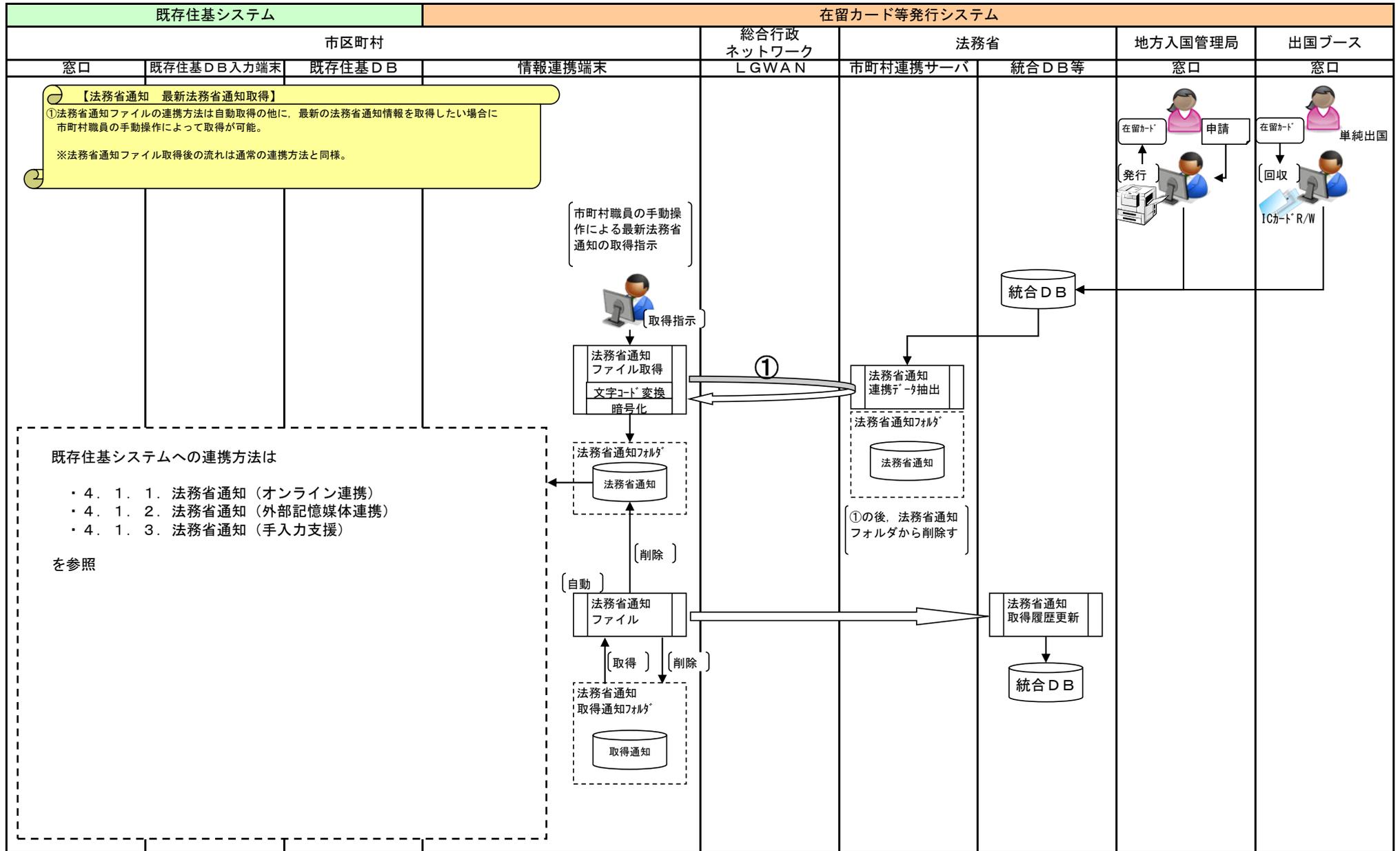
4. 1. 2. 法務省通知（外部記憶媒体連携）



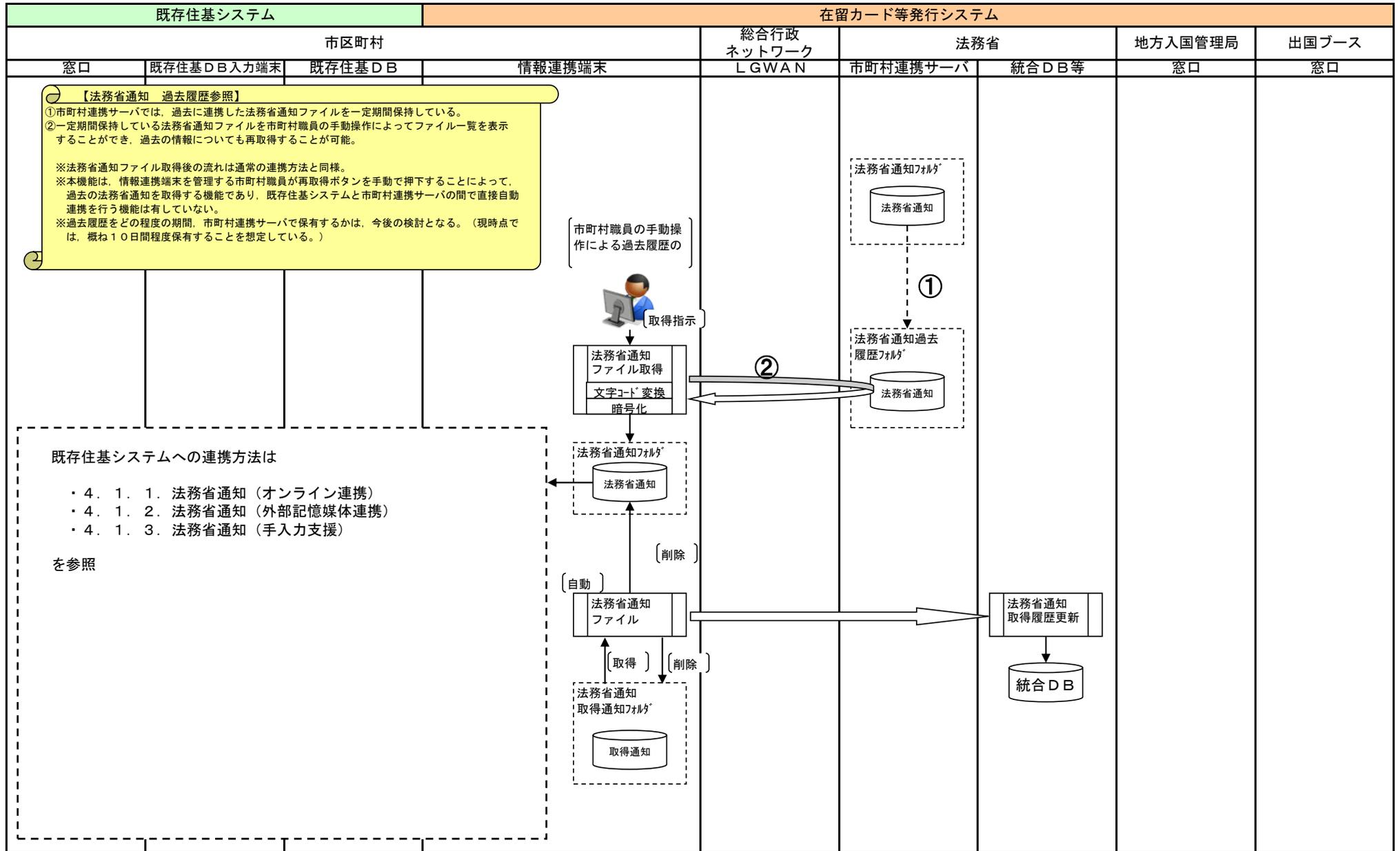
4. 1. 3. 法務省通知（手入力支援）



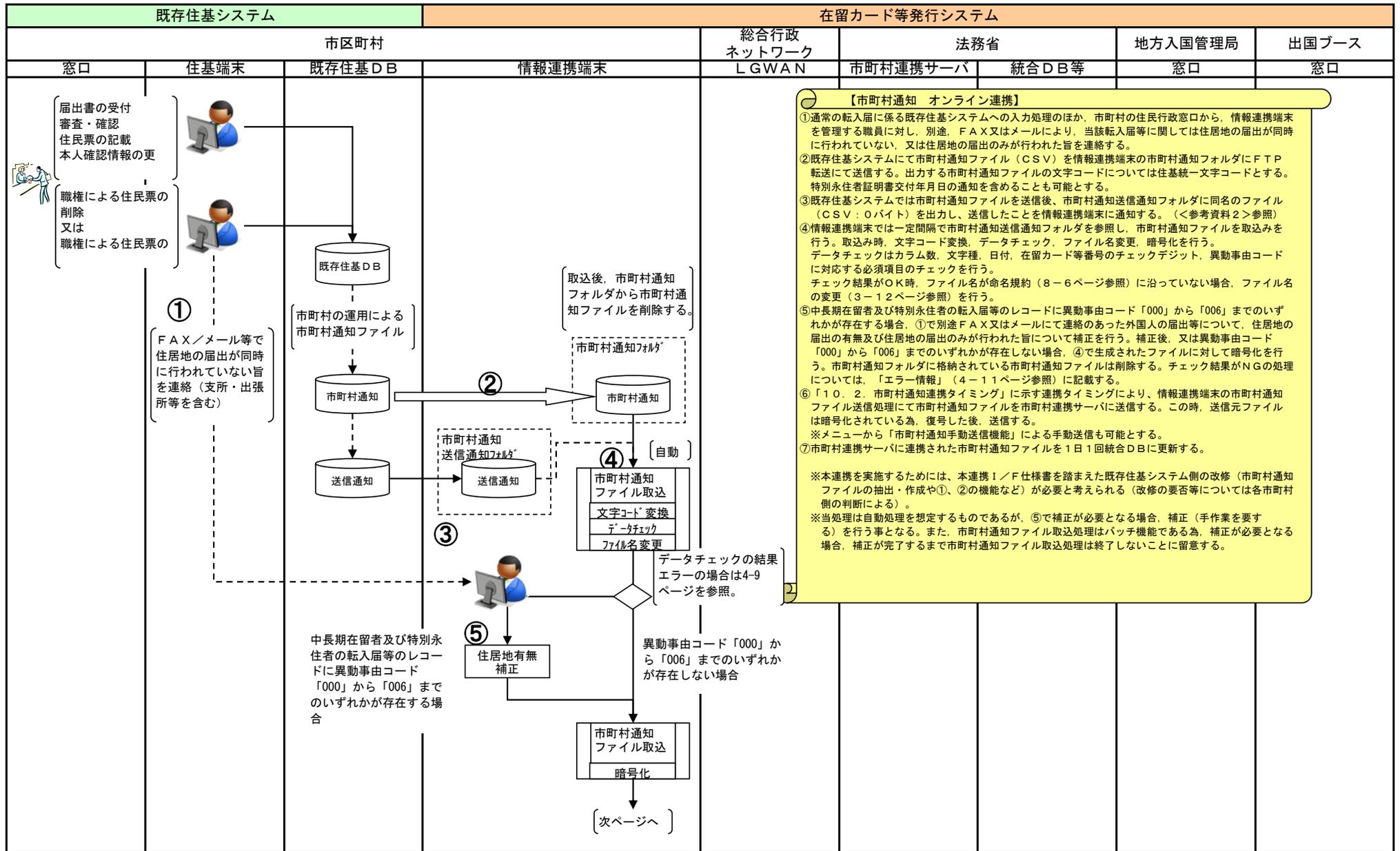
4. 1. 4. 法務省通知（最新法務省通知取得）



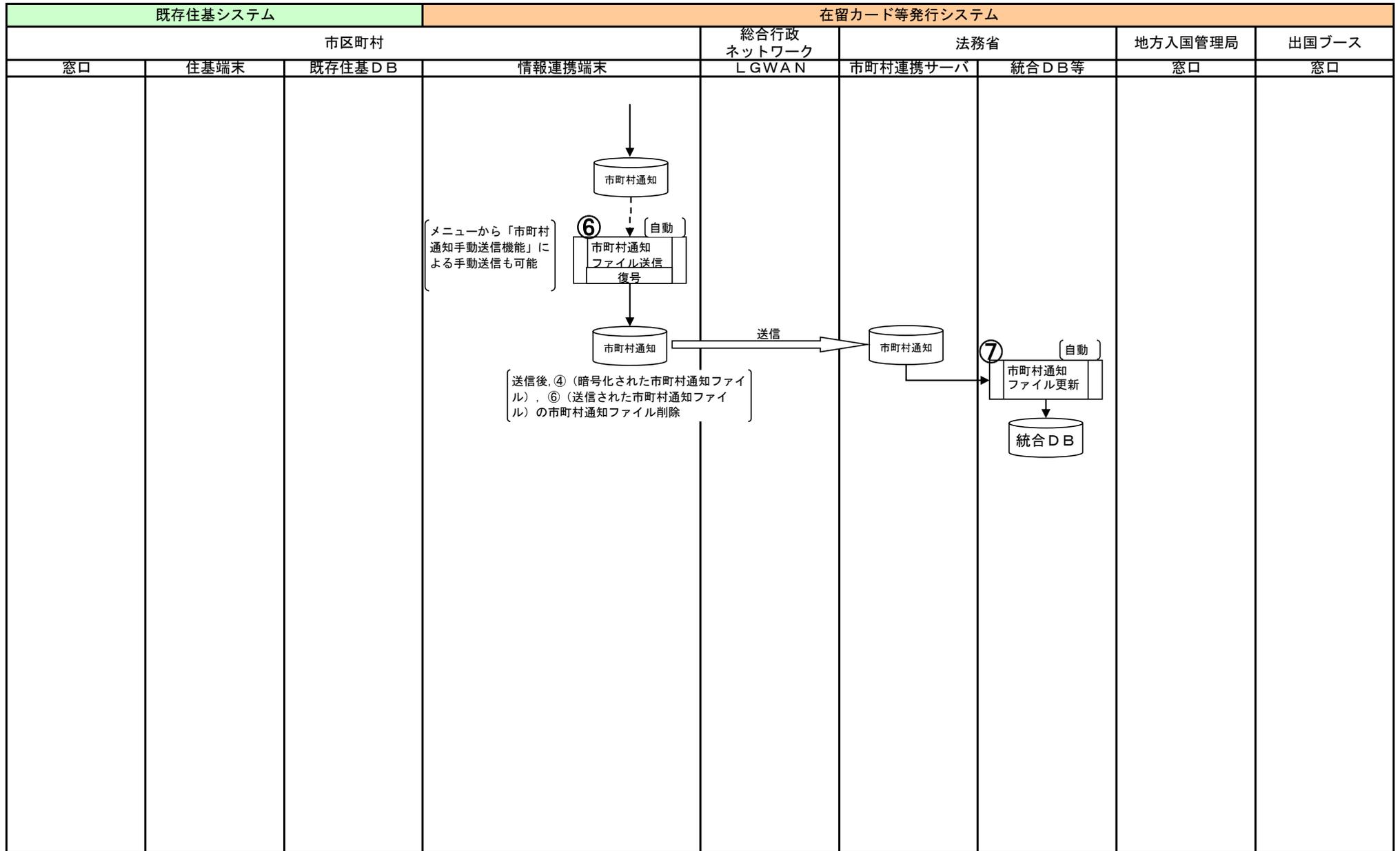
4. 1. 5. 法務省通知（過去履歴参照）



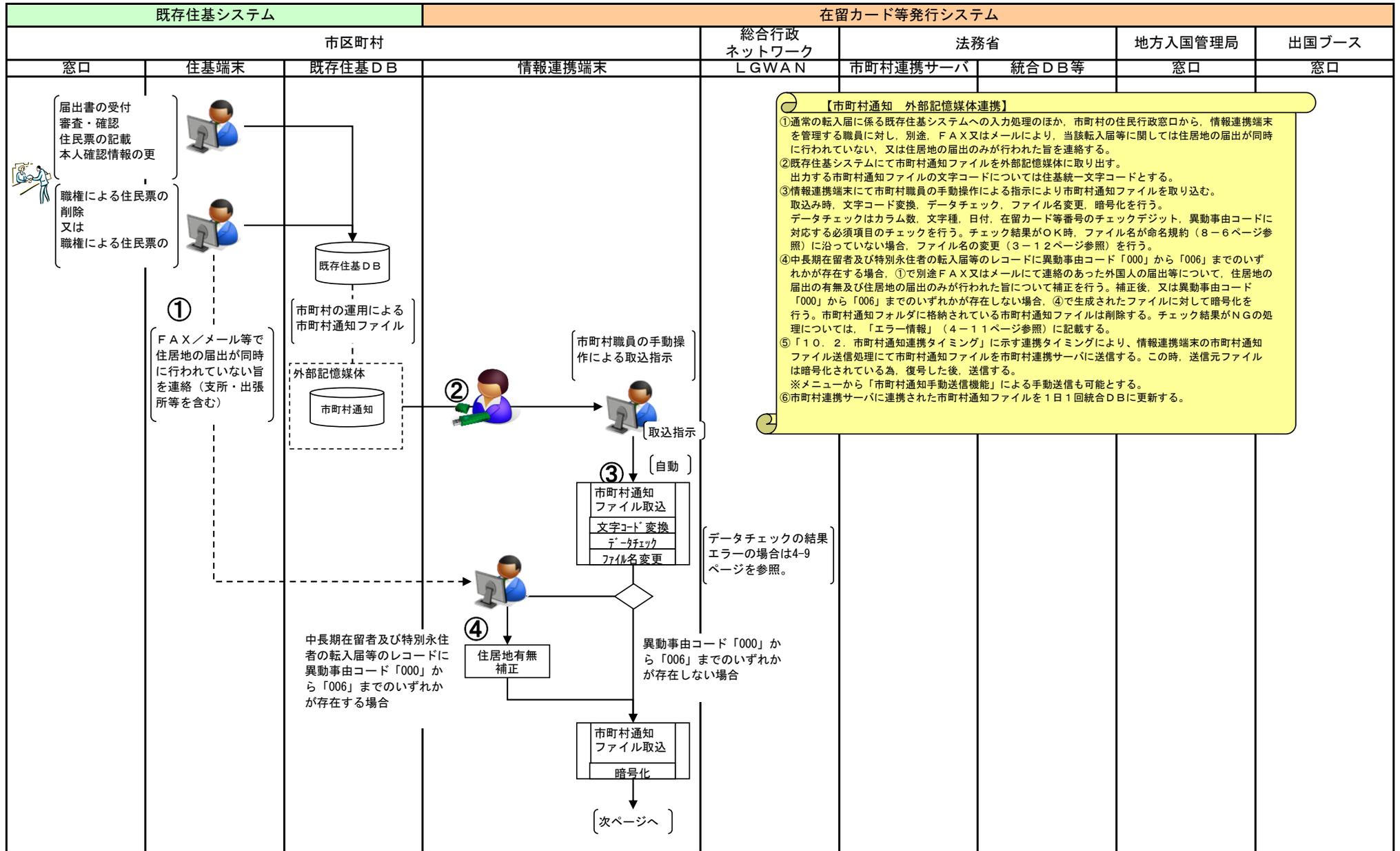
4. 1. 6. 市町村通知（オンライン連携）



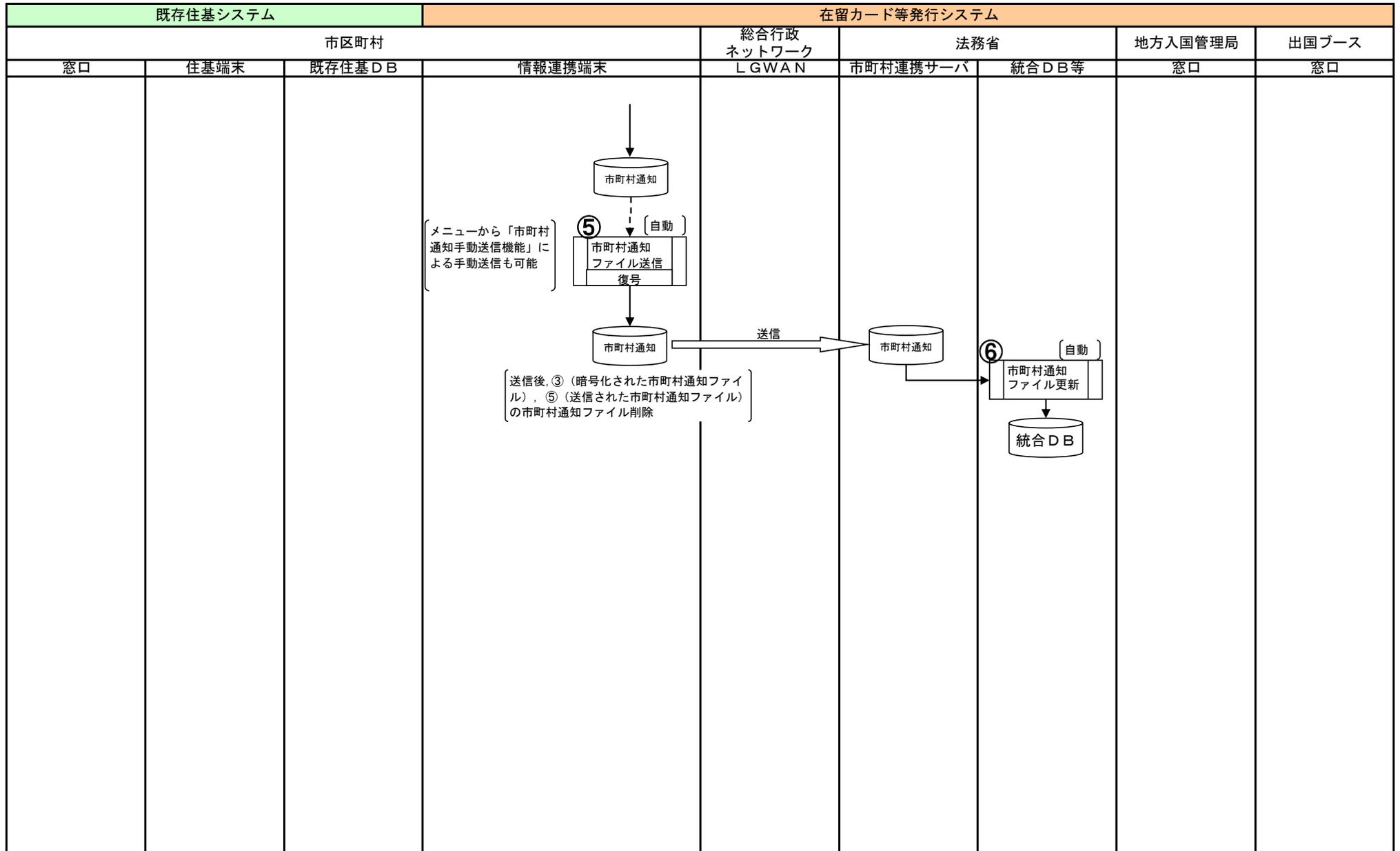
4. 1. 6. 市町村通知（オンライン連携）



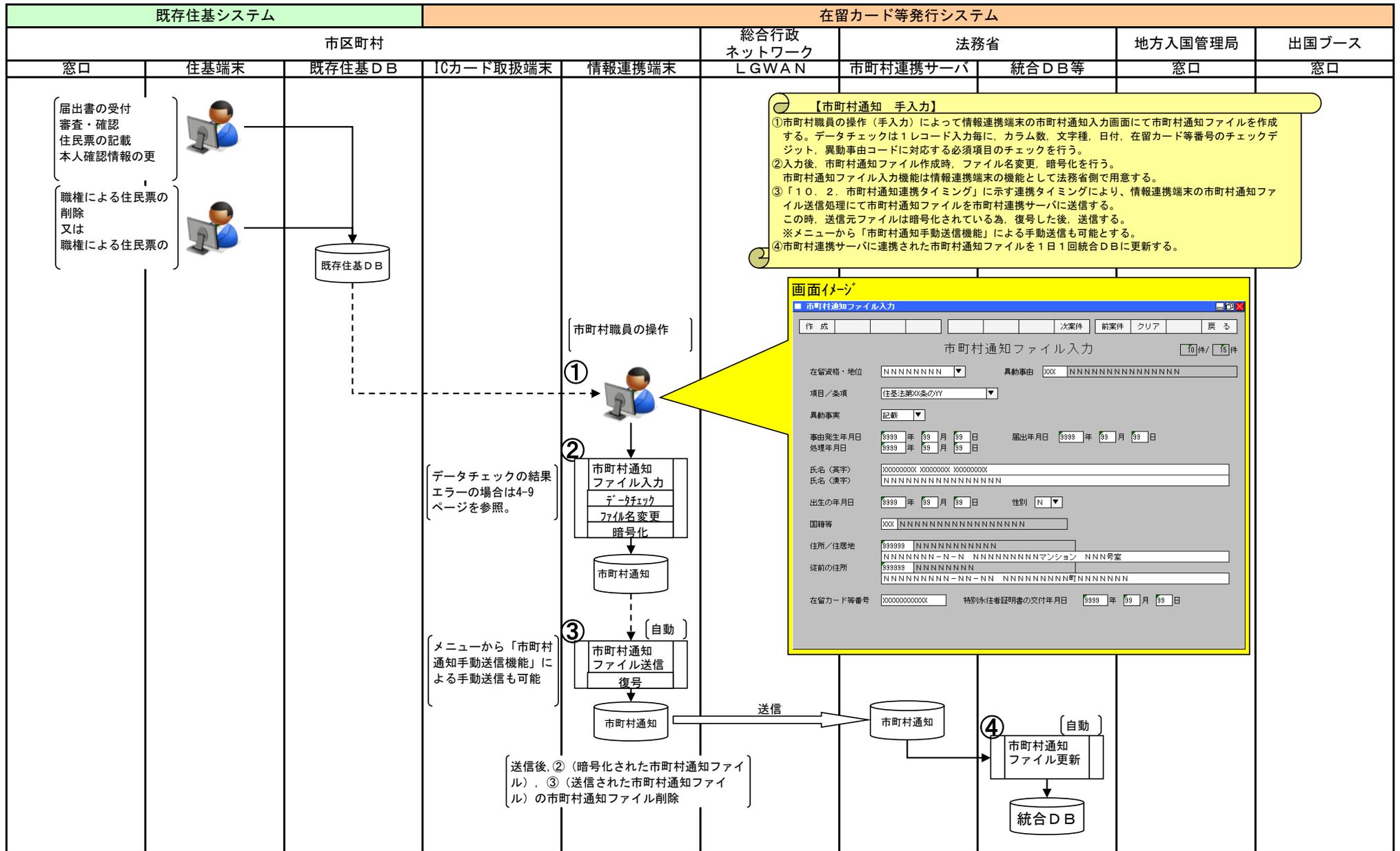
4. 1. 7. 市町村通知（外部記憶媒体連携）



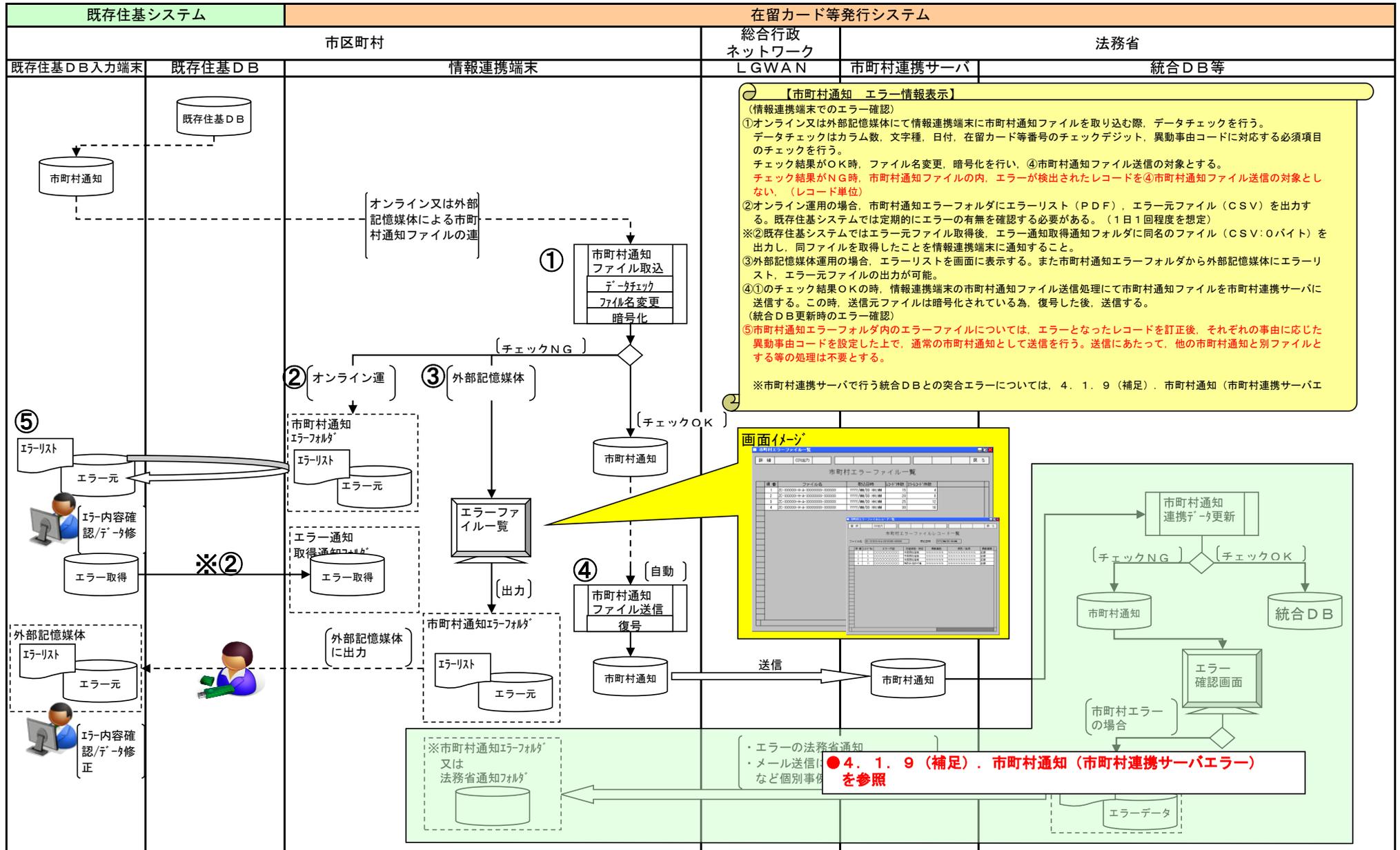
4. 1. 7. 市町村通知（外部記憶媒体連携）



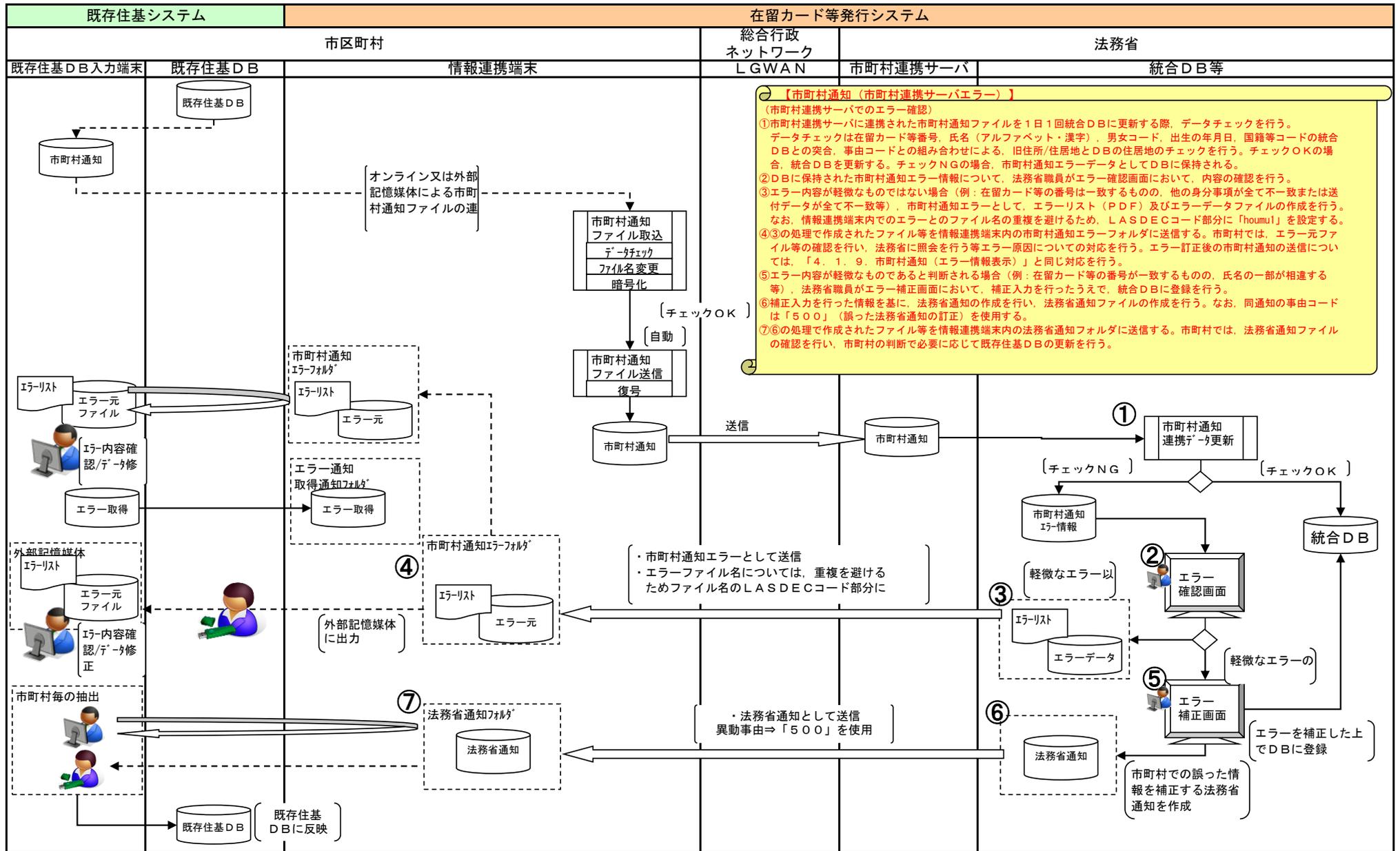
4. 1. 8. 市町村通知（手入力）



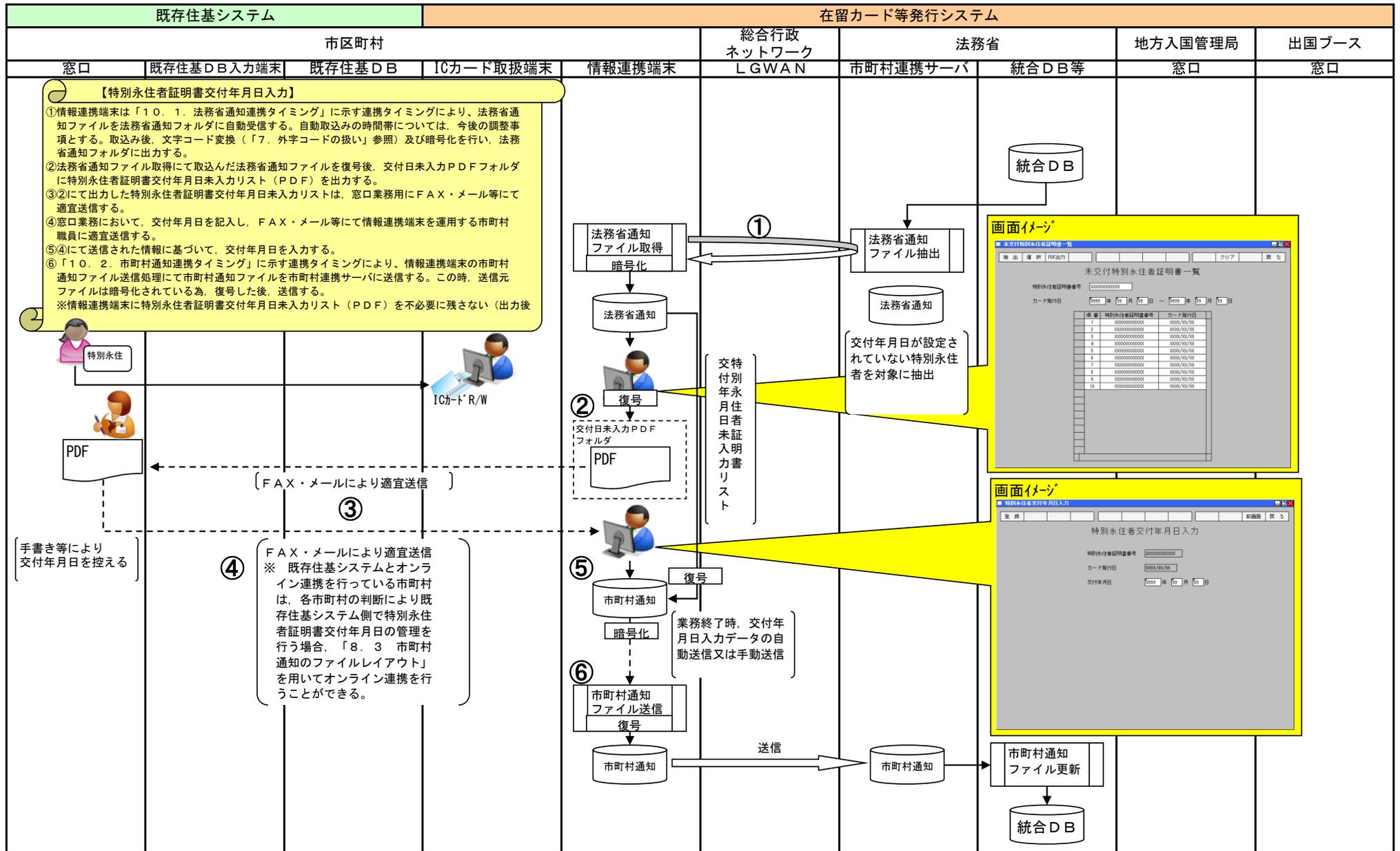
4. 1. 9. 市町村通知（エラー情報表示）



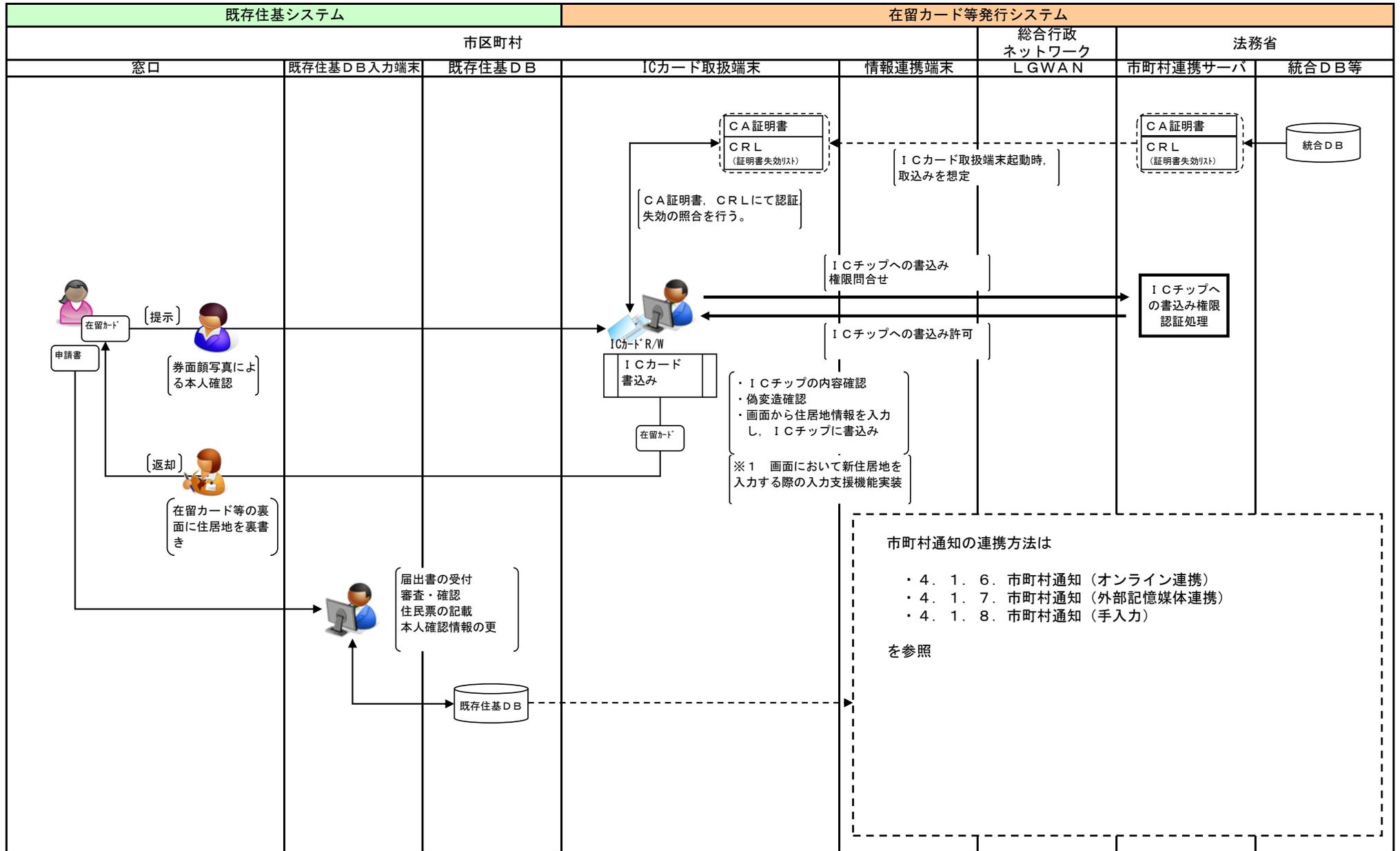
4. 1. 9 (補足) . 市町村通知 (市町村連携サーバエラー)



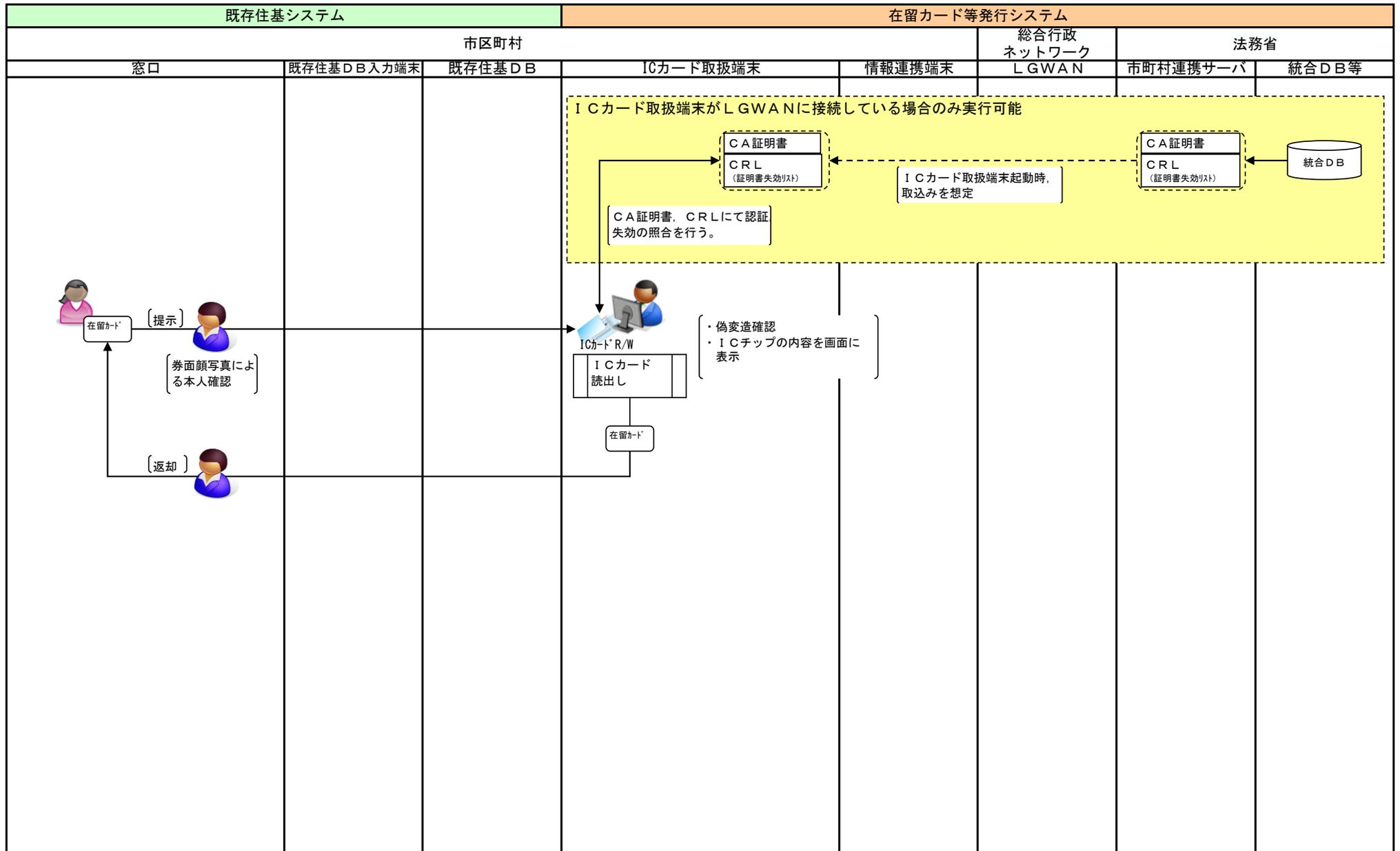
4. 1. 10. 特別永住者証明書交付年月日入力



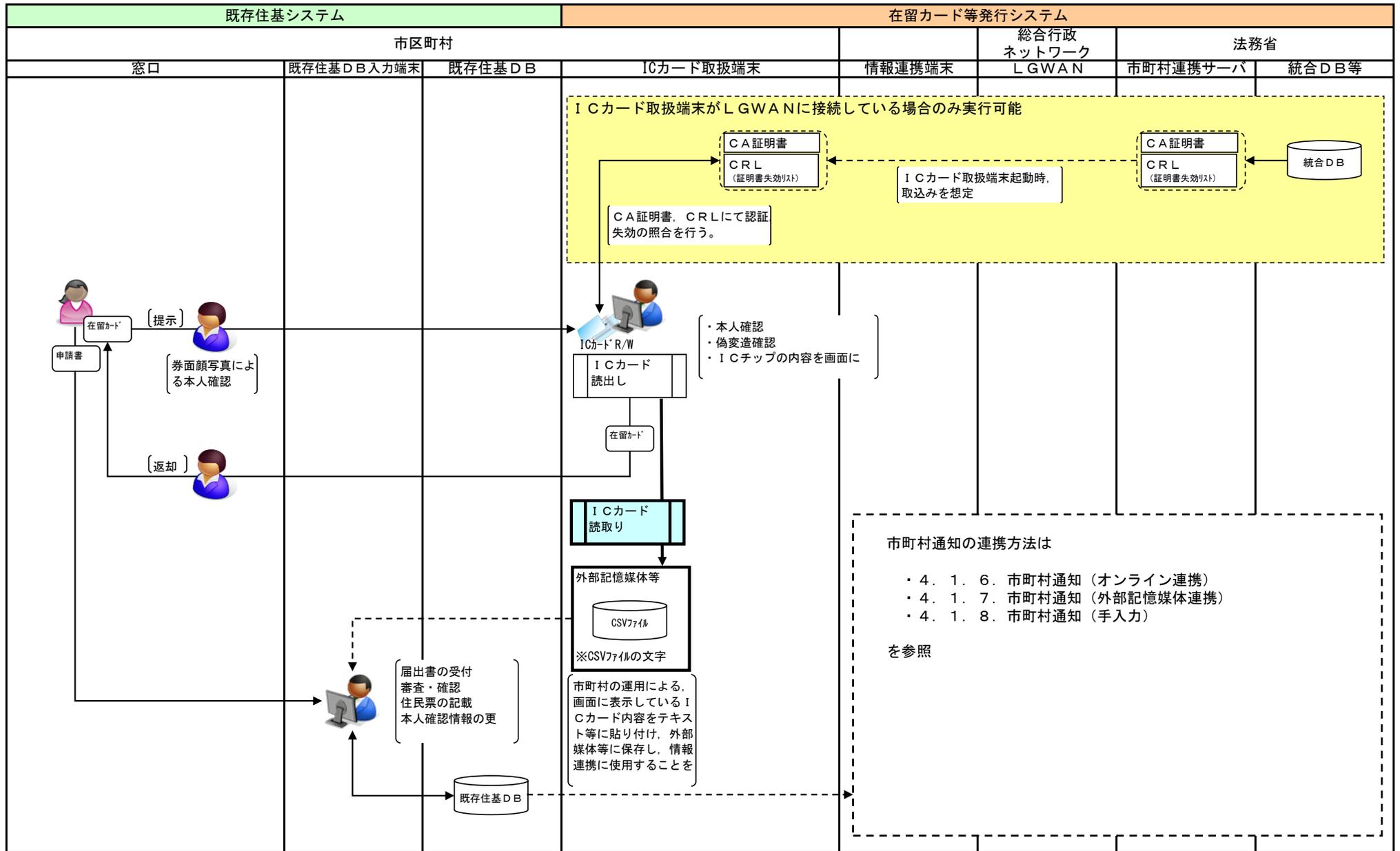
4. 1. 1.1. ICチップ書込み



4. 1. 12. ICチップ読出し



4. 1. 13. ICチップ読取り



4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	基本電文構造	—	

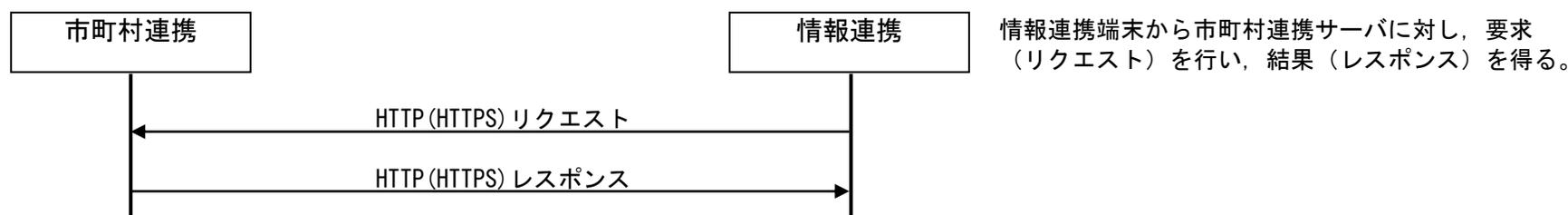
#### 4. 2. シーケンス図

##### 4. 2. 1 通信仕様

市町村連携サーバ、情報連携端末間は通信プロトコルとしてHTTPにて送受信を行う。

情報連携端末、住基システム（オンライン運用時）は通信プロトコルとしてFTPにて送受信を行う。

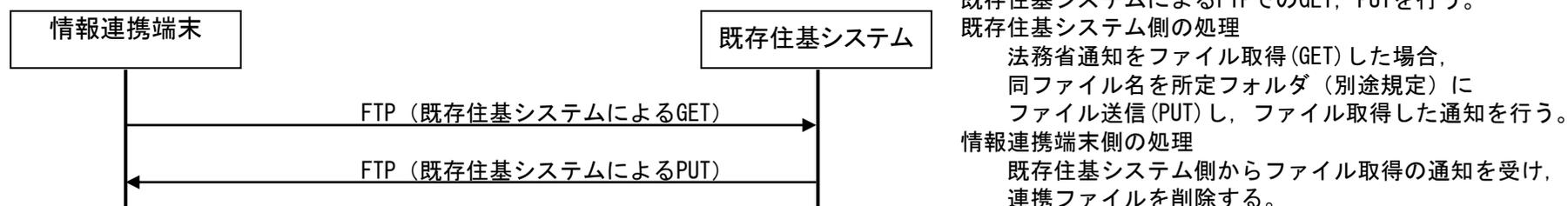
(1) 情報連携端末から市町村連携サーバへ要求し返答（データ）を取得する場合



(2) 情報連携端末から市町村連携サーバへ送信する場合



(3) 情報連携端末と住基システムを自動で送受信する場合



4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	基本電文構造	—	

#### 4. 2. 2. 電文仕様

##### 1) 処理要求電文

情報連携端末が処理要求電文を市町村連携サーバへ送信する電文を示す。

通信プロトコルヘッダー (HTTPS(HTTP)ヘッダー)								CR/LF	電文
POST/XXX HTTP/1.1	CR/LF	Host:XXX: 80	CR/LF	Content- type:Text/plain;charset="UTF -8"	CR/LF	Content - Length:nn n	CR/LF		業務個別項目

##### 2) 処理結果電文

処理要求電文に対して、市町村連携サーバが処理結果電文を返す際の電文を示す。

通信プロトコルヘッダー (HTTPS(HTTP)ヘッダー)								CR/LF	電文
HTTP/1.1 200 OK	CR/LF	Date:XXX	CR/LF	Server:XX X	CR/LF	Content- type:Text/plain;charset="UTF -8"	CR/LF		Content - Length:nn n

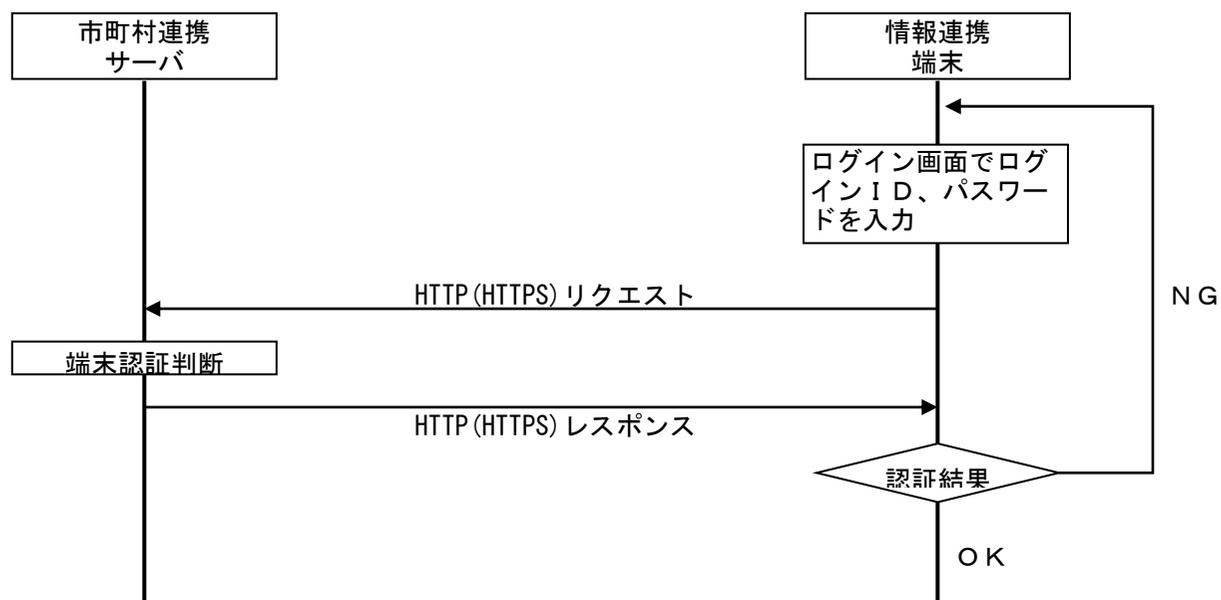
※電文（業務個別項目）については、8. 1 基本ファイルレイアウト参照

4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	端末認証のシーケンス	—	

#### 4. 2. 3. 端末認証のシーケンス

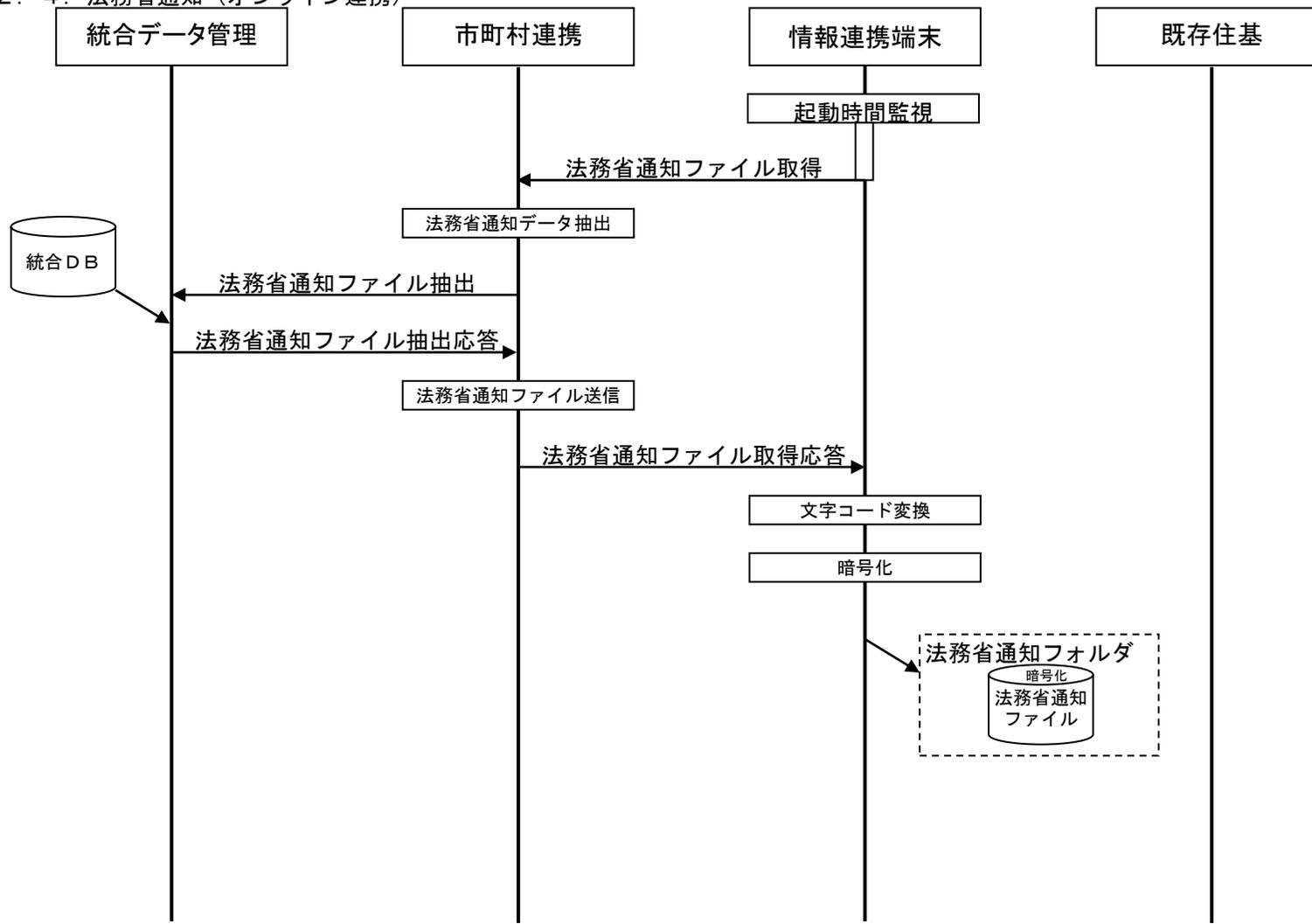
端末の認証，及びログイン方法

- ・ログインID，パスワードを在留カード等発行システムで管理し，情報連携端末の業務アプリケーションログイン時，ログインID，パスワードを参照し，端末の認証を行う。
- ・ログインID，パスワードは在留カード等発行システム（法務省）より指定する。



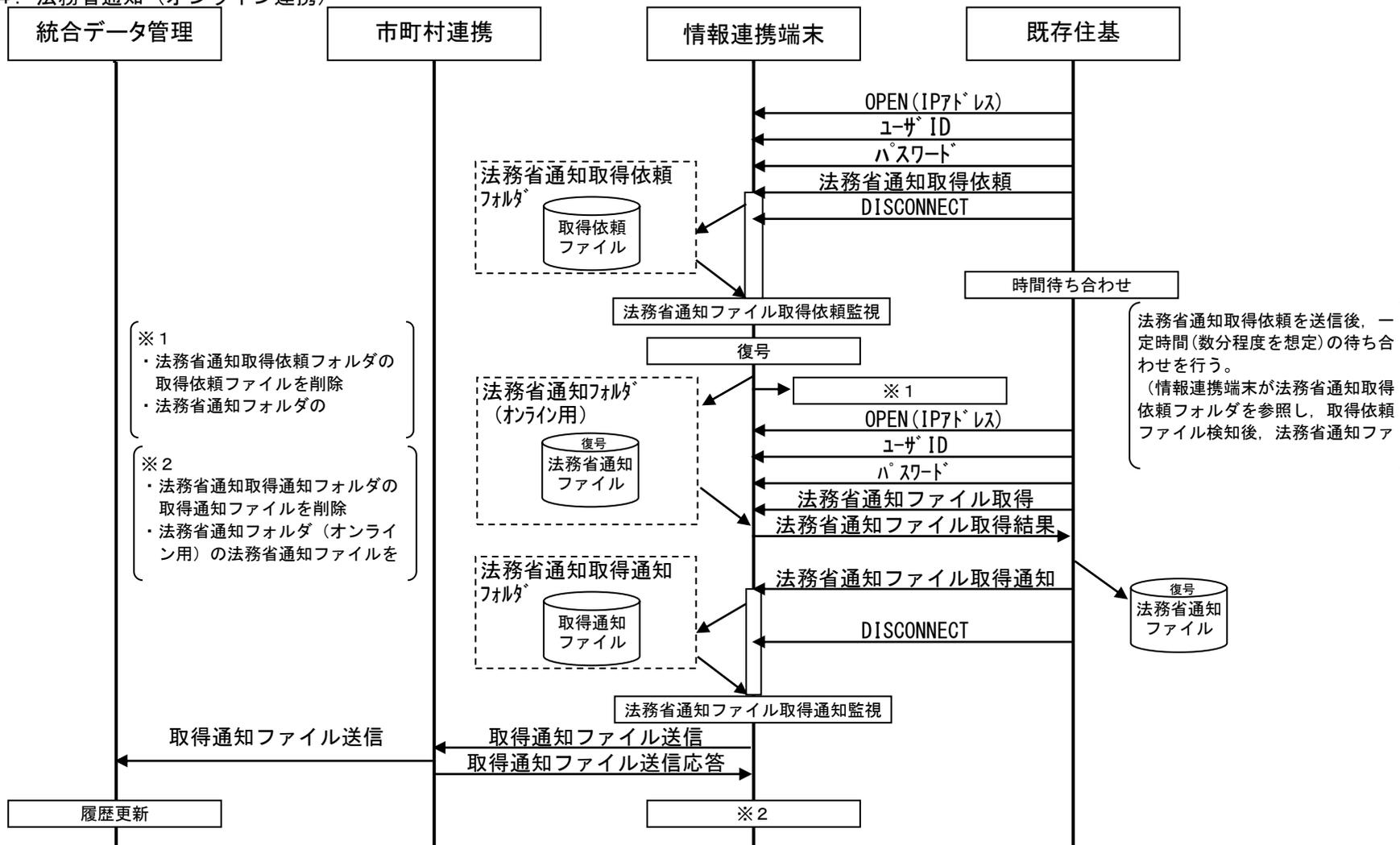
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	オンライン連携	

4. 2. 4. 法務省通知（オンライン連携）



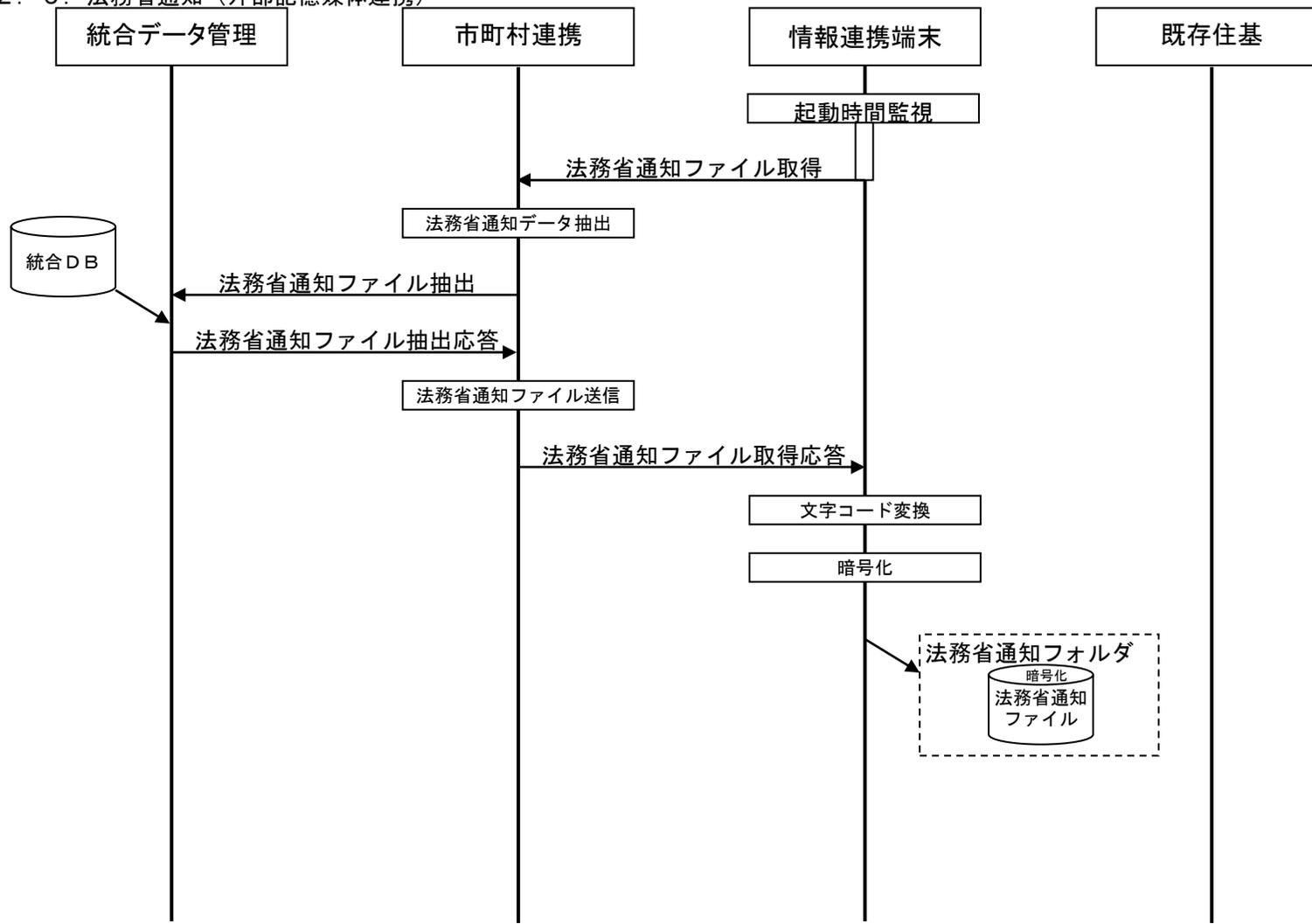
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	オンライン連携

4. 2. 4. 法務省通知 (オンライン連携)



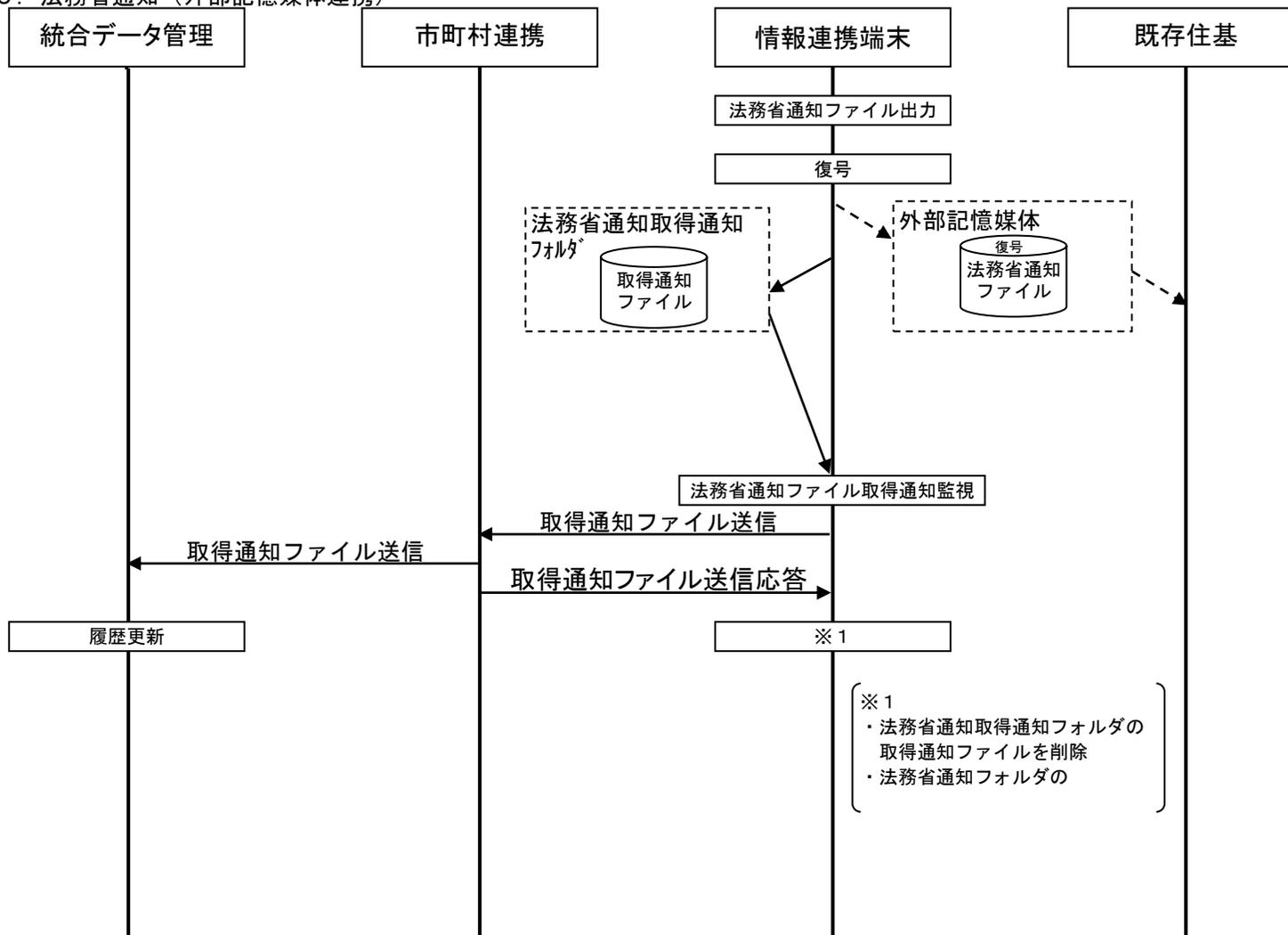
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	外部記憶媒体連携

4. 2. 5. 法務省通知（外部記憶媒体連携）



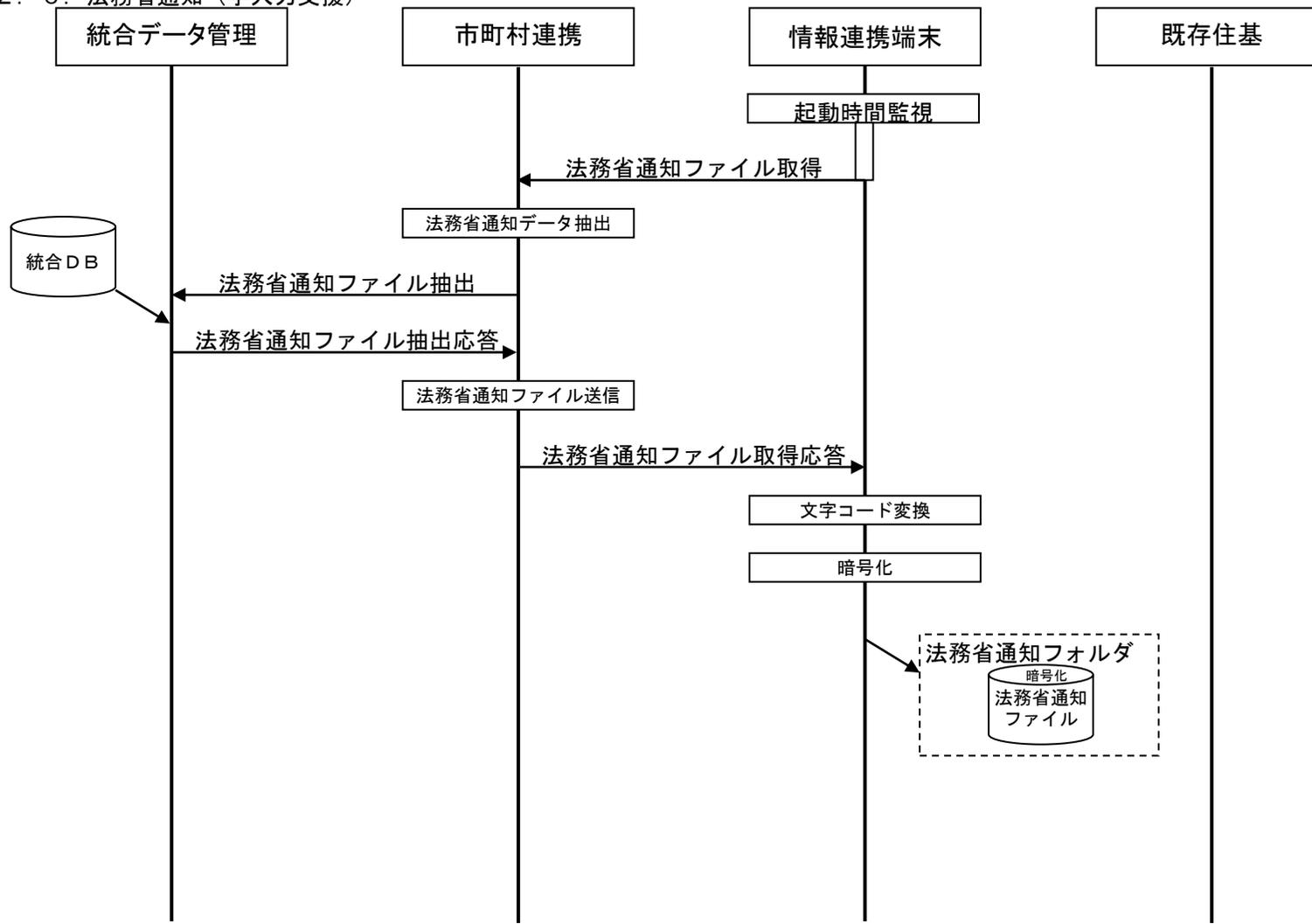
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	外部記憶媒体連携

4. 2. 5. 法務省通知（外部記憶媒体連携）



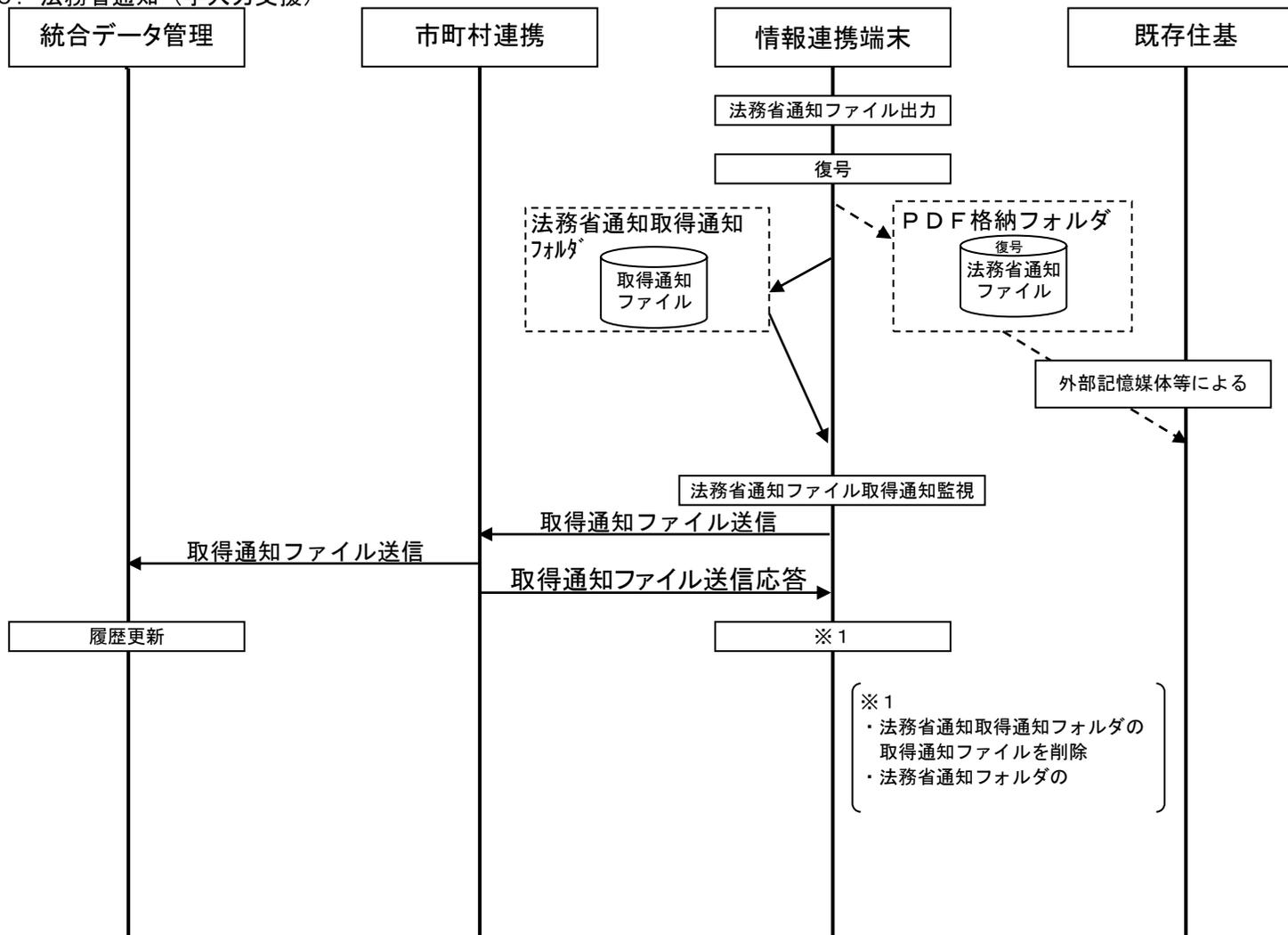
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	手入力支援	

4. 2. 6. 法務省通知（手入力支援）



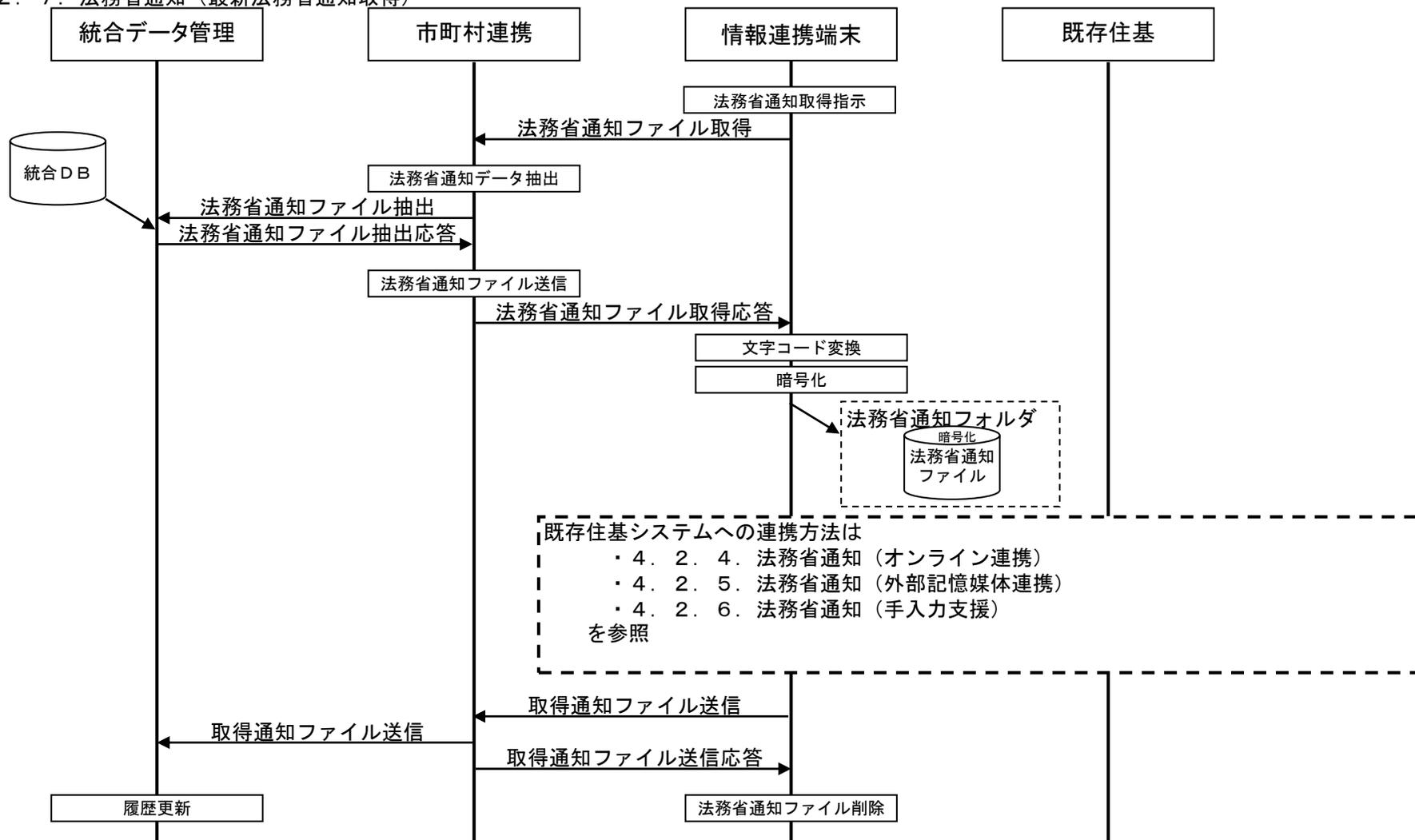
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	手入力支援	

4. 2. 6. 法務省通知（手入力支援）



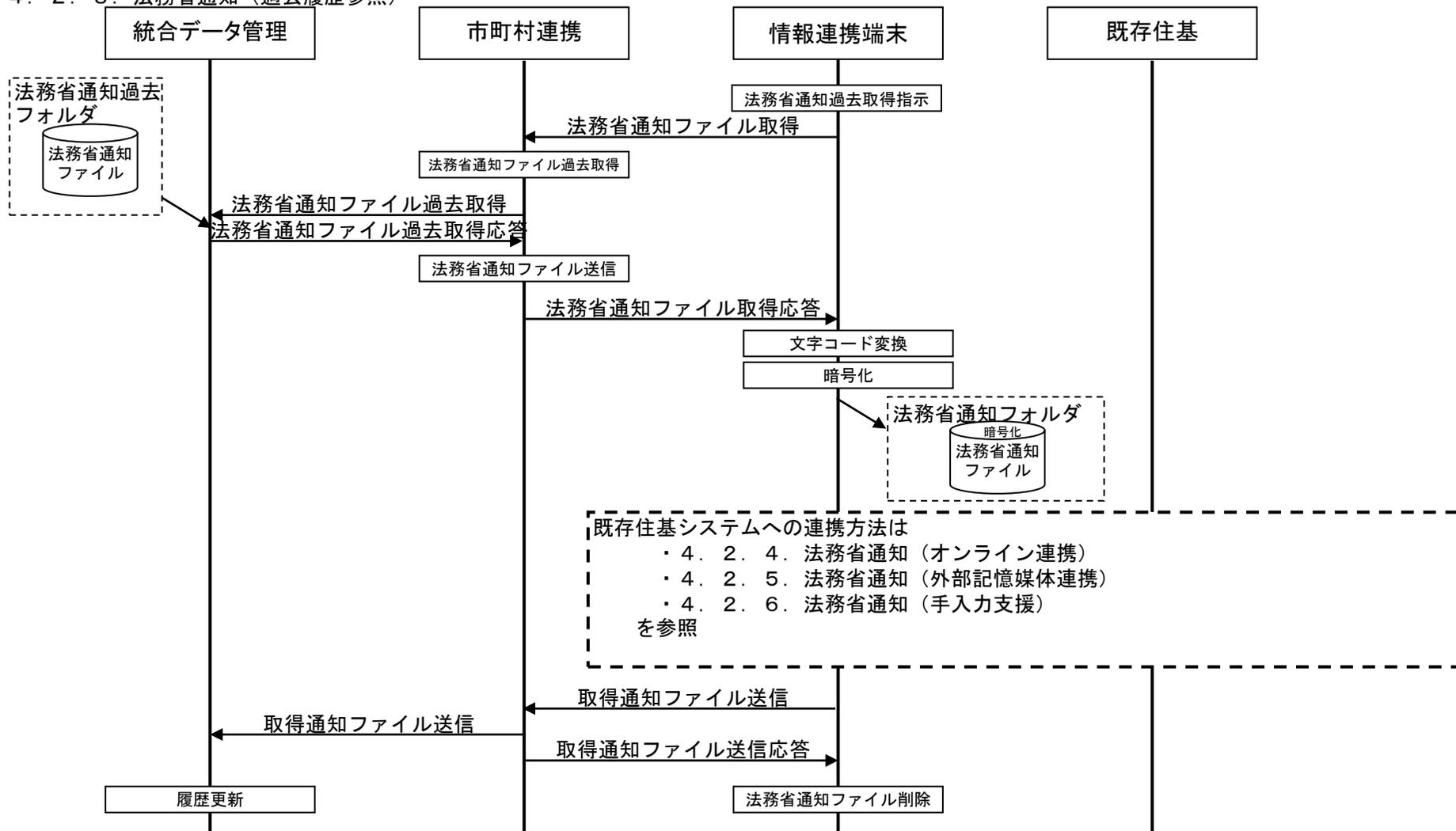
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	最新法務省通知取得

4. 2. 7. 法務省通知（最新法務省通知取得）



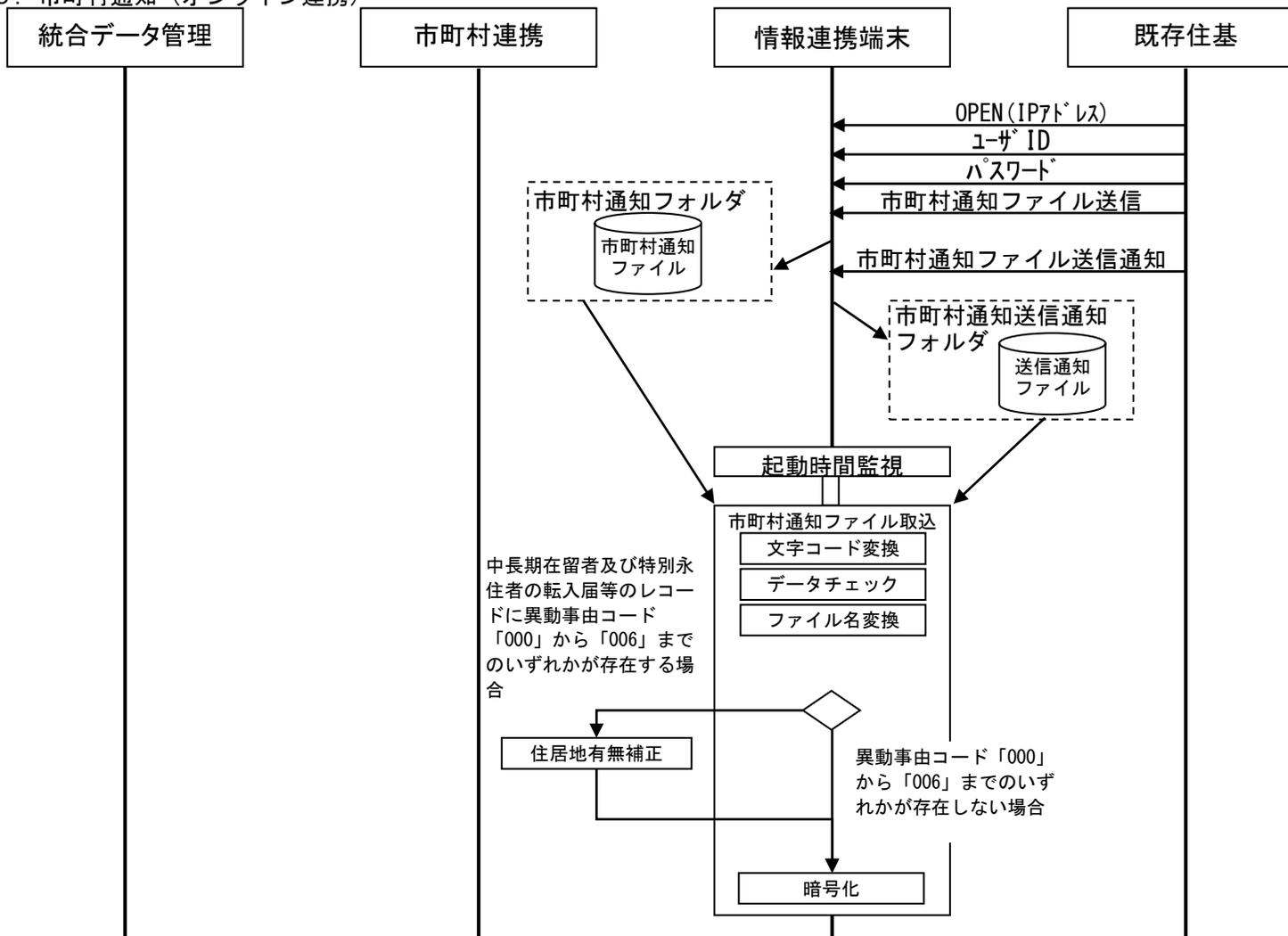
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	過去履歴参照	

4. 2. 8. 法務省通知（過去履歴参照）



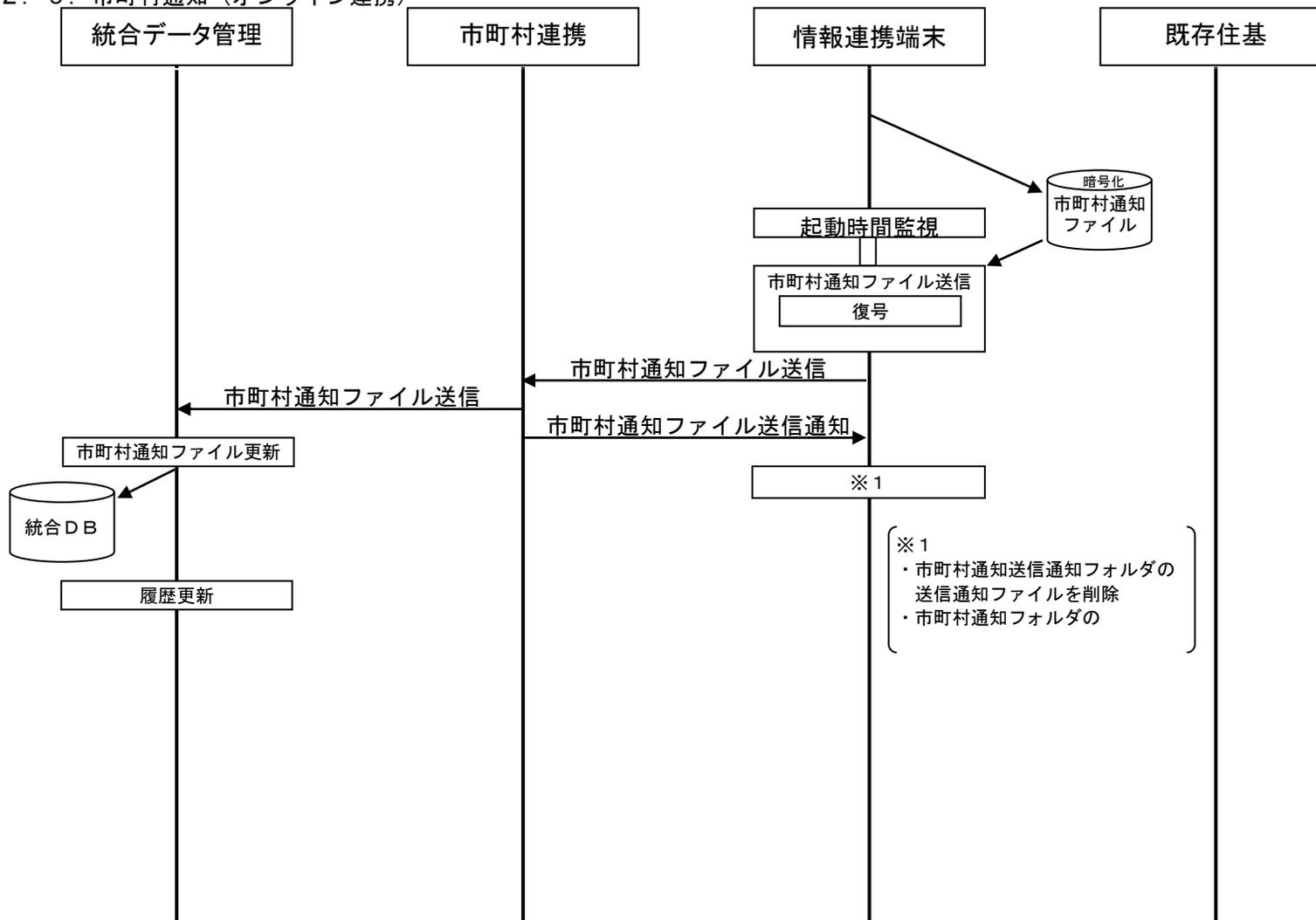
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	オンライン連携

4. 2. 9. 市町村通知 (オンライン連携)



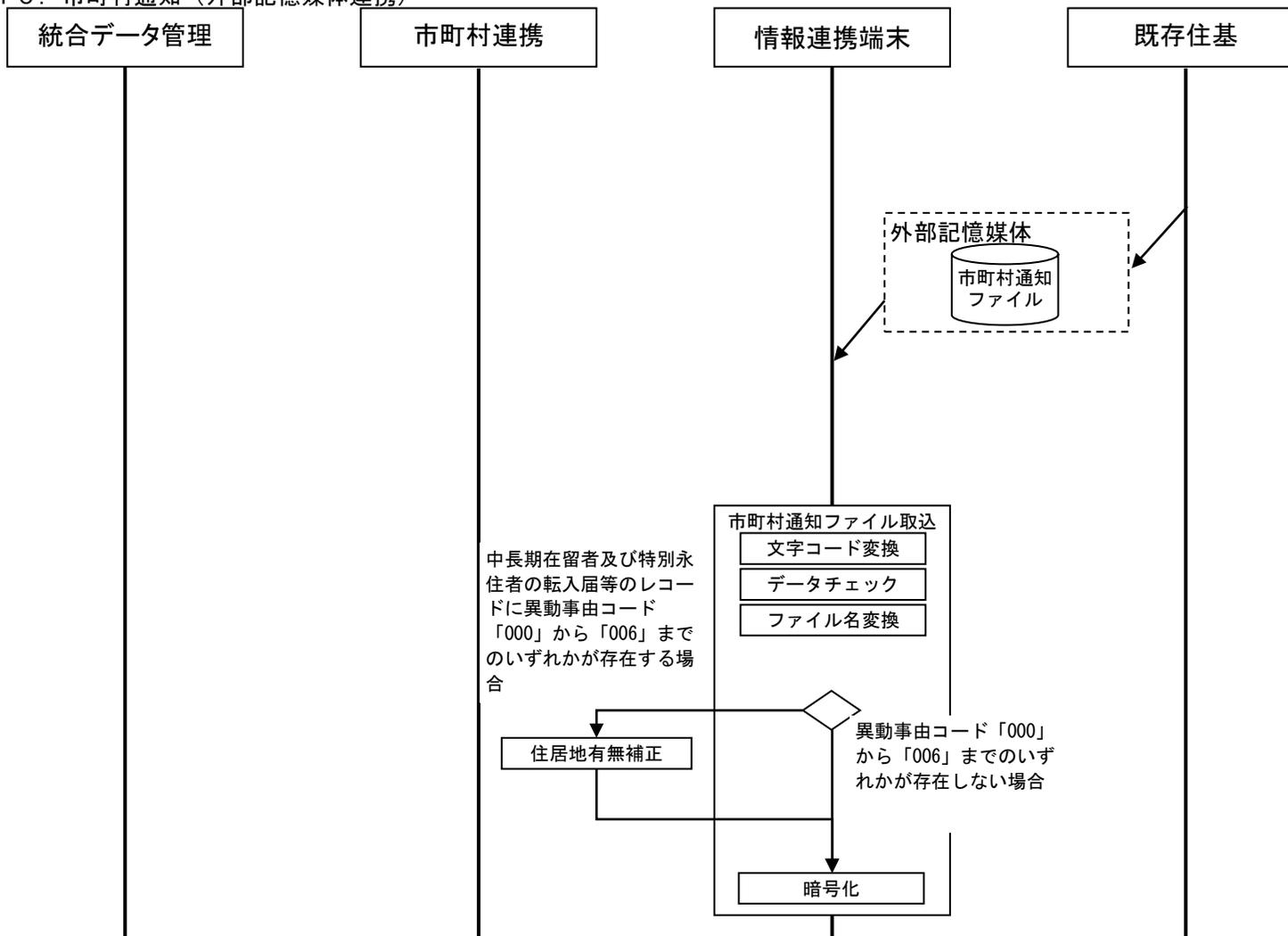
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	オンライン連携

4. 2. 9. 市町村通知（オンライン連携）



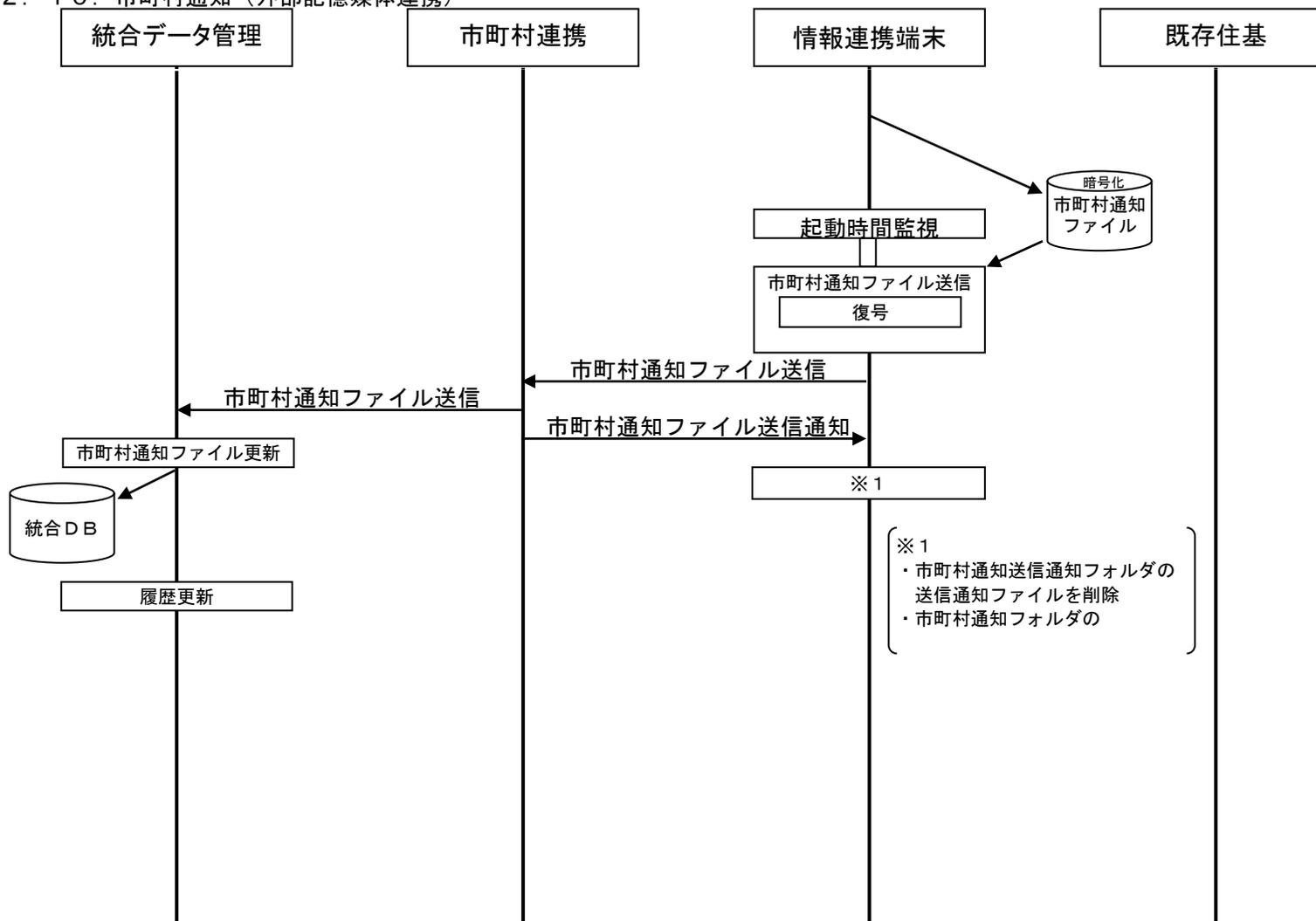
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	外部記憶媒体連携

4. 2. 1 0. 市町村通知（外部記憶媒体連携）



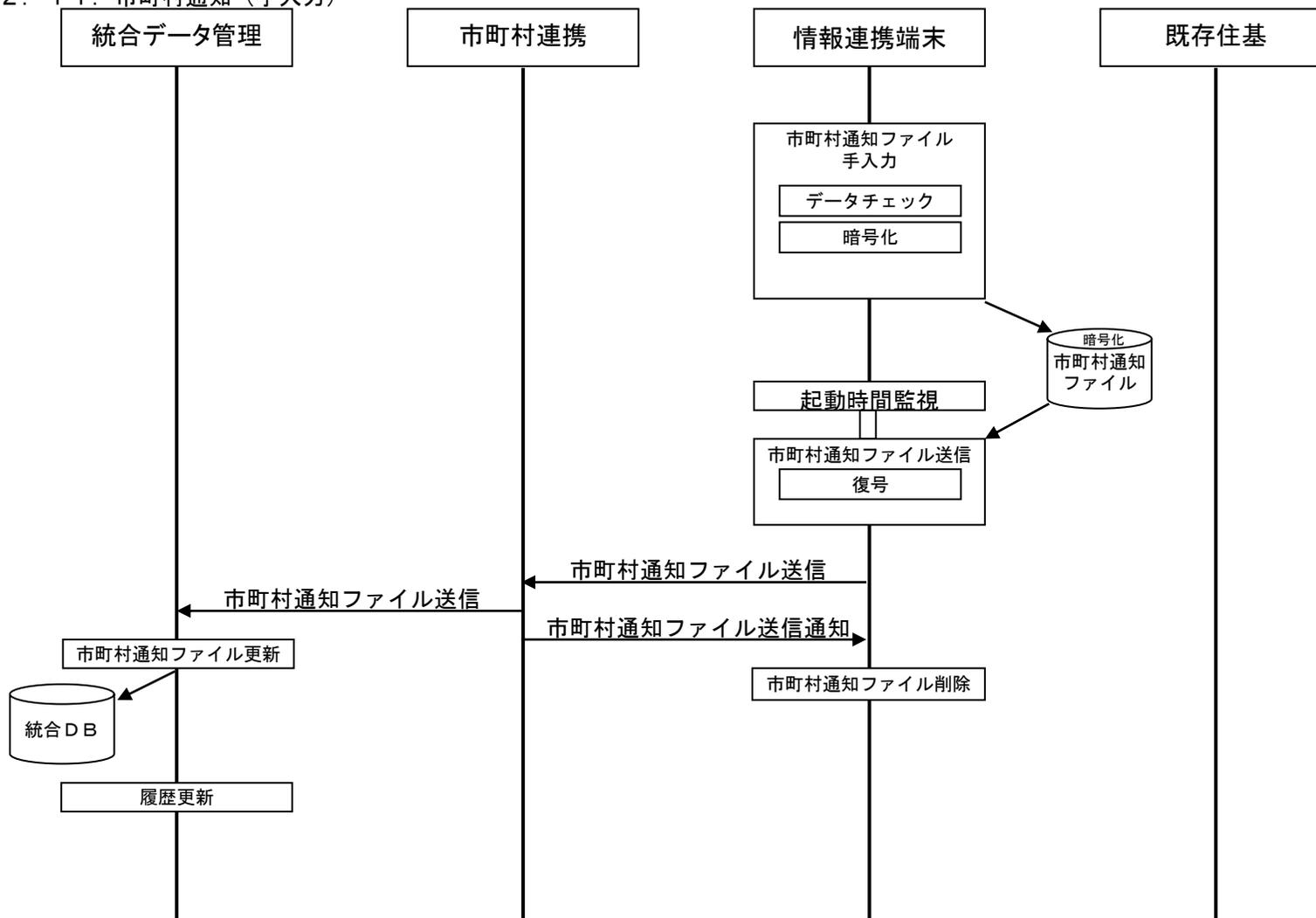
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	外部記憶媒体連携

4. 2. 1 0. 市町村通知（外部記憶媒体連携）



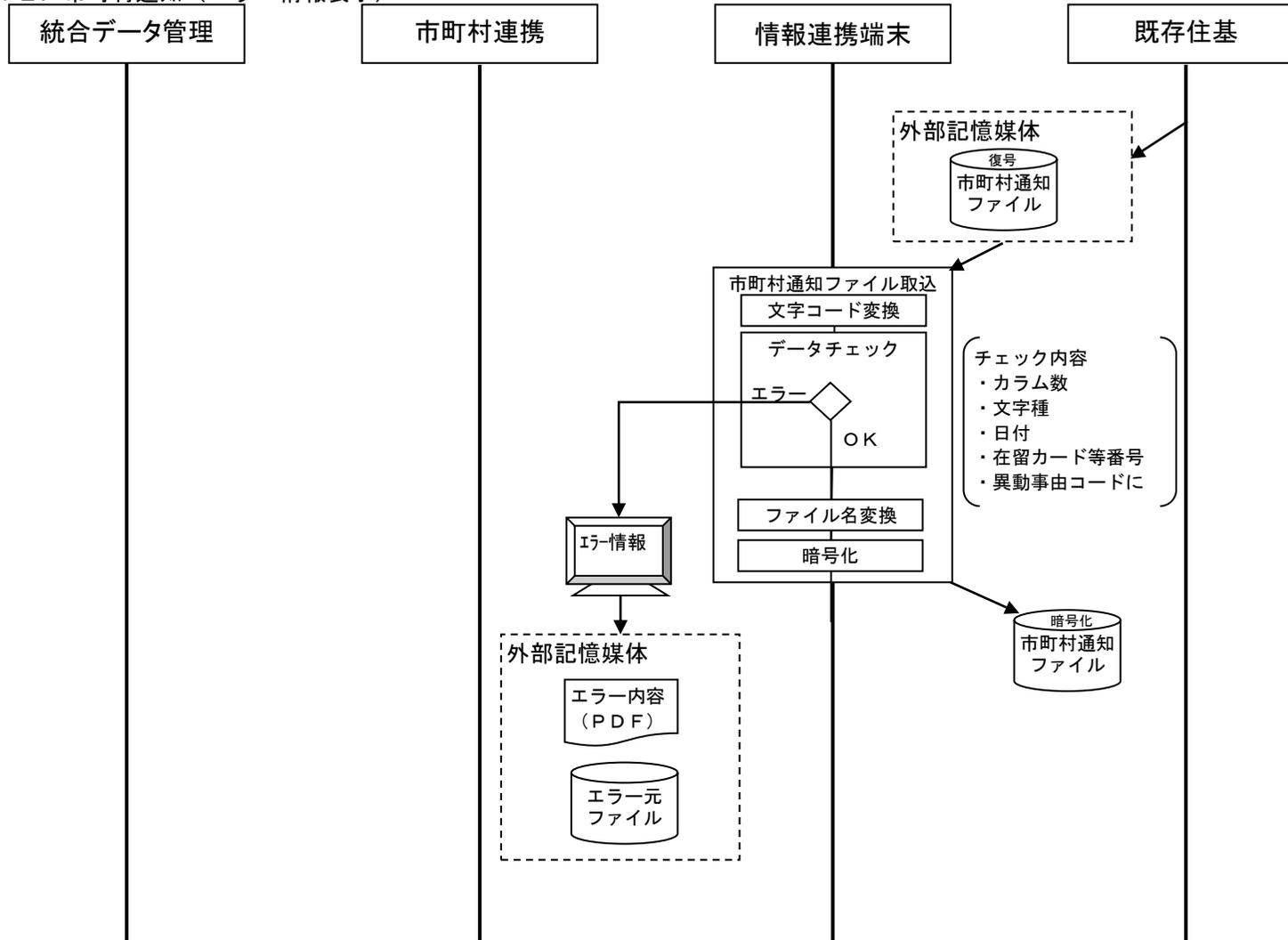
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	手入力	

4. 2. 1. 1. 市町村通知 (手入力)



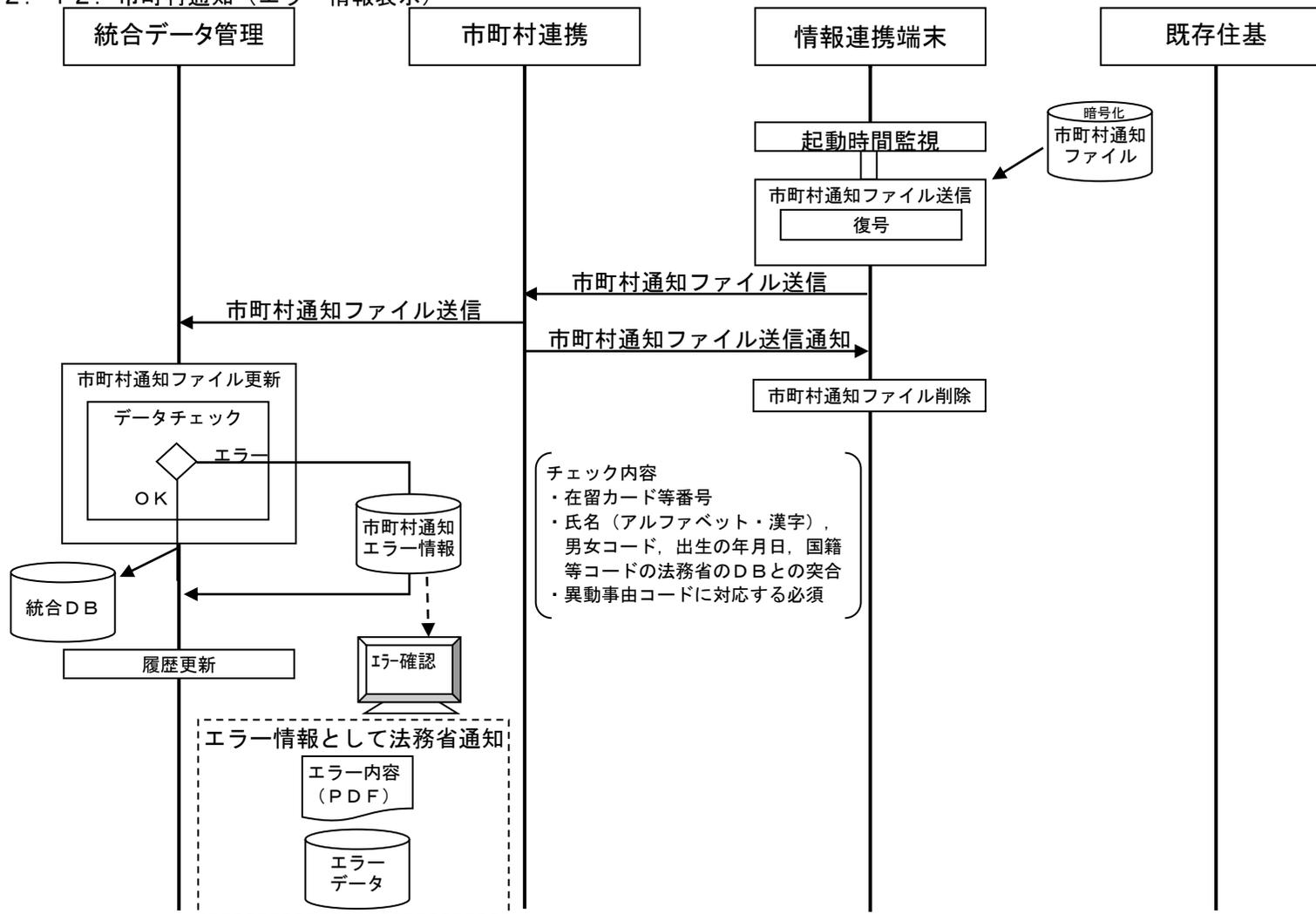
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)	
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	エラー情報表示	

4. 2. 1. 2. 市町村通知 (エラー情報表示)



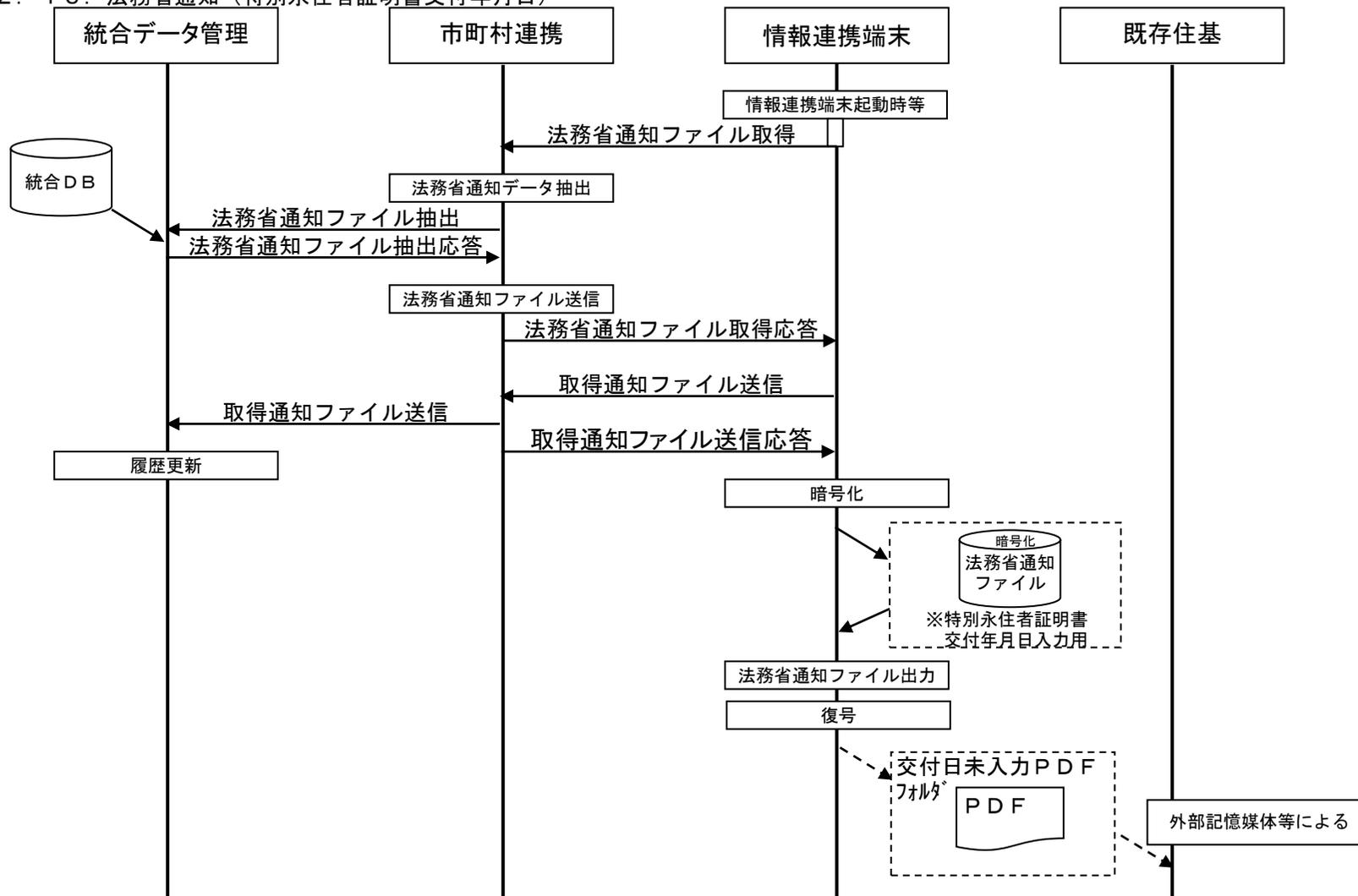
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	市町村通知	エラー情報表示

4. 2. 1 2. 市町村通知 (エラー情報表示)



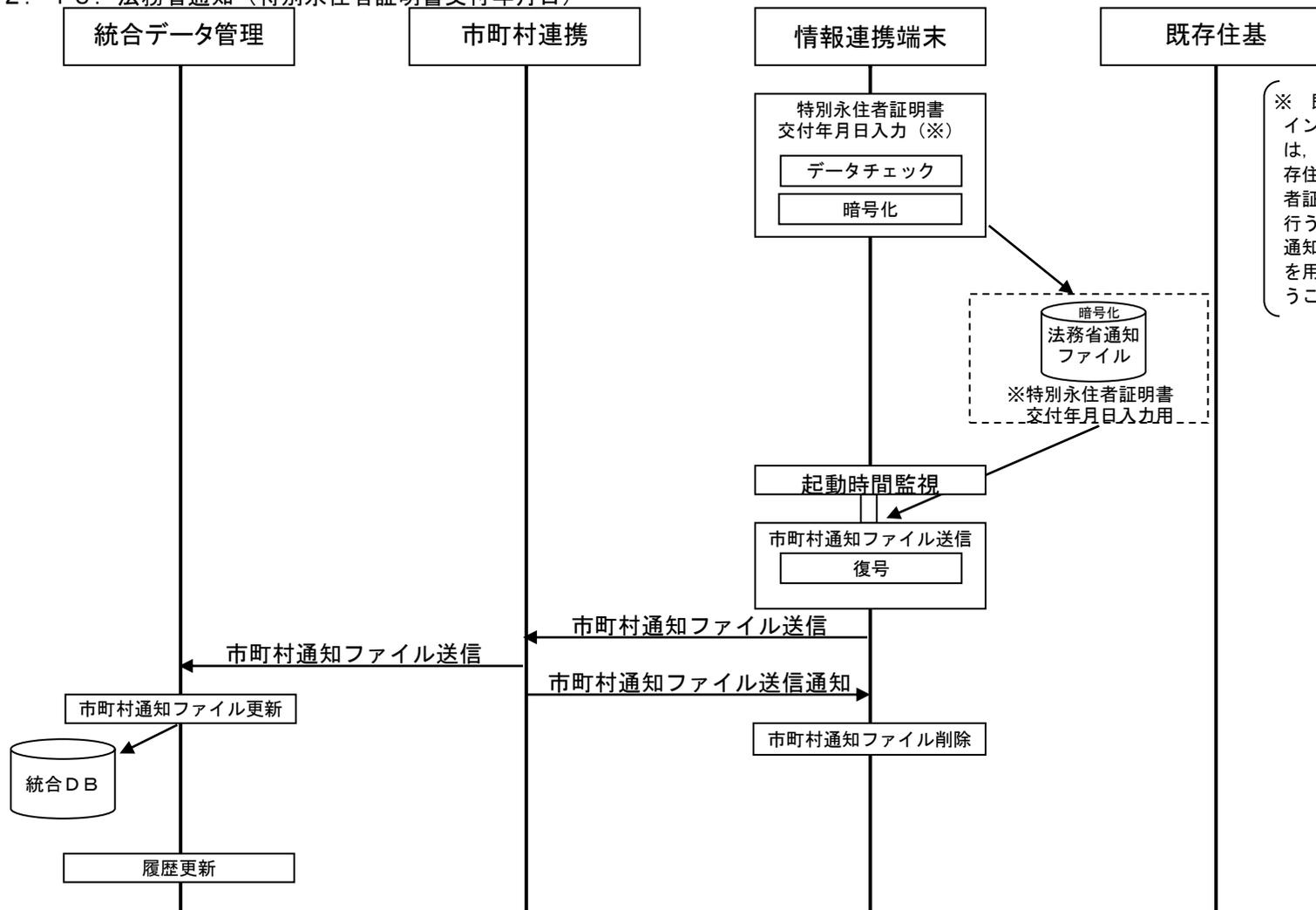
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	特別永住者証明書 交付年月日

4. 2. 1. 3. 法務省通知（特別永住者証明書交付年月日）



4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	法務省通知	特別永住者証明書 交付年月日

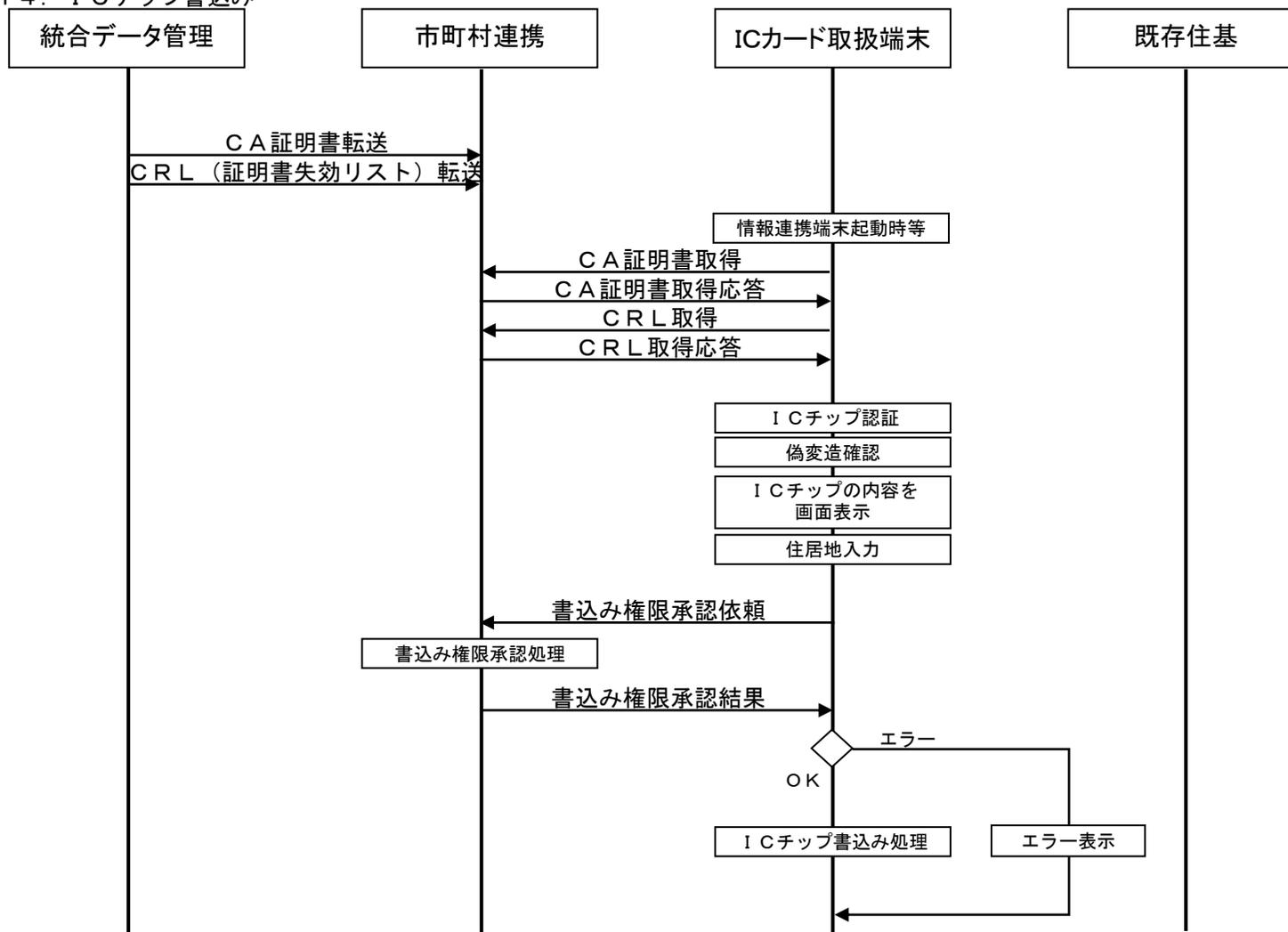
4. 2. 1 3. 法務省通知（特別永住者証明書交付年月日）



※ 既存住基システムとオンライン連携を行っている市町村は、各市町村の判断により既存住基システム側で特別永住者証明書交付年月日の管理を行う場合、「8. 3 市町村通知のファイルレイアウト」を用いてオンライン連携を行うことができる。

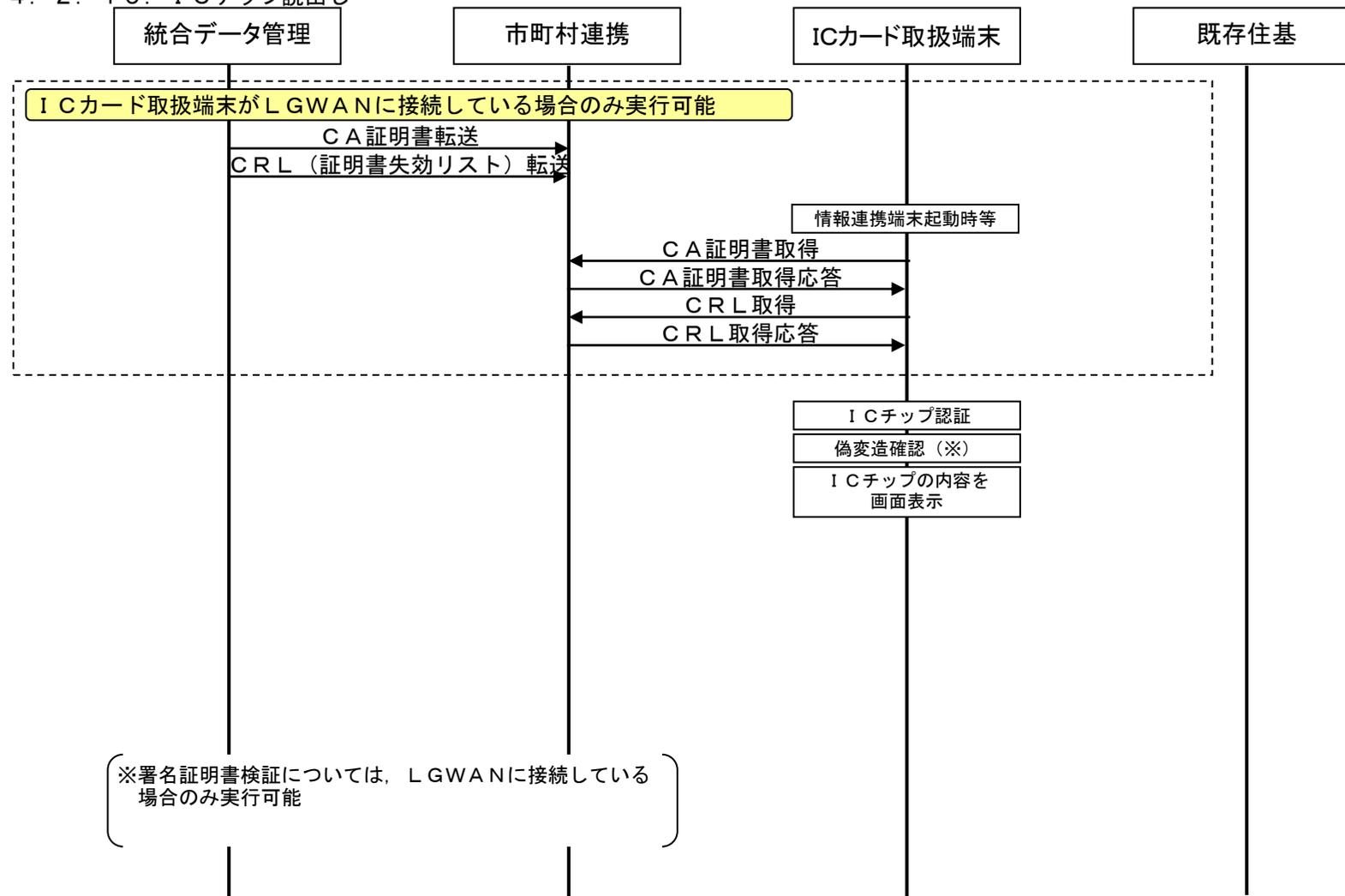
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	ICカード取扱端末業務	ICチップ書込み

4. 2. 1. 4. ICチップ書込み



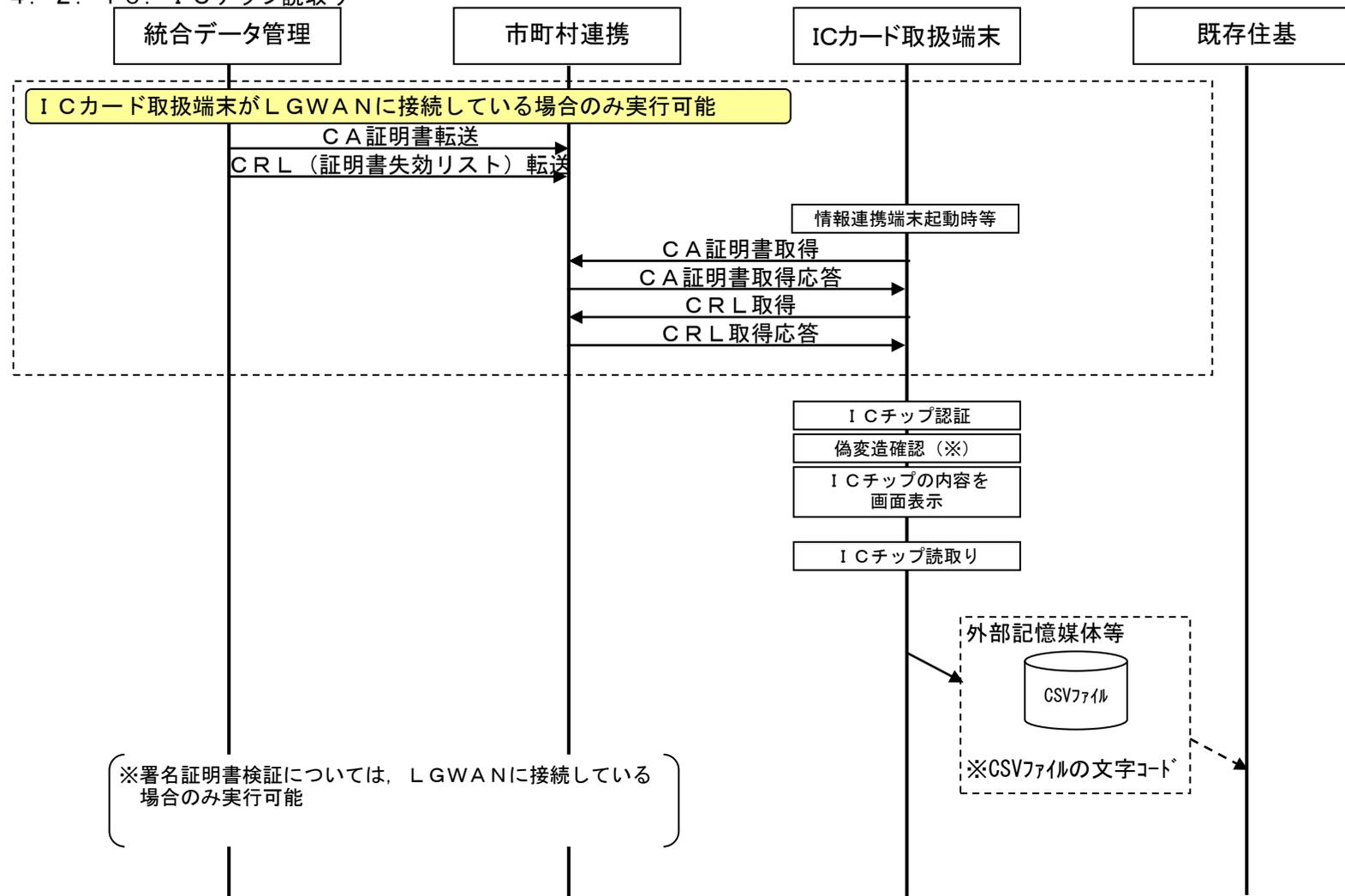
4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	ICカード取扱端末業務	ICチップ読出し

4. 2. 15. ICチップ読出し



4. 2. シーケンス図	業務名(Lv0)	業務名(Lv1)	業務名(Lv2)	業務名(Lv3)
	出入国管理業務	在留カード等発行	ICカード取扱端末業務	ICチップ読取り

4. 2. 16. ICチップ読取り



<b>5. アプリケーションバージョンアップ方式</b>	システム名	在留カード等発行システム		作成者		更新者	
	サブシステム名	市町村連携		作成日		更新日	

## 5. アプリケーションバージョンアップ方式

### 5. 1. バージョンアップ対象について

以下に対象機器、対象ソフトについて記述する。

No.	対象機器	対象ソフト	転送タイミング	方針分類	検討事項その他
1	情報連携端末	アプリ更新（情報連携用ソフト）	端末起動時又は任意（手動実行）	5.2.1.	ダウンロードタイミング、運用への影響
2		ウイルスパターンファイル	自動実行	5.2.3.	基本的にバージョンアップは実施する
3		OSパッチ情報	自動又は手動実行	5.2.3.	バージョンアップ時のアプリ動作検証必要
4	I Cカード取	アプリ更新（I Cカード読み書きソフト）	端末起動時又は任意（手動実行）	5.2.1.	ダウンロードタイミング、運用への影響
5	扱端末	PKI失効情報	端末起動時又は任意（手動実行）	5.2.2.	ダウンロードタイミング、運用への影響
6		ウイルスパターンファイル	自動実行	5.2.3.	基本的にバージョンアップは実施する
7		OSパッチ情報	自動又は手動実行	5.2.3.	バージョンアップ時のアプリ動作検証必要

### 5. 2. バージョンアップ方針

#### 5. 2. 1. アプリ更新（情報連携用ソフト、I Cカード読み書きソフト）

- ・起動時に自動でバージョンアップチェックを行う。
- ・バージョンアップ時にバージョンアップ確認画面を表示する。
- ・バージョンアップ時に更新ファイルのバックアップを行う。

※I Cカード取扱端末をスタンドアロン運用（LGWANに接続していない状況）する場合などにおけるバージョンアップの方法については、別途CD-Rの配布等を個別に検討する。

（バージョンアップ時の流れ）

- ①対象アプリケーションのバージョンチェック  
更新対象アプリケーションについて、ファイル比較を実施し、配布チェックを行う。
- ②バージョンアップされていた場合、バージョンアップするかを選択を実施  
バージョンアップ選択画面でバージョンアップ実施可否の選択を行う。
- ③バージョンが選択された場合、対象プログラムのダウンロードを行う。
- ④ダウンロード時に更新対象ファイルのバックアップ  
更新対象ファイルを別フォルダにコピーする。
- ⑤バージョンアップを実施  
対象ファイルを置き換える。

#### 5. 2. 2. PKI失効情報

- ・起動時に自動でバージョンアップチェックを行う。
- ・バージョンアップ時に更新ファイルのバックアップを行う。

（バージョンアップ時の流れ）

- ①起動時に対象ファイルのバージョンチェック  
更新対象ファイルについて、ファイル比較を実施し、配布チェックを行う。
- ②ダウンロード時に更新対象ファイルのバックアップ  
更新対象ファイルを別フォルダにコピーする。
- ③バージョンアップを実施  
対象ファイルを置き換える。

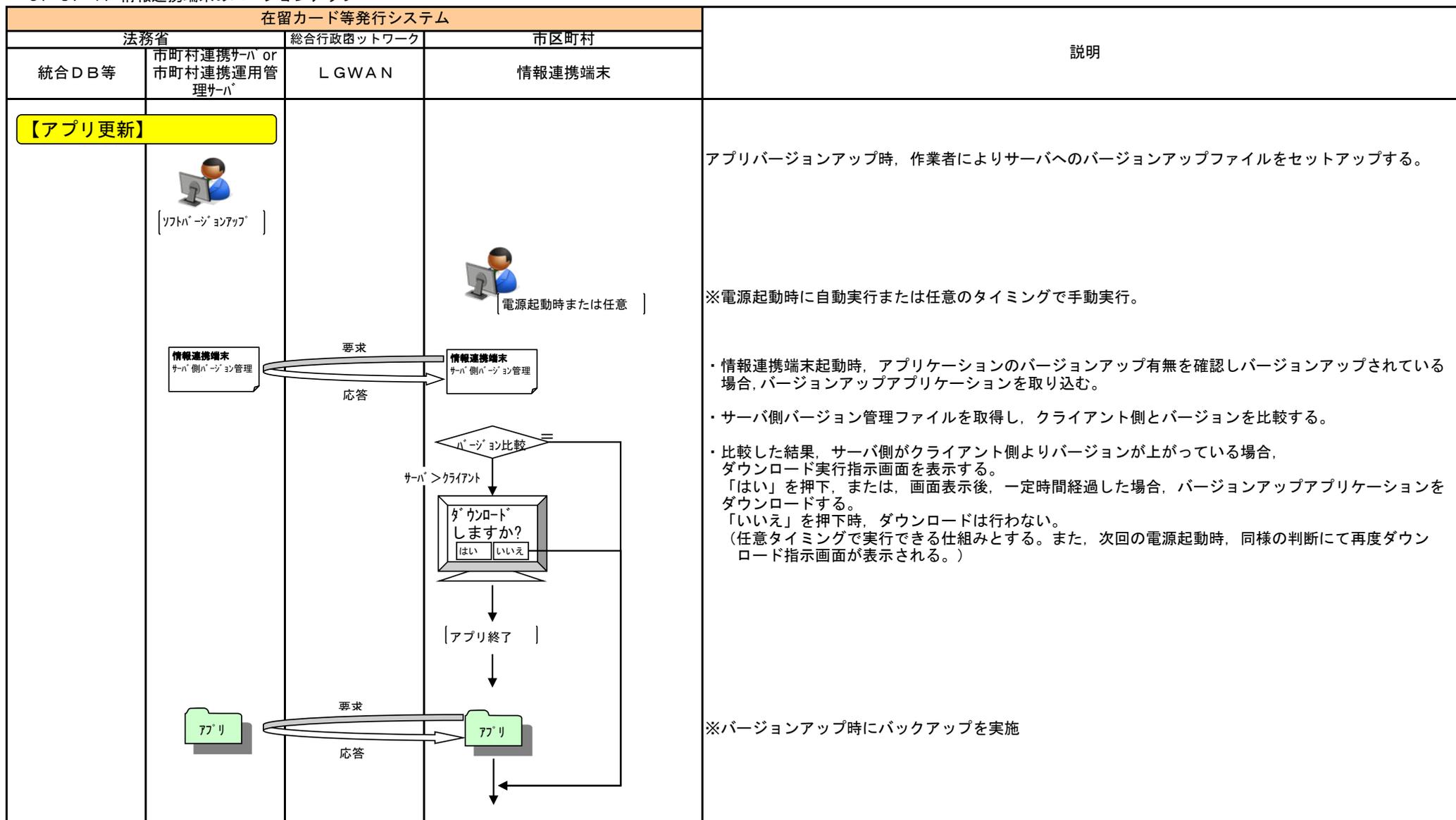
#### 5. 2. 3. パッチ情報（ウイルスパターン、OSパッチ情報）

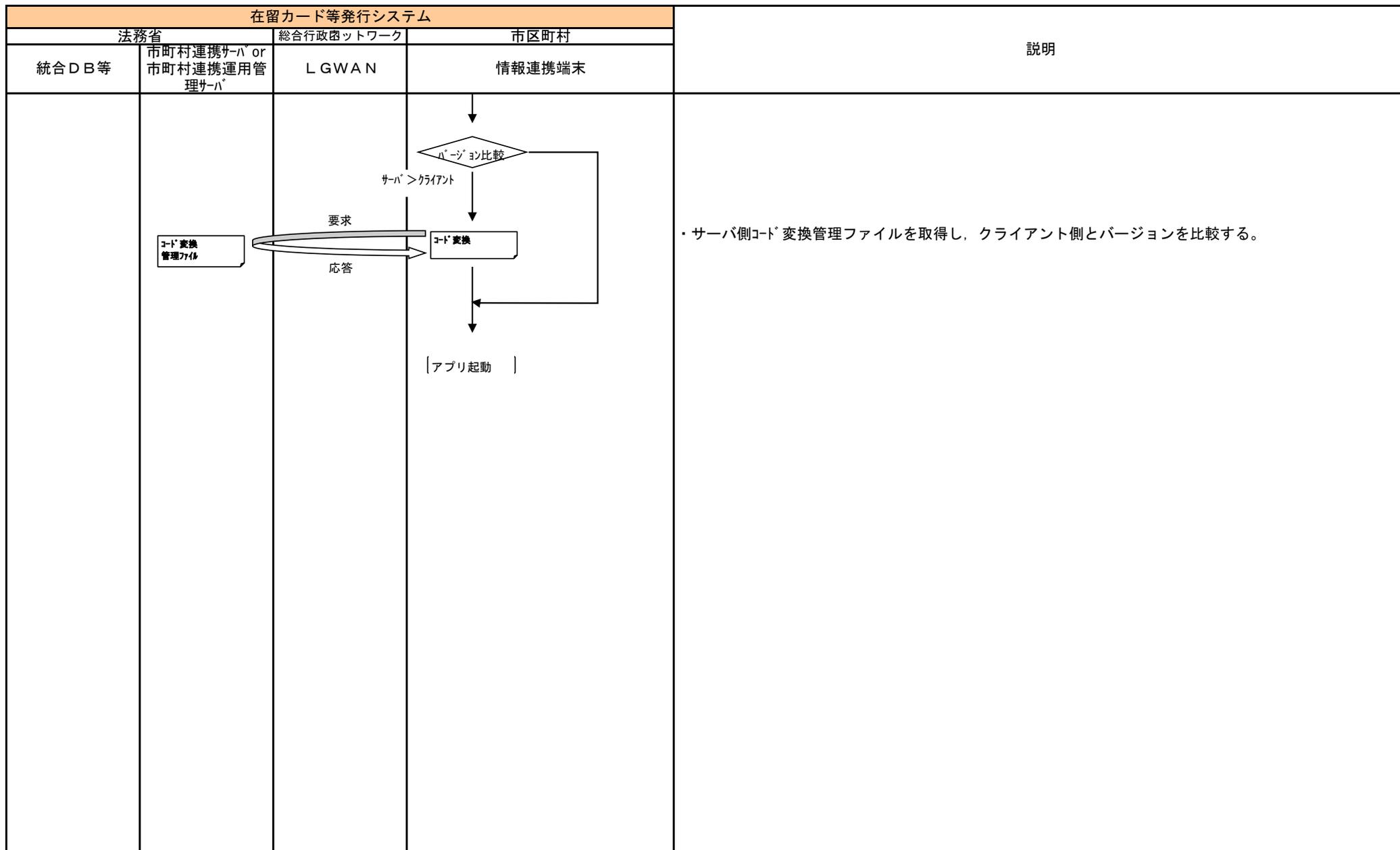
- ・対象パッチ情報のバージョンアップ後の動作検証を実施する。
- ・対象パッチ情報を市町村連携又はバージョンアップサーバに準備する。
- ・バージョンアップ時はバージョンアップ連絡をメール等で実施する。  
バージョンアップ手順についても連絡を行う。
  - ・アプリケーションソフトの終了
  - ・バージョンアップ実施
  - ・OS再起動

・各市町村では、自動又は手動実行にてサーバからダウンロードを実施し、バージョンアップを行う。  
※OSのサービスパック等、容量が大きい場合については、別途CD-Rの配布等を個別に検討する。

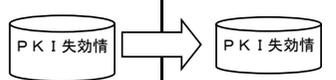
### 5. 3. バージョンアップの流れ

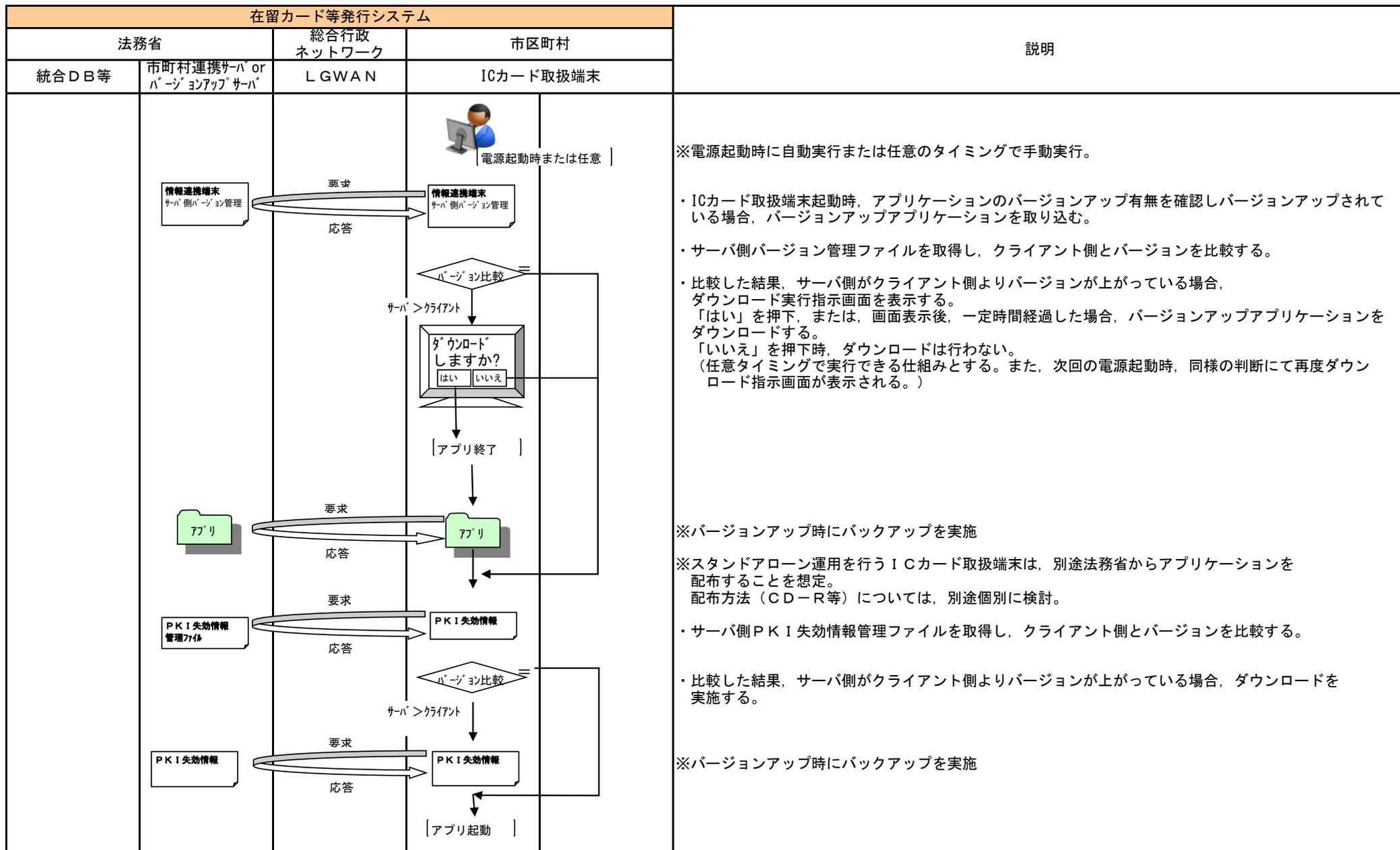
#### 5. 3. 1. 情報連携端末のバージョンアップ





5. 3. 2. ICカード取扱端末のバージョンアップ

在留カード等発行システム				説明
法務省		総合行政ネットワーク	市区町村	
統合DB等	市町村連携サーバ or バージョンアップサーバ	L GWAN	ICカード取扱端末	
<p><b>【アプリ更新】</b></p>  <p>{ソフトウェアバージョンアップ }</p>				<p>アプリバージョンアップ時、作業者によりサーバへのバージョンアップファイルをセットアップする。</p>
<p><b>【PKI失効情報更新】</b></p>  <p>{ PKI失効情報修正 }</p> 				



## 6. テストデータ消去方式

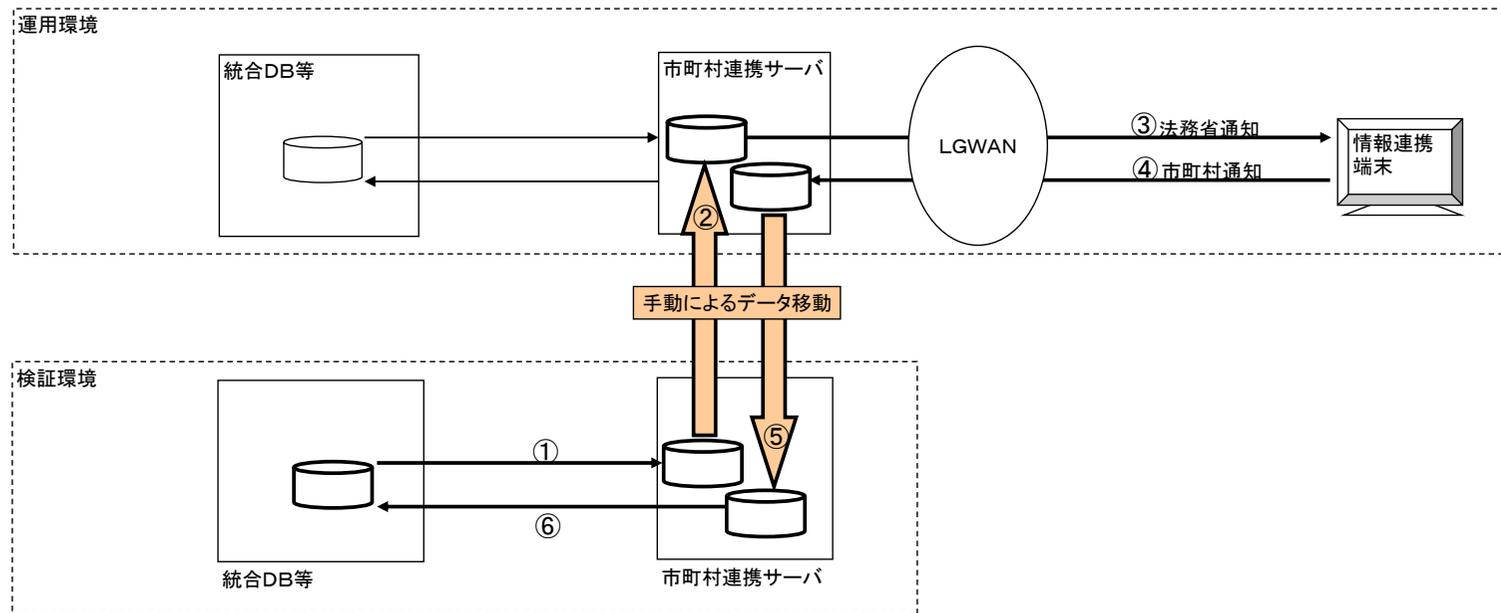
システム名	在留カード等発行システム		作成者		更新者
サブシステム名	市町村連携		作成日		更新日

### 6. テストデータ消去方式

#### 6. 1. テストの定義

1) テストデータを用いた市町村連携サーバ・情報連携端末間の連携テスト及び情報連携端末業務の動作確認を想定

- ・市区町村に情報連携端末を初期導入する際の疎通・連携テスト
- ・導入後、アプリケーション改修、環境設定変更等による動作確認テスト



- ① 検証環境にて、統合DBから法務省通知ファイルを抽出する。
- ② 検証環境の市町村連携サーバから、運用環境の市町村連携サーバにテスト用法務省通知ファイルを移動する。
- ③ 情報連携端末からの要求により、運用環境の市町村連携サーバからテスト用法務省通知ファイルを取得する。
- ④ 情報連携端末から、運用環境の市町村連携サーバに市町村通知ファイルを送信する。
- ⑤ 運用環境の市町村連携サーバから、検証環境の市町村連携サーバにテスト用市町村通知ファイルを移動する。
- ⑥ 検証環境にて、市町村連携サーバの市町村通知ファイルを統合DBに更新する。

※ 市町村連携サーバと情報連携端末の疎通及び動作テストのみの場合、あらかじめ用意したテストデータを使用し、③、④を行う。  
データの整合性確認を含む連携テストの場合、①～⑥を行う。

## 6. テストデータ消去方式

システム名	在留カード等発行システム	作成者	更新者
サブシステム名	市町村連携	作成日	更新日

### 6. 2. テストデータの定義

- 1) 連携ファイル名で通常運用データかテストデータを判別する。(8. 6 ファイル命名規約 参照)
- 2) ファイルフォーマットは通常運用するフォーマットと同様とする。

### 6. 3. 誤取込みの防止

#### 1) 法務省通知

- ・テストデータを取り扱えるのは、テスト用ユーザでログインしたユーザに限る。
- ・一般ユーザが操作する画面にはテストデータを表示しない事で、通常運用時、テストデータによる誤取込を防止する。

#### 2) 市町村通知

- ・テストデータを取り扱えるのは、テスト用ユーザでログインしたユーザに限る。
- ・テストデータは統合DBへの反映は行わない。
- ・市町村連携サーバに格納されているテストデータは自動で削除する。(1日1回)

### 6. 4. テストデータ消去

	市町村連携サーバ	情報連携端末
法務省通知	市町村からの要求により連携を行った後、 法務省通知フォルダから、履歴管理用フォルダに移動される。	取出しはテスト用ユーザのみ可能とする。 取り出した後、法務省通知フォルダから削除する。
市町村通知	1日1回自動で削除する。	送信はテスト用ユーザのみ可能とする。 送信後、市町村通知フォルダから削除する。 画面入力による連携データ作成も可能とする。 (テスト用ユーザにてログインし、画面入力した連携データは、自動的にテストデータとする。)

## 7. 文字コードの扱い

システム名 在留カード等発行システム  
サブシステム名 市町村連携

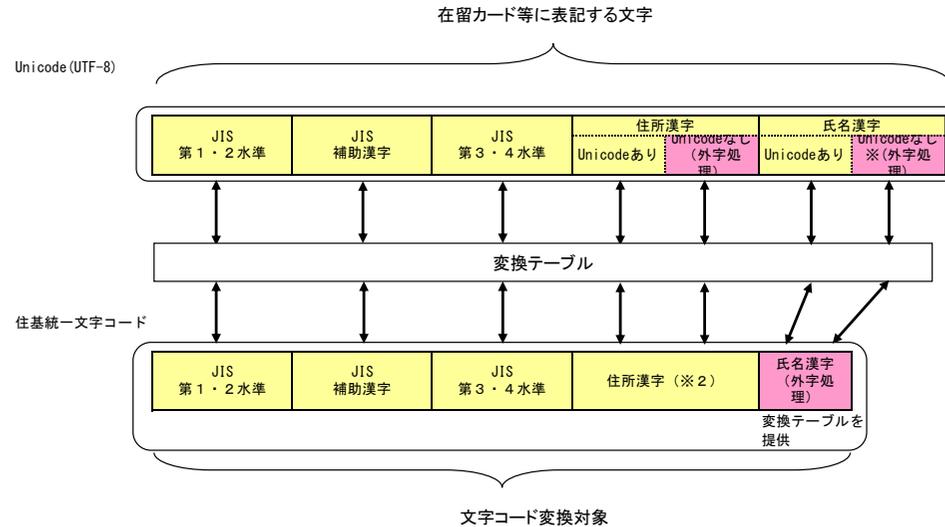
作成者  
作成日

更新者  
更新日

### 7. 文字コードの扱い

#### 7. 1. Unicodeと住基統一文字コードについて

現時点では情報連携端末で文字コード変換を想定しているが、詳細については決定次第公開する。



Unicodeと住基統一文字コード間の互換については変換テーブルを用意し、変換可能とする。

※ 旧外国人登録証明書所持者でいわゆるオールドカマーの氏名の漢字のうち、法務省の定める漢字変換ルールで「正字」として扱われる字。現時点では176字を想定している。

※2 マンションや住宅の名前に外字が使用されている場合がある。

#### 7. 2. 文字コード変換について(※3)

法務省通知の場合、Unicode(在留カード等表記文字) ⇒ 住基統一文字コードへ変換する。

市町村通知の場合、住基統一文字コード ⇒ Unicode(在留カード等表記文字)へ変換する。

※3 市町村の既存システムにおいてUnicodeのみを使用している等の理由により、住基統一文字コードへの変換を行わず、Unicodeのまま法務省通知ファイル及び市町村通知ファイルのやりとりを行うことを市町村が希望する場合は、別途、個別に検討するものとする(この場合、Unicodeのバージョンが4.0(4バイトコード)であることに注意を要する。法務省システムにおいてはCJK統合漢字のJ以外の領域やサロゲートペア領域を用いることを想定していることから、既存住基システム側がUnicodeを採用している場合であっても、同システムがCJK統合漢字のJ以外の領域やサロゲートペア領域を用いない想定となつているときは、Unicodeのまま適切に情報連携することができない。そのような場合には、Unicodeのまま情報連携を行うのではなく、住基統一文字コードへの変換を通じて情報連携を行う。

7. 文字コードの扱い	システム名	在留カード等発行システム			作成者		更新者
	サブシステム名	市町村連携			作成日		更新日

### 7. 3. 文字コード変換方式について

#### 7. 3. 1 概要

市町村連携を行うにあたって、市町村連携サーバと情報連携端末間で法務省通知および市町村通知のUnicode⇄住基統一文字コードの文字コード変換を行う。  
本設計書では、文字コードの変換方式について記載する。

#### 7. 3. 2 文字コード変換方法

文字コード変換（Unicode⇄住基統一文字コード）は、次世代FEIS開発事業者が提供する文字コード変換テーブル（テーブルC）をもとに行う。  
文字コード変換テーブル（テーブルC）の概要を以下に示す。

##### ■ファイルレイアウト

項目名
正字 (Unicode)
住基統一文字コード

##### ■ファイル情報

ファイル名	TableC.csv
文字コード	Unicode (UTF-8) Ver4.0 ※BOMなし
ファイル改行コード	ODOA (CRLF)
ファイル区切り文字	カンマ
文字列囲み	なし
ソート順	なし
ヘッダ	なし
フッタ	なし
主要項目	正字 (Unicode) , 住基統一文字コード

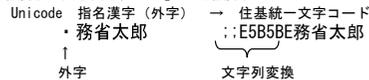
##### ■ファイルイメージ

E5B5BE, E5B7A5
E5B5BF, E69F89
F0A188BD, F0A188BD

Unicode (UTF-8)	住基統一文字コード
JIS 第1・第2水準	JIS 第1・第2水準
JIS 補助漢字	JIS 補助漢字
JIS 第3・第4水準	JIS 第3・第4水準
住所漢字 Unicode (UTF-8) ある/なし (外字コード定義)	住所漢字(市町村外字)
外字コードの定義なし	市町村固有外字 ※2
氏名漢字 Unicode (UTF-8) なし 法務省で正字として扱われる文字 (外字コード定義)	氏名漢字 外字コードの定義なし ※1

※1: Unicodeから住基統一文字コードに変換する際、住基統一文字コードの氏名漢字の外字コードが定義されていないので、氏名漢字のUnicode外字毎に文字列（例「;E5B5BE」）を定義し、市町村連携アプリケーションで変換を行う。  
氏名漢字の文字列変換例を以下に示す。

氏名漢字の文字列は、「;」+氏名漢字のUnicodeで構成される。



※2: 市町村で使用している市町村固有の外字のうち、マンション名や〇〇様方等で使用している場合については、情報連携端末の文字コード変換テーブルではUnicodeへの変換ができないため、次のとおりとなる。  
①オンライン連携及び外部記憶媒体連携を行う場合は、情報連携端末の画面上では「？」として表示され、市町村通知ファイルにおいても「？」のまま法務省に送信されることとなる。また、法務省側においては、受信した市町村通知に市町村固有文字（「？」）を含むマンション名等が住居地/住所情報に含まれている場合は、当該マンション名等を削除してデータを取り込む。  
②手入力の場合は、入力の際、市町村通知に市町村固有文字を含むマンション名等部分を削除した住居地/住所情報を入力する。  
上記①及び②のいずれの場合も、法務省通知においては、市町村固有文字（「？」）を含むマンション名等が削除された住居地/住所が送信されることとなる。

7. 文字コードの扱い	システム名	在留カード等発行システム			作成者		更新者	
	サブシステム名	市町村連携			作成日		更新日	

### 7.3.3 文字コード変換テーブルの実装

在留カード発行システムが実装される端末毎の文字コード変換テーブルと外字フォントの実装有無を以下に示す。

端末	文字コード変換テーブル	外字フォント	漢字変換ツール（簡体字/繁体字→正字）
情報連携端末	有	有	無
ICカード取扱端末	有	無	無

### 7.3.4 業務で使用する文字コードとフォント

在留カード発行システムの各業務で使用する文字コードとフォントを以下に示す。

端末	機能（出力）	文字コード	フォント
情報連携端末	画面表示	Unicode (UTF-8)	明朝（外字は外字フォント）
	法務省通知（オンライン）	（氏名等外字は指定文字列）	—
	法務省通知（CSV出力）	（氏名等外字は指定文字列）	—
	法務省通知（PDF出力）	Unicode (UTF-8)	—
	市町村通知ファイル（既存住基Sから）	（氏名外字は指定コード）	—
	市町村通知（オンライン）	Unicode (UTF-8)	—
	市町村通知（外部媒体）	Unicode (UTF-8)	—
	市町村通知（手入力）	Unicode (UTF-8)	明朝（外字は外字フォント）
ICカード取扱端末	PDF出力（未交付特別永住者証一覧）	Unicode (UTF-8)	明朝（外字は外字フォント）
	画面表示	Unicode (UTF-8)	明朝（外字は「？」で表示）
	ICカード書込みデータ	Unicode (UTF-8)	明朝（外字は表示されない。「？」等）

## 7. 文字コードの扱い

システム名 在留カード等発行システム  
サブシステム名 市町村連携

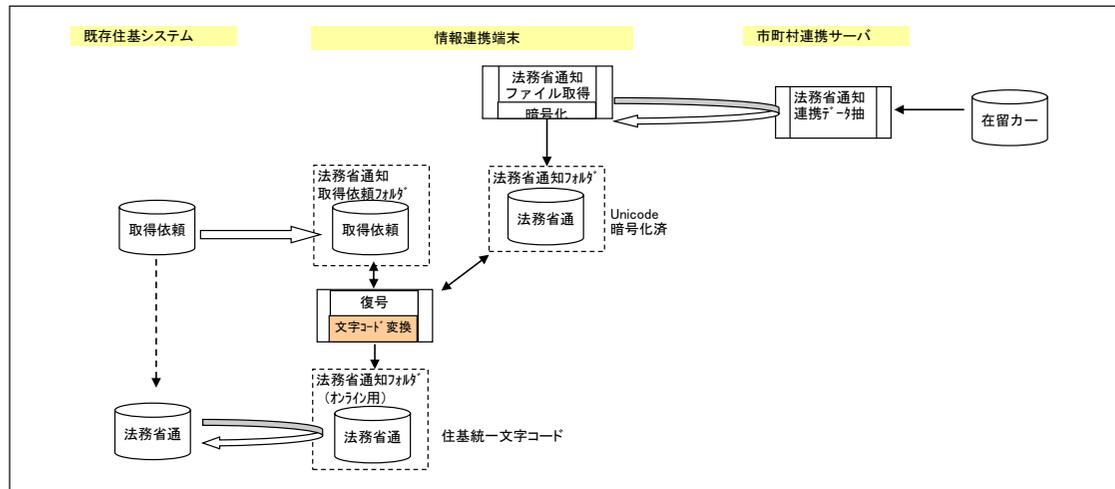
作成者  
作成日

更新者  
更新日

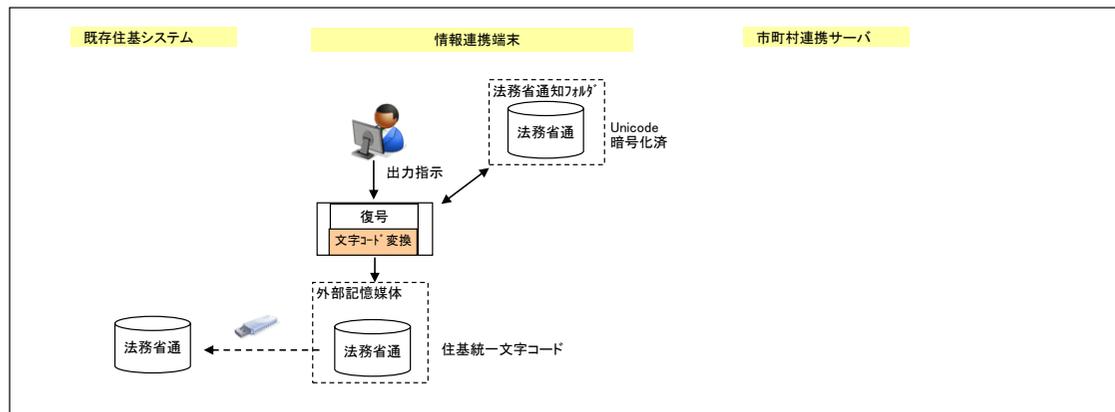
### 7. 3. 5 文字コード変換の発生タイミング

文字コードの変換は、市町村連携サーバから情報連携端末への法務省通知取込タイミング、及び既存住基システムから情報連携端末への市町村通知取込タイミングに行う。  
なお、文字コード変換は情報連携端末にて行う。

#### (1) 法務省通知（オンライン連携）



#### (2) 法務省通知（外部記憶媒体連携 CSV出力）



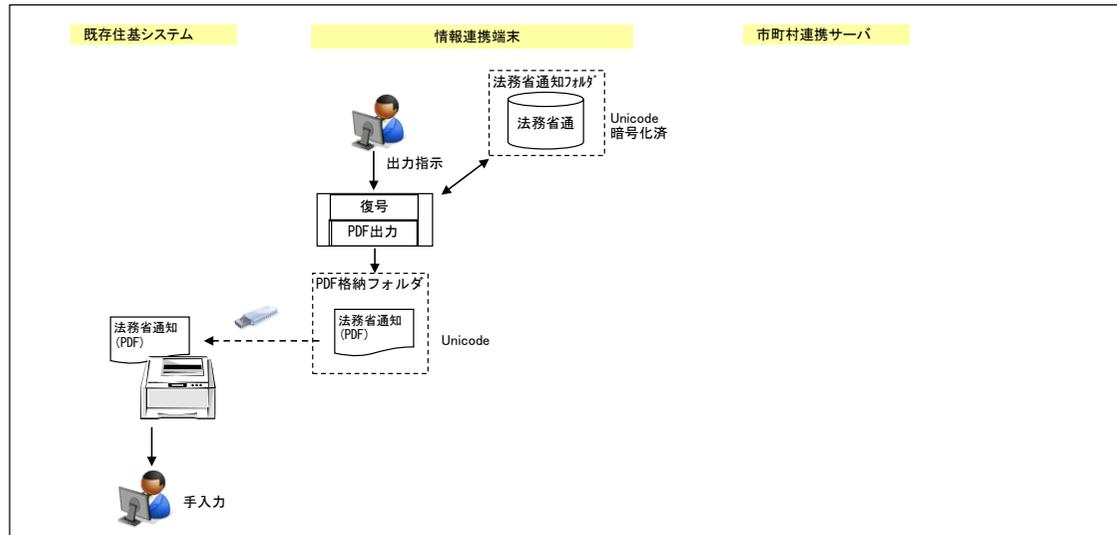
## 7. 文字コードの扱い

システム名 在留カード等発行システム  
サブシステム名 市町村連携

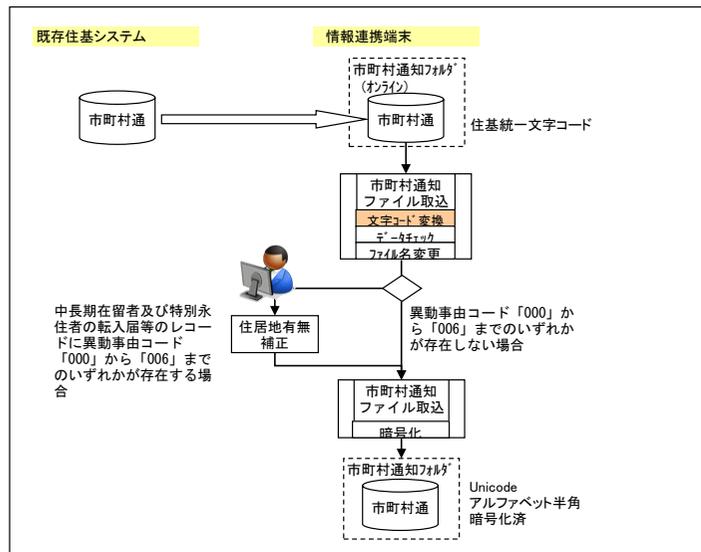
作成者  
作成日

更新者  
更新日

(3) 法務省通知（手入力支援 PDF出力）



(4) 市町村通知（オンライン連携）



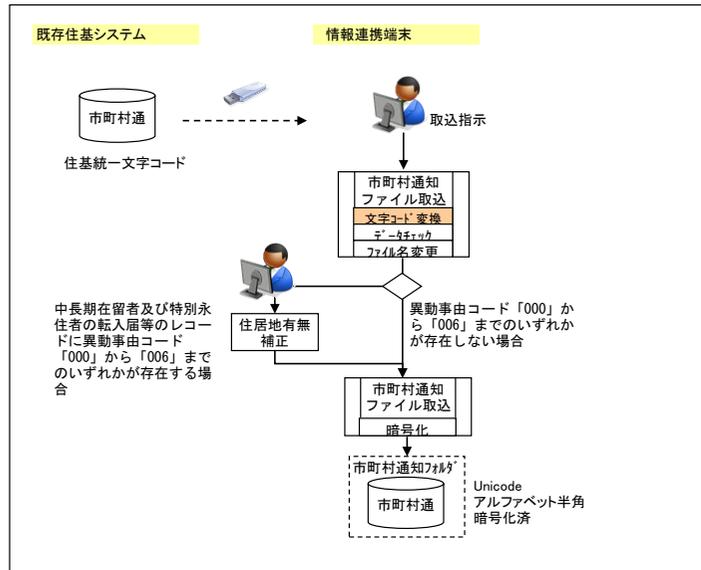
## 7. 文字コードの扱い

システム名 在留カード等発行システム  
サブシステム名 市町村連携

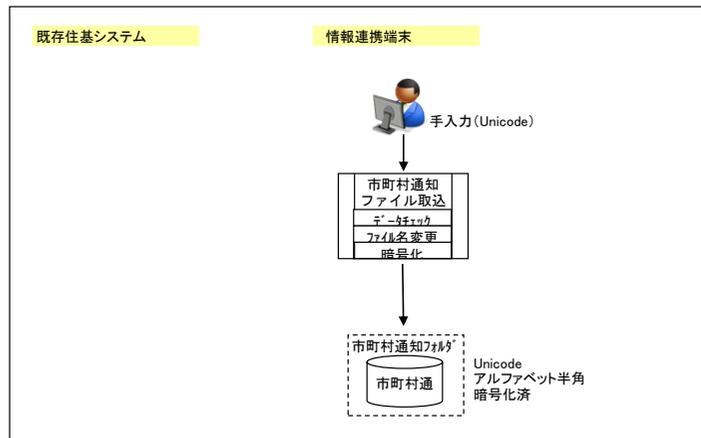
作成者  
作成日

更新者  
更新日

(5) 市町村通知（外部記憶媒体連携）



(6) 市町村通知（手入力）



Unicodeの外字入力方法  
①文字コード変換表から対象文字の文字コードを取得  
②入力画面で、「文字コード+F5」で変換

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名	在留カード等発行システム	作成者	更新者
サブシステム名	市町村連携	作成日	更新日

### 8. 連携ファイルレイアウト

#### 8. 1. 基本ファイルレイアウト

##### 8. 1. 1. ファイル形式

市町村連携（法務省通知、市町村通知）のデータ形式はCSV形式とする。  
 文字コードは住基統一文字コードを使用する。  
 多バイトデータのメモリ配置について、リトルエンディアン（下位のバイトから順番に記録/送信する方式）とする。

##### 8. 1. 2. CSVファイル基本構成

###### 1) レコード

・CSVファイルは、ヘッダレコード（1レコード）＋データレコード（データ数分）＋フッタレコード（1レコード）から構成する。

ヘッダレコード・・・項目名のレコード  
 データレコード・・・通知単位のデータレコード  
 フッタレコード・・・データの管理レコード。作成データ対象日時、データ件数を保持する。

ファイル構成	
ヘッダ	CRLF
データ1	CRLF
データ2	CRLF
データ3	CRLF
.	.
.	.
データ7	CRLF
フッタ	CRLF

データ例
"H","連番","異動事実","異動事実コード","異動事由","異動事由コード","事由発生年月日","氏名","氏名分類コード"・・・
"D",000001,"記載","1","01","CHIYODA JENNYFER YOKO","1"・・・
.
.
"F",20100917,030122,000007

・各レコード（ヘッダ、データ、フッタ）の先頭に、データ種別を付与する。

ヘッダレコード・・・"H"  
 データレコード・・・"D"  
 フッタレコード・・・"F"

・各レコード（ヘッダ、データ、フッタ）の最後に、CR/LF（リターンコード）を付与する。

###### 2) 項目

- ・キャラクタ項目（文字項目、コード項目、英数項目）は、"（ダブルコーテーション）で項目を囲む。
- ・数値項目は、"（ダブルコーテーション）で項目を囲まない。
- ・各データ間は半角カンマ区切りとする。
- ・項目値に含まれるダブルコーテーションは2つ並べてエスケープする。
- ・項目値がカンマ、改行を含む場合は、かならずダブルコーテーションで囲む。

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名 サブシステム名	在留カード等発行システム 市町村連携			作成者 作成日		更新者 更新日	
------------------	-----------------------	--	--	------------	--	------------	--

### 8. 2. 法務省通知のファイルレイアウト

No.	項目名	属性	固定/可変	文字数	UTF-8	住基統一文字	説明
					最大バイト数	最大バイト数	
1	通番	数値	固定	6	6	6	ファイル単位で1から連番。 市町村通知及び法務省通知において1レコード毎(1行)に時系列で採番する。
2	異動事実コード	コード	固定	2	2	2	8. 7. 1. 異動事実コード 参照
3	異動事実	文字	可変	10	40	20	
4	異動事由数	数値	固定	2	2	2	1レコードに含まれる異動事由の数 異動事実が同一で、複数の異動事由が存在する場合(在留期間の更新許可と氏名変更が同時に行なわれた場合等)に1レコード内の異動事由の数を表す。
5	異動事由コード1	コード	固定	3	3	3	8. 7. 2. 異動事由コード 参照
6	異動事由1	文字	可変	30	120	60	
7	異動事由コード2	コード	固定	3	3	3	8. 7. 2. 異動事由コード 参照
8	異動事由2	文字	可変	30	120	60	
9	異動事由コード3	コード	固定	3	3	3	8. 7. 2. 異動事由コード 参照
10	異動事由3	文字	可変	30	120	60	
11	事由発生年月日	数値	固定	8	8	8	事由が発生した年月日(西暦8桁) 9. 1. 連携パターン別連携項目一覧の法務省通知 参照
12	氏名分類コード	コード	固定	1	1	1	8. 7. 3. 氏名分類コード 参照
13	氏名(アルファベット) (注1)	英数字	可変	104	104	104	在留カード等に表記されているアルファベット氏名(半角大文字) 氏名英字については、アルファベット大文字及び空白のみで構成される。
14	氏名(漢字) (注1)(注2)	文字	可変	26	104	52	在留カード等に表記されている漢字カタカナ氏名(正字)
15	従前の氏名分類コード	コード	固定	1	1	1	8. 7. 3. 氏名分類コード 参照
16	従前の氏名(アルファベット)	英数字	可変	104	104	104	在留カード等に表記されているアルファベット氏名 氏名英字については、アルファベット大文字及び空白のみで構成される。
17	従前の氏名(漢字)	文字	可変	26	104	52	在留カード等に表記されている漢字カタカナ氏名(正字)
18	出生の年月日	数値	固定	8	8	8	生年月日(西暦8桁) 月日が不明の場合は年のみとし、月日は0とする。(例:19990000)
19	従前の出生の年月日	数値	固定	8	8	8	生年月日(西暦8桁) 月日が不明の場合は年のみとし、月日は0とする。(例:19990000)
20	男女コード	コード	固定	1	1	1	8. 7. 4. 男女コード 参照
21	男女の別	文字	固定	1	4	2	
22	従前の男女コード	コード	固定	1	1	1	8. 7. 4. 男女コード 参照
23	従前の男女の別	文字	固定	1	4	2	
24	LASDECコード	コード	固定	6	6	6	8. 7. 5. LASDECコード 参照 なお、政令市においては行政区(〇〇区)のコードで構成される。
25	住居地	文字	可変	80	320	160	在留カード等の住居地(裏書き含む)
26	国籍等コード	コード	固定	3	3	3	8. 7. 6. 国籍等コード 参照
27	国籍等	文字	可変	20	80	40	(在留カード等においては「国籍・地域」と表記されている。)
28	従前の国籍等コード	コード	固定	3	3	3	8. 7. 6. 国籍等コード 参照
29	従前の国籍等	文字	可変	20	80	40	(在留カード等においては「国籍・地域」と表記されている。)
30	在留資格期間コード	コード	固定	10	10	10	8. 7. 7. 在留資格期間コード 参照 (桁数は現時点での想定)
31	在留資格期間	文字	可変	25	100	50	(仮滞在許可者、一時庇護許可者についてもシステム管理上、当コードを割り振る。)
32	従前の在留資格期間コード	コード	固定	10	10	10	8. 7. 7. 在留資格期間コード 参照 (桁数は現時点での想定)
33	従前の在留資格期間	文字	可変	25	100	50	(仮滞在許可者、一時庇護許可者についてもシステム管理上、当コードを割り振る。)
34	在留期間の満了の日	数値	固定	8	8	8	在留期間満了の年月日
35	前回の在留期間の満了の日	数値	固定	8	8	8	在留期間更新、在留資格変更許可の場合などに通知する。
36	中長期在留者である旨等のコード	コード	固定	2	2	2	8. 7. 8. 中長期在留者である旨等のコード 参照
37	中長期在留者である旨等	文字	可変	20	80	40	
38	従前の中長期在留者である旨等のコード	コード	固定	2	2	2	8. 7. 8. 中長期在留者である旨等のコード 参照
39	従前の中長期在留者である旨等	文字	可変	20	80	40	
40	在留カード等の番号	英数字	固定	12	12	12	在留カード及び特別永住者証明書の番号構成 英字2桁+数字8桁+英字2桁 みなし在留カード等(旧外国人登録証明書)番号の構成 英字1桁+数字8桁+空白3桁

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名	在留カード等発行システム	作成者	更新者
サブシステム名	市町村連携	作成日	更新日

No.	項目名	属性	固定/可変	文字数	UTF-8		住基統一文字	最大バイト数	最大バイト数	説明
					最大バイト数	最大バイト数				
41	従前の在留カード等の番号	英数字	固定	12	12	12		12		在留カード及び特別永住者証明書の番号構成 英字2桁+数字8桁+英字2桁 みなし在留カード等(旧外国人登録証明書)番号の構成 英字1桁+数字8桁+空白3桁
42	備考(タイムスタンプ)	数値	固定	14	14	14		14		レコードの作成時間(YYYYMMDDHHMMSS)
43	備考(その他)	文字	可変	33	132	66		66		予備
合計					<b>742</b>	<b>1933</b>		<b>1139</b>		

※1 項目間の” (ダブルコーテーション) , (カンマ) は含まない。

※2 異動事由が1つの場合、それ以外の異動事由コードのカラムは「 , 」 (カンマで区切られるのみ) となる。

(注1)

在留カード等券面記載の氏名欄については、5桁ずつ上下2段に分かれており、漢字圏の外国人の場合、上段5桁を漢字氏名、下段5桁をアルファベット氏名として表記することを想定している。

なお、漢字圏以外の外国人の場合、上下2段で最大104桁のアルファベット氏名を表記することを想定している。

(注2)

氏名(漢字)の、姓と名の間には全角スペースが入る(カンマ等は使用しない)。

**8. 連携ファイルレイアウト**

システム名 サブシステム名	在留カード等発行システム 市町村連携		作成者 作成日		更新者 更新日	
------------------	-----------------------	--	------------	--	------------	--

8.3. 市町村通知のファイルレイアウト

No.	項目名	属性	固定/可変	文字数	UTF-8	住基統一文字	説明
					最大バイト数	最大バイト数	
1	通番	数値	固定	6	6	6	ファイル単位で1から連番。 市町村通知及び法務省通知において1レコード毎(1行)に時系列で採番する。
2	異動事実コード	コード	固定	2	2	2	8.7.1. 異動事実コード 参照
3	異動事実	文字	固定	10	40	20	
4	異動事由コード	コード	固定	3	3	3	
5	異動事由	文字	可変	30	120	60	
6	届出年月日	数値	固定	8	8	8	
7	処理年月日	数値	固定	8	8	8	処理の年月日(西暦8桁)職権処理に基づく異動の場合
8	事由発生年月日	数値	固定	8	8	8	事由が発生した年月日(西暦8桁) (転入年月日, 転居年月日, 転出予定年月日, 死亡年月日, 国籍喪失年月日, 国籍取得年月日等)
9	氏名分類コード	コード	固定	1	1	1	8.7.3. 氏名分類コード 参照
10	氏名(アルファベット) (注1)	英数字	可変	104	104	104	在留カード等に表記されているアルファベット氏名 氏名英字については、アルファベット大文字及び空白のみで構成される。
11	氏名(漢字) (注1)(注2)	文字	可変	26	104	52	在留カード等に表記されている漢字カタカナ氏名(正字)
12	出生の年月日	数値	固定	8	8	8	生年月日(西暦8桁) 月日が不明の場合は年のみとし、月日は0とする。(例:19990000)
13	男女コード	コード	固定	1	1	1	8.7.4. 男女コード 参照
14	男女の別	文字	固定	1	4	2	
15	LASDECコード	コード	固定	6	6	6	8.7.5. LASDECコード 参照 なお、政令市においては行政区(〇〇区)のコードで構成される。
16	住居地/住所	文字	可変	80	320	160	住民票の住所又は在留カード等の住居地(裏書き) 住居地/住所については、都道府県名~マンション等の号室までで構成される。(注2)
17	LASDECコード	コード	固定	6	6	6	8.7.5. LASDECコード 参照 なお、政令市においては行政区(〇〇区)のコードで構成される。
18	異動前の住居地/住所	文字	可変	80	320	160	異動前の住民票の住所 住居地/住所については、都道府県名~マンション等の号室までで構成される。(注3)
19	国籍等コード	コード	固定	3	3	3	8.7.6. 国籍等コード 参照
20	国籍等	文字	可変	20	80	40	(在留カード等においては「国籍・地域」と表記されている。)
21	在留カード等の番号	英数字	固定	12	12	12	在留カード及び特別永住者証明書の番号構成 英字2桁+数字8桁+英字2桁 みなし(在留カード等(旧外国人登録証明書)番号の構成) 英字1桁+数字8桁+空白3桁
22	特別永住者証明書の交付年月日	数値	固定	8	8	8	特別永住者証明書の交付年月日(西暦8桁)
合計				431	1172	678	

※項目間の” (ダブルコーテーション) , , (カンマ) は含まない。

(注1)

在留カード等券面記載の氏名欄については、52桁ずつ上下2段に分かれており、漢字圏の外国人の場合、上段52桁を漢字氏名、下段52桁をアルファベット氏名として表記することを想定している。  
なお、漢字圏以外の外国人の場合、上下2段で最大104桁のアルファベット氏名を表記することを想定している。

(注2)

氏名(漢字)の、姓と名の間には全角スペースが入る(カンマ等は使用しない。)

(注3)

住民票に記載される住所において、マンション等の号室まで含んだ住所/住居地を送信されることを想定している。

(例) 南北県東西市高低町1-12-13-103 または 南北県東西市高低町1丁目12番13号 1丁目マンション 103号

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名	在留カード等発行システム	作成者	更新者
サブシステム名	市町村連携	作成日	更新日

### 8. 4. テストデータ消去のファイルレイアウト

#### 8. 4. 1. テストデータのファイルレイアウトについて

- ・通常運用時のファイルレイアウトとテストデータのファイルレイアウトは同一である。
- ・ファイル名が通常運用とテストで異なる。(8. 6. ファイル命名規約にて記載)

### 8. 5. その他(アプリケーションバージョンアップ)のファイルレイアウト

#### 8. 5. 1. アプリケーションバージョンアップのファイルレイアウトについて

- ・バージョンアップ用アプリケーションは、圧縮ファイルで送信する。(レイアウトなし)

## 8. 連携ファイルレイアウト

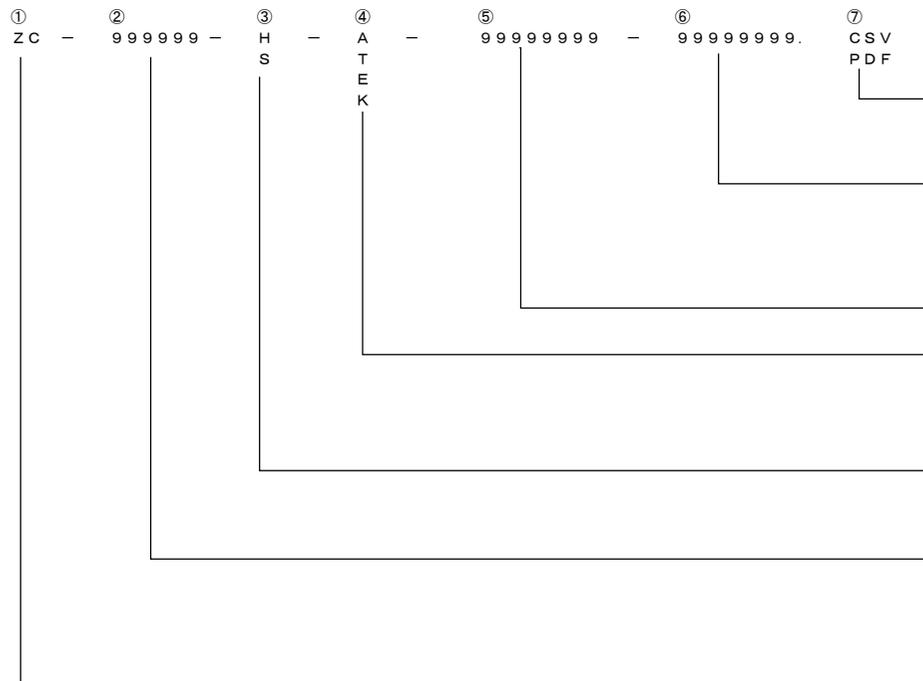
システム名	在留カード等発行システム	作成者	更新者
サブシステム名	市町村連携	作成日	更新日

### 8. 6. ファイル命名規約

#### 8. 6. 1. 連携データ

##### 1) 共通

・ファイル名は半角英数字とする。



ファイル拡張子 (3桁)

CSV  
PDF

連番 (8桁)

端末識別番号 (01から) (前2桁) ※

※ 市町村合併などにより、旧市町村の住基DBが統合・集約されることなく、それぞれ独立して  
並行運用されている場合等にのみ複数の識別番号を使用することが想定される。

作成日付ごとの連番 (000001から) (後6桁)

作成日付 (8桁 : YYYYMMDD)

ファイル種別 (1桁)

A . . . 通常運用データ  
T . . . テストデータ  
E . . . エラーリスト  
K . . . 特別永住者証明書交付年月日入力

通知種別 (1桁)

H . . . 法務省通知  
S . . . 市町村通知

LASDECコード (6桁)

**・政令市においては、行政区ではなく「〇〇市」のLASDECコードを設定する。**

・市町村連携サーバで作成される市町村エラーファイルについては、情報連携端末内でのエラーとのファイル名の重複を避けるため、本部分に「houmu1」を設定する。

(データ連携フロー 4. 1. 9 (補足)、市町村通知 (市町村連携サーバエラー) 参照)

システム種別 (2桁)

ZC . . . 在留カード等発行システム (固定)

##### 2) ファイル命名について

- ・外部連携時 (外部記憶媒体からの取込み、オンラインによる連携)、ファイル命名規約に沿って、ファイルを作成する必要がある。(入力画面からの作成時は、自動で付与)
- ・規約に沿ったファイル名でない場合、自動でファイル命名規約に沿ったファイル名に変更する。
- ・複数ファイルある場合、ファイル名の順番 (大小) にて処理順が決まるので、注意が必要。(特に連番)
- ・エラーリストについてはPDF (拡張子がPDF) となる。
- ・既存住基システムから法務省通知ファイルの取得依頼を行うファイル名を、Request.csvとする。(0バイトCSVファイル)

##### 3) テストデータについて

- ・④桁が「T」のファイルをテストデータ消去の判断に使用する。(例 : ZC-131016-H-T-20100921-000001.CSV)

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名	在留カード等発行システム			作成者		更新者	
サブシステム名	市町村連携			作成日		更新日	

### 4) 暗号化ファイルの規約について

- ・暗号化ファイルの命名についてもファイル命名規約と同様とするが、拡張子は「.ZIP」となる。（例：ZC-131016-H-A-20100921-000001.ZIP）

### 5) ファイル構成規約について

- ・法務省DBは、市町村通知ファイル（CSV）に格納されているデータを順番に処理するので、ファイル内でのデータ重複、ファイル間でのデータの重複はないようにする必要がある。

### 6) フォルダ構成について

情報連携端末内のフォルダ構成及び用途について記載する。

- ・法務省通知フォルダ ..... 暗号化された法務省通知ファイルを格納するフォルダ。
- ・法務省通知フォルダ（オンライン用） ..... 復号された法務省通知ファイルを格納するフォルダ。  
オンライン運用時、既存住基システムは当フォルダにある復号された法務省通知ファイルを参照し取得する。
- ・法務省通知取得依頼フォルダ ..... オンライン運用時、法務省通知ファイルの取得依頼ファイルを格納するフォルダ。  
情報連携端末で当フォルダに取得依頼ファイルを検知時、法務省通知ファイルの復号を行い取得可能な状態とする。
- ・法務省通知取得通知フォルダ ..... オンライン運用時、法務省通知の取得通知ファイルを格納するフォルダ。  
外部記憶媒体運用、手入力時は自動的に法務省通知の取得通知ファイルを格納する。
- ・市町村通知フォルダ ..... 既存住基システムより市町村運用により取り出した市町村通知ファイルを格納するフォルダ。  
オンライン運用時、当フォルダに市町村通知ファイルを出力する。
- ・市町村通知送信通知フォルダ ..... オンライン運用時、市町村通知の送信通知ファイルを格納するフォルダ。  
情報連携端末で当フォルダに送信通知ファイルを検知時、市町村通知ファイルの取込処理（データチェック等）を行う。
- ・市町村通知エラーフォルダ ..... 市町村通知ファイル取込処理にてデータチェックを行った結果、エラーがある場合にエラーリスト（PDF）、エラー元ファイル（CSV）を格納するフォルダ。また、法務省の統合DBに更新する際のデータチェックを行った結果、エラーがある場合もエラーの法務省通知を行い、当フォルダにエラーリスト（PDF）、エラーデータを格納する。
- ・市町村通知エラー取得通知フォルダ ..... オンライン運用時、市町村通知のエラー元ファイル取得通知ファイルを格納するフォルダ。  
外部記憶媒体運用、手入力時は自動的に市町村通知エラーの取得通知ファイルを格納する。
- ・交付日未入力PDFフォルダ ..... 特別永住者証明書の交付年月日未入力リスト（PDF）が出力されるフォルダ。
- ・PDF格納フォルダ ..... 情報連携端末の外部記憶媒体機能又は手入力支援機能により、法務省通知のPDFファイルが出力・格納されるフォルダ

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名	在留カード等発行システム	作成者	更新者
サブシステム名	市町村連携	作成日	更新日

### 8. 7. コード定義詳細

#### 8. 7. 1. 異動事実コード (2桁)

範囲値 . . . 01 ~ 99

01 . . . 記載  
02 . . . 修正  
03 . . . 消除  
04 . . . 住民票の回復・記載

#### 8. 7. 2. 異動事由コード (3桁)

範囲値 . . . 000 ~ 999

※事由毎に範囲値内にて付与

##### 【法務省通知】

詳細は、「9. 連携パターン別連携項目 (9. 1. 法務省通知)」を参照

##### 【市町村通知】

詳細は、「9. 連携パターン別連携項目 (9. 2. 市町村通知)」を参照

転入届及び転居届については入管法等又は住基法に基づく通知を区分している。

また、既存住基システムにおいて、入管法等に基づく住居地の届出のシステム管理を行わない場合、中長期在留者及び特別永住者の国内で住所を移動したときの転入届及び転居届 (「9. 連携パターン別連携項目」市町村通知のB, D, G, H) については、異動事由コードを「000」から「006」のいずれかとする。

**異動事由コードの詳細は別添資料1の異動事由コードを参照。**

#### 8. 7. 3. 氏名分類コード (1桁)

1 . . . アルファベット  
2 . . . 漢字及びカタカナ  
3 . . . 併記 (アルファベットと漢字)

#### 8. 7. 4. 男女コード (1桁)

1 . . . 男  
2 . . . 女

#### 8. 7. 5. LASDECコード (6桁)

全国地方公共団体コード。  
都道府県コード (JIS X 0401) 2桁, 市区町村コード (JIS X 0402) 3桁及び検査数字 (モジュラス11) 1桁の合計6桁。  
半角数字。

最新のLASDECコードは、財団法人地方自治情報センター (LASDEC) のホームページを参照

## 8. 連携ファイルレイアウト

システム名	在留カード等発行システム			作成者		更新者	
サブシステム名	市町村連携			作成日		更新日	

### 8. 7. 6. 国籍等コード（3桁）

3桁の数字で国籍等を表す。  
在留カード等の国籍等コードに合わせる。

国籍等コードの詳細は別添資料2の国籍等コード等一覧を参照。

### 8. 7. 7. 在留資格期間コード（10桁）

XXX XX XX XXX

① ② ③ ④

- ①資格コード（3桁）
- ②年（2桁）
- ③月（2桁）
- ④日（3桁）

在留資格期間コードの詳細は別添資料3の法務省と市町村との情報連携に使用される在留資格期間コードを参照。

### 8. 7. 8. 中長期在留者である旨等のコード（2桁）

- 01 . . . 「中長期在留者」
- 02 . . . 「特別永住者」
- 03 . . . 「一時庇護許可者」
- 04 . . . 「仮滞在許可者」
- 05 . . . 「出生による経過滞在者」
- 06 . . . 「国籍喪失による経過滞在者」
- 07 . . . 「中長期在留者等に該当しない者」

桁数及び構成は現時点での想定であり、詳細は別途後日公開予定。

<b>8. 連携ファイルレイアウト</b>	システム名	在留カード等発行システム		作成者		更新者	
	サブシステム名	市町村連携		作成日		更新日	

### 8. 7. 9. ICチップ読取情報のファイルレイアウト

ファイル概要	出力ファイル属性
ICカード取扱端末でICカード情報読取を行って、「ICカード情報確認」画面に表示された内容をCSV出力したときの情報	ファイル名 XXXXXXXXXXXX.CSV (ファイル名は在留カード等番号)
なお、特別永住者証明書については、No.16~24の項目が「,」（カンマで区切られるのみ）として出力されることに留意されたい。また、出力時、格納場所に同名（在留カード等番号）ファイルが存在する場合は、上書きされる。	ファイル形式 CSV
	0件時の出力 なし
	エンコード形式 UTF-8 ※BOMなし
	改行コード CRLF
	区切り文字 カンマ
	文字列囲み 文字項目:「"」ダブルコーテーション、数値項目:囲み無し
	ソート順 なし
	ファイル格納先

ヘッダ部						
No.	項目名称	文字数	属性	必須	フォーマット	説明
1	なし					

明細部						
No.	項目名称	文字数	固定長 可変長	必須	フォーマット	説明
1	在留カード等番号	12	固定長	-		文字項目
2	交付年月日	8	固定長	-	yyyyMMdd	数値項目
3	カード有効期間満了日	8	固定長	-	yyyyMMdd	数値項目
4	氏名(英字)	104	可変長	-		文字項目
5	氏名(漢字)	26	可変長	-		文字項目
6	生年月日	8	固定長	-	yyyyMMdd	数値項目
7	性別	1	固定長	-		数値項目
8	国籍等コード	3	固定長	-		文字項目 ※読取時は数値項目に変換される
9	国籍等	20	可変長	-		文字項目
10	居住地(表面)市町村コード	6	固定長	-		数値項目
11	居住地(表面)市町村	13	可変長	-		文字項目
12	居住地(表面)居住地	80	可変長	-		文字項目
13	居住地(裏面)市町村コード	6	固定長	-		数値項目
14	居住地(裏面)市町村	13	可変長	-		文字項目
15	居住地(裏面)居住地	80	可変長	-		文字項目
16	在留資格期間コード	10	固定長	-		文字項目
17	在留資格期間	25	可変長	-		文字項目
18	許可の種類	8	固定長	-		文字項目
19	許可年月日	8	固定長	-	yyyyMMdd	数値項目
20	就労制限の有無	1	固定長	-		数値項目
21	在留期間満了日	8	固定長	-	yyyyMMdd	数値項目
22	資格外活動包括許可	120	可変長	-		文字項目
23	資格外活動個別許可	120	可変長	-		文字項目
24	在留期間等更新申請状態	1	固定長	-		数値項目

フッター部						
No.	項目名称	文字数	属性	必須	フォーマット	説明
1	なし					

9. 連携パターン別連携項目  
9.1 法務省通知

在留カード等項目	法務省通知が必要な場合	1. 住民票の記載事項に変更又は誤りがある事を知った場合																		
	法務省通知が必要な場合が 1. の時, 在留資格・地位 2. 及び 3. の時, 対象者	中長期在留者											特別永住者							
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	
		事由	氏名の変更・訂正	生年月日の訂正	性別の変更・訂正	国籍等の変更・訂正	在留カードの有効期間更新	在留カードの再交付	在留資格の変更許可(中長中長)	在留期間の更新許可(中長中長)	永住許可(中長永住)	在留特別許可(中長中長)	特別永住許可(中長特永)	氏名の変更・訂正	生年月日の訂正	性別の変更・訂正	国籍等の変更・訂正	特別永住者証明書の有効期間更新	特別永住者証明書の再交付	在留特別許可(特永中長)
		項目 / 条項	入管法 第19条の10	入管法 第19条の10	入管法 第19条の10	入管法 第19条の10	入管法 第19条の11	入管法 第19条の12,13	入管法 第20条	入管法 第21条	入管法 第22条	入管法 第50条	入管特例法 第5条	入管特例法 第11条	入管特例法 第11条	入管特例法 第11条	入管特例法 第11条	入管特例法 第12条	入管特例法 第13条, 14条	入管特例法 第50条
外国人住民の住民票に反映	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正		
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	登録・発行	登録・発行	登録・発行	登録・発行	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	切替・発行	登録・発行	登録・発行	登録・発行	登録・発行	修正・書換え	修正・書換え	切替・発行	
1	異動事実コード / 異動事実	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
2	異動事由コード	301	301	301	301	302	303	304	305	306	307	308	320	320	320	320	321	322	323	
3	異動事由	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
4	事由発生前年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	在留資格変更許可年月日	在留期間更新許可年月日	永住許可年月日	在留特別許可年月日	特別永住許可年月日	特別永住者証明書発行年月日	特別永住者証明書発行年月日	特別永住者証明書発行年月日	特別永住者証明書発行年月日	特別永住者証明書再発行年月日	在留特別許可年月日		
5	氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)																			
6	従前の氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)																			
7	出生の年月日																			
8	従前の出生の年月日																			
9	男女コード / 男女の別																			
10	従前の男女コード / 男女の別																			
11	LASDECコード / 居住地 / 住所																			
12	国籍等コード / 国籍等																			
13	従前の国籍等コード / 国籍等																			
14	在留資格期間コード / 在留資格期間等												削除 1 0							
15	従前の在留資格期間コード / 在留資格期間等												削除 1 0							
16	在留期間等の満了の日																			
17	前回の在留期間等の満了の日																			
18	中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等																			
19	従前の中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等																			
20	在留カード等の番号																			
21	従前の在留カード等の番号																			
22	備考(タイムスタンプ)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
23	備考																			

: 記載又は修正の対象項目  
: 記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

1 特別永住者である旨  
2 中長期在留者である旨  
3 一時庇護許可者, 仮滞在許可者, 経過滞在者については, 在留カード番号等がないため, 通知には含まれない。  
4 中長期在留者, 一時庇護許可者, 仮滞在許可者又は経過滞在者でなくなった旨  
5 システム上の連携を容易にするため, 直近及び最新の全ての項目の情報が設定される。  
6 レコードの作成時間

7 法定期間の満了日  
8 8.7.1. のコード及び事実の内容を通知  
9 8.7.2. のコード及び事由の内容を通知

9. 連携パターン別連携項目  
9.1 法務省通知

在留カード等項目	法務省通知が必要な場合	1. 住民票の記載事項に変更又は誤りがある事を知った場合																
	法務省通知が必要な場合が 1. の時、在留資格・地位 2. 及び3. の時、対象者	一時庇護許可者							仮滞在許可者							出生又は日本国籍喪失による経過滞 在者		
		S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	
		事由	氏名の変 更・訂正	生年月日 の変更・ 訂正	性別の変 更・訂正	国籍等の 変更・訂 正	在留資格 の取得許 可（一時庇 護中長）	在留特別 許可（一時 庇護中長）	上陸期間 の変更	氏名の変 更・訂正	生年月日 の変更・ 訂正	性別の変 更・訂正	国籍等の 変更・訂 正	難民認定 に伴う在 留資格の 取得許可 （仮滞在中 長）	難民不認 定に従う 特別在留 許可（仮滞 在中長）	仮滞在期 間の更新 許可	在留資格 の取得許 可（経過 中長）	特別永住 許可（経過 特永）
		項目 / 条項	-	-	-	-	入管法 第22条 の3	入管法 第50条	入管法 第18条 の2	-	-	-	-	入管法 第61条 の2の2	入管法 第61条 の2の2	入管法 第61条 の2の4	入管法 第22条 の2	入管特例法 第4条
外国人住民の住民票に反映	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正		
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	-	-	-	-	登録・発行	登録・発行	-	-	-	-	-	登録・発行	登録・発行	-	登録・発行	登録・発行		
1	異動事実コード / 異動事実	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
2	異動事由コード	330	330	330	330	331	332	333	340	340	340	340	341	342	343	350	351	
3	異動事由	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
4	事由発生年月日	届出年月 日	届出年月 日	届出年月 日	届出年月 日	在留資格 取得許可 年月日	在留特別 許可年月 日	上陸期間 変更許可 年月日	届出年月 日	届出年月 日	届出年月 日	届出年月 日	在留資格 取得許可 年月日	在留特別 許可年月 日	仮滞在期 間変更許 可年月日	在留資格 取得許可 年月日	特別永住 者証明書 発行年月 日	
5	氏名分類コード / 氏名（アルファベット） / 氏名（漢字）																	
6	従前の氏名分類コード / 氏名（アルファベット） / 氏名（漢字）																	
7	出生の年月日																	
8	従前の出生の年月日																	
9	男女コード / 男女の別																	
10	従前の男女コード / 男女の別																	
11	LASDECコード / 住居地 / 住所																	
12	国籍等コード / 国籍等																	
13	従前の国籍等コード / 国籍等																	
14	在留資格期間コード / 在留資格期間等																	
15	従前の在留資格期間コード / 在留資格期間等																	
16	在留期間等の満了の日																	
17	前回の在留期間の満了の日																	
18	中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等					2	2						2	2		2	1	
19	従前の中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等																	
20	在留カード等の番号																	
21	従前の在留カード等の番号																	
22	備考（タイムスタンプ）	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
23	備考 予備																	

: 記載又は修正の対象項目  
: 記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

10 特別永住者の住民票作成後、削除される項目

在留カード等項目	法務省通知が必要な場合	2. 中長期在留者である旨等、住基法第30条の45に掲げる区分に変更又は誤りがあることを知った場合												
	法務省通知が必要な場合が 1. の時、在留資格・地位 2. 及び3. の時、対象者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 経過滞業者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 経過滞業者	中長期在留者	中長期在留者	中長期在留者	中長期在留者	経過滞業者	中長期在留者	中長期在留者
	事由	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AQ2	AR	AS	
	項目 / 条項	再入国許可を受けずに出国	再入国許可（在留カード等の所持者についてはみなしを含む）の有効期間の経過	事情変更（再入国許可期限延長許可）	難民旅行証明書の有効期間の経過	事情変更（難民旅行証明書の有効期間延長許可）	退去強制令書の発付	在留資格の取消し	在留期間の経過	事情変更（特別受理による在留期間更新又は在留資格変更の許可（中長中長））	事情変更（特別受理による在留資格取得の許可（経過中長））	在留資格の変更許可（中長住基対象外）	在留期間の更新許可（中長住基対象外）	
	外国人住民の住民票に反映	削除	削除	住民票の回復・記載	削除	住民票の回復・記載	削除	削除	削除	住民票の回復・記載	住民票の回復・記載	削除	削除	
	在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	削除・回収	削除・回収	修正・書換え	削除・回収	修正・書換え	削除・回収	削除・回収	削除・回収	登録・発行	登録・発行	削除・回収	削除・回収	
1	異動事実コード / 異動事実	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
2	異動事由コード	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	
3	異動事由	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
4	事由発生日	出国年月日	再入国許可満了日の翌日	（法務省による）報告処理年月日	難民旅行証明書有効期間満了日の翌日	（法務省による）報告処理年月日	退去強制令書発付年月日	在留資格取消年月日	在留期間満了日の翌日・不許可年月日又は経過滞業者になった日から2月の経過した日の翌日	特別受理に係る許可年月日	特別受理に係る許可年月日	在留資格変更許可年月日	在留期間更新許可年月日	
5	氏名分類コード / 氏名（アルファベット） / 氏名（漢字）													
6	従前の氏名分類コード / 氏名（アルファベット） / 氏名（漢字）													
7	出生の年月日													
8	従前の出生の年月日													
9	男女コード / 男女の別													
10	従前の男女コード / 男女の別													
11	LASDECコード / 住居地 / 住所													
12	国籍等コード / 国籍等													
13	従前の国籍等コード / 国籍等													
14	在留資格期間コード / 在留資格期間等													
15	従前の在留資格期間コード / 在留資格期間等													
16	在留期間等の満了の日													
17	前回の在留期間の満了の日										7			
18	中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等										2	4	4	
19	従前の中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等											2	2	
20	在留カード等の番号	3	3	3			3							
21	従前の在留カード等の番号													
22	備考（タイムスタンプ）	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
23	備考													

：記載又は修正の対象項目  
：記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

9 . 連携パターン別連携項目  
 9 . 1 法務省通知

在留カード等項目	法務省通知が必要な場合	2 . 中長期在留者である旨等、住基法第30条の45に掲げる区分に変更又は誤りがあることを知った場合(続き)							
	法務省通知が必要な場合が 1 . の時、在留資格・地位 2 . 及び3 . の時、対象者	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 経過滞在者	一時庇護許可者	一時庇護許可者	仮滞在許可者	仮滞在許可者	仮滞在許可者	経過滞在者	経過滞在者
	事由	AT	AU	AV	AW	AX	AY	AZ	BA
	項目 / 条項	入管法 第50条	入管法 第24条 第6号	入管法 第22条の 3	入管法 第61条の 2の4	入管法 第61条の 2の2	入管法 第61条の 2の2	入管法 第24条 第7号	入管法 第22条の 2
	外国人住民の住民票に反映	消除	消除	消除	消除	消除	消除	消除	消除
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	消除・回収	消除・回収	消除・回収	消除・回収	消除・回収	消除・回収	消除・回収	消除・回収	
1	異動事実コード / 異動事実	8	8	8	8	8	8	8	8
2	異動事由コード	372	373	374	375	376	377	378	379
3	異動事由	9	9	9	9	9	9	9	9
4	事由発生日	在留特別許可年月日	上陸期間満了日の翌日	在留資格取得許可年月日	仮滞在期間満了日の翌日	在留資格取得許可年月日	在留特別許可年月日	法定期間満了日の翌日	在留資格取得許可年月日
5	氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)								
6	従前の氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)								
7	出生の年月日								
8	従前の出生の年月日								
9	男女コード / 男女の別								
10	従前の男女コード / 男女の別								
11	LASDECコード / 住居地 / 住所								
12	国籍等コード / 国籍等								
13	従前の国籍等コード / 国籍等								
14	在留資格期間コード / 在留資格期間等								
15	従前の在留資格期間コード / 在留資格期間等								
16	在留期間等の満了の日								
17	前回の在留期間の満了の日								
18	中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等	4	4	4	4	4	4	4	4
19	従前の中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等								
20	在留カード等の番号								
21	従前の在留カード等の番号	3							
22	備考(タイムスタンプ)	6	6	6	6	6	6	6	6
23	備考 予備								

： 記載又は修正の対象項目  
 ： 記載又は修正の対象項目ではないが、連携が必要な項目

9. 連携パターン別連携項目  
9.1 法務省通知

在留カード等項目	法務省通知が必要な場合	3. 改正法附則に定める経過処置による通知事由 (法第30条の50)						-	
	法務省通知が必要な場合が 1. の時, 在留資格・地位 2. 及び3. の時, 対象者	中長期在留者			特別永住者			5	
	事由	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	
		予定中長期在留者への在留カードの交付	みなし外登証有効期間内の在留カードへの切替交付	みなし外登証不所持者への在留カード交付	特別永住者への特別永住者証明書	みなし外登証有効期間内の特別永住者証明書への切替交付	みなし外登証不所持者への特別永住者証明書交付	誤った法務省通知の訂正	
		項目 / 条項	入管法附則 第13条	入管法附則 第15条	入管法附則 第16条	入管特例法附則 第27条	入管特例法附則 第28条	入管特例法附則 第29条	-
		外国人住民の住民票に反映	修正	修正	修正	修正	修正	修正	削除, 修正, 回復・記載
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い		登録・発行	登録・発行	登録・発行	登録・発行	登録・発行	登録・発行		
1	異動事実コード / 異動事実	8	8	8	8	8	8		
2	異動事由コード	380	381	382	383	384	385		
3	異動事由	9	9	9	9	9	9		
4	事由発生年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	在留カード交付年月日	特別永住者証明書発行年月日	特別永住者証明書発行年月日	特別永住者証明書発行年月日	誤った法務省通知の処理年月日(本通知の作成日)	
5	氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)						5		
6	従前の氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)						5		
7	出生の年月日						5		
8	従前の出生の年月日						5		
9	男女コード / 男女の別						5		
10	従前の男女コード / 男女の別						5		
11	LASDECコード / 住居地 / 住所						5		
12	国籍等コード / 国籍等						5		
13	従前の国籍等コード / 国籍等						5		
14	在留資格期間コード / 在留資格期間等						5		
15	従前の在留資格期間コード / 在留資格期間等						5		
16	在留期間等の満了の日						5		
17	前回の在留期間の満了の日						5		
18	中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等						5		
19	従前の中長期在留者である旨等のコード / 中長期在留者である旨等						5		
20	在留カード等の番号						5		
21	従前の在留カード等の番号						5		
22	備考(タイムスタンプ)	6	6	6	6	6	6		
23	備考 予備								

: 記載又は修正の対象項目  
: 記載又は修正の対象項目ではないが, 連携が必要な項目

9. 連携パターン別連携項目  
9. 2市町村通知

在留カード等項目	制度・法律		届出に基づく住民票の記載等														
			住基法上の届出														
	在留資格・地位		中長期在留者						特別永住許可者								
	届出等		A		B		C		D		E	F		G		H	
項目 / 条項		住基法	入管法	住基法	入管法	住基法	入管法	住基法	入管法	住基法	住基法	入管特例法	住基法	入管特例法	住基法	入管特例法	住基法
		第30条 の46	第19条 の7 第19条 の8 第19条 の9	第22条	第19条 の9	第30条 の47	第19条 の8	第23条	第19条 の9	第24条	第30条 の46	第10条	第22条	第10条	第23条	第10条	第24条
外国人住民の住民票に反映		記載		記載		記載		修正		消除	記載		記載		修正		消除
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い		修正・書換え		修正・書換え		修正・書換え		修正・書換え		-	修正・書換え		修正・書換え		修正・書換え		-
1	異動事実コード / 異動事実	5		5		5		5		5	5		5		5		5
2	異動事由コード (住基法のみ / 入管法等のみ)	101	102	104	105	107	108	110	111	113	130	131	133	134	136	137	139
3	異動事由コード (住基法 / 入管法等の両方)	103		106		109		112		113	132		135		138		139
4	異動事由コード (住居地を管理しない場合はこちらを使用)	000		001		002		003		-	004		005		006		-
5	異動事由	6		6		6		6		6	6		6		6		6
6	届出年月日 (届出に基づく異動の場合)																
7	処理年月日 (職権処理に基づく異動の場合)																
8	事由発生日 (転入年月日, 転居年月日, 転出予定年月日, 死亡年月日, 国籍喪失年月日, 国籍取得年月日)	転入 年月日		転入 年月日		転入 年月日		転居 年月日		転出予定 年月日 8	転入 年月日		転入 年月日		転居 年月日		転出予定 年月日 8
9	氏名分類コード / 氏名 (アルファベット) / 氏名 (漢字)																
10	出生の年月日																
11	男女コード / 男女の別																
12	LASDECコード / 住居地 / 住所																
13	LASDECコード / 異動前の住居地 / 住所																
14	国籍等コード / 国籍等																
15	在留カード等の番号 ( 2 )																
16	特別永住者証明書の交付年月日																

- ：法務省DBに反映させる項目
- ：法務省DBに反映させる項目ではないが、個人特定等のために通知すべき項目

- 帰化許可申請書を提出し法務大臣の許可を得た後
- 中長期在留者：在留カード番号又は同カードとみなされる外国人登録番号  
特別永住者：特別永住者証明書番号又は同カードとみなされる外国人登録番号  
一時庇護許可者：一時庇護許可書の番号の連携はない  
仮滞在許可者：仮滞在許可書の番号の連携はない

- システム上の連携を容易にするため、最新の全ての項目の情報を設定する
- 入管特例法の下位法令 (政令) に設けることを想定
- 8.7.1.のコード及び事実の内容を通知
- 8.7.2.のコード及び事由の内容を通知
- 異動事由はa~jによるため、コードの割当てはない

異動事由コードをまとめることについては、複数の市町村や既存住基ベンダから要望があった

8 転出予定日前に転入が行なわれた場合は、転出元市町村においては、転出予定日に転出届の市町村通知が行なわれる。  
(「9.2 (補足) 市町村通知に関する補足」を参照)

9 訂正対象の市町村通知の届出日、届出日が無い場合は処理日、及びが無い場合は事由発生日

9. 連携パターン別連携項目

9. 2 市町村通知

在留カード等項目	制度・法律	届出に基づく住民票の記載等												
	在留資格・地位	住基法上の届出												
		一時庇護許可者					仮滞在許可者					経過滞在者		
		J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V
		届出等	転入届 (住民票がない状態での海外からの転入)	転入届 (別市町村からの転入)	新たに一時庇護許可者となった場合の届出 (住基対象外 一時庇護)	転居届	転出局	転入届 (住民票がない状態での海外からの転入)	転入届 (別市町村からの転入)	新たに仮滞在許可者となった場合の届出 (住基対象外 仮滞在)	転居届	転出局	転入届 (別市町村からの転入)	転居届
項目 / 条項	住基法 第30条の46	住基法 第22条	住基法 第30条の47	住基法 第23条	住基法 第24条	住基法 第30条の46	住基法 第22条	住基法 第30条の47	住基法 第23条	住基法 第24条	住基法 第22条	住基法 第23条	住基法 第24条	
外国人住民の住民票に反映	記載	記載	記載	修正	消除	記載	記載	記載	修正	消除	記載	修正	消除	
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1	異動事実コード / 異動事実	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
2	異動事由コード (住基法のみ / 入管法等のみ)	150	151	152	153	154	160	161	162	163	164	170	171	
3	異動事由コード (住基法 / 入管法等の両方)	150	151	152	153	154	160	161	162	163	164	170	171	
4	異動事由コード (住居地を管理しない場合はこちらを使用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	異動事由	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
6	届出年月日 (届出に基づく異動の場合)													
7	処理年月日 (職権処理に基づく異動の場合)													
8	事由発生年月日 (転入年月日, 転居年月日, 転出予定年月日, 死亡年月日, 国籍喪失年月日, 国籍取得年月日)						転出予定年月日 8				転出予定年月日 8		転出予定年月日 8	
9	氏名分類コード / 氏名 (アルファベット) / 氏名 (漢字)													
10	出生の年月日													
11	男女コード / 男女の別													
12	LASDECコード / 住居地 / 住所													
13	LASDECコード / 異動前の住居地 / 住所													
14	国籍等コード / 国籍等													
15	在留カード等の番号 ( 2 )													
16	特別永住者証明書の交付年月日													

： 法務省DBに反映させる項目  
 ： 法務省DBに反映させる項目ではないが、個人特定等のために通知すべき項目

異動事由コードをまとめることについては、複数の市町村や既存住基ベンダから要望があった

9. 連携パターン別連携項目  
9. 2市町村通知

制度・法律		市町村長の職権による住民票の記載等								
		住基法施行令上の職権記載等								
在留資格・地位										
		W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	
届出等		/								
項目 / 条項		住基法	住基法	住基法	住基法	住基法	住基法	住基法	住基法	住基法
		令第12条(令第12条 1号の一部を除く)	令第12条 1号	令第12条 6号(ハを除く)	令第12条 6号(ハを除く)	令第12条 7号	令第12条	令第12条	令第12条	令第12条
外国人住民の住民票に反映		記載・削除・修正	記載・削除・修正	記載・修正	削除	修正	記載/ 住民票の回復・記載	修正	削除	
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い		修正・書換え・失効・回収	修正・書換え・失効・回収	修正・書換え	失効・回収	修正・書換え	修正・書換え	修正・書換え	失効・回収	
1	異動事実コード / 異動事実	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2	異動事由コード(住基法のみ / 入管法等のみ)	180	( 7 )	180	180	180	180	180	180	180
3	異動事由コード(住基法 / 入管法等の両方)	180	( 7 )	180	180	180	180	180	180	180
4	異動事由コード(住居地を管理しない場合はこちらを使用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	異動事由	6	6	6	6	6	6	6	6	6
6	届出年月日(届出に基づく異動の場合)									
7	処理年月日(職権処理に基づく異動の場合)									
8	事由発生年月日 (転入年月日, 転居年月日, 転出予定年月日, 死亡年月日, 国籍喪失年月日, 国籍取得年月日)	A ~ V 及び Y ~ A D 参照	a ~ j 参照							
9	氏名分類コード / 氏名(アルファベット) / 氏名(漢字)									
10	出生の年月日									
11	男女コード / 男女の別									
12	LASDECコード / 住居地 / 住所									
13	LASDECコード / 異動前の住居地 / 住所									
14	国籍等コード / 国籍等									
15	在留カード等の番号( 2 )									
16	特別永住者証明書の交付年月日									

： 法務省DBに反映させる項目  
： 法務省DBに反映させる項目ではないが、個人特定等のために通知すべき項目

(不服申立てについての決定等又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき)

a ~ jに同じ(戸籍に関する届出等の受理等を行い、又は他市町村から住基法第9条2項の規定による通知を受けたとき)

異動事由コードをまとめることについては、複数の市町村や既存住基ペンドから要望があった

A ~ V及びY ~ A Dに同じ(届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において届出がないことを知ったとき)(削除の場合、従前の住居地 / 住所の通知不要)

9. 連携パターン別連携項目  
9.2 市町村通知

在留カード等項目	制度・法律	戸籍に関する届出等									
	在留資格・地位										
	届出等	a	b	c	d	e	f	g	h	i	i
	項目 / 条項	出生届 (その後の住民票作成)	失踪宣告取消届	a及びb以外の届出に基づく記載	死亡届	失踪届	d及びe以外の届出に基づく削除	国籍取得届	帰化届 ( 1 )	国籍喪失届 / 国籍喪失報告 ( 外国籍を取得し、日本国籍を離脱する場合 ) (注)	gからi以外の届出に基づく修正
		住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号	住基法 令第12条1号
	外国人住民の住民票に反映	記載	記載	記載	削除	削除	削除	削除 (注2)	削除 (注2)	記載 (注2)	修正
	在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	登録・発行	登録・発行	登録・発行	失効・回収	失効・回収	失効・回収	失効・回収	失効・回収	登録・発行 (対象者のみ)	登録・発行 (対象者のみ)
1	異動事実コード / 異動事実	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
2	異動事由コード (住基法のみ / 入管法等のみ)	188	189	180	191	192	180	194	195	196	180
3	異動事由コード (住基法 / 入管法等の両方)	188	189	180	191	192	180	194	195	196	180
4	異動事由コード (住居地を管理しない場合はこちらを使用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	異動事由	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
6	届出年月日 (届出に基づく異動の場合)										
7	処理年月日 (職権処理に基づく異動の場合)										
8	事由発生年月日 (転入年月日, 転居年月日, 転出予定年月日, 死亡年月日, 国籍喪失年月日, 国籍取得年月日)	失踪宣告取消届 届出年月日			死亡 年月日	死亡したものと みなされる年月日		国籍取得 年月日	帰化 年月日	国籍喪失 年月日	
9	氏名分類コード / 氏名 (アルファベット) / 氏名 (漢字)										
10	出生の年月日										
11	男女コード / 男女の別										
12	LASDECコード / 住居地 / 住所										
13	LASDECコード / 異動前の住居地 / 住所										
14	国籍等コード / 国籍等										
15	在留カード等の番号 ( 2 )										
16	特別永住者証明書の交付年月日										

: 法務省DBに反映させる項目  
: 法務省DBに反映させる項目ではないが、個人特定等のために通知すべき項目

h又はiに同じ。

異動事由コードをまとめることについては、複数の市町村や既存住基ペндаから要望があった

これら事由についても統一できないかと複数の市町村及び住基ペндаから要望あり異動事由コード「180」として市町村通知を行う

(注) 国籍喪失届と国籍喪失報告の連携項目を分けることは是非について今後検討。  
(注2) 第1.3回実務研究会資料(総務省提供資料)を併せて参照。

9. 連携パターン別連携項目  
9. 2 市町村通知

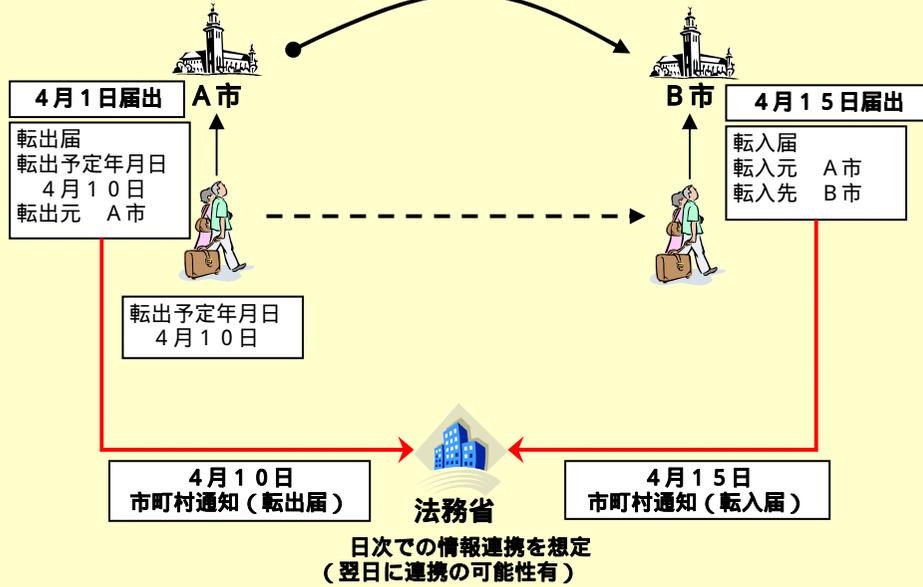
在留カード等項目	制度・法律	-	改正住基法附則に定める経過措置による通知		4
	在留資格・地位	3	中長期在留者 特別永住者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 経過滞在者		特別永住者
	届出等	k	l	m	n
	届出等	誤った市町村通知の訂正	転入届 (改正住基法附則第5条に基づく転入)		特別永住者証明書の交付
	項目 / 条項	-	住基法附則	住基法附則	入管特例法
	項目 / 条項	-	第4条	第5条	4
	外国人住民の住民票に反映	削除・修正・回復・記載	記載	記載	-
在留カード・特別永住者証明書カードの扱い	-	-	-	交付	
1	異動事実コード / 異動事実	5	5	5	
2	異動事由コード (住基法のみ / 入管法等のみ)	198	199	200	250
3	異動事由コード (住基法 / 入管法等の両方)	198	199	200	250
4	異動事由コード (住居地を管理しない場合はこちらを使用)	-	-	-	-
5	異動事由	6	6	6	
6	届出年月日 (届出に基づく異動の場合)	3			
7	処理年月日 (職権処理に基づく異動の場合)	3			
8	事由発生年月日 (転入年月日, 転居年月日, 転出予定年月日, 死亡年月日, 国籍喪失年月日, 国籍取得年月日)	誤った市町村通知の処理年月日 9			
9	氏名分類コード / 氏名 (アルファベット) / 氏名 (漢字)	3			
10	出生の年月日	3			
11	男女コード / 男女の別	3			
12	LASDECコード / 住居地 / 住所	3			
13	LASDECコード / 異動前の住居地 / 住所	3			
14	国籍等コード / 国籍等	3			
15	在留カード等の番号 ( 2 )	3			
16	特別永住者証明書の交付年月日	3			

- : 法務省DBに反映させる項目
- : 法務省DBに反映させる項目ではないが、個人特定等のために通知すべき項目

異動事由コードをまとめることについては、複数の市町村や既存住基ベンダから要望があった

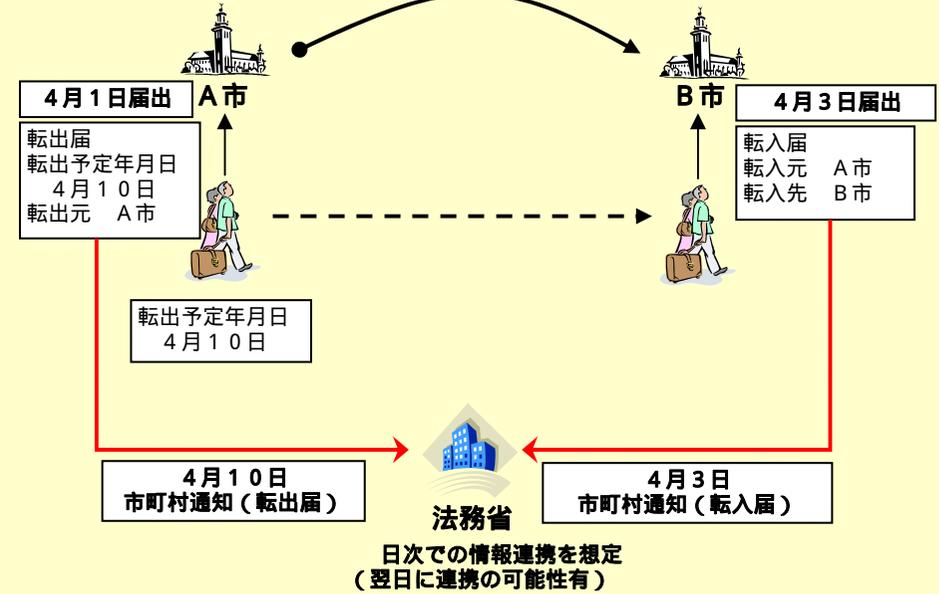
## 「転出届」に関する市町村通知の転出予定年月日の設定について

### ・通常の流れ



- ・「転出届」に関する市町村通知は、転出予定年月日に法務省へ通知される。
- ・法務省では、転出中である中長期外国人等に対する法務省通知の作成を行わない。

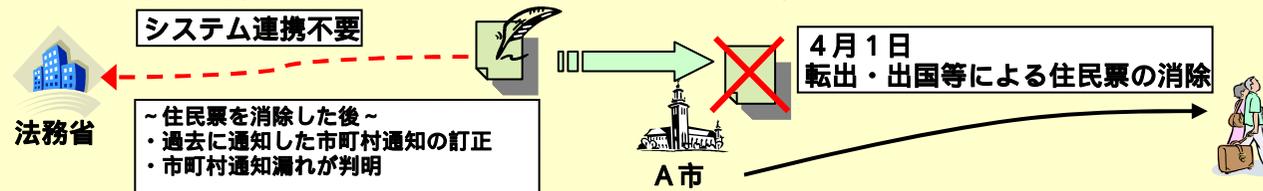
### ・転出予定日前に転入が行なわれる場合



- ・「転出届」に関する市町村通知は、転出予定年月日に法務省へ通知される。
- ・法務省においては、B市の「転入届」の届出日をもって法務省通知をB市へ通知する。

## 住民票を削除した後の市町村通知について

- ・転出、出国、死亡等で住民票が除票となった後、過去に法務大臣あて通知した市町村通知に対する通知内容の訂正や通知漏れが判明した場合は、当該住民票を回復する場合を除いて、市町村通知等のシステム連携は不要とする。



## 10. 連携タイミング（自動連携の場合）

### 10.1. 法務省通知連携タイミング

基本的には、1日1回、市町村の業務終了前後数時間を目処に（L G W A Nの帯域が逼迫することがないように配慮が必要。なお、送受信されるデータの量その他何らかの理由により送受信に時間を要する場合もあると想定される。）1日分の法務省通知ファイルを自動的に送信するものとする。

ただし、情報連携端末の法務省通知フォルダへ送信された法務省通知ファイルの取得は、市町村側の運用で実施するものとする。

上記運用に係るタイミング等については、市町村の実状に合わせて別途検討・調整を行う。

### 10.2. 市町村通知連携タイミング

基本的には、1日1回、市町村側の業務終了前後から翌日の業務開始までに、前回通知した市町村通知ファイル以後に発生した市町村通知について、情報連携端末の市町村通知フォルダに入力されることを想定している。

ただし、情報連携端末の市町村通知フォルダへの入力、市町村側の運用で実施するものとする。

## 別添資料1 異動事由コード

コード名称		異動事由コード
項番	異動事由コード	異動事由
1	000	【中長期】（国外）転入届／住居地届出（住基法／入管法）H
2	001	【中長期】（国内）転入届／住居地届出（住基法／入管法）H
3	002	【中長期】となった時の届出／住居地届（住基法／入管法）H
4	003	【中長期】転居届／住居地届出（住基法／入管法）H
5	004	【特永】（国外）転入届／住居地届出（住基法／入管特例法）H
6	005	【特永】（国内）転入届／住居地届出（住基法／入管特例法）H
7	006	【特永】転居届／住居地届出（住基法／入管特例法）H
8	101	【中長期】（国外）転入届（住基法30条の46）のみ
9	102	【中長期】（国外）住居地届出（入管法19条の7）のみ
10	103	【中長期】（国外）転入届／住居地届出（住基法／入管法）
11	104	【中長期】（国内）転入届（住基法22条）のみ
12	105	【中長期】（国内）住居地届出（入管法19条の9）のみ
13	106	【中長期】（国内）転入届／住居地届出（住基法／入管法）
14	107	【中長期】中長期となった時の届出（住基法30条の47）のみ
15	108	【中長期】中長期となった時の住居地届（入管法19条の8）のみ
16	109	【中長期】中長期となった時の届出／住居地届（住基法／入管法）
17	110	【中長期】転居届（住基法23条）のみ
18	111	【中長期】転居時の住居地届出（入管法19条の9）のみ
19	112	【中長期】転居届／住居地届出（住基法／入管法）
20	113	【中長期】転出届（住基法24条）
21	130	【特永】（国外）転入届（住基法30条の46）のみ
22	131	【特永】（国外）住居地届出（入管特例法10条）のみ
23	132	【特永】（国外）転入届／住居地届出（住基法／入管特例法）
24	133	【特永】（国内）転入届（住基法22条）のみ
25	134	【特永】（国内）住居地届出（入管特例法10条）のみ
26	135	【特永】（国内）転入届／住居地届出（住基法／入管特例法）

## 別添資料1 異動事由コード

コード名称		異動事由コード
項番	異動事由コード	異動事由
27	136	【特永】転居届（住基法23条）のみ
28	137	【特永】転居時の住居地届出（入管特例法10条）のみ
29	138	【特永】転居届／住居地届出（住基法／入管特例法）
30	139	【特永】転出届（住基法24条）
31	150	【一時庇護】（国外）転入届（住基法30条の46）
32	151	【一時庇護】（国内）転入届（住基法22条）
33	152	【一時庇護】一時庇護許可者となった届出（住基法30条の47）
34	153	【一時庇護】転居届（住基法23条）
35	154	【一時庇護】転出届（住基法24条）
36	160	【仮滞在】（国外）転入届（住基法30条の46）
37	161	【仮滞在】（国内）転入届（住基法22条）
38	162	【仮滞在】仮滞在許可者となった時の届出（住基法30条の47）
39	163	【仮滞在】転居届（住基法23条）
40	164	【仮滞在】転出届（住基法24条）
41	170	【経過滞在】転入届（住基法22条）
42	171	【経過滞在】転居届（住基法23条）
43	172	【経過滞在】転出届（住基法24条）
44	180	職権記載・消除・記載の修正（その他）
52	188	職権記載（出生届）（住基施行令12条2項1号）
53	189	職権記載（失踪宣告取消届）（住基施行令12条2項1号）
55	191	職権消除（死亡届）（住基施行令12条2項1号）
56	192	職権消除（失踪届）（住基施行令12条2項1号）
58	194	職権記載等（国籍取得届）（住基施行令12条2項1号）
59	195	職権記載等（帰化届）（住基施行令12条2項1号）
60	196	職権記載等（国籍喪失届／報告）（住基施行令12条2項1号）
62	198	誤った市町村通知の訂正

## 別添資料1 異動事由コード

コード名称		異動事由コード
項番	異動事由コード	異動事由
63	199	仮住民票から住民票への移行（住基法附則4条1項）
64	200	施行時に外国人住民である者からの届出（住基法附則5条1項）
65	250	特別永住者証明書の交付
66	301	【中長期】氏名，生年月日，性別，国籍等の変更・訂正
67	302	【中長期】在留カードの有効期間更新
68	303	【中長期】在留カードの再交付
69	304	【中長期】在留資格の変更許可（中長期→中長期）
70	305	【中長期】在留期間の更新許可（中長期→中長期）
71	306	【中長期】永住許可（中長期→永住）
72	307	【中長期】在留特別許可（中長期→中長期）
73	308	【中長期】特別永住許可（中長期→特永）
74	320	【特永】氏名，生年月日，性別，国籍等の変更・訂正
75	321	【特永】特別永住者証明書の有効期間更新
76	322	【特永】特別永住者証明書の再交付
77	323	【特永】在留特別許可（特永→中長期）
78	330	【一時庇護】氏名，生年月日，性別，国籍等の変更・訂正
79	331	【一時庇護】在留資格の取得許可（一時庇護→中長期）
80	332	【一時庇護】在留特別許可（一時庇護→中長期）
81	333	【一時庇護】上陸期間の変更
82	340	【仮滞在】氏名，生年月日，性別，国籍等の変更・訂正
83	341	【仮滞在】難民認定に伴う在留資格の取得許可（仮滞在→中長期）
84	342	【仮滞在】難民不認定に伴う在留特別許可（仮滞在→中長期）
85	343	【仮滞在】仮滞在期間の更新許可
86	350	【経過滞在】在留資格の取得許可（経過滞在→中長期）
87	351	【経過滞在】特別永住許可（経過滞在→特永）
88	360	出国（単純出国）（外国人住民→住基対象外）

## 別添資料1 異動事由コード

コード名称		異動事由コード
項番	異動事由コード	異動事由
89	361	再入国許可（みなしを含む）期間経過（中長期等→住基対象外）
90	362	事情変更（再入国許可期限延長許可）
91	363	難民旅行証明書の有効期間経過（中長期等→住基対象外）
92	364	事情変更（難民旅行証明書の有効期間延長許可）
93	365	退去強制令書の発付（外国人住民→住基対象外）
94	366	在留資格の取消し（中長期→住基対象外）
95	367	在留期間の経過（中長期→住基対象外）
96	368	事情変更（特別受理での期間更新等の許可）（中長期→中長期）
97	369	事情変更（特別受理での在留資格取得許可）（経過滞在→中長期）
98	370	在留資格の変更許可（中長期→住基対象外）
99	371	在留期間の更新許可（中長期→住基対象外）
100	372	在留特別許可（中長期/特永/一時庇護→住基対象外）
101	373	上陸期間の経過（一時庇護→住基対象外）
102	374	在留資格の取得許可（一時庇護→住基対象外）
103	375	仮滞在期間の経過（仮滞在→住基対象外）
104	376	難民認定に伴う在留資格の取得許可（仮滞在→住基対象外）
105	377	難民不認定等に伴う在留特別許可（仮滞在→住基対象外）
106	378	在留資格を有することなく60日を経過（経過滞在→住基対象外）
107	379	在留資格の取得許可（経過滞在→住基対象外）
108	380	【中長期】 予定中長期在留者への在留カード交付
109	381	【中長期】 みなしカード所持者への在留カード切替交付
110	382	【中長期】 みなしカード所持者への在留カード交付
111	383	【特永】 特別永住者への特別永住者証明書交付
112	384	【特永】 みなし特永証所持者への特永証明書切替交付
113	385	【特永】 みなし特永証所持者への特永証明書交付
114	500	誤った法務省通知の訂正

別添資料2 国籍等コード表

国籍等コード	在留カード等に使用予定の国籍等コード
001	アフガニスタン
002	アルバニア
003	アルジェリア
004	アルゼンチン
005	オーストラリア
006	オーストリア
009	アラブ首長国連邦
010	ベルギー
011	ボリビア
012	ブラジル
013	ブルガリア
014	ミャンマー
015	バーレーン
016	ブータン
017	ブルンジ
018	バルバドス
019	ボツワナ
021	バングラデシュ
022	バハマ
023	ベリーズ
024	ブルネイ
025	ベラルーシ
030	カンボジア
032	カメルーン
033	カナダ
034	中央アフリカ
035	スリランカ
036	チャド
037	チリ
039	中国
042	台湾
043	コロンビア
044	コンゴ共和国
045	コンゴ民主共和国
046	コスタリカ
047	キューバ
048	キプロス
050	カーボヴェルデ
051	コモロ
052	クロアチア
053	チェコ
060	ベナン
061	デンマーク
062	ドミニカ共和国
063	ジブチ
064	ドミニカ
070	エクアドル
071	エルサルバドル
072	エチオピア
073	赤道ギニア

別添資料2 国籍等コード表

国籍等コード	在留カード等に使用予定の国籍等コード
074	エストニア
075	エリトリア
076	東ティモール
080	フィンランド
081	フランス
083	フィジー
090	ガボン
091	ドイツ
093	ガーナ
094	ギリシャ
095	グアテマラ
096	ギニア
097	ガンビア
098	ガイアナ
099	ギニアビサウ
100	ハイチ
101	ホンジュラス
102	ハンガリー
110	アイスランド
111	インド
112	インドネシア
113	イラン
114	イラク
115	アイルランド
116	イスラエル
117	イタリア
118	コートジボワール
130	ジャマイカ
131	ヨルダン
139	朝鮮
140	韓国
142	クウェート
143	ケニア
144	キリバス
145	キルギス
146	カザフスタン
150	ラオス
151	レバノン
152	リベリア
153	リビア
154	リヒテンシュタイン
155	ルクセンブルク
156	レソト
157	ラトビア
158	リトアニア
160	マダガスカル
161	マレーシア
162	マリ
163	モーリタニア
164	メキシコ

別添資料2 国籍等コード表

国籍等コード	在留カード等に使用予定の国籍等コード
165	モナコ
166	モンゴル
167	モロッコ
168	オマーン
169	マラウイ
170	マルタ
171	モルディブ
172	モーリシャス
173	モザンビーク
174	マーシャル
175	ミクロネシア
176	モルドバ
177	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
180	ネパール
181	オランダ
182	ニュージーランド
183	ニカラグア
184	ニジェール
185	ナイジェリア
186	ノルウェー
187	ナウル
188	ナミビア
200	パキスタン
201	パナマ
202	パラグアイ
203	ペルー
204	フィリピン
205	ポーランド
206	ポルトガル
207	パプアニューギニア
208	パラオ
210	カタール
220	ルーマニア
221	ルワンダ
222	ロシア
230	サンマリノ
231	サウジアラビア
232	セネガル
233	シエラレオネ
234	ソマリア
235	スペイン
236	スーダン
237	スウェーデン
238	スイス
239	シリア
240	シンガポール
241	スワジランド
243	サントメ・プリンシペ
244	スリナム
245	セーシェル

別添資料2 国籍等コード表

国籍等コード	在留カード等に使用予定の国籍等コード
246	ソロモン
247	セントルシア
248	セントビンセント
249	セントクリストファー・ネーヴィス
250	タイ
251	タンザニア
252	トーゴ
253	トリニダード・トバゴ
254	チュニジア
255	トルコ
256	トンガ
257	ツバル
258	トルクメニスタン
259	タジキスタン
260	ウガンダ
261	南アフリカ共和国
263	エジプト
264	英国
265	米国
266	ブルキナファソ
267	ウルグアイ
269	ウクライナ
270	ウズベキスタン
280	バチカン
281	ベネズエラ
283	ベトナム
284	バヌアツ
290	サモア
300	イエメン
310	ザンビア
311	ジンバブエ
401	無国籍
500	グレナダ
501	アンゴラ
502	アンティグア・バーブーダ
503	アルメニア
504	アゼルバイジャン
505	アンドラ
550	グルジア
600	スロベニア
601	スロバキア
602	ボスニア・ヘルツェゴビナ
603	セルビア・モンテネグロ
604	セルビア
605	モンテネグロ
606	パレスチナ
607	コソボ

### 別添資料3 法務省と市町村との情報連携に使用される在留資格期間コード

- ※1 以下の在留資格部分及び在留期間部分のコードをを組み合わせることで10桁として使用する。  
 ※2 永住者、特別永住者については、在留期間部分が「 」(空白)のみとして連携されることに留意が必要  
 (例: 特別永住者の場合→「T60\_\_\_\_\_」 「\_」=空白)。  
 ※3 その他は、在留期間部分に「0」を設定する。例えば、日本人の配偶者等3年の在留資格の場合  
 ⇒ 「T610300000」 となる。

在留資格部分		在留期間部分					
		年		月		日	
コード (3桁)	表記	コード (2桁)	表記	コード (2桁)	表記	コード (3桁)	表記
T03	教授	00	00	00	00	000	000
T04	芸術	01	1年	01	1月	001	1日
T05	宗教	02	2年	02	2月	002	2日
T06	報道	03	3年	03	3月	003	3日
T11	投資・経営	04	4年	04	4月	004	4日
T12	法律・会計	05	5年	05	5月	005	5日
T13	医療			06	6月	006	6日
T14	研究			07	7月	007	7日
T15	教育			08	8月	008	8日
T16	技術			09	9月	009	9日
T17	人文・国際			10	10月	010	10日
T18	企業内転勤			11	11月		
T19	興行					011~354	11日~354日
T20	技能					※本表において	※本表において
T21	技能実習1号イ					記載の便宜上省略	記載の便宜上省略
T22	技能実習1号ロ					するが、	するが、
T23	技能実習2号イ					コードは	上記同様の
T24	技能実習2号ロ					存在する。	表記となる。
T31	文化活動						
T41	留学					355	355日
T43	研修					356	356日
T44	家族滞在					357	357日
T51	特定活動					358	358日
T61	日本人配偶者					359	359日
T62	永住者配偶者					360	360日
T63	定住者					361	361日
X14	永住者※2					362	362日
T60	特別永住者※2					363	363日
X82	仮滞在					364	364日
X90	一時庇護						

## <参考資料1>各市町村毎の回線容量について

### 1. 回線容量の試算について

本資料は、在留カード等発行システムに関して市町村データ連携で使用することが想定される連携データ容量から、各市町村で必要となる回線容量を検討する際の参考資料の一つとして試算したものである。

よって本資料の数値はあくまでも参考数値であり、各市町村での運用状況(通常時・ピーク時等)に合わせた回線容量見積り・検討が必要である。

試算している運用状況は以下を想定している。

- ・通常時 : 1日当たりの平均的な運用状態を想定  
想定される年間届出件数から年間営業日数(242日)の平均で試算
- ・ピーク時 : 1日当たりの最大届出数が発生した運用状態を想定  
想定される1日当たりの最大届出件数で試算

#### 1. 1. 試算条件について

##### ① 試算データの範囲及び想定している運用状況

- ・市町村連携サーバと情報連携端末の間で連携される通知データについて試算したものである。  
※平成24年稼働後の通常時のデータ量(法務省通知、市町村通知)を想定しているため、ソフトウェアアップデート・ウィルスパターンの配布・市町村の外国人住民に関するデータの一斉送信といった特殊な状況を想定して試算したものではない。
- ・情報連携端末は1市町村につき1台設置する想定で試算している。
- ・各市町村毎に試算しているため、複数市町村で一つの回線を共用している場合は、共有している市町村を合算する必要がある。

##### ② 通知データ

- 以下の情報から通知データを試算。  
法務省通知: 平成21年在留外国人統計を基に、現行法における法務省通知に該当する可能性のある手続き(在留審査(更新・変更・取得・永住)許可, 単純出国など)
- 市町村通知: 現行の外国人登録法を基に、市町村通知に該当する可能性のある手続き(居住地届出など)

なお、改正入管法等及び住基法の施行後、市町村通知の対象となる転出届出等については、試算の対象としていない。

##### ③ 1日当たりのデータ容量(Kbyte)

- 法務省通知及び市町村通知は、現在想定される以下のデータ長で試算。
  - ・法務省通知: 1934バイト
  - ・市町村通知: 1172バイト
- ※データ長については「8. 連携ファイルレイアウト」参照。

##### ④ 1日当たりのデータ転送容量(Kbyte)

- 上記内容から、想定される1日当たりのデータ転送容量を試算。

#### 1. 2. 試算方法について

以下に、試算方法について記述する。

- ・1日当たりのデータ転送容量(Kbyte)

$$\text{通常時データ転送容量(Kbyte)} = (\text{通常時法務省通知件数} \times 1933 + \text{通常時市町村通知件数} \times 1172)$$

$$\text{ピーク時データ転送容量(Kbyte)} = (\text{ピーク時法務省通知件数} \times 1933 + \text{ピーク時市町村通知件数} \times 1172)$$

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量(Kbyte)
			通常時	ピーク時	
		合計	9,903.67	84,140.77	2,406,591.11
1	011002	北海道札幌市	49.02	409.48	11,912.26
2	012025	北海道函館市	4.13	49.71	1,002.66
3	012033	北海道小樽市	2.75	34.13	668.94
4	012041	北海道旭川市	2.86	50.40	694.29
5	012050	北海道室蘭市	1.61	32.64	390.38
6	012068	北海道釧路市	4.84	128.12	1,176.51
7	012076	北海道帯広市	2.35	38.31	570.59
8	012084	北海道北見市	1.90	41.70	461.59
9	012092	北海道夕張市	0.44	44.04	107.23
10	012106	北海道岩見沢市	0.36	8.36	87.40
11	012114	北海道網走市	1.04	49.26	253.87
12	012122	北海道留萌市	1.03	48.56	250.14
13	012131	北海道苫小牧市	1.77	22.79	431.12
14	012149	北海道稚内市	2.76	117.47	671.47
15	012157	北海道美唄市	0.26	17.52	64.29
16	012165	北海道芦別市	0.49	26.17	118.77
17	012173	北海道江別市	1.36	25.88	330.24
18	012181	北海道赤平市	0.40	32.24	96.82
19	012190	北海道紋別市	4.29	117.97	1,042.18
20	012203	北海道士別市	0.47	65.98	115.13
21	012211	北海道名寄市	1.33	270.58	324.05
22	012220	北海道三笠市	0.01	1.17	1.60
23	012238	北海道根室市	3.21	87.72	779.79
24	012246	北海道千歳市	1.59	27.66	385.70
25	012254	北海道滝川市	0.39	9.11	94.54
26	012262	北海道砂川市	0.04	4.18	9.18
27	012271	北海道歌志内市	0.09	9.11	22.77
28	012289	北海道深川市	0.33	25.53	79.72
29	012297	北海道富良野市	0.85	38.66	207.45
30	012301	北海道登別市	0.76	40.65	185.70
31	012319	北海道恵庭市	1.16	41.05	281.93
32	012335	北海道伊達市	1.01	54.98	244.26
33	012343	北海道北広島市	0.70	22.79	169.57
34	012351	北海道石狩市	0.81	25.43	196.77
35	012360	北海道北斗市	0.53	39.46	127.72
36	013030	北海道石狩郡当別町	0.14	4.93	34.25
37	013048	北海道石狩郡新篠津村	0.00	0.01	0.06
38	013315	北海道松前郡松前町	0.12	18.21	30.14
39	013323	北海道松前郡福島町	0.09	12.89	20.82
40	013331	北海道上磯郡知内町	0.01	1.89	1.92
41	013340	北海道上磯郡木古内町	0.15	18.21	35.67
42	013374	北海道亀田郡七飯町	0.25	33.39	59.57
43	013439	北海道茅部郡鹿部町	0.25	39.86	61.24
44	013455	北海道茅部郡森町	2.23	120.96	542.80
45	013463	北海道二世郡八雲町	0.89	54.63	217.40
46	013471	北海道山越郡長万部町	0.50	33.39	122.27
47	013617	北海道桧山郡江差町	0.11	9.11	27.72
48	013625	北海道桧山郡上ノ国町	0.49	50.40	118.26
49	013633	北海道桧山郡厚沢部町	0.20	42.49	48.58
50	013641	北海道爾志郡乙部町	0.01	1.89	1.95
51	013676	北海道奥尻郡奥尻町	0.00	0.02	0.21
52	013706	北海道瀬棚郡今金町	0.14	18.21	33.05
53	013714	北海道久遠郡せたな町	0.17	14.78	42.31
54	013919	北海道久遠郡島牧村	0.00	0.00	0.03
55	013927	北海道寿都郡寿都町	0.44	31.84	106.38
56	013935	北海道寿都郡黒松内町	0.01	1.90	2.17
57	013943	北海道磯谷郡蘭越町	0.03	3.04	6.44
58	013951	北海道虻田郡二七〇町	0.58	14.78	141.07
59	013960	北海道虻田郡真狩村	0.00	0.00	0.03
60	013978	北海道虻田郡留寿都村	0.20	24.73	49.44

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
61	013986	北海道虻田郡喜茂別町	0.01	1.15	1.24
62	013994	北海道虻田郡京極町	0.04	4.93	8.95
63	014001	北海道虻田郡倶知安町	2.39	19.36	579.83
64	014010	北海道岩内郡共和町	0.03	4.18	7.43
65	014028	北海道岩内郡岩内町	0.15	9.11	37.28
66	014036	北海道岩内郡泊村	0.00	0.01	0.12
67	014052	北海道岩内郡積丹町	0.00	0.00	0.03
68	014061	北海道古平郡古平町	0.24	27.66	58.30
69	014079	北海道余市郡仁木町	1.22	265.20	295.52
70	014087	北海道余市郡余市町	1.41	114.19	341.88
71	014095	北海道余市郡赤井川村	0.09	6.07	21.46
72	014231	北海道空知郡南幌町	0.32	29.55	76.69
73	014249	北海道空知郡奈井江町	0.02	3.04	5.29
74	014257	北海道空知郡上砂川町	0.09	9.11	20.82
75	014273	北海道夕張郡由仁町	0.05	6.82	13.01
76	014281	北海道夕張郡長沼町	0.07	9.11	18.09
77	014290	北海道夕張郡栗山町	0.29	30.35	69.67
78	014303	北海道樺戸郡月形町	0.04	6.82	8.83
79	014311	北海道樺戸郡浦臼町	0.01	1.15	1.33
80	014320	北海道樺戸郡新十津川町	0.03	1.90	7.84
81	014338	北海道樺戸郡妹背牛町	0.00	0.00	0.03
82	014346	北海道樺戸郡秩父別町	0.00	0.01	0.12
83	014362	北海道雨竜郡雨竜町	0.04	6.07	9.17
84	014389	北海道雨竜郡沼田町	0.01	3.04	3.07
85	014524	北海道上川郡鷹栖町	0.15	18.21	35.78
86	014532	北海道上川郡東神楽町	0.06	4.93	13.62
87	014541	北海道上川郡当麻町	0.08	12.14	18.36
88	014559	北海道上川郡比布町	0.00	0.00	0.03
89	014567	北海道上川郡愛別町	0.36	45.13	87.44
90	014575	北海道上川郡上川町	0.43	54.58	104.28
91	014583	北海道上川郡東川町	0.42	27.32	101.19
92	014591	北海道上川郡美瑛町	0.09	6.07	21.73
93	014605	北海道空知郡上富良野町	0.09	9.11	21.86
94	014613	北海道空知郡中富良野町	0.03	3.04	6.16
95	014621	北海道空知郡南富良野町	0.02	3.04	5.08
96	014630	北海道勇払郡占冠村	0.12	7.61	29.02
97	014648	北海道上川郡和寒町	0.00	0.01	0.12
98	014656	北海道上川郡剣淵町	0.01	1.15	2.35
99	014681	北海道上川郡下川町	0.25	45.53	61.01
100	014699	北海道中川郡美深町	0.25	33.39	59.96
101	014702	北海道中川郡音威子府村	0.00	1.15	1.21
102	014711	北海道中川郡中川町	0.21	36.42	51.64
103	014729	北海道雨竜郡幌加内町	0.00	0.00	0.03
104	014818	北海道増毛郡増毛町	0.50	49.26	122.46
105	014826	北海道留萌郡小平町	0.21	19.36	51.17
106	014834	北海道苫前郡苫前町	0.09	9.11	20.75
107	014842	北海道苫前郡羽幌町	0.02	1.16	3.74
108	014851	北海道苫前郡初山別村	0.00	0.00	0.03
109	014869	北海道天塩郡遠別町	0.06	10.25	13.83
110	014877	北海道天塩郡天塩町	0.15	6.82	35.75
111	015113	北海道宗谷郡猿払村	1.20	99.36	292.63
112	015121	北海道枝幸郡浜頓別町	0.94	130.91	228.80
113	015130	北海道枝幸郡中頓別町	0.04	4.93	8.93
114	015148	北海道枝幸郡枝幸町	1.10	154.55	267.41
115	015164	北海道天塩郡豊富町	0.13	9.11	31.05
116	015172	北海道礼文郡礼文町	0.19	17.07	45.07
117	015181	北海道利尻郡利尻町	0.08	9.11	19.57
118	015199	北海道利尻郡利尻富士町	0.15	9.11	35.56
119	015202	北海道天塩郡幌延町	0.15	11.00	36.21
120	015431	北海道網走郡美幌町	0.20	24.68	48.36
121	015440	北海道網走郡津別町	0.12	7.21	29.95

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
122	015458	北海道斜里郡斜里町	0.67	30.35	161.62
123	015466	北海道斜里郡清里町	0.02	3.04	4.33
124	015474	北海道斜里郡小清水町	0.09	18.21	22.18
125	015491	北海道常呂郡訓子府町	0.04	4.93	10.46
126	015504	北海道常呂郡置戸町	0.03	3.04	6.97
127	015521	北海道常呂郡佐呂間町	1.30	70.85	316.79
128	015555	北海道紋別郡遠軽町	0.41	18.21	100.65
129	015598	北海道紋別郡湧別町	0.74	45.53	180.04
130	015601	北海道紋別郡滝上町	0.10	9.11	24.19
131	015610	北海道紋別郡興部町	1.01	42.49	244.84
132	015628	北海道紋別郡西興部村	0.06	6.07	13.50
133	015636	北海道紋別郡雄武町	3.21	270.27	779.61
134	015644	北海道網走郡大空町	0.08	6.07	18.99
135	015717	北海道虻田郡豊浦町	0.13	7.21	32.49
136	015750	北海道有珠郡壮瞥町	0.26	38.31	61.97
137	015784	北海道白老郡白老町	0.47	18.21	115.19
138	015814	北海道勇払郡厚真町	0.04	3.04	10.05
139	015849	北海道虻田郡洞爺湖町	0.42	19.36	100.89
140	015857	北海道勇払郡安平町	0.12	9.11	29.72
141	015865	北海道勇払郡むかわ町	1.39	103.30	337.97
142	016012	北海道沙流郡日高町	1.03	56.92	251.01
143	016021	北海道沙流郡平取町	1.32	165.59	319.87
144	016047	北海道新冠郡新冠町	0.29	18.21	70.85
145	016071	北海道浦河郡浦河町	0.59	7.21	144.01
146	016080	北海道様似郡様似町	0.03	3.04	7.61
147	016098	北海道幌泉郡えりも町	0.19	23.88	46.58
148	016101	北海道日高郡新ひだか町	0.21	6.07	51.13
149	016314	北海道河東郡音更町	0.27	7.21	65.30
150	016322	北海道河東郡士幌町	0.55	18.61	133.66
151	016331	北海道河東郡上士幌町	0.30	8.71	73.33
152	016349	北海道河東郡鹿追町	0.13	13.63	30.50
153	016357	北海道上川郡新得町	0.67	29.61	163.17
154	016365	北海道上川郡清水町	0.19	9.11	45.52
155	016373	北海道河西郡芽室町	0.07	6.07	16.62
156	016381	北海道河西郡中札内村	0.19	12.89	45.52
157	016390	北海道河西郡更別村	0.24	11.39	57.69
158	016411	北海道広尾郡大樹町	0.15	12.14	36.12
159	016420	北海道広尾郡広尾町	0.08	14.48	19.93
160	016438	北海道中川郡幕別町	0.15	12.89	37.50
161	016446	北海道中川郡池田町	0.01	1.16	1.42
162	016454	北海道中川郡豊頃町	0.05	9.11	13.16
163	016462	北海道中川郡本別町	0.09	5.32	23.00
164	016471	北海道足寄郡足寄町	0.12	6.07	28.77
165	016489	北海道足寄郡陸別町	0.02	1.15	4.67
166	016497	北海道十勝郡浦幌町	0.01	1.90	2.23
167	016616	北海道釧路郡釧路町	0.02	3.04	4.85
168	016624	北海道厚岸郡厚岸町	0.93	43.29	226.95
169	016632	北海道厚岸郡浜中町	0.15	9.11	37.10
170	016641	北海道川上郡標茶町	0.13	13.68	32.61
171	016659	北海道川上郡弟子屈町	0.06	6.07	14.58
172	016675	北海道阿寒郡鶴居村	0.03	3.04	7.49
173	016683	北海道白糠郡白糠町	0.04	3.04	10.34
174	016918	北海道野付郡別海町	1.26	41.00	306.59
175	016926	北海道標津郡中標津町	0.23	15.18	54.85
176	016934	北海道標津郡標津町	0.26	18.21	63.93
177	016942	北海道目梨郡羅臼町	0.33	19.36	79.96
178	022012	青森県青森市	7.23	93.95	1,757.67
179	022021	青森県弘前市	4.28	74.73	1,039.90
180	022039	青森県八戸市	3.82	61.10	927.61
181	022047	青森県黒石市	0.51	27.66	124.29
182	022055	青森県五所川原市	0.78	25.77	190.36

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量(Kbyte)
			通常時	ピーク時	
183	022063	青森県十和田市	0.83	18.21	200.99
184	022071	青森県三沢市	1.70	78.91	412.99
185	022080	青森県むつ市	0.65	29.21	158.75
186	022098	青森県つがる市	0.58	28.01	140.06
187	022101	青森県平川市	0.61	30.35	148.11
188	023019	青森県東津軽郡平内町	0.10	11.00	24.77
189	023035	青森県東津軽郡今別町	0.02	1.89	3.90
190	023043	青森県東津軽郡蓬田村	0.02	3.04	4.24
191	023078	青森県東津軽郡外ヶ浜町	0.03	6.89	8.38
192	023213	青森県西津軽郡鮭ヶ沢町	0.56	28.01	135.46
193	023230	青森県西津軽郡深浦町	0.23	17.07	55.61
194	023612	青森県南津軽郡藤崎町	0.16	14.78	39.75
195	023621	青森県南津軽郡大鰐町	0.05	4.93	12.61
196	023671	青森県南津軽郡田舎館村	0.17	7.96	40.21
197	023817	青森県北津軽郡板柳町	0.14	9.11	34.19
198	023841	青森県北津軽郡鶴田町	0.21	14.78	51.41
199	023876	青森県北津軽郡中泊町	0.22	14.38	54.50
200	024015	青森県上北郡野辺地町	0.56	66.77	136.30
201	024023	青森県上北郡七戸町	0.24	18.21	58.72
202	024058	青森県上北郡六戸町	0.18	12.49	42.90
203	024066	青森県上北郡横浜町	0.05	6.82	12.76
204	024082	青森県上北郡東北町	0.62	103.20	151.13
205	024112	青森県上北郡六ヶ所村	0.43	15.92	104.72
206	024121	青森県上北郡おいらせ町	0.53	18.21	128.16
207	024236	青森県下北郡大間町	0.07	3.04	17.98
208	024244	青森県下北郡東通村	0.04	3.04	9.04
209	024252	青森県下北郡風間浦村	0.01	1.15	1.27
210	024261	青森県三戸郡佐井村	0.00	0.01	0.06
211	024414	青森県三戸郡三戸町	0.20	9.11	47.49
212	024422	青森県三戸郡五戸町	0.21	7.96	51.64
213	024431	青森県三戸郡田子町	0.25	14.78	60.34
214	024457	青森県三戸郡南部町	0.19	9.11	46.50
215	024465	青森県三戸郡階上町	0.44	18.21	107.57
216	024503	青森県三戸郡新郷村	0.04	4.93	10.81
217	032018	岩手県盛岡市	6.23	56.63	1,513.58
218	032026	岩手県宮古市	0.94	21.64	227.32
219	032034	岩手県大船渡市	2.76	187.09	670.25
220	032051	岩手県花巻市	2.50	52.69	607.57
221	032069	岩手県北上市	2.51	48.56	610.86
222	032077	岩手県久慈市	1.89	62.54	459.68
223	032085	岩手県遠野市	0.47	20.10	113.48
224	032093	岩手県一関市	5.06	45.13	1,230.17
225	032107	岩手県陸前高田市	0.86	31.45	209.21
226	032115	岩手県釜石市	0.99	83.84	240.02
227	032131	岩手県二戸市	1.11	37.12	270.84
228	032140	岩手県八幡平市	1.29	36.37	312.50
229	032158	岩手県奥州市	2.61	23.48	635.21
230	033014	岩手県岩手郡雫石町	0.25	9.11	60.53
231	033022	岩手県岩手郡葛巻町	0.09	9.85	21.61
232	033031	岩手県岩手郡岩手町	1.20	94.09	291.88
233	033057	岩手県岩手郡滝沢村	0.68	15.57	165.06
234	033219	岩手県紫波郡紫波町	0.81	34.08	196.97
235	033227	岩手県紫波郡矢巾町	0.40	32.34	97.07
236	033669	岩手県和賀郡西和賀町	0.11	4.93	26.55
237	033812	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	0.41	18.21	100.07
238	034029	岩手県西磐井郡平泉町	0.08	9.11	18.45
239	034223	岩手県東磐井郡藤沢町	0.28	18.21	68.58
240	034410	岩手県気仙郡住田町	0.30	18.21	72.44
241	034614	岩手県上閉伊郡大槌町	0.51	15.92	123.30
242	034827	岩手県下閉伊郡山田町	0.61	34.13	148.70
243	034835	岩手県下閉伊郡岩泉町	0.20	18.21	48.56

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
244	034843	岩手県下閉伊郡田野畑村	0.06	7.21	14.77
245	034851	岩手県下閉伊郡普代村	0.00	1.15	1.21
246	035017	岩手県九戸郡軽米町	0.63	20.85	153.14
247	035033	岩手県九戸郡野田村	0.08	9.11	19.51
248	035068	岩手県九戸郡九戸村	0.26	37.57	63.14
249	035076	岩手県九戸郡洋野町	0.43	26.87	105.61
250	035246	岩手県二戸郡一戸町	0.78	61.60	188.80
251	041009	宮城県仙台市	23.31	203.60	5,664.27
252	042021	宮城県石巻市	6.61	93.64	1,605.48
253	042030	宮城県塩竈市	2.47	49.71	599.51
254	042056	宮城県気仙沼市	3.78	90.21	918.97
255	042064	宮城県白石市	0.57	14.43	138.50
256	042072	宮城県名取市	1.33	27.32	323.47
257	042081	宮城県角田市	0.69	17.07	168.88
258	042099	宮城県多賀城市	1.39	30.00	337.32
259	042111	宮城県岩沼市	0.70	25.43	170.28
260	042129	宮城県登米市	2.17	52.24	527.20
261	042137	宮城県栗原市	1.87	27.66	454.73
262	042145	宮城県東松島市	0.88	43.64	215.03
263	042153	宮城県大崎市	3.35	47.71	813.58
264	043010	宮城県刈田郡蔵王町	0.22	9.11	52.54
265	043028	宮城県刈田郡七ヶ宿町	0.11	14.48	26.93
266	043214	宮城県柴田郡大河原町	0.38	8.71	93.47
267	043222	宮城県柴田郡村田町	0.11	3.04	26.40
268	043231	宮城県柴田郡柴田町	0.90	23.88	218.37
269	043249	宮城県柴田郡川崎町	0.10	9.85	23.15
270	043419	宮城県伊具郡丸森町	0.38	7.96	91.54
271	043613	宮城県亶理郡亶理町	0.73	28.41	177.53
272	043621	宮城県亶理郡山元町	0.24	10.25	57.95
273	044016	宮城県宮城郡松島町	0.15	9.11	36.39
274	044041	宮城県宮城郡七ヶ浜町	0.49	23.88	118.15
275	044067	宮城県宮城郡利府町	0.49	19.36	118.90
276	044211	宮城県黒川郡大和町	0.34	12.49	82.15
277	044229	宮城県黒川郡大郷町	0.16	7.96	38.13
278	044237	宮城県黒川郡富谷町	0.48	10.25	115.75
279	044245	宮城県黒川郡大衡村	0.11	4.93	25.97
280	044440	宮城県加美郡色麻町	0.09	8.36	21.17
281	044458	宮城県加美郡加美町	0.31	7.21	76.33
282	045012	宮城県遠田郡涌谷町	0.66	26.92	159.89
283	045055	宮城県遠田郡美里町	0.36	10.25	86.50
284	045811	宮城県牡鹿郡女川町	1.78	98.22	431.41
285	046060	宮城県本吉郡南三陸町	1.22	37.52	296.94
286	052019	秋田県秋田市	7.21	99.67	1,752.61
287	052027	秋田県能代市	2.17	75.48	528.43
288	052035	秋田県横手市	3.53	90.85	856.94
289	052043	秋田県大館市	2.48	44.33	602.03
290	052060	秋田県男鹿市	0.39	9.11	94.11
291	052078	秋田県湯沢市	0.90	19.70	219.83
292	052094	秋田県鹿角市	0.54	20.10	131.35
293	052108	秋田県由利本荘市	2.27	59.51	551.86
294	052116	秋田県潟上市	0.19	7.21	46.45
295	052124	秋田県大仙市	1.20	26.92	291.39
296	052132	秋田県北秋田市	1.45	29.55	352.55
297	052141	秋田県にかほ市	0.65	42.49	158.69
298	052159	秋田県仙北市	0.74	36.77	178.72
299	053031	秋田県北秋田郡小坂町	0.00	0.05	0.58
300	053279	秋田県北秋田郡上小阿仁村	0.13	12.49	31.35
301	053465	秋田県山本郡藤里町	0.35	18.21	86.12
302	053481	秋田県山本郡三種町	0.50	21.25	122.63
303	053490	秋田県山本郡八峰町	0.36	35.28	86.97
304	053619	秋田県南秋田郡五城目町	0.21	15.18	49.97

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
305	053635	秋田県南秋田郡八郎潟町	0.06	7.96	14.24
306	053660	秋田県河辺郡井川町	0.00	0.01	0.12
307	053686	秋田県南秋田郡大潟村	0.01	1.15	3.53
308	054348	秋田県仙北郡美郷町	0.62	18.21	150.96
309	054631	秋田県雄勝郡羽後町	0.90	18.56	219.59
310	054640	秋田県雄勝郡東成瀬村	0.11	9.11	27.57
311	062014	山形県山形市	5.04	47.07	1,225.75
312	062022	山形県米沢市	3.36	53.84	815.86
313	062031	山形県鶴岡市	6.48	116.28	1,575.70
314	062049	山形県酒田市	2.37	62.14	575.58
315	062057	山形県新庄市	2.42	59.91	587.15
316	062065	山形県寒河江市	1.83	54.63	444.08
317	062073	山形県上山市	0.55	17.46	132.91
318	062081	山形県村山市	0.56	26.17	136.44
319	062090	山形県長井市	0.60	12.89	146.09
320	062103	山形県天童市	1.20	23.88	291.31
321	062111	山形県東根市	0.67	12.14	162.03
322	062120	山形県尾花沢市	0.18	12.49	43.58
323	062138	山形県南陽市	1.14	34.08	276.89
324	063011	山形県東村山郡山辺町	0.21	9.11	49.86
325	063029	山形県東村山郡中山町	0.09	6.07	22.50
326	063215	山形県西村山郡河北町	0.87	25.77	212.58
327	063223	山形県西村山郡西川町	0.30	22.34	73.26
328	063231	山形県西村山郡朝日町	0.16	6.07	37.89
329	063240	山形県西村山郡大江町	0.20	7.21	48.97
330	063410	山形県北村山郡大石田町	0.08	4.93	19.58
331	063614	山形県最上郡金山町	0.20	18.21	48.16
332	063622	山形県最上郡最上町	0.38	16.32	93.04
333	063631	山形県最上郡舟形町	0.06	4.93	14.02
334	063649	山形県最上郡真室川町	0.26	12.54	64.33
335	063657	山形県最上郡大蔵村	0.19	37.84	46.17
336	063665	山形県最上郡鮭川村	0.13	9.11	30.47
337	063673	山形県最上郡戸沢村	0.42	20.50	101.50
338	063819	山形県東置賜郡高皇町	0.96	36.37	233.02
339	063827	山形県東置賜郡川西町	0.63	30.35	152.42
340	064017	山形県西置賜郡小国町	0.10	3.04	23.85
341	064025	山形県西置賜郡白鷹町	0.39	12.89	95.84
342	064033	山形県西置賜郡飯豊町	0.30	14.38	72.45
343	064262	山形県東田川郡三川町	0.50	52.00	121.15
344	064289	山形県東田川郡庄内町	0.82	28.46	199.83
345	064611	山形県飽海郡遊佐町	0.22	9.11	54.13
346	072010	福島県福島市	9.59	78.81	2,330.46
347	072028	福島県会津若松市	2.87	19.75	696.22
348	072036	福島県郡山市	8.44	107.57	2,050.35
349	072044	福島県いわき市	9.50	69.81	2,309.60
350	072052	福島県白河市	4.10	57.22	996.65
351	072079	福島県須賀川市	1.81	21.99	438.76
352	072087	福島県喜多方市	0.96	24.23	233.41
353	072095	福島県相馬市	2.06	32.24	501.14
354	072109	福島県二本松市	1.44	20.10	349.24
355	072117	福島県田村市	2.42	62.14	588.34
356	072125	福島県南相馬市	1.97	33.73	478.94
357	072133	福島県伊達市	1.73	32.24	419.81
358	072141	福島県本宮市	0.64	14.78	155.85
359	073016	福島県伊達郡桑折町	0.27	21.59	64.56
360	073032	福島県伊達郡国見町	0.24	6.07	58.48
361	073083	福島県伊達郡川俣町	0.91	19.70	222.07
362	073229	福島県安達郡大玉村	0.33	13.63	79.42
363	073423	福島県岩瀬郡鏡石町	0.21	7.21	50.62
364	073440	福島県岩瀬郡天栄村	0.33	10.25	79.44
365	073628	福島県南会津郡下郷町	0.07	3.04	16.32

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量 (KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
366	073644	福島県南会津郡桧枝岐村	0.01	3.04	3.10
367	073679	福島県南会津郡只見町	0.05	4.93	10.99
368	073687	福島県南会津郡南会津町	0.36	14.03	86.99
369	074021	福島県耶麻郡北塩原村	0.08	4.93	18.36
370	074055	福島県耶麻郡西会津町	0.34	29.55	81.75
371	074071	福島県耶麻郡磐梯町	0.03	3.04	8.21
372	074080	福島県耶麻郡猪苗代町	0.24	7.21	59.38
373	074217	福島県河沼郡会津坂下町	0.39	20.45	94.48
374	074225	福島県河沼郡湯川村	0.03	1.90	7.84
375	074233	福島県河沼郡柳津町	0.04	3.04	8.70
376	074446	福島県大沼郡三島町	0.03	3.04	7.21
377	074454	福島県大沼郡金山町	0.01	1.16	2.59
378	074462	福島県大沼郡昭和村	0.01	3.04	3.19
379	074471	福島県大沼郡会津美里町	0.09	4.93	21.46
380	074616	福島県西白河郡西郷村	0.88	22.04	214.11
381	074641	福島県西白河郡泉崎村	0.67	26.12	163.09
382	074659	福島県西白河郡中島村	0.11	9.85	26.55
383	074667	福島県西白河郡矢吹町	0.86	19.36	208.57
384	074811	福島県東白川郡棚倉町	0.89	29.90	216.43
385	074829	福島県東白川郡矢祭町	0.15	12.49	35.32
386	074837	福島県東白川郡塙町	0.55	14.03	134.80
387	074845	福島県東白川郡鮫川村	0.14	16.32	33.75
388	075019	福島県石川郡石川町	0.80	26.17	194.82
389	075027	福島県石川郡玉川村	0.33	22.74	79.95
390	075035	福島県石川郡平田村	0.74	24.23	180.22
391	075043	福島県石川郡浅川町	0.14	6.82	33.46
392	075051	福島県石川郡古殿町	0.62	27.32	151.60
393	075213	福島県田村郡三春町	0.62	25.38	150.25
394	075221	福島県田村郡小野町	1.24	53.73	300.84
395	075418	福島県双葉郡広野町	0.21	18.21	50.39
396	075426	福島県双葉郡檜葉町	0.16	11.00	39.89
397	075434	福島県双葉郡富岡町	0.39	7.21	95.82
398	075442	福島県双葉郡川内村	0.18	12.89	42.65
399	075451	福島県双葉郡大熊町	0.30	20.10	73.39
400	075469	福島県双葉郡双葉町	0.08	3.04	18.73
401	075477	福島県双葉郡浪江町	0.98	32.99	237.12
402	075485	福島県相馬郡葛尾町	0.00	0.02	0.21
403	075612	福島県相馬郡新地町	0.14	10.25	33.51
404	075647	福島県相馬郡飯舘村	0.31	14.43	76.39
405	082015	茨城県水戸市	14.07	56.23	3,417.98
406	082023	茨城県日立市	6.95	52.79	1,689.90
407	082031	茨城県土浦市	15.62	71.35	3,794.70
408	082040	茨城県古河市	12.25	74.73	2,977.45
409	082058	茨城県石岡市	4.40	30.35	1,068.25
410	082074	茨城県結城市	7.78	75.88	1,889.55
411	082082	茨城県龍ヶ崎市	6.17	67.47	1,498.47
412	082104	茨城県下妻市	8.72	47.42	2,118.91
413	082112	茨城県常総市	26.23	81.65	6,373.27
414	082121	茨城県常陸太田市	0.82	22.74	198.09
415	082147	茨城県高萩市	0.69	23.48	166.97
416	082155	茨城県北茨城市	0.58	9.11	140.81
417	082163	茨城県笠間市	3.39	43.19	823.31
418	082171	茨城県取手市	7.46	64.54	1,812.43
419	082198	茨城県牛久市	6.78	42.14	1,646.34
420	082201	茨城県つくば市	42.65	233.56	10,363.59
421	082210	茨城県ひたちなか市	7.25	70.50	1,762.14
422	082228	茨城県鹿嶋市	3.21	32.29	780.63
423	082236	茨城県潮来市	1.82	29.21	442.59
424	082244	茨城県守谷市	3.22	20.50	783.00
425	082252	茨城県常陸大宮市	1.57	28.06	380.81
426	082261	茨城県那珂市	1.39	21.99	337.03

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
427	082279	茨城県筑西市	10.97	101.30	2,666.41
428	082287	茨城県坂東市	7.22	74.73	1,755.49
429	082295	茨城県稲敷市	4.37	33.73	1,061.57
430	082309	茨城県かすみがうら市	5.60	34.88	1,360.23
431	082317	茨城県桜川市	1.39	33.34	338.82
432	082325	茨城県神栖市	14.72	118.02	3,576.28
433	082333	茨城県行方市	10.10	68.96	2,454.97
434	082341	茨城県鉾田市	20.57	208.28	4,999.33
435	082350	茨城県つくばみらい市	1.52	30.75	368.37
436	082368	茨城県小美玉市	7.01	58.07	1,702.75
437	083020	茨城県東茨城郡茨城町	3.03	39.06	736.97
438	083097	茨城県東茨城郡大洗町	6.96	66.82	1,690.16
439	083101	茨城県東茨城郡城里町	0.29	6.07	69.97
440	083411	茨城県那珂郡東海村	1.43	24.68	348.45
441	083640	茨城県久慈郡大子町	0.51	14.78	123.27
442	084425	茨城県稲敷郡美浦村	1.52	51.05	370.25
443	084433	茨城県稲敷郡阿見町	3.59	34.88	873.53
444	084476	茨城県稲敷郡河内町	0.70	18.96	171.00
445	085219	茨城県結城郡八千代町	7.31	105.83	1,776.89
446	085421	茨城県猿島郡五霞町	0.79	65.63	191.46
447	085464	茨城県猿島郡境町	3.43	24.68	833.73
448	085642	茨城県北相馬郡利根町	0.35	7.21	84.47
449	092011	栃木県宇都宮市	37.52	159.22	9,117.18
450	092029	栃木県足利市	17.71	119.36	4,304.26
451	092037	栃木県栃木市	5.60	68.27	1,360.00
452	092045	栃木県佐野市	12.28	56.52	2,985.25
453	092053	栃木県鹿沼市	5.61	69.46	1,362.86
454	092061	栃木県日光市	4.30	75.48	1,044.40
455	092088	栃木県小山市	23.36	96.38	5,676.73
456	092096	栃木県真岡市	15.51	78.52	3,770.10
457	092100	栃木県大田原市	7.56	50.90	1,836.19
458	092118	栃木県矢板市	2.39	22.39	580.68
459	092134	栃木県那須塩原市	11.82	79.21	2,871.58
460	092142	栃木県さくら市	2.13	25.03	516.81
461	092151	栃木県那須烏山市	2.21	65.88	536.77
462	092169	栃木県下野市	2.35	44.73	571.50
463	093017	栃木県河内郡上三川町	0.99	11.39	239.49
464	093211	栃木県上都賀郡西方町	0.10	11.36	23.24
465	093424	栃木県芳賀郡益子町	0.91	23.93	222.13
466	093432	栃木県芳賀郡茂木町	0.17	9.11	41.76
467	093441	栃木県芳賀郡市貝町	0.71	16.67	171.61
468	093459	栃木県芳賀郡芳賀町	0.61	12.14	147.95
469	093611	栃木県下都賀郡壬生町	2.09	25.38	507.79
470	093645	栃木県下都賀郡野木町	1.21	14.03	294.56
471	093670	栃木県下都賀郡岩舟町	0.78	14.03	189.10
472	093840	栃木県塩谷郡塩谷町	0.55	70.95	133.03
473	093866	栃木県塩谷郡高根沢町	1.82	24.28	443.08
474	094072	栃木県那須郡那須町	0.97	15.92	234.84
475	094111	栃木県那須郡那珂川町	0.47	11.00	115.12
476	102016	群馬県前橋市	20.67	102.20	5,023.40
477	102024	群馬県高崎市	21.41	107.77	5,203.39
478	102032	群馬県桐生市	10.09	99.71	2,450.96
479	102041	群馬県伊勢崎市	49.62	139.77	12,058.84
480	102059	群馬県太田市	40.54	179.32	9,851.12
481	102067	群馬県沼田市	3.31	152.66	803.92
482	102075	群馬県館林市	7.56	63.34	1,835.97
483	102083	群馬県渋川市	2.45	29.21	594.77
484	102091	群馬県藤岡市	2.73	70.05	663.02
485	102105	群馬県富岡市	3.96	70.50	963.27
486	102113	群馬県安中市	2.12	39.06	516.29
487	102121	群馬県みどり市	2.38	21.99	577.54

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
488	103446	群馬県北群馬郡榛東村	0.52	22.34	126.22
489	103454	群馬県北群馬郡吉岡町	0.46	13.68	111.61
490	103667	群馬県多野郡上野村	0.02	1.90	5.98
491	103675	群馬県多野郡神流町	0.01	1.15	1.33
492	103829	群馬県甘楽郡下仁田町	0.32	18.21	78.43
493	103837	群馬県甘楽郡南牧村	0.20	12.14	48.41
494	103845	群馬県甘楽郡甘楽町	0.54	17.81	131.00
495	104213	群馬県吾妻郡中之条町	1.10	42.49	266.63
496	104248	群馬県吾妻郡長野原町	0.37	33.39	89.28
497	104256	群馬県吾妻郡嬭恋村	1.85	180.17	450.21
498	104264	群馬県吾妻郡草津町	1.20	24.28	290.43
499	104281	群馬県吾妻郡高山村	0.14	4.93	34.39
500	104299	群馬県吾妻郡東吾妻町	0.83	36.77	201.63
501	104434	群馬県利根郡片品村	0.04	3.04	9.41
502	104442	群馬県利根郡川場村	0.02	3.04	5.23
503	104485	群馬県利根郡昭和村	3.19	236.20	774.79
504	104493	群馬県利根郡みなかみ町	0.97	17.81	235.25
505	104647	群馬県佐波郡玉村町	3.84	34.18	933.41
506	105210	群馬県邑楽郡板倉町	0.83	26.17	201.92
507	105228	群馬県邑楽郡明和町	0.98	18.96	236.97
508	105236	群馬県邑楽郡千代田町	1.82	26.17	442.32
509	105244	群馬県邑楽郡大泉町	33.72	128.82	8,195.04
510	105252	群馬県邑楽郡邑楽町	2.19	16.32	531.06
511	111007	埼玉県さいたま市	74.43	521.42	18,085.93
512	112011	埼玉県川越市	21.26	84.98	5,165.77
513	112020	埼玉県熊谷市	11.84	55.38	2,877.48
514	112038	埼玉県川口市	91.94	243.66	22,342.00
515	112062	埼玉県行田市	6.11	28.46	1,484.51
516	112071	埼玉県秩父市	2.19	17.07	531.61
517	112089	埼玉県所沢市	19.72	103.75	4,792.97
518	112097	埼玉県飯能市	3.60	52.55	874.86
519	112101	埼玉県加須市	3.97	39.46	964.29
520	112119	埼玉県本庄市	13.54	60.75	3,291.23
521	112127	埼玉県東松山市	8.06	47.82	1,959.06
522	112143	埼玉県春日部市	10.66	46.32	2,589.83
523	112151	埼玉県狭山市	10.03	50.90	2,437.31
524	112160	埼玉県羽生市	6.10	47.37	1,482.85
525	112178	埼玉県鴻巣市	8.85	70.61	2,150.15
526	112186	埼玉県深谷市	11.99	80.41	2,914.25
527	112194	埼玉県上尾市	9.44	55.33	2,294.54
528	112216	埼玉県草加市	20.21	69.16	4,911.57
529	112224	埼玉県越谷市	19.51	79.76	4,740.65
530	112232	埼玉県蕨市	18.85	91.26	4,579.67
531	112241	埼玉県戸田市	21.91	82.00	5,324.97
532	112259	埼玉県入間市	6.76	47.77	1,643.54
533	112267	埼玉県鳩ヶ谷市	3.34	23.14	810.75
534	112275	埼玉県朝霞市	13.68	61.90	3,323.32
535	112283	埼玉県志木市	5.93	47.77	1,440.44
536	112291	埼玉県和光市	8.65	51.65	2,101.74
537	112305	埼玉県新座市	10.41	41.75	2,530.50
538	112313	埼玉県桶川市	2.18	33.44	528.77
539	112321	埼玉県久喜市	4.41	25.43	1,071.00
540	112330	埼玉県北本市	1.42	20.85	345.44
541	112348	埼玉県八潮市	11.32	57.32	2,749.87
542	112356	埼玉県富士見市	8.10	48.61	1,969.49
543	112372	埼玉県三郷市	11.58	52.39	2,812.77
544	112381	埼玉県蓮田市	1.88	19.36	457.53
545	112399	埼玉県坂戸市	8.30	43.29	2,017.25
546	112402	埼玉県幸手市	3.70	23.14	900.09
547	112411	埼玉県鶴ヶ島市	3.78	33.73	919.48
548	112429	埼玉県日高市	3.56	40.95	865.87

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量 (KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
549	112437	埼玉県吉川市	3.93	26.57	955.90
550	112453	埼玉県ふじみ野市	7.52	35.28	1,826.70
551	113018	埼玉県北足立郡伊奈町	0.93	10.25	225.80
552	113247	埼玉県入間郡三芳町	1.77	20.10	430.03
553	113263	埼玉県入間郡毛呂山町	1.93	21.64	468.63
554	113271	埼玉県入間郡越生町	0.36	11.00	86.27
555	113417	埼玉県比企郡滑川町	1.91	29.21	463.92
556	113425	埼玉県比企郡嵐山町	1.49	29.55	361.61
557	113433	埼玉県比企郡小川町	1.06	17.07	257.34
558	113468	埼玉県比企郡川島町	1.34	22.74	326.65
559	113476	埼玉県比企郡吉見町	0.47	13.29	115.34
560	113484	埼玉県比企郡鳩山町	0.21	6.07	50.04
561	113492	埼玉県比企郡ときがわ町	1.57	28.81	382.47
562	113611	埼玉県秩父郡横瀬町	0.20	6.07	49.14
563	113620	埼玉県秩父郡皆野町	0.21	4.93	51.88
564	113638	埼玉県秩父郡長瀬町	0.34	14.08	81.87
565	113654	埼玉県秩父郡小鹿野町	0.46	13.63	112.91
566	113697	埼玉県秩父郡東秩父村	0.05	3.04	12.98
567	113816	埼玉県児玉郡美里町	0.46	14.03	112.82
568	113832	埼玉県児玉郡神川町	2.17	86.32	528.50
569	113859	埼玉県児玉郡上里町	5.30	71.60	1,288.45
570	114081	埼玉県大里郡寄居町	2.57	26.92	625.18
571	114421	埼玉県南埼玉郡宮代町	2.04	30.35	496.15
572	114456	埼玉県南埼玉郡白岡町	1.22	20.50	297.06
573	114642	埼玉県北葛飾郡杉戸町	1.38	18.21	336.53
574	114651	埼玉県北葛飾郡松伏町	1.45	26.17	353.01
575	121002	千葉県千葉市	94.08	447.77	22,861.24
576	122025	千葉県銚子市	15.75	177.38	3,826.08
577	122033	千葉縣市川市	62.90	162.46	15,285.73
578	122041	千葉県船橋市	51.67	169.22	12,555.99
579	122050	千葉県館山市	1.48	17.07	359.12
580	122068	千葉県木更津市	7.08	44.43	1,721.26
581	122076	千葉県松戸市	50.36	148.82	12,238.38
582	122084	千葉県野田市	7.92	36.02	1,923.75
583	122106	千葉県茂原市	5.30	36.87	1,288.52
584	122114	千葉県成田市	14.16	50.05	3,440.56
585	122122	千葉県佐倉市	8.23	56.92	1,998.84
586	122131	千葉県東金市	6.54	67.32	1,589.17
587	122157	千葉県旭市	6.43	62.64	1,562.04
588	122165	千葉県習志野市	11.16	68.07	2,711.74
589	122173	千葉県柏市	25.68	100.21	6,239.27
590	122181	千葉県勝浦市	1.39	36.87	338.60
591	122190	千葉市原市	20.03	72.79	4,866.44
592	122203	千葉県流山市	7.00	39.06	1,700.60
593	122211	千葉県八千代市	18.68	56.18	4,538.18
594	122220	千葉県我孫子市	4.97	33.04	1,207.75
595	122238	千葉県鴨川市	2.45	51.30	595.80
596	122246	千葉県鎌ヶ谷市	4.43	22.79	1,077.04
597	122254	千葉県君津市	3.00	19.36	728.51
598	122262	千葉県富津市	1.41	29.55	343.49
599	122271	千葉県浦安市	17.56	113.74	4,267.22
600	122289	千葉県四街道市	4.81	29.21	1,168.98
601	122297	千葉県袖ヶ浦市	2.05	20.90	498.21
602	122301	千葉県八街市	5.97	30.70	1,450.32
603	122319	千葉県印西市	3.37	26.92	819.84
604	122327	千葉県白井市	2.69	37.52	653.29
605	122335	千葉県富里市	6.40	41.40	1,554.67
606	122343	千葉県南房総市	3.20	67.52	776.66
607	122351	千葉県匝瑳市	2.45	27.66	594.19
608	122360	千葉県香取市	4.74	30.70	1,152.08
609	122378	千葉県山武市	3.49	50.40	847.54

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
610	122386	千葉県いすみ市	3.27	68.21	795.80
611	123226	千葉県印旛郡酒々井町	0.68	10.25	164.99
612	123293	千葉県印旛郡栄町	0.91	31.84	221.72
613	123421	千葉県香取郡神崎町	0.64	19.41	155.83
614	123471	千葉県香取郡多古町	2.29	38.31	557.11
615	123498	千葉県香取郡東庄町	0.90	12.14	218.11
616	124028	千葉県山武郡大網白里町	2.37	28.06	576.06
617	124036	千葉県山武郡九十九里町	2.80	83.09	680.91
618	124095	千葉県山武郡芝山町	0.96	18.96	233.13
619	124109	千葉県山武郡横芝光町	1.22	17.46	297.01
620	124214	千葉県長生郡一宮町	0.35	10.25	85.87
621	124222	千葉県長生郡睦沢町	0.11	4.93	26.10
622	124231	千葉県長生郡長生村	0.32	7.21	78.41
623	124249	千葉県長生郡白子町	0.63	18.96	152.43
624	124265	千葉県長生郡長柄町	0.34	7.96	82.12
625	124273	千葉県長生郡長南町	0.13	4.93	32.51
626	124419	千葉県夷隅郡大多喜町	0.55	17.81	134.15
627	124435	千葉県夷隅郡御宿町	0.14	4.18	33.19
628	124630	千葉県安房郡鋸南町	0.15	9.11	35.89
629	131016	東京都千代田区	15.36	121.51	3,731.55
630	131024	東京都中央区	25.05	69.86	6,088.34
631	131032	東京都港区	109.50	242.41	26,608.77
632	131041	東京都新宿区	207.36	580.72	50,388.52
633	131059	東京都文京区	35.95	159.47	8,736.10
634	131067	東京都台東区	64.30	202.52	15,624.79
635	131075	東京都墨田区	42.58	136.34	10,347.12
636	131083	東京都江東区	85.34	253.47	20,737.47
637	131091	東京都品川区	51.44	133.55	12,500.59
638	131105	東京都目黒区	34.19	162.52	8,307.20
639	131113	東京都大田区	80.43	217.09	19,544.25
640	131121	東京都世田谷区	67.16	216.50	16,320.80
641	131130	東京都渋谷区	51.29	143.55	12,463.17
642	131148	東京都中野区	67.65	236.15	16,438.12
643	131156	東京都杉並区	56.23	214.55	13,665.03
644	131164	東京都豊島区	112.30	420.20	27,287.75
645	131172	東京都北区	76.92	276.20	18,691.36
646	131181	東京都荒川区	73.66	292.62	17,898.47
647	131199	東京都板橋区	85.85	345.72	20,862.54
648	131202	東京都練馬区	65.35	228.14	15,879.00
649	131211	東京都足立区	82.24	198.53	19,985.36
650	131229	東京都葛飾区	59.10	182.56	14,361.29
651	131237	東京都江戸川区	111.29	299.79	27,043.94
652	132012	東京都八王子市	43.65	217.10	10,606.31
653	132021	東京都立川市	13.96	46.67	3,391.18
654	132039	東京都武蔵野市	11.30	57.72	2,746.33
655	132047	東京都三鷹市	15.00	80.16	3,645.97
656	132055	東京都青梅市	6.37	35.63	1,548.06
657	132063	東京都府中市	21.66	129.72	5,263.47
658	132071	東京都昭島市	7.26	41.00	1,763.78
659	132080	東京都調布市	16.06	70.31	3,902.61
660	132098	東京都町田市	23.10	83.59	5,614.18
661	132101	東京都小金井市	14.36	76.73	3,488.29
662	132110	東京都小平市	18.54	165.20	4,504.93
663	132128	東京都日野市	10.49	89.61	2,549.37
664	132136	東京都東村山市	10.35	42.54	2,513.87
665	132144	東京都国分寺市	8.44	41.00	2,050.48
666	132152	東京都国立市	6.68	39.86	1,622.14
667	132187	東京都福生市	10.13	80.11	2,462.13
668	132195	東京都狛江市	4.06	23.54	987.41
669	132209	東京都東大和市	3.42	18.21	831.36
670	132217	東京都清瀬市	4.16	21.64	1,009.86

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
671	132225	東京都東久留米市	6.91	48.27	1,678.11
672	132233	東京都武蔵村山市	4.74	34.53	1,151.40
673	132241	東京都多摩市	10.12	49.71	2,460.13
674	132250	東京都稲城市	4.10	29.61	996.81
675	132276	東京都羽村市	6.30	44.78	1,530.15
676	132284	東京都あきる野市	2.42	31.10	588.80
677	132292	東京都西東京市	15.44	88.12	3,751.05
678	133035	東京都西多摩郡瑞穂町	2.38	22.74	578.70
679	133051	東京都西多摩郡日の出町	0.39	11.00	95.85
680	133078	東京都西多摩郡桧原村	0.02	3.04	5.36
681	133086	東京都西多摩郡奥多摩町	0.09	6.07	21.98
682	133612	東京都大島町	0.16	6.07	39.73
683	133621	東京都利島村	0.01	0.12	1.47
684	133639	東京都神津島村	0.01	3.04	3.07
685	133647	東京都新島村	0.03	3.04	7.37
686	133817	東京都三宅島三宅村	0.12	6.82	28.16
687	133825	東京都御蔵島村	0.02	1.92	4.82
688	134015	東京都八丈島八丈町	0.36	7.96	88.47
689	134023	東京都青ヶ島村	0.01	3.04	3.10
690	134210	東京都小笠原村	0.02	1.90	4.09
691	141003	神奈川県横浜市	330.26	1,580.23	80,254.09
692	141305	神奈川県川崎市	122.13	518.10	29,678.26
693	141500	神奈川県相模原市	42.17	111.77	10,247.91
694	142018	神奈川県横須賀市	18.08	74.79	4,392.57
695	142034	神奈川県平塚市	19.58	92.20	4,759.00
696	142042	神奈川県鎌倉市	3.70	20.50	899.51
697	142051	神奈川県藤沢市	21.51	108.02	5,227.75
698	142069	神奈川県小田原市	8.63	54.23	2,097.37
699	142077	神奈川県茅ヶ崎市	5.61	39.06	1,363.05
700	142085	神奈川県逗子市	1.53	14.03	371.34
701	142107	神奈川県三浦市	1.23	44.68	298.14
702	142115	神奈川県秦野市	14.60	67.22	3,547.17
703	142123	神奈川県厚木市	23.79	68.71	5,780.96
704	142131	神奈川県大和市	21.67	73.24	5,265.71
705	142140	神奈川県伊勢原市	7.90	65.98	1,919.01
706	142158	神奈川県海老名市	7.95	41.00	1,932.13
707	142166	神奈川県座間市	9.38	41.75	2,278.69
708	142174	神奈川県南足柄市	1.38	16.72	334.84
709	142182	神奈川県綾瀬市	12.49	51.60	3,035.49
710	143014	神奈川県三浦郡葉山町	0.94	30.75	227.48
711	143219	神奈川県高座郡寒川町	2.71	20.10	657.33
712	143413	神奈川県中郡大磯町	0.48	11.00	117.09
713	143421	神奈川県中郡二宮町	0.68	12.14	164.54
714	143618	神奈川県足柄上郡中井町	0.40	13.29	97.86
715	143626	神奈川県足柄上郡大井町	0.40	23.09	97.42
716	143634	神奈川県足柄上郡松田町	0.20	13.63	47.74
717	143642	神奈川県足柄上郡山北町	0.49	17.07	118.08
718	143669	神奈川県足柄上郡開成町	0.45	9.11	110.54
719	143821	神奈川県足柄下郡箱根町	0.77	16.32	187.02
720	143839	神奈川県足柄下郡真鶴町	0.18	6.07	43.27
721	143847	神奈川県足柄下郡湯河原町	1.16	24.28	281.21
722	144011	神奈川県愛甲郡愛川町	10.24	61.85	2,487.52
723	144029	神奈川県愛甲郡清川村	0.06	6.82	14.30
724	151009	新潟県新潟市	22.44	279.51	5,453.99
725	152021	新潟県長岡市	16.15	166.14	3,923.52
726	152048	新潟県三条市	2.38	45.13	578.66
727	152056	新潟県柏崎市	4.64	71.40	1,127.64
728	152064	新潟県新発田市	3.19	32.24	775.85
729	152081	新潟県小千谷市	0.83	12.14	202.03
730	152099	新潟県加茂市	0.59	16.72	144.54
731	152102	新潟県十日町市	1.52	20.10	369.62

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
732	152111	新潟県見附市	1.50	25.77	364.63
733	152129	新潟県村上	1.35	53.09	327.81
734	152137	新潟県燕市	2.80	80.30	679.30
735	152161	新潟県糸魚川市	2.08	43.59	505.82
736	152170	新潟県妙高市	0.78	11.00	189.42
737	152188	新潟県五泉市	0.65	21.99	159.04
738	152226	新潟県上越市	5.79	53.49	1,406.30
739	152234	新潟県阿賀野市	1.29	38.31	314.06
740	152242	新潟県佐渡市	2.06	31.84	500.16
741	152251	新潟県魚沼市	1.27	58.02	309.41
742	152269	新潟県南魚沼市	4.93	186.85	1,197.31
743	152277	新潟県胎内市	0.56	26.12	136.13
744	153079	新潟県北蒲原郡聖籠町	0.26	13.63	63.85
745	153427	新潟県西蒲原郡弥彦村	0.08	3.04	20.07
746	153613	新潟県南蒲原郡田上町	0.38	12.14	93.54
747	153851	新潟県東蒲原郡阿賀町	0.29	13.63	70.85
748	154059	新潟県三島郡出雲崎町	0.05	1.90	11.71
749	154610	新潟県南魚沼郡湯沢町	0.38	15.92	93.06
750	154822	新潟県中魚沼郡津南町	0.39	7.21	94.69
751	155047	新潟県刈羽郡刈羽村	0.10	10.60	23.39
752	155811	新潟県岩船郡関川村	0.08	3.04	20.34
753	155861	新潟県岩船郡粟島浦村	0.02	4.93	5.02
754	162019	富山県富山市	35.24	125.88	8,563.50
755	162027	富山県高岡市	16.98	86.58	4,125.72
756	162043	富山県魚津市	2.66	29.61	647.23
757	162051	富山県氷見市	3.64	54.58	885.11
758	162060	富山県滑川市	1.73	25.77	420.38
759	162078	富山県黒部市	2.06	23.88	499.37
760	162086	富山県礪波市	4.29	106.72	1,042.26
761	162094	富山県小矢部市	2.66	62.14	647.34
762	162108	富山県南礪波市	5.75	47.07	1,396.32
763	162116	富山県射水市	10.64	75.93	2,584.45
764	163210	富山県中新川郡舟橋村	0.00	0.01	0.15
765	163228	富山県中新川郡上市町	2.36	43.24	574.67
766	163236	富山県中新川郡立山町	0.91	35.57	222.09
767	163422	富山県下新川郡入善町	3.60	62.14	875.07
768	163431	富山県下新川郡朝日町	0.69	17.86	167.34
769	172014	石川県金沢市	24.28	159.52	5,900.66
770	172022	石川県七尾市	3.61	47.02	876.80
771	172031	石川県小松市	10.11	49.71	2,457.14
772	172049	石川県輪島市	1.40	62.49	341.37
773	172057	石川県珠洲市	1.74	85.93	423.03
774	172065	石川県加賀市	4.17	54.63	1,013.24
775	172073	石川県羽咋市	0.83	24.68	202.02
776	172090	石川県かほく市	2.10	41.30	510.82
777	172103	石川県白山市	5.49	53.09	1,335.09
778	172111	石川県能美市	6.34	57.67	1,540.41
779	173240	石川県能美郡川北町	0.39	15.92	94.86
780	173444	石川県石川郡野々市町	1.27	28.81	308.01
781	173614	石川県河北郡津幡町	1.69	27.66	411.53
782	173657	石川県河北郡内灘町	1.14	23.14	277.07
783	173843	石川県羽咋郡志賀町	1.01	28.41	244.78
784	173860	石川県羽咋郡宝達志水町	1.24	23.88	301.33
785	174076	石川県鹿島郡中能登町	1.47	21.99	356.99
786	174611	石川県鳳珠郡穴水町	0.33	9.11	79.94
787	174637	石川県鳳珠郡能登町	2.68	133.60	652.14
788	182010	福井県福井市	23.52	146.23	5,714.39
789	182028	福井県敦賀市	3.03	29.55	735.77
790	182044	福井県小浜市	1.96	24.68	476.86
791	182052	福井県大野市	2.78	60.01	676.36
792	182061	福井県勝山市	2.66	48.91	645.61

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
793	182079	福井県鯖江市	5.76	93.94	1,400.15
794	182087	福井県あわら市	1.73	23.14	419.47
795	182095	福井県越前市	15.97	83.04	3,880.14
796	182109	福井県坂井市	7.85	62.54	1,908.75
797	183229	福井県吉田郡永平寺町	1.78	44.78	432.20
798	183822	福井県今立郡池田町	0.07	6.82	16.64
799	184047	福井県南条郡南越前町	0.46	10.25	112.11
800	184233	福井県丹生郡越前町	1.41	20.10	341.73
801	184420	福井県三方郡美浜町	0.14	7.96	34.58
802	184811	福井県大飯郡高浜町	0.69	23.88	168.51
803	184837	福井県大飯郡おおい町	0.32	10.25	76.82
804	185019	福井県三方上中郡若狭町	0.33	11.39	81.11
805	192015	山梨県甲府市	27.98	144.40	6,798.33
806	192023	山梨県富士吉田市	3.87	76.87	940.78
807	192040	山梨県都留市	2.88	47.77	700.59
808	192058	山梨県山梨市	0.77	14.43	187.76
809	192066	山梨県大月市	0.85	14.03	206.26
810	192074	山梨県韭崎市	2.26	23.14	548.10
811	192082	山梨県南アルプス市	4.49	37.17	1,090.16
812	192091	山梨県北杜市	2.93	34.13	711.53
813	192104	山梨県甲斐市	6.60	96.03	1,604.21
814	192112	山梨県笛吹市	4.35	113.64	1,056.34
815	192121	山梨県上野原市	0.89	15.18	216.72
816	192139	山梨県甲州市	0.72	14.03	174.69
817	192147	山梨県中央市	10.88	55.43	2,644.68
818	193461	山梨県西八代郡市川三郷町	1.34	16.72	325.63
819	193640	山梨県南巨摩郡早川町	0.00	0.01	0.15
820	193658	山梨県南巨摩郡身延町	0.78	40.65	189.15
821	193666	山梨県南巨摩郡南部町	0.24	12.89	58.44
822	193682	山梨県南巨摩郡富士川町	0.03	0.65	7.85
823	193844	山梨県中巨摩郡昭和町	5.33	122.10	1,294.29
824	194221	山梨県南都留郡道志村	0.02	3.04	4.49
825	194239	山梨県南都留郡西桂町	0.30	9.11	73.13
826	194247	山梨県南都留郡忍野村	0.78	16.32	189.34
827	194255	山梨県南都留郡山中湖村	0.40	9.11	96.29
828	194298	山梨県南都留郡鳴沢村	0.22	10.60	52.42
829	194301	山梨県南都留郡富士河口湖町	1.21	18.96	293.71
830	194425	山梨県南都留郡小菅村	0.00	0.01	0.09
831	194433	山梨県北都留郡丹波山村	0.00	1.15	1.21
832	202011	長野県長野市	16.13	86.03	3,918.39
833	202029	長野県松本市	16.80	80.11	4,081.32
834	202037	長野県上田市	27.20	189.77	6,609.30
835	202045	長野県岡谷市	5.13	38.66	1,245.42
836	202053	長野県飯田市	14.09	85.04	3,424.62
837	202061	長野県諏訪市	11.19	55.78	2,720.03
838	202070	長野県須坂市	3.24	25.43	786.68
839	202088	長野県小諸市	3.49	109.27	847.14
840	202096	長野県伊那市	12.39	64.09	3,011.28
841	202100	長野県駒ヶ根市	4.32	39.06	1,050.34
842	202118	長野県中野市	3.98	82.75	967.98
843	202126	長野県大町市	1.97	43.54	478.12
844	202134	長野県飯山市	1.36	27.66	330.52
845	202142	長野県茅野市	5.80	44.33	1,409.59
846	202151	長野県塩尻市	7.37	42.89	1,789.70
847	202177	長野県佐久市	5.27	106.58	1,281.24
848	202185	長野県千曲市	3.81	100.11	926.26
849	202193	長野県東御市	2.39	37.86	580.00
850	202207	長野県安曇野市	9.42	89.66	2,289.49
851	203033	長野県南佐久郡小海町	1.06	206.39	257.39
852	203041	長野県南佐久郡川上村	9.84	697.03	2,391.09
853	203050	長野県南佐久郡南牧村	4.68	505.69	1,137.58

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
854	203068	長野県南佐久郡南相木村	0.14	18.21	34.62
855	203076	長野県南佐久郡北相木村	0.22	26.97	53.67
856	203092	長野県南佐久郡佐久穂町	0.29	12.89	69.72
857	203211	長野県北佐久郡軽井沢町	1.01	44.78	244.72
858	203238	長野県北佐久郡御代田町	4.16	97.02	1,011.52
859	203246	長野県北佐久郡立科町	0.39	15.52	94.69
860	203491	長野県小県郡青木村	0.19	7.21	45.96
861	203505	長野県小県郡長和町	0.24	9.50	59.48
862	203611	長野県諏訪郡下諏訪町	2.27	26.17	551.24
863	203629	長野県諏訪郡富士見町	1.42	58.07	344.43
864	203637	長野県諏訪郡原村	0.93	96.53	224.95
865	203823	長野県上伊那郡辰野町	2.66	27.32	645.33
866	203831	長野県上伊那郡箕輪町	6.76	47.42	1,641.74
867	203840	長野県上伊那郡飯島町	2.09	31.10	507.38
868	203858	長野県上伊那郡南箕輪村	3.16	39.86	768.75
869	203866	長野県上伊那郡中川村	0.32	12.14	76.71
870	203882	長野県上伊那郡宮田村	1.55	39.01	375.85
871	204021	長野県下伊那郡松川町	0.54	20.85	130.69
872	204030	長野県下伊那郡高森町	0.36	8.71	88.03
873	204048	長野県下伊那郡阿南町	0.48	27.71	117.15
874	204072	長野県下伊那郡阿智村	0.52	9.11	125.43
875	204099	長野県下伊那郡根羽村	0.07	8.71	16.36
876	204102	長野県下伊那郡平谷村	0.01	1.16	2.56
877	204111	長野県下伊那郡下條村	0.15	6.07	35.33
878	204129	長野県下伊那郡売木村	0.03	3.04	6.31
879	204137	長野県下伊那郡天龍村	0.02	3.04	3.86
880	204145	長野県下伊那郡泰阜村	0.04	3.04	10.60
881	204153	長野県下伊那郡喬木村	0.12	11.39	30.19
882	204161	長野県下伊那郡豊丘村	0.23	7.96	56.64
883	204170	長野県下伊那郡大鹿村	0.06	3.04	14.74
884	204226	長野県木曾郡上松町	0.19	6.07	46.50
885	204234	長野県木曾郡南木曾町	0.09	3.04	22.88
886	204251	長野県木曾郡木祖村	0.11	4.18	25.59
887	204293	長野県木曾郡王滝村	0.04	3.04	9.38
888	204307	長野県木曾郡大桑村	0.24	15.18	58.40
889	204323	長野県木曾郡木曾町	0.54	10.25	132.38
890	204463	長野県東筑摩郡麻績村	0.12	9.11	29.77
891	204480	長野県東筑摩郡生坂村	0.09	6.07	22.95
892	204501	長野県東筑摩郡山形村	0.41	18.26	98.60
893	204510	長野県東筑摩郡朝日村	0.08	6.07	19.78
894	204528	長野県東筑摩郡筑北村	0.35	9.11	85.97
895	204811	長野県北安曇郡池田町	0.49	14.78	120.17
896	204820	長野県北安曇郡松川村	0.79	14.78	193.09
897	204854	長野県北安曇郡白馬村	1.11	25.03	269.88
898	204862	長野県北安曇郡小谷村	0.11	3.04	27.32
899	205214	長野県埴科郡坂城町	2.44	32.99	593.22
900	205419	長野県上高井郡小布施町	0.40	12.14	97.87
901	205435	長野県上高井郡高山村	0.24	11.00	58.95
902	205613	長野県下高井郡山ノ内町	0.81	12.89	196.31
903	205621	長野県下高井郡木島平村	0.18	9.11	44.56
904	205630	長野県下高井郡野沢温泉村	0.11	9.11	27.82
905	205834	長野県上水内郡信濃町	0.29	12.14	71.09
906	205885	長野県上水内郡小川村	0.04	3.04	8.82
907	205907	長野県上水内郡飯綱町	0.23	18.21	57.10
908	206024	長野県下水内郡栄村	0.06	1.91	13.72
909	212016	岐阜県岐阜市	60.11	232.71	14,606.95
910	212024	岐阜県大垣市	31.05	143.65	7,544.97
911	212032	岐阜県高山市	2.67	43.59	649.38
912	212041	岐阜県多治見市	6.53	82.70	1,587.38
913	212059	岐阜県関市	18.42	177.18	4,477.04
914	212067	岐阜県中津川市	6.27	54.58	1,524.78

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量(Kbyte)
			通常時	ピーク時	
915	212075	岐阜県美濃市	4.32	53.09	1,050.88
916	212083	岐阜県瑞浪市	4.78	59.11	1,161.15
917	212091	岐阜県羽島市	12.21	141.71	2,967.36
918	212105	岐阜県恵那市	2.62	26.92	635.74
919	212113	岐阜県美濃加茂市	30.35	185.54	7,375.40
920	212121	岐阜県土岐市	5.97	41.70	1,449.53
921	212130	岐阜県各務原市	23.37	87.27	5,677.72
922	212148	岐阜県可児市	31.95	170.57	7,764.96
923	212156	岐阜県山県市	5.75	60.60	1,397.92
924	212164	岐阜県瑞穂市	12.38	65.23	3,009.48
925	212172	岐阜県飛騨市	0.75	14.03	181.57
926	212181	岐阜県本巣市	4.54	79.21	1,103.46
927	212199	岐阜県郡上市	2.83	43.64	686.62
928	212202	岐阜県下呂市	2.91	55.38	707.32
929	212211	岐阜県海津市	5.36	64.78	1,303.07
930	213021	岐阜県羽島郡岐南町	4.42	49.66	1,073.73
931	213039	岐阜県羽島郡笠松町	3.37	39.80	819.54
932	213411	岐阜県養老郡養老町	3.76	92.15	913.96
933	213616	岐阜県不破郡垂井町	6.14	36.02	1,492.55
934	213624	岐阜県不破郡関ヶ原町	0.86	14.78	208.30
935	213811	岐阜県安八郡神戸町	3.10	31.84	753.01
936	213829	岐阜県安八郡輪之内町	2.80	28.06	681.15
937	213837	岐阜県安八郡安八町	2.05	32.99	498.40
938	214019	岐阜県揖斐郡揖斐川町	1.75	21.99	424.33
939	214035	岐阜県揖斐郡大野町	2.47	33.34	600.67
940	214043	岐阜県揖斐郡池田町	2.49	32.99	604.69
941	214213	岐阜県本巣郡北方町	3.00	49.31	728.04
942	215015	岐阜県加茂郡坂祝町	4.65	143.00	1,131.02
943	215023	岐阜県加茂郡富加町	0.70	19.70	171.11
944	215031	岐阜県加茂郡川辺町	1.23	22.39	298.41
945	215040	岐阜県加茂郡七宗町	0.25	13.63	61.78
946	215058	岐阜県加茂郡八百津町	0.77	19.36	188.27
947	215066	岐阜県加茂郡白川町	0.62	11.00	149.88
948	215074	岐阜県加茂郡東白川村	0.15	11.74	35.24
949	215210	岐阜県可児郡御嵩町	2.04	28.81	496.06
950	216046	岐阜県大野郡白川村	0.13	9.11	31.72
951	221007	静岡県静岡市	44.35	282.78	10,776.00
952	221309	静岡県浜松市	143.22	656.77	34,802.39
953	222038	静岡県沼津市	22.57	171.06	5,485.58
954	222054	静岡県熱海市	1.50	37.17	365.00
955	222062	静岡県三島市	5.82	29.21	1,415.22
956	222071	静岡県富士宮市	9.42	108.02	2,289.71
957	222089	静岡県伊東市	2.20	57.96	534.81
958	222097	静岡県島田市	6.41	46.67	1,556.59
959	222101	静岡県富士市	22.66	103.20	5,506.65
960	222119	静岡県磐田市	46.91	220.57	11,398.13
961	222127	静岡県焼津市	19.99	97.47	4,858.45
962	222135	静岡県掛川市	23.46	102.85	5,700.82
963	222143	静岡県藤枝市	7.72	64.43	1,875.71
964	222151	静岡県御殿場市	13.14	74.54	3,192.73
965	222160	静岡県袋井市	21.09	80.46	5,125.29
966	222194	静岡県下田市	0.76	10.25	185.10
967	222208	静岡県裾野市	4.89	59.56	1,188.45
968	222216	静岡県湖西市	16.85	156.88	4,095.38
969	222224	静岡県伊豆市	0.97	17.46	236.91
970	222232	静岡県御前崎市	6.90	32.64	1,676.98
971	222241	静岡県菊川市	17.78	87.38	4,320.24
972	222259	静岡県伊豆の国市	2.07	18.21	502.99
973	222267	静岡県牧之原市	9.21	53.49	2,237.44
974	223018	静岡県賀茂郡東伊豆町	0.53	50.80	129.91
975	223026	静岡県賀茂郡河津町	0.08	9.11	19.56

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
976	223042	静岡県賀茂郡南伊豆町	0.13	8.76	32.40
977	223051	静岡県賀茂郡松崎町	0.14	9.11	32.88
978	223069	静岡県賀茂郡西伊豆町	0.72	58.76	174.24
979	223255	静岡県田方郡函南町	1.62	22.74	392.61
980	223417	静岡県駿東郡清水町	4.94	39.80	1,201.19
981	223425	静岡県駿東郡長泉町	1.92	32.59	465.45
982	223441	静岡県駿東郡小山町	0.78	18.96	189.28
983	224243	静岡県榛原郡吉田町	6.66	65.98	1,619.44
984	224294	静岡県榛原郡川根本町	0.37	33.39	90.81
985	224618	静岡県周智郡森町	1.71	30.70	415.75
986	231002	愛知県名古屋市の	275.66	1,180.31	66,985.78
987	232017	愛知県豊橋市の	86.23	303.72	20,954.86
988	232025	愛知県岡崎市の	47.84	170.87	11,624.11
989	232033	愛知県一宮市の	25.82	98.62	6,274.41
990	232041	愛知県瀬戸市の	12.07	66.72	2,932.05
991	232050	愛知県半田市の	11.94	59.61	2,900.51
992	232068	愛知県春日井市の	23.94	95.29	5,818.23
993	232076	愛知県豊川市の	24.92	113.79	6,054.60
994	232084	愛知県津島市の	4.32	33.39	1,048.74
995	232092	愛知県碧南市の	16.29	94.69	3,957.72
996	232106	愛知県刈谷市の	23.03	99.46	5,595.70
997	232114	愛知県豊田市の	73.77	363.81	17,926.71
998	232122	愛知県安城市の	29.74	134.50	7,226.15
999	232131	愛知県西尾市の	26.24	94.14	6,376.21
1000	232149	愛知県蒲郡市の	11.89	86.43	2,890.30
1001	232157	愛知県犬山市の	7.81	39.46	1,898.83
1002	232165	愛知県常滑市の	3.56	32.99	865.37
1003	232173	愛知県江南市の	8.30	57.72	2,016.49
1004	232190	愛知県小牧市の	40.12	150.52	9,748.96
1005	232203	愛知県稲沢市の	14.04	61.45	3,411.67
1006	232211	愛知県新城市の	5.16	62.59	1,255.05
1007	232220	愛知県東海市の	6.59	57.96	1,601.88
1008	232238	愛知県大府市の	10.89	54.98	2,646.63
1009	232246	愛知県知多市の	9.64	51.60	2,341.37
1010	232254	愛知県知立市の	19.28	106.04	4,684.13
1011	232262	愛知県尾張旭市の	3.43	27.66	833.10
1012	232271	愛知県高浜市の	11.77	89.21	2,859.35
1013	232289	愛知県岩倉市の	11.50	39.86	2,795.60
1014	232297	愛知県豊明市の	11.77	76.97	2,859.36
1015	232301	愛知県日進市の	6.46	137.63	1,569.59
1016	232319	愛知県田原市の	10.04	193.15	2,439.84
1017	232327	愛知県愛西市の	3.81	53.84	924.83
1018	232335	愛知県清須市の	4.08	32.59	992.26
1019	232343	愛知県北名古屋市の	6.14	51.55	1,491.51
1020	232351	愛知県弥富市の	6.74	38.31	1,637.03
1021	232360	愛知県みよし市の	0.24	8.41	57.43
1022	232378	愛知県あま市の	0.23	4.55	56.53
1023	233021	愛知県愛知郡東郷町の	5.29	40.60	1,285.82
1024	233048	愛知県愛知郡長久手町の	3.93	39.80	954.60
1025	233421	愛知県西春日井郡豊山町の	2.22	32.24	540.26
1026	233617	愛知県丹羽郡大口町の	2.79	40.95	678.40
1027	233625	愛知県丹羽郡扶桑町の	1.83	19.36	445.90
1028	234249	愛知県海部郡大治町の	1.63	18.21	395.84
1029	234257	愛知県海部郡蟹江町の	5.78	36.42	1,403.52
1030	234273	愛知県海部郡飛鳥村の	1.63	21.25	396.24
1031	234419	愛知県知多郡阿久比町の	0.70	10.25	169.38
1032	234427	愛知県知多郡東浦町の	5.94	38.71	1,443.50
1033	234451	愛知県知多郡南知多町の	3.27	105.48	794.15
1034	234460	愛知県知多郡美浜町の	1.30	21.99	316.11
1035	234478	愛知県知多郡武豊町の	3.96	35.28	962.03
1036	234818	愛知県幡豆郡一色町の	2.19	25.03	532.42

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量 (KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1037	234826	愛知県幡豆郡吉良町	1.86	21.99	451.31
1038	234834	愛知県幡豆郡幡豆町	0.64	20.85	156.10
1039	235016	愛知県額田郡幸田町	6.04	112.75	1,467.69
1040	235610	愛知県北設楽郡設楽町	0.30	28.56	73.27
1041	235628	愛知県北設楽郡東栄町	0.25	11.00	61.94
1042	235636	愛知県北設楽郡豊根村	0.02	3.04	5.08
1043	242012	三重県津市	53.22	214.55	12,933.30
1044	242021	三重県四日市市	40.59	145.29	9,863.57
1045	242039	三重県伊勢市	7.22	77.67	1,754.15
1046	242047	三重県松阪市	23.09	114.99	5,611.90
1047	242055	三重県桑名市	15.12	88.02	3,673.62
1048	242071	三重県鈴鹿市	49.70	199.88	12,077.37
1049	242080	三重県名張市	3.23	37.96	783.95
1050	242098	三重県尾鷲市	0.59	32.24	143.23
1051	242101	三重県亀山市	16.93	145.34	4,114.94
1052	242110	三重県鳥羽市	2.65	266.70	644.55
1053	242128	三重県熊野市	0.54	33.68	132.18
1054	242144	三重県いなべ市	8.67	51.55	2,105.98
1055	242152	三重県志摩市	2.39	58.91	581.20
1056	242161	三重県伊賀市	27.61	125.19	6,709.49
1057	243035	三重県桑名郡木曾岬町	2.30	113.00	558.81
1058	243248	三重県員弁郡東員町	2.99	25.82	726.78
1059	243418	三重県三重郡菰野町	4.89	86.28	1,187.98
1060	243434	三重県三重郡朝日町	0.59	27.27	143.60
1061	243442	三重県三重郡川越町	2.10	57.27	509.15
1062	244414	三重県多気郡多気町	1.15	29.55	279.83
1063	244422	三重県多気郡明和町	1.65	29.55	400.80
1064	244431	三重県多気郡大台町	0.83	14.78	201.71
1065	244619	三重県度会郡玉城町	1.76	58.36	426.85
1066	244708	三重県度会郡度会町	0.29	14.78	69.72
1067	244716	三重県度会郡大紀町	0.84	22.34	205.15
1068	244724	三重県度会郡南伊勢町	2.00	41.00	485.15
1069	245437	三重県北牟婁郡紀北町	2.14	84.93	519.72
1070	245615	三重県南牟婁郡御浜町	0.18	7.96	43.16
1071	245623	三重県南牟婁郡紀宝町	0.91	30.35	221.46
1072	252018	滋賀県大津市	12.60	69.76	3,061.49
1073	252026	滋賀県彦根市	14.39	84.59	3,496.84
1074	252034	滋賀県長浜市	22.37	89.21	5,436.72
1075	252042	滋賀県近江八幡市	5.89	82.25	1,432.30
1076	252069	滋賀県草津市	11.36	89.61	2,760.08
1077	252077	滋賀県守山市	3.43	61.40	833.48
1078	252085	滋賀県栗東市	5.77	65.93	1,402.45
1079	252093	滋賀県甲賀市	16.51	86.13	4,012.82
1080	252107	滋賀県野洲市	2.64	59.21	640.63
1081	252115	滋賀県湖南市	16.31	88.07	3,962.55
1082	252123	滋賀県高島市	2.10	30.70	510.48
1083	252131	滋賀県東近江市	20.28	96.93	4,928.63
1084	252140	滋賀県米原市	4.28	33.79	1,039.91
1085	253839	滋賀県蒲生郡日野町	2.39	51.25	581.44
1086	253847	滋賀県蒲生郡竜王町	1.67	27.32	404.96
1087	254258	滋賀県愛知郡愛荘町	5.44	37.96	1,322.97
1088	254410	滋賀県犬上郡豊郷町	0.42	14.83	102.67
1089	254428	滋賀県犬上郡甲良町	0.50	15.92	121.70
1090	254436	滋賀県犬上郡多賀町	0.28	26.87	68.80
1091	261009	京都府京都市	128.80	964.21	31,297.87
1092	262013	京都府福知山市	4.27	29.55	1,037.78
1093	262021	京都府舞鶴市	3.02	42.79	733.87
1094	262030	京都府綾部市	2.22	55.28	539.30
1095	262048	京都府宇治市	7.46	50.90	1,812.09
1096	262056	京都府宮津市	0.39	9.11	95.59
1097	262064	京都府亀岡市	2.71	34.53	657.66

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量 (KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1098	262072	京都府城陽市	1.94	26.52	472.09
1099	262081	京都府向日市	0.88	11.00	213.99
1100	262099	京都府長岡京市	1.65	18.21	401.15
1101	262102	京都府八幡市	2.65	19.75	643.23
1102	262111	京都府京田辺市	1.73	26.92	420.08
1103	262129	京都府京丹後市	1.34	32.24	326.54
1104	262137	京都府南丹市	0.68	11.00	165.15
1105	262145	京都府木津川市	1.80	47.42	437.04
1106	263036	京都府乙訓郡大山崎町	0.16	5.32	37.82
1107	263222	京都府久世郡久御山町	1.81	30.70	439.72
1108	263435	京都府綴喜郡井手町	0.20	9.85	47.43
1109	263443	京都府綴喜郡宇治田原町	0.85	27.66	206.61
1110	263648	京都府綴喜郡笠置町	0.00	0.01	0.06
1111	263656	京都府相楽郡和束町	0.02	3.04	5.32
1112	263664	京都府相楽郡精華町	0.71	12.14	173.04
1113	263672	京都府相楽郡南山城村	0.07	3.04	17.02
1114	264075	京都府船井郡京丹波町	0.63	17.81	153.52
1115	264636	京都府与謝郡伊根町	0.01	3.04	3.16
1116	264652	京都府与謝郡与謝野町	0.78	46.67	189.39
1117	271004	大阪府大阪市	332.59	1,513.44	80,820.15
1118	271403	大阪府堺市	38.60	261.14	9,380.43
1119	272027	大阪府岸和田市	5.73	51.15	1,393.08
1120	272035	大阪府豊中市	16.46	72.84	3,999.33
1121	272043	大阪府池田市	5.93	56.13	1,441.14
1122	272051	大阪府吹田市	14.85	87.03	3,607.37
1123	272060	大阪府泉大津市	2.71	31.84	659.53
1124	272078	大阪府高槻市	8.14	40.60	1,977.87
1125	272086	大阪府貝塚市	1.93	24.28	467.99
1126	272094	大阪府守口市	6.60	56.13	1,602.68
1127	272108	大阪府枚方市	21.41	215.70	5,203.28
1128	272116	大阪府茨木市	9.87	57.77	2,398.03
1129	272124	大阪府八尾市	15.13	57.67	3,677.21
1130	272132	大阪府泉佐野市	3.65	19.36	887.02
1131	272141	大阪府富田林市	3.68	40.95	895.19
1132	272159	大阪府寝屋川市	8.29	81.95	2,014.21
1133	272167	大阪府河内長野市	1.69	21.64	410.73
1134	272175	大阪府松原市	4.26	40.55	1,034.93
1135	272183	大阪府大東市	11.83	66.82	2,873.74
1136	272191	大阪府和泉市	6.02	75.39	1,462.43
1137	272205	大阪府箕面市	9.92	109.27	2,410.31
1138	272213	大阪府柏原市	4.40	42.54	1,069.33
1139	272221	大阪府羽曳野市	2.34	47.42	568.23
1140	272230	大阪府門真市	9.86	50.90	2,395.47
1141	272248	大阪府摂津市	3.87	45.98	940.19
1142	272256	大阪府高石市	1.49	21.64	363.00
1143	272264	大阪府藤井寺市	1.91	32.29	463.22
1144	272272	大阪府東大阪市	35.21	128.77	8,556.12
1145	272281	大阪府泉南市	2.23	21.64	542.87
1146	272299	大阪府四條畷市	1.23	23.19	299.38
1147	272302	大阪府交野市	1.37	21.30	333.75
1148	272311	大阪府大阪狭山市	1.14	21.59	277.52
1149	272329	大阪府阪南市	0.96	18.21	232.47
1150	273015	大阪府三島郡島本町	0.34	9.85	82.81
1151	273210	大阪府豊能郡豊能町	0.20	14.08	48.38
1152	273228	大阪府豊能郡能勢町	0.17	4.18	41.53
1153	273414	大阪府泉北郡忠岡町	1.76	43.93	427.08
1154	273619	大阪府泉南郡熊取町	0.51	12.14	124.85
1155	273627	大阪府泉南郡田尻町	0.54	24.38	131.85
1156	273660	大阪府泉南郡岬町	0.22	7.96	53.26
1157	273813	大阪府南河内郡太子町	0.19	9.85	45.14
1158	273821	大阪府南河内郡河南町	0.33	11.00	80.88

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1159	273830	大阪府南河内郡千早赤阪村	0.08	6.82	18.86
1160	281000	兵庫県神戸市	133.58	682.06	32,459.03
1161	282014	兵庫県姫路市	32.42	200.46	7,878.72
1162	282022	兵庫県尼崎市	26.21	107.82	6,369.03
1163	282031	兵庫県明石市	9.97	72.39	2,423.84
1164	282049	兵庫県西宮市	14.68	59.26	3,567.15
1165	282057	兵庫県洲本市	1.23	45.13	299.93
1166	282065	兵庫県芦屋市	5.53	86.03	1,344.87
1167	282073	兵庫県伊丹市	7.41	52.29	1,800.61
1168	282081	兵庫県相生市	2.17	45.08	526.38
1169	282090	兵庫県豊岡市	4.61	99.61	1,119.59
1170	282103	兵庫県加古川市	8.37	72.05	2,034.49
1171	282120	兵庫県赤穂市	0.91	18.21	221.06
1172	282138	兵庫県西脇市	1.45	24.28	352.02
1173	282146	兵庫県宝塚市	6.98	39.51	1,696.69
1174	282154	兵庫県三木市	4.21	43.98	1,021.93
1175	282162	兵庫県高砂市	2.60	30.35	632.01
1176	282171	兵庫県川西市	2.19	17.07	531.04
1177	282189	兵庫県小野市	3.77	46.62	916.70
1178	282197	兵庫県三田市	2.52	48.46	611.87
1179	282201	兵庫県加西市	6.82	114.49	1,657.10
1180	282219	兵庫県篠山市	2.99	33.73	725.90
1181	282227	兵庫県養父市	0.85	19.70	207.34
1182	282235	兵庫県丹波市	3.98	43.98	966.41
1183	282243	兵庫県南あわじ市	1.15	28.06	279.54
1184	282251	兵庫県朝来市	1.97	28.81	479.91
1185	282260	兵庫県淡路市	0.99	20.85	240.94
1186	282278	兵庫県宍粟市	1.96	54.63	477.07
1187	282286	兵庫県加東市	2.48	28.86	603.13
1188	282294	兵庫県たつの市	2.16	56.52	525.85
1189	283011	兵庫県川辺郡猪名川町	0.74	32.54	178.91
1190	283657	兵庫県多可郡多可町	0.73	38.26	177.50
1191	283819	兵庫県加古郡稲美町	1.10	17.81	266.10
1192	283827	兵庫県加古郡播磨町	2.11	48.56	512.28
1193	284424	兵庫県神崎郡市川町	0.96	29.55	232.76
1194	284432	兵庫県神崎郡福崎町	3.80	137.68	923.37
1195	284467	兵庫県神崎郡神河町	0.07	4.18	16.12
1196	284645	兵庫県揖保郡太子町	0.78	13.29	190.69
1197	284815	兵庫県赤穂郡上郡町	0.65	29.55	157.82
1198	285013	兵庫県佐用郡佐用町	0.95	28.41	231.59
1199	285854	兵庫県美方郡香美町	1.10	25.77	267.78
1200	285862	兵庫県美方郡新温泉町	0.70	22.79	169.25
1201	292010	奈良県奈良市	10.49	55.03	2,549.72
1202	292028	奈良県大和高田市	2.30	34.53	557.91
1203	292036	奈良県大和郡山市	3.10	30.35	753.57
1204	292044	奈良県天理市	4.61	51.95	1,120.75
1205	292052	奈良県橿原市	4.23	45.88	1,028.71
1206	292061	奈良県桜井市	1.48	21.99	359.14
1207	292079	奈良県五條市	1.43	33.73	347.16
1208	292087	奈良県御所市	1.44	42.84	348.88
1209	292095	奈良県生駒市	3.35	24.68	814.82
1210	292109	奈良県香芝市	1.47	26.52	356.73
1211	292117	奈良県葛城市	1.08	23.88	262.30
1212	292125	奈良県宇陀市	0.78	18.21	189.49
1213	293229	奈良県山辺郡山添村	0.12	7.21	29.98
1214	293423	奈良県生駒郡平群町	0.31	30.35	74.91
1215	293431	奈良県生駒郡三郷町	0.80	13.29	194.59
1216	293440	奈良県生駒郡斑鳩町	0.64	18.96	156.58
1217	293458	奈良県生駒郡安堵町	0.43	17.81	104.75
1218	293610	奈良県磯城郡川西町	1.16	48.11	282.13
1219	293628	奈良県磯城郡三宅町	0.26	14.78	62.05

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1220	293636	奈良県磯城郡田原本町	1.12	18.21	272.17
1221	293857	奈良県宇陀郡曾爾村	0.03	4.18	6.41
1222	293865	奈良県宇陀郡御杖村	0.02	3.04	5.11
1223	294012	奈良県高市郡高取町	0.12	7.96	30.29
1224	294021	奈良県高市郡明日香村	0.05	4.93	11.39
1225	294241	奈良県北葛城郡上牧町	0.29	5.32	71.63
1226	294250	奈良県北葛城郡王寺町	0.86	32.34	209.70
1227	294268	奈良県北葛城郡広陵町	0.70	17.07	170.99
1228	294276	奈良県北葛城郡河合町	0.21	7.21	51.77
1229	294411	奈良県吉野郡吉野町	0.21	10.25	50.30
1230	294420	奈良県吉野郡大淀町	0.49	15.18	117.86
1231	294438	奈良県吉野郡下市町	0.06	3.04	13.49
1232	294446	奈良県吉野郡黒滝村	0.00	0.01	0.12
1233	294462	奈良県吉野郡天川村	0.00	0.01	0.09
1234	294497	奈良県吉野郡十津川村	0.03	3.04	7.40
1235	294501	奈良県吉野郡下北山村	0.06	5.68	13.39
1236	294519	奈良県吉野郡上北山村	0.00	1.15	1.18
1237	294527	奈良県吉野郡川上村	0.01	1.16	2.53
1238	294535	奈良県吉野郡東吉野村	0.02	1.90	6.01
1239	302015	和歌山県和歌山市	13.61	85.68	3,308.04
1240	302023	和歌山県海南市	0.77	18.21	186.01
1241	302031	和歌山県橋本市	0.64	15.92	155.96
1242	302040	和歌山県有田市	0.72	13.68	175.26
1243	302058	和歌山県御坊市	0.73	24.28	176.91
1244	302066	和歌山県田辺市	1.32	14.78	320.02
1245	302074	和歌山県新宮市	0.68	6.07	164.35
1246	302082	和歌山県紀の川市	1.60	36.42	388.15
1247	302091	和歌山県岩出市	0.84	17.07	204.47
1248	303046	和歌山県海草郡紀美野町	0.15	11.00	35.37
1249	303411	和歌山県伊都郡かつらぎ町	0.22	7.96	54.11
1250	303437	和歌山県伊都郡九度山町	0.03	3.04	6.22
1251	303445	和歌山県伊都郡高野町	0.06	3.04	15.33
1252	303615	和歌山県有田郡湯浅町	0.44	14.78	107.32
1253	303623	和歌山県有田郡広川町	0.17	9.50	40.28
1254	303666	和歌山県有田郡有田川町	0.36	14.78	87.44
1255	303810	和歌山県日高郡美浜町	0.05	3.04	11.30
1256	303828	和歌山県日高郡日高町	0.03	3.04	7.55
1257	303836	和歌山県日高郡由良町	0.55	21.99	132.91
1258	303909	和歌山県日高郡印南町	0.08	4.93	19.05
1259	303917	和歌山県日高郡みなべ町	0.42	16.32	101.40
1260	303925	和歌山県日高郡日高川町	0.59	25.38	143.98
1261	304018	和歌山県西牟婁郡白浜町	0.80	29.95	195.23
1262	304042	和歌山県西牟婁郡上富田町	0.18	9.11	42.63
1263	304069	和歌山県西牟婁郡すさみ町	0.17	12.14	41.73
1264	304212	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	0.57	20.10	139.04
1265	304221	和歌山県東牟婁郡古座川町	0.14	10.25	33.26
1266	304247	和歌山県東牟婁郡太地町	0.01	1.90	2.26
1267	304280	和歌山県東牟婁郡串本町	0.26	8.71	64.20
1268	312011	鳥取県鳥取市	8.28	61.05	2,011.80
1269	312029	鳥取県米子市	5.67	56.87	1,377.66
1270	312037	鳥取県倉吉市	1.59	30.00	386.88
1271	312045	鳥取県境港市	2.27	50.05	552.02
1272	313025	鳥取県岩美郡岩美町	0.78	48.16	190.61
1273	313254	鳥取県八頭郡若桜町	0.39	27.32	94.26
1274	313289	鳥取県八頭郡智頭町	0.73	23.88	177.12
1275	313297	鳥取県八頭郡八頭町	0.64	18.21	155.51
1276	313645	鳥取県東伯郡三朝町	0.22	6.07	54.30
1277	313700	鳥取県東伯郡湯梨浜町	0.79	35.23	191.47
1278	313718	鳥取県東伯郡琴浦町	0.94	57.27	229.21
1279	313726	鳥取県東伯郡北栄町	0.55	36.42	133.16
1280	313840	鳥取県西伯郡日吉津村	0.05	4.18	11.41

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1281	313866	鳥取県西伯郡大山町	0.89	48.56	215.45
1282	313891	鳥取県西伯郡南部町	0.73	36.42	178.25
1283	313904	鳥取県西伯郡伯耆町	0.47	39.06	115.09
1284	314013	鳥取県日野郡日南町	0.24	9.11	57.90
1285	314021	鳥取県日野郡日野町	0.07	7.21	17.59
1286	314030	鳥取県日野郡江府町	0.11	9.11	27.07
1287	322016	島根県松江市	6.66	48.16	1,617.73
1288	322024	島根県浜田市	4.73	94.44	1,148.84
1289	322032	島根県出雲市	10.14	80.41	2,463.82
1290	322041	島根県益田市	1.25	23.88	303.40
1291	322059	島根県大田市	1.78	33.34	432.52
1292	322067	島根県安来市	0.60	20.85	145.91
1293	322075	島根県江津市	1.67	35.63	405.81
1294	322091	島根県雲南市	1.97	41.70	479.89
1295	323047	島根県八束郡東出雲町	0.38	14.03	92.66
1296	323438	島根県仁多郡奥出雲町	1.21	39.01	294.46
1297	323861	島根県飯石郡飯南町	0.21	9.11	50.24
1298	324019	島根県簸川郡斐川町	3.41	48.21	827.44
1299	324418	島根県邑智郡川本町	0.12	9.11	30.26
1300	324485	島根県邑智郡美郷町	0.08	6.82	19.29
1301	324493	島根県邑智郡邑南町	0.54	19.36	132.04
1302	325015	島根県鹿足郡津和野町	0.41	17.07	100.69
1303	325058	島根県鹿足郡吉賀町	0.36	16.67	88.10
1304	325252	島根県隠岐郡海士町	0.03	3.04	6.22
1305	325261	島根県隠岐郡西ノ島町	0.03	3.04	7.00
1306	325279	島根県隠岐郡知夫町	0.00	0.00	0.03
1307	325287	島根県隠岐郡隠岐の島町	0.20	9.50	49.26
1308	331007	岡山県岡山市	39.44	584.54	9,584.88
1309	332020	岡山県倉敷市	27.55	166.48	6,695.32
1310	332038	岡山県津山市	4.85	35.28	1,178.06
1311	332046	岡山県玉野市	4.53	89.91	1,100.70
1312	332054	岡山県笠岡市	2.04	35.23	496.32
1313	332071	岡山県井原市	5.26	80.25	1,277.83
1314	332089	岡山県総社市	7.76	107.22	1,885.44
1315	332097	岡山県高梁市	4.55	109.67	1,106.19
1316	332101	岡山県新見市	1.96	126.34	475.55
1317	332119	岡山県備前市	4.41	405.06	1,071.57
1318	332127	岡山県瀬戸内市	1.92	80.06	467.48
1319	332135	岡山県赤磐市	1.60	32.64	387.79
1320	332143	岡山県真庭市	1.45	34.53	351.50
1321	332151	岡山県美作市	1.43	18.96	348.16
1322	332160	岡山県浅口市	1.19	20.10	288.44
1323	333468	岡山県和気郡和気町	0.88	23.14	213.60
1324	334235	岡山県都窪郡早島町	0.11	9.50	27.76
1325	334456	岡山県浅口郡里庄町	0.56	18.96	136.08
1326	334618	岡山県小田郡矢掛町	1.52	25.77	368.78
1327	335860	岡山県苫田郡鏡野町	0.55	17.07	133.11
1328	336068	岡山県真庭郡新庄村	0.02	1.96	4.24
1329	336220	岡山県勝田郡勝央町	0.51	17.07	124.78
1330	336238	岡山県勝田郡奈義町	0.05	6.82	12.08
1331	336432	岡山県英田郡西粟倉村	0.11	9.11	26.23
1332	336637	岡山県久米郡久米南町	0.07	9.11	16.32
1333	336661	岡山県久米郡美咲町	0.64	20.45	154.63
1334	336815	岡山県加賀郡吉備中央町	1.29	46.27	314.13
1335	341002	広島県広島市	62.87	456.18	15,276.73
1336	342025	広島県呉市	20.34	155.59	4,941.89
1337	342033	広島県竹原市	1.10	33.79	267.28
1338	342041	広島県三原市	10.00	98.62	2,431.15
1339	342050	広島県尾道市	17.74	95.53	4,310.33
1340	342076	広島県福山市	42.75	209.57	10,389.21
1341	342084	広島県府中市	2.82	51.89	686.07

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1342	342092	広島県三次市	2.78	31.45	674.88
1343	342106	広島県庄原市	1.93	25.77	470.07
1344	342114	広島県大竹市	1.06	24.63	258.54
1345	342122	広島県東広島市	32.36	182.61	7,863.93
1346	342131	広島県廿日市市	5.17	77.52	1,256.28
1347	342149	広島県安芸高田市	4.16	38.66	1,010.16
1348	342157	広島県江田島市	4.37	52.69	1,062.19
1349	343021	広島県安芸郡府中町	1.47	28.81	357.76
1350	343048	広島県安芸郡海田町	4.51	56.18	1,095.47
1351	343072	広島県安芸郡熊野町	1.09	30.35	265.01
1352	343099	広島県安芸郡坂町	0.81	17.07	196.29
1353	343684	広島県山県郡安芸太田町	0.10	7.96	24.52
1354	343692	広島県山県郡北広島町	1.81	49.26	440.15
1355	344311	広島県豊田郡大崎上島町	1.10	28.41	266.15
1356	344621	広島県世羅郡世羅町	1.99	41.70	482.71
1357	345458	広島県神石郡神石高原町	0.38	9.11	92.72
1358	352012	山口県下関市	10.78	111.76	2,618.89
1359	352021	山口県宇部市	5.30	41.00	1,286.73
1360	352039	山口県山口市	7.42	60.70	1,802.56
1361	352047	山口県萩市	2.00	36.02	485.20
1362	352063	山口県防府市	5.91	72.45	1,437.33
1363	352071	山口県下松市	1.95	39.86	474.16
1364	352080	山口県岩国市	6.66	77.27	1,618.91
1365	352101	山口県光市	1.29	58.41	313.44
1366	352110	山口県長門市	3.68	74.04	894.07
1367	352128	山口県柳井市	0.90	16.67	218.65
1368	352136	山口県美祢市	0.89	39.51	215.90
1369	352152	山口県周南市	4.56	73.00	1,107.88
1370	352161	山口県山陽小野田市	2.70	80.25	655.90
1371	353051	山口県大島郡周防大島町	0.79	23.88	192.65
1372	353213	山口県玖珂郡和木町	0.30	15.92	72.09
1373	353418	山口県熊毛郡上関町	0.01	1.15	1.30
1374	353434	山口県熊毛郡田布施町	0.40	14.03	96.48
1375	353442	山口県熊毛郡平生町	1.09	30.70	264.67
1376	355020	山口県阿武郡阿武町	0.14	14.78	33.29
1377	362018	徳島県徳島市	12.04	87.97	2,925.25
1378	362026	徳島県鳴門市	3.79	96.73	919.88
1379	362034	徳島県小松島市	1.75	34.88	425.72
1380	362042	徳島県阿南市	3.63	52.39	882.06
1381	362051	徳島県吉野川市	3.19	31.45	774.34
1382	362069	徳島県阿波市	3.90	45.08	947.67
1383	362077	徳島県美馬市	2.63	47.37	640.27
1384	362085	徳島県三好市	1.56	25.77	378.45
1385	363014	徳島県勝浦郡勝浦町	0.13	15.92	31.87
1386	363022	徳島県勝浦郡上勝町	0.04	6.07	9.44
1387	363219	徳島県名東郡佐那河内村	0.16	9.11	39.50
1388	363413	徳島県名西郡石井町	0.85	20.10	207.51
1389	363421	徳島県名西郡神山町	0.79	37.17	191.50
1390	363685	徳島県那賀郡那賀町	0.05	8.71	13.28
1391	363839	徳島県海部郡牟岐町	0.27	12.89	65.75
1392	363871	徳島県海部郡美波町	0.51	17.07	124.19
1393	363880	徳島県海部郡海陽町	1.31	68.21	317.61
1394	364011	徳島県板野郡松茂町	1.24	45.28	300.78
1395	364029	徳島県板野郡北島町	1.10	18.21	266.65
1396	364037	徳島県板野郡藍住町	1.54	30.35	374.70
1397	364045	徳島県板野郡板野町	1.28	54.23	311.95
1398	364053	徳島県板野郡上板町	1.34	27.66	325.71
1399	364681	徳島県美馬郡つるぎ町	0.39	14.78	94.70
1400	364894	徳島県三好郡東みよし町	0.76	15.92	185.73
1401	372013	香川県高松市	17.71	99.81	4,302.59
1402	372021	香川県丸亀市	11.54	92.20	2,805.05

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量(Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1403	372030	香川県坂出市	3.23	29.21	786.10
1404	372048	香川県善通寺市	1.76	28.81	428.49
1405	372056	香川県観音寺市	4.81	76.28	1,170.04
1406	372064	香川県さぬき市	2.71	82.30	658.40
1407	372072	香川県東かがわ市	2.06	40.95	499.82
1408	372081	香川県三豊市	6.38	88.37	1,550.11
1409	373222	香川県小豆郡土庄町	0.54	11.00	131.66
1410	373249	香川県小豆郡小豆島町	1.24	32.59	301.87
1411	373419	香川県木田郡三木町	1.49	24.68	362.19
1412	373648	香川県香川郡直島町	0.06	6.07	13.68
1413	373869	香川県綾歌郡宇多津町	2.41	44.33	585.06
1414	373877	香川県綾歌郡綾川町	1.17	41.85	283.48
1415	374032	香川県仲多度郡琴平町	0.46	19.75	112.82
1416	374041	香川県仲多度郡多度津町	5.60	123.44	1,359.75
1417	374067	香川県仲多度郡まんのう町	1.20	36.42	291.00
1418	382019	愛媛県松山市	13.37	98.62	3,249.45
1419	382027	愛媛県今治市	19.66	149.02	4,778.46
1420	382035	愛媛県宇和島市	2.66	88.52	647.43
1421	382043	愛媛県八幡浜市	0.96	34.18	234.00
1422	382051	愛媛県新居浜市	5.04	61.80	1,225.46
1423	382060	愛媛県西条市	9.09	117.57	2,207.71
1424	382078	愛媛県大洲市	1.17	29.21	283.90
1425	382108	愛媛県伊予市	1.55	33.73	376.07
1426	382132	愛媛県四国中央市	5.33	128.12	1,294.65
1427	382141	愛媛県西予市	2.92	87.62	709.30
1428	382159	愛媛県東温市	0.95	18.21	230.97
1429	383562	愛媛県越智郡上島町	3.82	56.52	927.85
1430	383864	愛媛県上浮穴郡久万高原町	0.27	29.21	65.67
1431	384011	愛媛県伊予郡松前町	1.02	24.63	247.36
1432	384020	愛媛県伊予郡砥部町	0.30	9.11	73.71
1433	384224	愛媛県喜多郡内子町	0.33	11.00	79.39
1434	384429	愛媛県西宇和郡伊方町	0.58	27.32	142.01
1435	384844	愛媛県北宇和郡松野町	0.22	21.59	53.19
1436	384887	愛媛県北宇和郡鬼北町	0.61	20.50	148.05
1437	385069	愛媛県南宇和郡愛南町	0.31	9.85	75.52
1438	392014	高知県高知市	5.15	32.24	1,252.64
1439	392022	高知県室戸市	0.71	66.93	173.16
1440	392031	高知県安芸市	0.19	18.21	45.98
1441	392049	高知県南国市	1.74	19.75	423.32
1442	392057	高知県土佐市	0.64	17.81	155.47
1443	392065	高知県須崎市	3.26	114.89	792.12
1444	392081	高知県宿毛市	0.31	8.36	74.54
1445	392090	高知県土佐清水市	0.42	16.32	102.62
1446	392103	高知県四万十市	0.69	20.45	168.02
1447	392111	高知県香南市	0.69	14.03	167.16
1448	392120	高知県香美市	1.58	30.35	384.80
1449	393011	高知県安芸郡東洋町	0.31	36.02	75.33
1450	393029	高知県安芸郡奈半利町	0.05	3.79	11.65
1451	393037	高知県安芸郡田野町	0.09	18.21	21.40
1452	393045	高知県安芸郡安田町	0.01	3.04	3.13
1453	393053	高知県安芸郡北川町	0.00	0.01	0.09
1454	393061	高知県安芸郡馬路町	0.00	0.00	0.03
1455	393070	高知県安芸郡芸西村	0.04	5.68	9.67
1456	393410	高知県長岡郡本山町	0.11	9.11	27.04
1457	393444	高知県長岡郡大豊町	0.43	37.17	105.12
1458	393631	高知県土佐郡土佐町	0.18	10.25	42.87
1459	393649	高知県土佐郡大川町	0.00	0.01	0.06
1460	393860	高知県吾川郡いの町	0.13	6.07	31.92
1461	393878	高知県吾川郡仁淀川町	0.26	18.56	63.65
1462	394017	高知県高岡郡中土佐町	0.21	14.78	51.85
1463	394025	高知県高岡郡佐川町	0.39	27.66	95.66

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1464	394033	高知県高岡郡梶原町	0.01	3.04	3.43
1465	394050	高知県高岡郡越知町	0.01	3.04	3.22
1466	394106	高知県高岡郡日高村	0.01	3.04	3.25
1467	394114	高知県高岡郡津野町	0.20	15.92	49.71
1468	394122	高知県高岡郡四万十町	0.41	17.07	98.91
1469	394246	高知県幡多郡大月町	0.06	3.04	15.11
1470	394271	高知県幡多郡三原村	0.15	9.11	37.12
1471	394289	高知県幡多郡黒潮町	1.02	74.29	247.16
1472	401005	福岡県北九州市	39.29	489.77	9,547.76
1473	401307	福岡県福岡市	133.02	981.03	32,323.37
1474	402028	福岡県大牟田市	3.14	47.77	762.62
1475	402036	福岡県久留米市	14.35	119.02	3,485.98
1476	402044	福岡県直方市	1.22	25.77	295.39
1477	402052	福岡県飯塚市	4.70	37.91	1,140.97
1478	402061	福岡県田川市	1.10	19.36	267.04
1479	402079	福岡県柳川市	1.91	31.84	463.01
1480	402109	福岡県八女市	1.35	33.34	327.00
1481	402117	福岡県筑後市	1.41	25.08	343.44
1482	402125	福岡県大川市	0.69	19.70	167.58
1483	402133	福岡県行橋市	1.58	21.25	384.33
1484	402141	福岡県豊前市	0.94	20.85	228.90
1485	402150	福岡県中間市	0.54	17.07	131.37
1486	402168	福岡県小郡市	2.20	107.97	533.50
1487	402176	福岡県筑紫野市	3.77	49.86	917.29
1488	402184	福岡県春日市	2.34	30.75	567.76
1489	402192	福岡県大野城市	3.58	33.73	868.73
1490	402206	福岡県宗像市	1.70	23.54	411.97
1491	402214	福岡県太宰府市	2.61	28.51	633.92
1492	402231	福岡県古賀市	2.27	37.96	550.82
1493	402249	福岡県福津市	0.35	8.36	84.41
1494	402257	福岡県うきは市	0.65	11.00	158.34
1495	402265	福岡県宮若市	1.55	53.04	377.62
1496	402273	福岡県嘉麻市	1.16	20.10	280.88
1497	402281	福岡県朝倉市	1.95	29.55	474.94
1498	402290	福岡県みやま市	0.76	23.88	185.27
1499	402303	福岡県糸島市	0.07	1.34	16.07
1500	403059	福岡県筑紫郡那珂川町	0.62	12.14	151.38
1501	403415	福岡県糟屋郡宇美町	1.38	20.10	335.11
1502	403423	福岡県糟屋郡篠栗町	0.63	23.88	153.44
1503	403431	福岡県糟屋郡志免町	1.13	20.10	274.15
1504	403440	福岡県糟屋郡須恵町	0.79	16.32	191.80
1505	403458	福岡県糟屋郡新宮町	0.46	24.28	111.36
1506	403482	福岡県糟屋郡久山町	0.13	9.11	31.64
1507	403491	福岡県糟屋郡粕屋町	1.32	72.15	320.69
1508	403814	福岡県遠賀郡芦屋町	0.10	6.07	23.56
1509	403822	福岡県遠賀郡水巻町	0.41	6.07	98.71
1510	403831	福岡県遠賀郡岡垣町	0.35	9.11	85.74
1511	403849	福岡県遠賀郡遠賀町	0.36	14.78	88.40
1512	404012	福岡県鞍手郡小竹町	0.39	33.34	95.06
1513	404021	福岡県鞍手郡鞍手町	0.70	23.54	168.96
1514	404217	福岡県嘉穂郡桂川町	0.14	11.74	34.07
1515	404471	福岡県朝倉郡筑前町	0.34	10.25	82.90
1516	404489	福岡県朝倉郡東峰村	0.03	5.68	7.75
1517	405035	福岡県三井郡大刀洗町	1.25	52.34	303.32
1518	405221	福岡県三潞郡大木町	0.40	31.50	96.08
1519	405442	福岡県八女郡黒木町	0.23	9.11	55.54
1520	406015	福岡県八女郡立花町	0.54	20.45	130.68
1521	406023	福岡県八女郡広川町	0.60	28.06	146.18
1522	406040	福岡県八女郡矢部村	0.02	3.04	4.50
1523	406058	福岡県田川郡川崎町	0.16	7.96	38.71
1524	406082	福岡県田川郡大任町	0.06	3.04	14.68

## 2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量 (KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1525	406091	福岡県田川郡赤村	0.00	0.00	0.03
1526	406104	福岡県田川郡福智町	0.40	22.74	97.08
1527	406210	福岡県京都郡苅田町	3.13	47.37	759.44
1528	406252	福岡県京都郡みやこ町	0.32	15.18	76.90
1529	406422	福岡県築上郡吉富町	0.10	6.07	25.35
1530	406465	福岡県築上郡上毛町	0.18	14.43	44.11
1531	406473	福岡県築上郡築上町	0.97	43.79	236.04
1532	412015	佐賀県佐賀市	8.85	81.70	2,149.62
1533	412023	佐賀県唐津市	4.29	69.41	1,043.37
1534	412031	佐賀県鳥栖市	3.97	112.75	964.08
1535	412040	佐賀県多久市	0.69	21.25	166.64
1536	412058	佐賀県伊万里市	2.31	60.70	561.78
1537	412066	佐賀県武雄市	1.57	54.93	381.59
1538	412074	佐賀県鹿島市	0.81	29.95	195.85
1539	412082	佐賀県小城市	0.65	18.21	156.85
1540	412091	佐賀県嬉野市	0.91	20.10	220.84
1541	412104	佐賀県神埼市	0.61	12.14	148.74
1542	413275	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	0.46	18.21	112.69
1543	413411	佐賀県三養基郡基山町	0.25	15.92	60.73
1544	413453	佐賀県三養基郡上峰町	0.27	19.36	66.46
1545	413461	佐賀県三養基郡みやき町	0.62	22.79	150.80
1546	413879	佐賀県東松浦郡玄海町	0.18	18.21	42.75
1547	414018	佐賀県西松浦郡有田町	0.29	9.11	70.43
1548	414239	佐賀県杵島郡大町町	0.10	9.11	24.08
1549	414247	佐賀県杵島郡江北町	0.38	30.35	93.02
1550	414255	佐賀県杵島郡白石町	0.66	21.59	160.26
1551	414417	佐賀県藤津郡太良町	0.35	21.64	84.26
1552	422011	長崎県長崎市	18.28	133.30	4,441.63
1553	422029	長崎県佐世保市	7.63	100.31	1,854.18
1554	422037	長崎県島原市	1.28	37.12	312.12
1555	422045	長崎県諫早市	5.08	83.09	1,235.06
1556	422053	長崎県大村市	1.03	15.92	251.50
1557	422070	長崎県平戸市	1.16	42.49	281.38
1558	422088	長崎県松浦市	1.69	50.05	411.19
1559	422096	長崎県対馬市	0.44	9.11	106.40
1560	422100	長崎県壱岐市	0.11	4.93	26.81
1561	422118	長崎県五島市	0.73	23.88	176.46
1562	422126	長崎県西海市	4.30	90.61	1,043.73
1563	422134	長崎県雲仙市	2.21	49.66	536.88
1564	422142	長崎県南島原市	2.02	64.43	490.35
1565	423076	長崎県西彼杵郡長与町	0.83	54.53	201.46
1566	423084	長崎県西彼杵郡時津町	2.39	79.96	580.91
1567	423211	長崎県東彼杵郡東彼杵町	0.08	7.96	18.85
1568	423220	長崎県東彼杵郡川棚町	0.06	3.04	13.86
1569	423238	長崎県東彼杵郡波佐見町	0.10	3.04	24.40
1570	423831	長崎県北松浦郡小値賀町	0.02	1.90	3.96
1571	423912	長崎県北松浦郡佐々町	0.30	25.43	72.40
1572	424111	長崎県南松浦郡新上五島町	0.04	5.32	10.30
1573	432016	熊本県熊本市	21.97	107.77	5,339.78
1574	432024	熊本県八代市	8.43	103.84	2,048.62
1575	432032	熊本県人吉市	0.84	18.21	203.62
1576	432041	熊本県荒尾市	1.30	31.10	315.63
1577	432059	熊本県水俣市	0.31	6.07	76.21
1578	432067	熊本県玉名市	2.99	82.70	725.66
1579	432083	熊本県山鹿市	1.25	24.28	302.98
1580	432105	熊本県菊池市	1.75	23.14	424.06
1581	432113	熊本県宇土市	0.70	16.32	169.89
1582	432121	熊本県上天草市	1.01	23.88	245.83
1583	432130	熊本県宇城市	1.78	31.45	432.21
1584	432148	熊本県阿蘇市	2.08	48.16	505.71
1585	432156	熊本県天草市	1.70	30.35	413.87

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1586	432164	熊本県合志市	1.04	13.29	253.04
1587	433489	熊本県下益城郡美里町	0.45	21.99	108.63
1588	433641	熊本県玉名郡玉東町	0.07	7.21	16.50
1589	433675	熊本県玉名郡南関町	0.58	22.34	140.28
1590	433683	熊本県玉名郡長洲町	1.49	55.08	361.17
1591	433691	熊本県玉名郡和水町	0.34	26.12	83.32
1592	434035	熊本県菊池郡大津町	1.14	29.55	276.61
1593	434043	熊本県菊池郡菊陽町	0.99	15.18	239.88
1594	434230	熊本県阿蘇郡南小国町	0.40	14.78	97.64
1595	434248	熊本県阿蘇郡小国町	0.70	61.75	169.88
1596	434256	熊本県阿蘇郡産山村	0.10	4.18	25.26
1597	434281	熊本県阿蘇郡高森町	0.37	14.78	91.08
1598	434329	熊本県阿蘇郡西原村	0.24	13.63	57.34
1599	434337	熊本県阿蘇郡南阿蘇村	0.23	11.74	55.81
1600	434418	熊本県上益城郡御船町	0.37	24.23	88.92
1601	434426	熊本県上益城郡嘉島町	0.27	9.11	65.53
1602	434434	熊本県上益城郡益城町	0.66	24.23	160.15
1603	434442	熊本県上益城郡甲佐町	0.30	9.11	72.28
1604	434477	熊本県上益城郡山都町	0.50	11.00	121.68
1605	434680	熊本県八代郡氷川町	0.26	14.78	63.21
1606	434825	熊本県葦北郡芦北町	0.12	3.04	28.68
1607	434841	熊本県葦北郡津奈木町	0.02	3.79	5.98
1608	435015	熊本県球磨郡錦町	0.09	7.96	21.58
1609	435058	熊本県球磨郡多良木町	0.09	4.93	20.81
1610	435066	熊本県球磨郡湯前町	0.02	3.04	4.33
1611	435074	熊本県球磨郡水上村	0.06	1.90	15.37
1612	435104	熊本県球磨郡相良村	0.06	4.18	14.34
1613	435112	熊本県球磨郡五木村	0.00	0.01	0.09
1614	435121	熊本県球磨郡山江村	0.02	3.04	5.11
1615	435139	熊本県球磨郡球磨村	0.01	1.89	2.01
1616	435147	熊本県球磨郡あさぎり町	1.45	76.92	352.32
1617	435317	熊本県天草郡苓北町	0.64	30.35	156.50
1618	442011	大分県大分市	19.59	131.66	4,759.35
1619	442020	大分県別府市	31.48	422.71	7,649.02
1620	442038	大分県中津市	2.38	43.24	579.02
1621	442046	大分県日田市	2.63	31.45	639.27
1622	442054	大分県佐伯市	1.64	32.24	399.22
1623	442062	大分県臼杵市	2.02	50.80	490.60
1624	442071	大分県津久見市	0.88	46.97	213.96
1625	442089	大分県竹田市	1.29	27.32	313.72
1626	442097	大分県豊後高田市	1.74	39.86	423.86
1627	442101	大分県杵築市	1.33	46.57	322.79
1628	442119	大分県宇佐市	2.38	99.71	577.50
1629	442127	大分県豊後大野市	0.87	21.64	212.40
1630	442135	大分県由布市	1.44	58.81	350.46
1631	442143	大分県国東市	1.83	78.46	445.40
1632	443221	大分県速見郡姫島村	0.00	0.01	0.06
1633	443417	大分県速見郡日出町	1.62	103.20	394.79
1634	444618	大分県玖珠郡九重町	0.14	8.36	34.41
1635	444626	大分県玖珠郡玖珠町	0.54	34.13	130.13
1636	452017	宮崎県宮崎市	6.23	44.78	1,512.74
1637	452025	宮崎県都城市	5.92	63.98	1,438.10
1638	452033	宮崎県延岡市	1.53	38.66	371.66
1639	452041	宮崎県日南市	3.70	220.62	898.29
1640	452050	宮崎県小林市	1.18	29.61	287.30
1641	452068	宮崎県日向市	1.15	90.26	280.18
1642	452076	宮崎県串間市	0.46	23.54	111.42
1643	452084	宮崎県西都市	0.43	17.07	103.57
1644	452092	宮崎県えびの市	1.28	145.95	310.53
1645	453412	宮崎県宮崎郡清武町	0.46	9.11	112.67
1646	453617	宮崎県北諸県郡三股町	0.46	14.78	111.49

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1647	453820	宮崎県東諸県郡国富町	0.35	42.09	86.14
1648	453838	宮崎県東諸県郡綾町	0.12	10.25	28.06
1649	454010	宮崎県児湯郡高鍋町	0.24	16.32	58.23
1650	454028	宮崎県児湯郡新富町	0.42	35.63	101.95
1651	454044	宮崎県児湯郡木城町	0.05	10.60	12.79
1652	454052	宮崎県児湯郡川南町	0.48	42.49	117.21
1653	454061	宮崎県児湯郡都農町	0.20	12.89	48.30
1654	454214	宮崎県東臼杵郡門川町	0.24	25.03	59.40
1655	454290	宮崎県東臼杵郡諸塚村	0.01	1.15	1.24
1656	454303	宮崎県東臼杵郡椎葉村	0.04	3.04	9.35
1657	454311	宮崎県東臼杵郡美郷町	0.06	3.04	14.03
1658	454419	宮崎県西臼杵郡高千穂町	0.03	3.04	6.53
1659	454427	宮崎県西臼杵郡日之影町	0.01	3.04	3.19
1660	454435	宮崎県西臼杵郡日五ヶ瀬町	0.00	0.02	0.24
1661	462012	鹿児島県鹿児島市	11.32	87.72	2,750.23
1662	462039	鹿児島県鹿屋市	1.46	23.54	353.70
1663	462047	鹿児島県枕崎市	3.45	243.41	837.22
1664	462063	鹿児島県阿久根市	0.36	17.07	88.39
1665	462080	鹿児島県出水市	2.11	45.53	511.60
1666	462101	鹿児島県指宿市	1.96	130.11	476.94
1667	462136	鹿児島県西之表市	0.20	7.96	49.80
1668	462144	鹿児島県垂水市	0.74	49.31	180.05
1669	462152	鹿児島県薩摩川内市	1.24	25.77	301.82
1670	462161	鹿児島県日置市	0.40	12.89	97.49
1671	462179	鹿児島県曾於市	0.35	14.78	84.94
1672	462187	鹿児島県霧島市	1.52	21.99	369.73
1673	462195	鹿児島県いちき串木野市	0.20	9.11	48.37
1674	462209	鹿児島県南さつま市	0.41	20.10	100.17
1675	462217	鹿児島県志布志市	1.51	41.30	367.04
1676	462225	鹿児島県奄美市	0.21	6.82	51.82
1677	462233	鹿児島県南九州市	0.66	27.71	160.30
1678	462241	鹿児島県伊佐市	0.31	9.11	74.59
1679	462250	鹿児島県始良市	0.02	0.31	3.70
1680	463922	鹿児島県薩摩郡さつま町	0.29	9.11	71.66
1681	464040	鹿児島県出水郡長島町	0.53	27.32	128.96
1682	464520	鹿児島県始良郡湧水町	0.17	9.85	40.52
1683	464686	鹿児島県曾於郡大崎町	1.36	36.37	330.01
1684	464821	鹿児島県肝属郡東串良町	0.39	22.34	95.37
1685	464902	鹿児島県肝属郡錦江町	0.20	13.29	48.14
1686	464911	鹿児島県肝属郡南大隅町	0.10	9.11	24.92
1687	464929	鹿児島県肝属郡肝付町	0.32	23.88	77.36
1688	465011	鹿児島県熊毛郡中種子町	0.02	3.04	4.49
1689	465020	鹿児島県熊毛郡南種子町	0.11	9.11	25.79
1690	465054	鹿児島県熊毛郡屋久島町	0.19	9.11	46.65
1691	465241	鹿児島県大島郡宇検村	0.01	3.04	3.07
1692	465259	鹿児島県大島郡瀬戸内町	0.03	3.04	8.39
1693	465275	鹿児島県大島郡龍郷町	0.04	3.04	9.56
1694	465291	鹿児島県大島郡喜界町	0.13	5.32	30.91
1695	465305	鹿児島県大島郡徳之島町	0.15	6.07	36.18
1696	465313	鹿児島県大島郡天城町	0.09	4.93	21.64
1697	465321	鹿児島県大島郡伊仙町	0.04	4.93	9.20
1698	465330	鹿児島県大島郡和泊町	0.59	26.92	144.52
1699	465348	鹿児島県大島郡知名町	0.11	4.93	27.47
1700	465356	鹿児島県大島郡与論町	0.03	1.90	7.87
1701	472018	沖縄県那覇市	11.88	137.23	2,887.98
1702	472051	沖縄県宜野湾市	4.49	44.09	1,090.46
1703	472077	沖縄県石垣市	1.73	12.89	420.40
1704	472085	沖縄県浦添市	2.97	44.04	721.95
1705	472093	沖縄県名護市	1.49	20.90	361.71
1706	472107	沖縄県糸満市	1.01	37.57	245.25
1707	472115	沖縄県沖縄市	4.25	34.13	1,033.36

2. 回線容量試算(市町村毎)

No.	市町村 コード	市町村名	1日当たりのデータ容量(KByte)		年間データ転送容量 (Kbyte)
			通常時	ピーク時	
1708	472123	沖縄県豊見城市	0.38	8.71	91.21
1709	472131	沖縄県うるま市	1.83	17.07	445.42
1710	472140	沖縄県宮古島市	0.65	10.25	158.87
1711	472158	沖縄県南城市	0.34	11.00	82.20
1712	473014	沖縄県国頭郡国頭村	0.05	3.04	12.32
1713	473022	沖縄県国頭郡東村	0.03	3.04	8.39
1714	473031	沖縄県国頭郡大宜味村	0.01	1.16	1.42
1715	473065	沖縄県国頭郡今帰仁村	0.12	3.04	28.09
1716	473081	沖縄県国頭郡本部町	0.28	6.07	68.89
1717	473111	沖縄県国頭郡恩納村	0.52	24.63	127.00
1718	473138	沖縄県国頭郡宜野座村	0.08	7.21	20.31
1719	473146	沖縄県国頭郡金武町	0.23	13.68	54.69
1720	473154	沖縄県国頭郡伊江村	0.02	3.04	4.64
1721	473243	沖縄県中頭郡読谷村	1.22	19.36	295.40
1722	473251	沖縄県中頭郡嘉手納町	0.33	10.25	80.63
1723	473260	沖縄県中頭郡北谷町	1.56	14.03	378.25
1724	473278	沖縄県中頭郡北中城村	1.04	15.18	253.53
1725	473286	沖縄県中頭郡中城村	0.67	8.36	163.65
1726	473294	沖縄県中頭郡西原町	3.13	46.43	760.46
1727	473481	沖縄県島尻郡与那原町	0.23	9.11	54.68
1728	473502	沖縄県島尻郡南風原町	0.17	4.18	41.72
1729	473537	沖縄県島尻郡渡嘉敷村	0.01	1.15	2.41
1730	473545	沖縄県島尻郡座間味村	0.00	0.01	0.06
1731	473553	沖縄県島尻郡栗国村	0.00	0.01	0.06
1732	473561	沖縄県島尻郡渡名喜村	0.00	1.15	1.18
1733	473570	沖縄県島尻郡南大東村	0.08	6.07	19.60
1734	473588	沖縄県島尻郡北大東村	0.08	12.14	20.01
1735	473596	沖縄県島尻郡伊平屋村	0.04	1.90	9.79
1736	473600	沖縄県島尻郡伊是名村	0.13	18.21	32.00
1737	473618	沖縄県島尻郡久米島町	0.07	4.18	15.81
1738	473626	沖縄県島尻郡八重瀬町	0.09	4.18	22.46
1739	473758	沖縄県宮古郡多良間村	0.03	1.91	6.25
1740	473812	沖縄県八重山郡竹富町	0.17	4.18	41.90
1741	473821	沖縄県八重山郡与那国町	0.05	4.18	12.35

【 】内の箇所につき、引き続き総務・法務両省で調整中

## <参考資料2> 転入届等に係る市町村通知に関する運用

- 1 外国人住民が国内で住所を変更した際には、住基法の届出義務と入管法の届出義務が生じることとなる。

仮に、片方のみの届出義務が果たされ、もう片方の届出義務が未了の状態が放置されると、罰則や在留資格取消しの対象とされたり、必要な住民行政サービスが受けられなくなるおそれが生じる。また、外国人住民にとっても、住所変更のために市区町村役場を二度訪れることを余儀なくされるなどの負担となる。

このようなことが極力生じないよう、①市区町村役場において住所変更の案内（ホームページや電話等での案内）をする際には、必要な書類や手続きについて、両制度を分けることなく一括して案内することを徹底する、【②市区町村の住民行政窓口においても、外国人住民に対し、両制度上の届出について適切に案内・指導を行う】、などの運用を総務・法務両省において検討することとされている。

- 2 法令上は、1の運用を徹底したとしてもなお、例外的に両制度のうち片方の届出のみが先行して受け付けられる余地がある。

このような場合において予期される市町村通知等に関する事務上の混乱を防止するため、法務省においては、改正入管法第61条の8の2に関し、次のとおりの運用を想定している。

### (1) 【調整中】

- (2) 市区町村側の運用については、次のとおり想定している。

ア 住民行政窓口（支所・出張所等を含む。以下同じ。）の運用

- ① 転入届等（国内で住所を移動したときの転入届及び転居届をいう。以下同じ。）と住居地の届出が同時に行われたとき

特段の措置は不要（通常の転入届等に係る既存住基システムへの入力処理と在留カード等への住居地情報の記載処理のみを行う。）

- ② 転入届等のみが行われ、住居地の届出が同時に行われなかったとき

通常の転入届等に係る既存住基システムへの入力処理のほか、市区町村の住民行政窓口から、情報連携端末を管理する市町村職員に対し、別途、適宜の方法（FAX又はメール）により、当該転入届等に関しては住居地の届出が同時に行われていない旨を連絡する。

- ③ 過去に転入届等が行われた外国人の住居地の届出が後日行われたとき

市区町村の住民行政窓口から、情報連携端末を管理する市町村職員に対し、別途、適宜の方法（FAX又はメール）により住居地の届出のみが行われた旨を連絡する。

イ 情報連携端末を管理する市区町村職員の運用（既存住基システムから情報を

抽出して（オンライン連携又は外部記憶媒体連携により）市町村通知を行う場合）

- ① 既存住基システムから市町村通知ファイルを抽出し、情報連携端末に取り込む。
- ② 情報連携端末において市町村通知ファイルを開く。
- ③ 既存住基システムにおいて住居地の届出の有無を管理しない場合（注）には、当該市町村通知ファイルは「（住居地の届出の有無にかかわらず）転入届等が行われた外国人」のリストとなっている（この場合、異動事由コードとしては「000」を当てることを想定している（3-16 ページ、4-6 ページ及び4-8 ページ参照）。）。

そこで、前記ア②又は③により別途FAX又はメールにより連絡のあった外国人住民について、次のとおり補正する。

- (i) 前記ア②により別途FAX又はメールにより連絡のあった外国人住民について、「住居地届出補正機能」（3-16 ページ参照）を活用し、市町村通知ファイルを補正する。**【補正の具体的な方法につき調整中】**
- (ii) 上記ア③により別途FAX又はメールにより連絡のあった外国人住民について、「手入力機能」（3-12 ページ参照）を用いて別途市町村通知ファイルを作成する。

（注）各市区町村側の判断により既存住基システム側で住居地の届出の有無の管理を行うこととした場合、市区町村側では次のとおりの運用が想定される。

なお、既存住基システム側で住居地の届出の有無の把握を行う旨のシステム改修を行うことの要否等については、各市区町村の実状に応じ、各市区町村の判断において検討・決定される必要がある。

#### 1 市区町村の住民行政窓口の運用

既存住基システムに住居地の届出の有無に関するチェックボックスが設けられ、当該チェックボックスにより管理することが想定される。

（この場合、前記ア②又は③の連絡は不要と考えられる。）

#### 2 情報連携端末を管理する市区町村職員の運用

既存住基システムでは住居地の届出の有無を管理していることから、前記ア②又は③に該当する届出のみを抽出することも可能となると想定される。

（この場合、前記イ③の補正は不要と考えられる。）